

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価書

要 約 書

令和3年5月

江 南 市

目 次

第1章	都市計画決定権者の名称	1
第2章	都市計画対象事業の目的及び内容	2
第3章	環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲	32
第4章	方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の の見解	34
第5章	方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者 の見解	56
第6章	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び その選定理由等	60
第7章	環境影響の調査、予測及び評価の概要	77
1	大気質	78
2	騒音及び超低周波音	86
3	振動	90
4	悪臭	93
5	水質	94
6	地盤・土壌（土壌環境）	95
7	地下水の状況及び地下水の水質	96
8	日照障害	97
9	動物	101
10	植物	103
11	生態系	105
12	景観	108
13	人と自然との触れ合いの活動の場	113
14	廃棄物等	116
15	温室効果ガス等	117
第8章	総合評価	118
第9章	準備書についての意見書の意見の概要 及び都市計画決定権者の見解	119
第10章	準備書についての愛知県知事の意見 及び都市計画決定権者の見解	165
第11章	準備書から評価書への主な修正点	169
第12章	事後調査計画	250
巻末資料		
資料1	調査期間	252
資料2	調査地点	255

第1章 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称

江南市

(参考)

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 尾張北部環境組合

代表者 : 管理者 澤田 和延

所在地 : 江南市赤童子町大堀 90 番地

(備考)

本事業は、「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号) の手続を伴う事業であることから、都市計画決定権者である江南市が、「愛知県環境影響評価条例」(平成 10 年 愛知県条例第 47 号) 第 31 条の規定に基づき、環境影響評価手続を行うものである。

2.1 都市計画対象事業の目的

2.1.1 事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、平成9年5月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト削減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受けて、愛知県は、平成10年10月に平成19年度までの10年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）を策定した。

「広域化計画」では、県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指しており、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町（以下「2市2町」という。）においては、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターを平成30年度以降に統合することとされた。

2市2町で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議（以下「第1小ブロック会議」という。）は、この「広域化計画」を踏まえ、平成21年6月に、新ごみ処理施設の建設を目的として「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）を策定し、その後、平成28年7月には、2市2町の人口やごみ減量状況等の変化、大規模災害時の廃棄物処理体制の確立などの社会情勢の変化に対応するため、広域化実施計画の改訂（以下「広域化実施計画（改訂版）」という。）を行い、令和7年度（平成37年度）の新ごみ処理施設稼働を目標とした。

このような状況を踏まえ、2市2町は、構成団体の意向を反映しながら、ごみ処理を共同で独立した事業として実施することにより、効率的かつ確実にごみ処理事業を推進し、循環型社会の形成に取り組んでいくため、平成29年4月に一部事務組合「尾張北部環境組合」（以下「組合」という。）を設置した。

本事業は、2市2町の新ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

2.1.2 ごみ処理施設の現状

2市2町では、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターにおいて、一般廃棄物の処理を行っている。しかし、両施設とも供用開始より30年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっている。これらの既存施設の概要は、表2.1.1に、位置は図2.1.1に示すとおりである。

表2.1.1 既存施設の概要

施設名		犬山市都市美化センター	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター
設置主体		犬山市	江南丹羽環境管理組合 (江南市、大口町、扶桑町)
所在地		犬山市大字塔野地字田口洞 39番地 128	大口町河北一丁目 131番地
処理対象区域		犬山市	江南市、大口町、扶桑町
焼却 処理 施設	処理能力	135 t/日 (67.5 t/日×2炉)	150 t/日 (75 t/日×2炉)
	処理方式	ストーカ式焼却炉 (全連続式焼却施設)	流動床式焼却炉 (全連続式焼却施設)
	供用開始	昭和58年4月 (平成20年度 大規模補修工事実施)	昭和57年11月 (平成23年度 基幹整備補修工事実施)
粗大 ごみ 処理 施設	処理能力	30 t/5h	30 t/5h
	処理方式	破碎・選別	破碎・選別
	供用開始	昭和59年12月	昭和57年11月

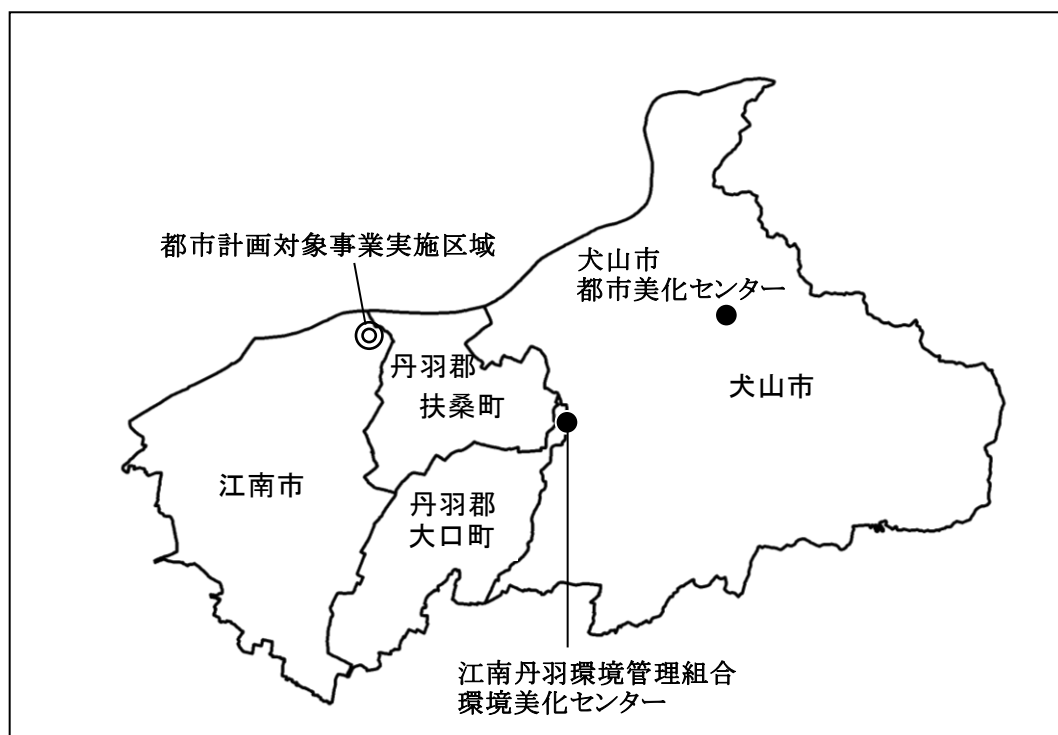


図2.1.1 既存施設の位置

2.1.3 建設地の決定経緯

国や県のごみ処理広域化の方針を受けて、これまで尾張北部地域の関係市町では広域のごみ焼却施設の候補地の検討を行ってきた。尾張北部ブロックを構成する4市2町（犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町）では、平成13年8月に犬山市塔野地地区を候補地として選定し、平成15年2月には犬山市善師野地区を再選定したが、どちらも地元調整が難航したため断念している。

その後、尾張北部ブロックは平成17年11月に、当面、第1小ブロック（2市2町）と第2小ブロック（小牧市及び岩倉市）の2つの小ブロックに分け、それぞれ施設を建設することとし、平成22年5月には、2市2町で構成する第1小ブロック会議で犬山市池野地区を候補地として選定したが、地元調整が難航し、凍結状態となった。

そのような中、既存の両施設も稼働後30年以上経過し、老朽化への対応も必要で先送りできない状況もあったことから、建設地については、平成24年10月の第1小ブロック会議において、江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、その後、江南市において候補地の選定がなされている。

江南市による候補地の選定にあたっては、市内の3ヘクタール以上の一団となったエリアとして抽出された5つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価がなされている。

江南市による候補地の評価基準を表2.1.2に、評価結果を表2.1.3に、候補地の位置を図2.1.2に示す。

表2.1.2 江南市による評価基準

評価項目		評価基準		
		○	△	×
基本要素	敷地面積の確保	4 ha以上の整形地が確保できる	3 ha以上4 ha未満の整形地が確保できる	3 ha未満の整形地が確保できる
	アクセスのしやすさ	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に近接している	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続・近接していない
重要要素	用地確保のしやすさ	地権者が少なく土地取得が容易である	地権者はまあまあ多いが、土地取得はなんとか可能である	地権者が非常に多く土地取得が困難である
	近くの住居の少なさ	周囲500m以内の住宅等が200戸未満である	周囲500m以内の住宅等が200戸以上500戸未満である	周囲500m以内の住宅等が500戸以上である
	運搬経費の安さ	構成市町からの運搬経費が一番安い	構成市町からの運搬経費は中間的なものである	構成市町からの運搬経費が他に比べて極めて高い
参考要素	学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がない	—	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がある
	搬入道路における集落等の通過	集落等を通さず施設に搬入が可能	施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通過する	施設に搬入するために相当規模の集落・住宅団地を通過する
	行政計画とのつりあい	土地利用構想、土地利用計画上支障がない	土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障でない	土地利用構想、土地利用計画上著しい支障がある
	土地造成のしやすさ	地形等による構造上の支障がなく、土地造成が容易である	地形上の問題により造成上の開発投資が必要である	急峻な地形等により土地造成が困難である
	土地利用の現況	現在のところ土地はほとんど利用されていない	—	現在のところ土地の多くが他の目的(田、畑等)に利用されている

表2.1.3 江南市による評価結果

評価項目			中般若町 北浦		宮田町 河沼		五明町 福森		曾本町 二子前		小折町 八反畑	
			評価	得点	評価	得点	評価	得点	評価	得点	評価	得点
基本要素	○: 5点 △: 3点 ×: 1点	敷地面積の確保	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5
		アクセスのしやすさ	○	5	△	3	○	5	△	3	△	3
重要要素	○: 10点 △: 6点 ×: 2点	用地確保のしやすさ	△	6	△	6	△	6	△	6	△	6
		近くの住居の少なさ	○	10	×	2	×	2	×	2	△	6
		運搬経費の安さ	○	10	△	6	△	6	△	6	△	6
参考要素	○: 3点 △: 2点 ×: 1点	学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無	×	1	○	3	○	3	×	1	×	1
		搬入道路における集落等の通過	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3
		行政計画とのつりあい	○	3	○	3	○	3	○	3	△	2
		土地造成のしやすさ	△	2	○	3	○	3	○	3	○	3
		土地利用の現況	○	3	○	3	×	1	×	1	×	1
合計得点			48		37		37		33		36	

江南市は平成24年12月の第1小ブロック会議において、評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として提示し、地元（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）の同意を得ることを目的として地元説明会や施設見学会等を実施し、江南市の3地区から同意を得た。

そして、平成28年3月の第1小ブロック会議において、こうした江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定した。

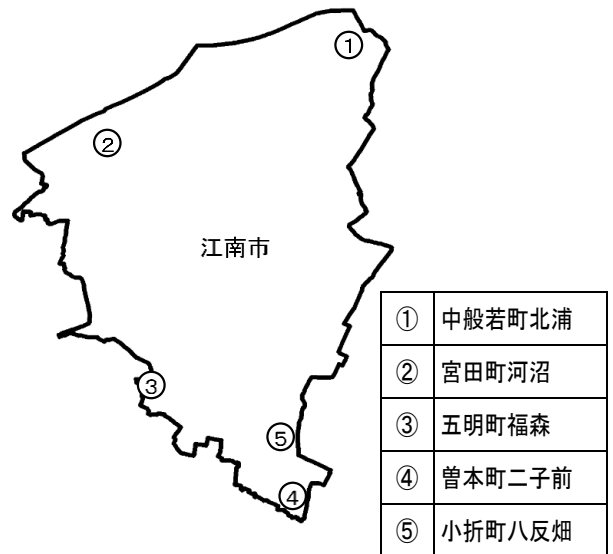


図2.1.2 候補地の位置

なお、候補地の選定は地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されたため、候補地の選定後に計画段階環境配慮書の手続きを実施した。

2.2 都市計画対象事業の内容

2.2.1 都市計画対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年 法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設(ごみ焼却施設)の設置事業

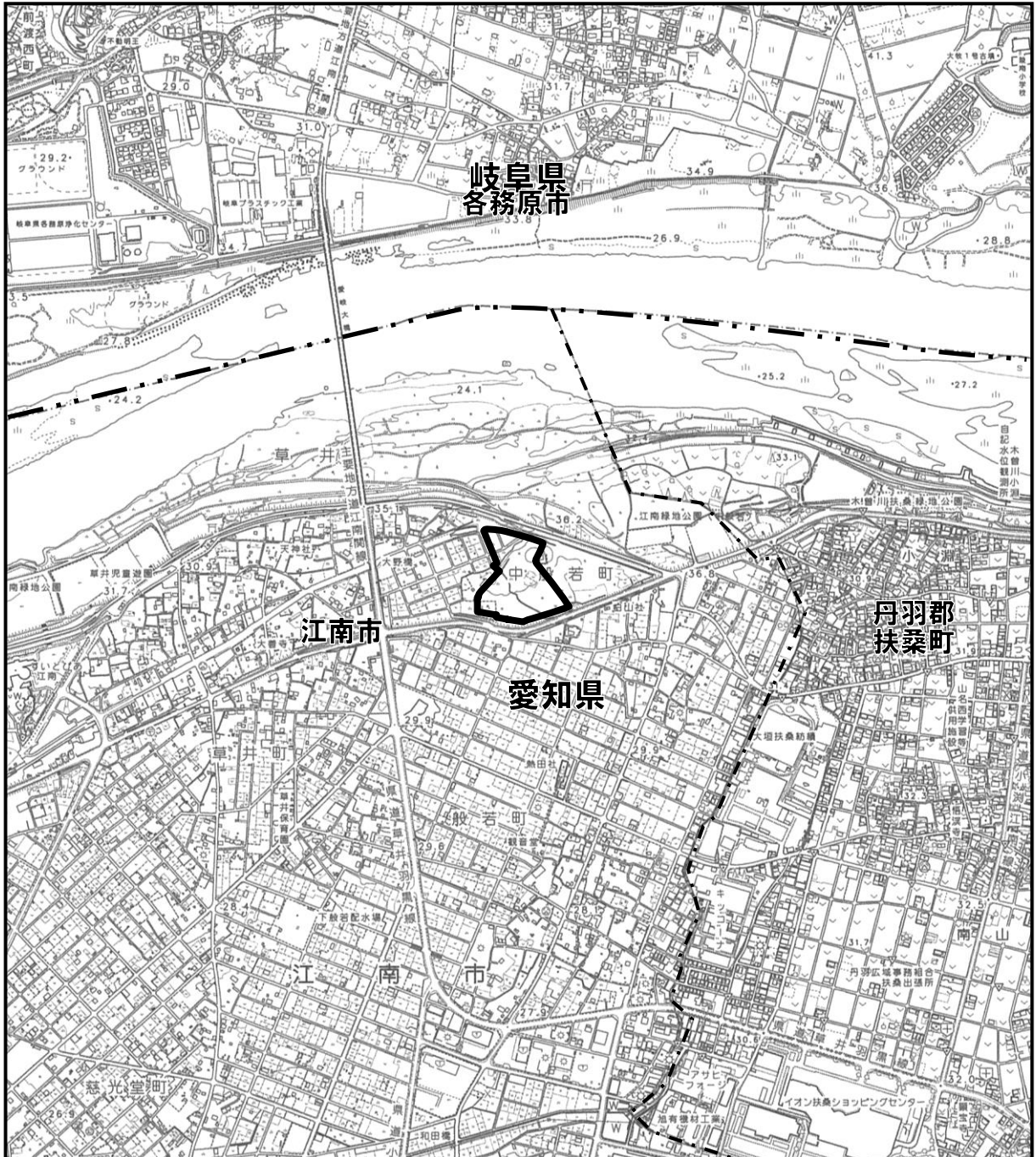
2.2.2 都市計画対象事業の規模

ごみ焼却施設 処理能力：196 t/日


2.2.3 都市計画対象事業実施区域の位置

位置：江南市中般若町北浦地内(図2.2.1参照)

面積：約3.0ha

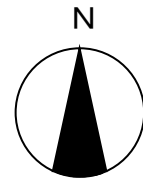


凡 例

 都市計画対象事業実施区域

 県境

 市町境



1 : 15,000

0 150m 300m 600m

この地図は、各務原市発行「1：15,000 各務原市全図」を使用したものである。

図2.2.1 都市計画対象事業実施区域の位置

2.2.4 都市計画対象事業の諸元

2.2.4.1 ごみ処理施設の諸元

本事業において都市計画対象事業実施区域（以下「事業実施区域」という。）に設置するごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の諸元は表 2.2.1 に、計画ごみ質は表 2.2.2 に示すとおりである。

本事業では、ごみ焼却施設のほかに粗大ごみ処理施設を設置する計画である。

なお、本事業は、PFI 導入可能性調査や令和 2 年 3 月に組合が策定した「ごみ処理施設整備基本設計報告書」（以下「基本設計」という。）での検討結果を踏まえ、可燃ごみ処理施設については DB+0 方式（長期包括運營業務委託方式）※ 1、粗大ごみ処理施設では DBM 方式※ 2 とした。

表 2.2.1 計画施設の諸元

処理施設	項目	計画諸元
可燃ごみ処理施設	処理能力	196 t/日（98 t/日×2 炉）
	処理方式	未定（以下の処理方式から決定） ・ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化 ・ガス化溶融炉・シャフト式 ・ガス化溶融炉・流動床式
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、し渣及び脱水汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	未定（航空法による高さ制限を受ける。） ^{注)}
	運転計画	24 時間連続運転
	エネルギー回収率	19%以上
粗大ごみ処理施設	処理能力	14 t/日（5 h）
	処理方式	破碎・選別
	運転計画	5 時間運転
稼働目標年度		令和 7 年度（平成 37 年度）

注) 航空法による高さ制限は以下のとおりであり、造成高さにより煙突の高さが異なるため、現段階では未定である。

航空法に係る制限高さ＝45m（水平表面の制限高さ）＋39.6m（飛行場標点の標高）
＝84.6m

設置可能な煙突高さ＝84.6m（航空法に係る制限高さ）－（事業実施区域の標高）

※ 1 DB+0方式（長期包括運營業務委託方式）は公設民営方式の一種で、組合が主体となり、公共資金を用いて、施設の設計・建設を行い、施設の所有権は組合が保持し、その下で運営・維持管理を民間の事業者（特別目的会社（SPC：Special purpose company）または維持管理を行う既存の民間の事業者）に別途発注し、長期間包括的に責任委託する方式である。本事業においては、施設の設計・建設及び運営・維持管理を一括発注・契約することとしている。（契約者について、以下「民間事業者」という。）

※ 2 DBM方式は公設民営方式の一種で、組合所有の下で新たに施設を整備し、運転は組合が行い、定期整備修繕等の維持管理を長期包括責任委託による一括発注・契約する方式である。

表2.2.2 計画ごみ質

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分	%	56.6	43.3	30.3
可燃分		37.9	50.0	61.9
灰分		5.5	6.7	7.8
単位体積重量	kg/m ³	201.4	178.6	155.8
低位発熱量	kJ/kg	6,000	9,770	13,500

出典：「ごみ処理施設整備基本設計報告書」（令和2年3月 尾張北部環境組合）

2.2.4.2 処理能力の算定

(1) 可燃ごみ処理施設

可燃ごみ処理施設の処理能力は、196 t/日（24h）を計画している。

処理能力については、平成29年2月に策定した「新ごみ処理施設整備計画」（以下「整備計画」という。）及び令和元年度に見直しを行った2市2町のごみ処理基本計画を踏まえ、「基本設計」において以下のとおり算出されている。

① 計画処理量

計画処理量は、「整備計画」及び「基本設計」において、計画施設の稼働目標年度（令和7年度）の可燃ごみ及び粗大ごみ破碎選別可燃残渣（処理後可燃物）の可燃ごみ焼却処理量に、し尿処理施設（愛北クリーンセンター）のし渣及び脱水汚泥並びに災害廃棄物の処理量の推計値を加えて設定している。その算定方法は以下に示すとおりである。

<可燃ごみ焼却処理量>

計画施設で処理を行う可燃ごみ処理量の推計値は、「基本設計」において、各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における推計値をもとに、表2.2.3(1)、(2)及び図2.2.2に示すとおり算出されている。

可燃ごみ処理量は、計画施設の稼働目標年度である令和7年度に、47,147 t/年で最大になると推計される。また、令和7年度の可燃残渣は2,230 t/年になり、可燃ごみ焼却処理量の合計は49,377 t/年になると推計される。

表 2.2.3(1) 人口推計 (推計値)

単位：人

年度	犬山市	江南市	大口町	扶桑町	合計
R1	74,200	100,415	24,257	34,625	233,497
R2	74,000	100,336	24,365	34,635	233,336
R3	73,700	99,941	24,450	34,644	232,735
R4	73,400	99,547	24,536	34,621	232,104
R5	73,100	99,152	24,621	34,597	231,470
R6	72,800	98,757	24,707	34,574	230,838
R7	72,400	98,363	24,792	34,551	230,106
R8	72,100	97,894	24,853	34,527	229,374
R9	71,800	97,424	24,914	34,478	228,616
R10	71,400	96,955	24,974	34,429	227,758
R11	71,100	96,486	25,035	34,380	227,001
R12	70,700	96,017	25,096	34,331	226,144
R13	70,400	95,555	25,129	34,282	225,366

表 2.2.3(2) 可燃ごみ処理量 (推計値)

単位：t/年

年度	犬山市	江南市	大口町	扶桑町	合計
R1	16,683	19,540	5,760	7,123	49,106
R2	16,558	19,281	5,719	7,078	48,636
R3	16,450	19,015	5,673	7,019	48,157
R4	16,342	18,935	5,629	6,972	47,878
R5	16,266	18,909	5,583	6,927	47,685
R6	16,128	18,779	5,538	6,900	47,345
R7	16,039	18,702	5,550	6,856	47,147
R8	15,973	18,610	5,558	6,834	46,975
R9	15,950	18,568	5,565	6,804	46,887
R10	15,818	18,426	5,573	6,796	46,613
R11	15,751	18,334	5,582	6,750	46,417
R12	15,662	18,243	5,590	6,737	46,232
R13	15,639	18,203	5,593	6,728	46,163

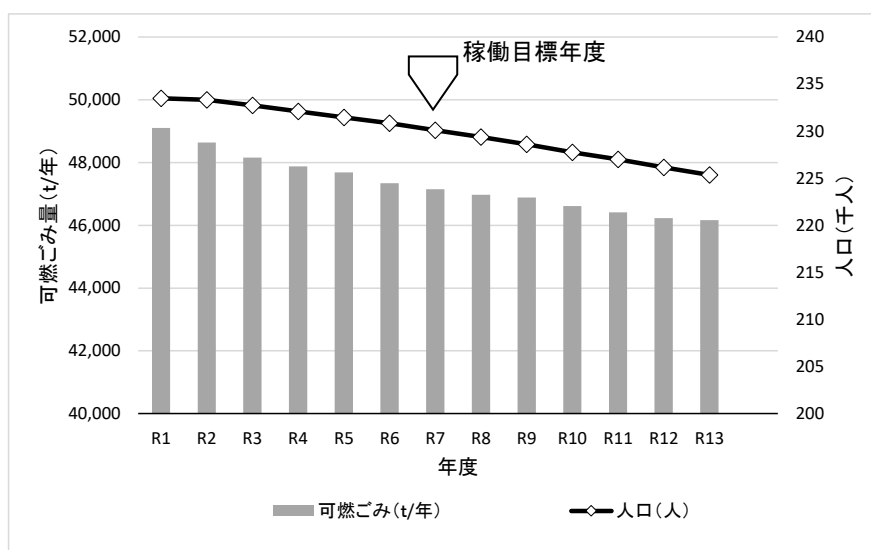


図2.2.2 人口推計及び可燃ごみ処理量 (推計値)

<し渣及び脱水汚泥処理量>

し尿処理施設（愛北クリーンセンター）からのし渣及び脱水汚泥の処理量については、し尿処理施設を管理する愛北広域事務組合によると、計画施設の稼働開始後で推計人口が最大となる令和7年度では、2,249 t/年になると推計している。

<災害廃棄物の処理量>

災害廃棄物量（選別後の可燃物）については、「愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計値）について」（平成27年7月 愛知県）より、表2.2.4に示すとおり推計されており、2市2町の合計である2,640 tを処理対象とする。なお、この推計値は、南海トラフ地震を想定して推計されたものである。

この処理対象の災害廃棄物（2,640 t）を3年間で処理することとし、災害廃棄物の処理量は880 t/年になると推計される。

表2.2.4 災害廃棄物量（推計値）

単位：t

市町	選別前		選別後
	災害廃棄物	津波堆積物	可燃物
犬山市	6,494	0	653
江南市	7,760	0	1,016
大口町	4,136	0	391
扶桑町	4,484	0	580
合計	—	—	2,640

<令和7年度における計画処理量>

上記の可燃ごみ、可燃残渣、し渣及び脱水汚泥、災害廃棄物の年間処理量より算出した、令和7年度における計画処理量は表2.2.5に示すとおりであり、1日あたり143.85 tとなる。

表2.2.5 令和7年度における計画年間処理量（可燃ごみ処理施設）

項目	年間処理量（t/年）
可燃ごみ	47,147
可燃残渣	2,230
し渣及び脱水汚泥	2,249
災害廃棄物	880
合計	52,506 (143.85 t/日)

② ごみ焼却処理能力

ごみ焼却処理能力は、1日あたりに処理する能力を示し、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」（環境省通知 環廃対発第031215002号 平成15年12月15日）に基づき、次式で算定する。

$$\text{処理能力} = \text{処理対象ごみ量 (a)} \div \text{実稼働率 (b)} \div \text{調整稼働率 (c)}$$

a 処理対象ごみ量：143.85 t/日

b 実稼働率：0.767（実稼働日数（365日－85日^注）÷365日）

注）補修整備期間（30日）＋補修点検期間（15日×2回）＋全停止期間（7日）
＋起動に要する日数（3日×3回）＋停止に要する日数（3日×3回）

c 調整稼働率：0.96

注）調整稼働率：正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数。

これにより、可燃ごみ処理施設の処理能力は、

$$\begin{aligned} \text{処理能力} &= (143.85 \text{ t/日}) (a) \div ((365 \text{ 日} - 85 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日}) (b) \div 0.96 (c) \\ &= 195.36 \text{ t/日 (小数点以下第三位四捨五入)} \\ &\approx 196 \text{ t/日 (小数点以下繰上げ)} \end{aligned}$$

(2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の処理能力は、14 t/日（5 h）を計画している。

計画処理量は、2市2町のごみ処理基本計画における令和7年度の年間搬入量の目標値を踏まえ、「基本設計」において以下のとおり算出されている。

① 計画処理量

令和7年度における計画処理量は、表2.2.6に示すとおりであり、1日あたり7.6 tとなる。

表2.2.6 令和7年度における計画年間処理量（粗大ごみ処理施設）

項 目	年間処理量 (t/年)
粗大ごみ	1,658
不燃ごみ	1,092
合 計	2,750 (7.6 t/日)

② 処理能力

粗大ごみ処理施設の処理能力は、次式で算定する。

$$\text{処理能力} = \text{計画年間日平均処理量 (a)} \div \text{実稼働率 (b)} \times \text{計画月間変動係数 (c)}$$

a 計画年間日平均処理量：7.6 t/日

b 実稼働率：0.685（実稼働日数（365日－115日^{注1)}）÷365日）

c 計画月間変動係数：1.26^{注2)}

注1) 非稼働日（土曜、日曜）及び補修整備期間

注2) 2市2町の過去5年間における月別搬入量より算出。

これにより、粗大ごみ処理施設の処理能力は、

$$\begin{aligned} \text{処理能力} &= (7.6 \text{ t/日}) (a) \div ((365 \text{ 日} - 115 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日}) (b) \times 1.26 (c) \\ &= 13.98 \text{ t/日 (小数点以下第三位四捨五入)} \\ &\approx 14 \text{ t/日 (小数点以下繰上げ)} \end{aligned}$$

2.2.4.3 処理方式の選定

(1) 施設整備の基本方針

ごみ処理施設の整備に関する基本方針は「整備計画」に従い、以下のとおりとする。

- ①迅速、安全、環境にやさしいごみ処理の実現
地域住民の不安を和らげるために、安全で安心なごみ処理施設の建設を実現する。
- ②3Rの拠点として、ゼロ・エミッションを目標とした施設の実現
環境学習機能や情報発信機能の充実により、ごみの減量化並びに再資源化の実現のための啓発促進に寄与する施設とする。
- ③地域との調和を考慮し周辺の生活環境に配慮した地域密着(コミュニティ型)の施設の実現
渋滞対策を含めた周辺の生活環境に対して十分な保全対策を実施し、住民とともに公害を防止、監視するためのシステムを構築するとともに、環境学習機能や情報発信機能を充実するなどし、住民に開かれた施設とする。
- ④ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に回収し、積極的に再利用できる施設の実現
単にごみを焼却処理し減容化するにとどまらず、積極的、効率的な余熱利用を行うことにより、サーマルリサイクルを実現する。
- ⑤ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築
ごみ処理後の残渣のリサイクル先の確保について十分な調査、検討を行い、ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムを構築する。
- ⑥公平性を基本とした運用・費用分担の構築
新ごみ処理施設の建設、運営にあたっては、公平性を基本とした運用と費用負担の方法を構築する。
- ⑦最終処分量を極力削減する施設の実現
ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築とあわせて、最終処分量を極力削減する施設の実現を目指す。
- ⑧経済性に優れた施設の実現と運営
建設費及び維持管理費を含めた、ライフサイクルコストでの経済性に優れた施設を目指す。

(2) 処理方式選定の経緯

処理方式の選定については、「広域化実施計画」において7つの処理方式を検討対象とし、そのうちの1つは「ストーカ式等(従来型)」としていた。その後、「整備計画」の策定にあたり平成22年7月に第1小ブロック会議が設置した「新ごみ処理施設整備検討委員会」において、従来型の方式のうち、近年の採用はストーカ式と流動床式の2方式が一般的であることを踏まえ、従来型はこの2方式を検討対象とし、以下の8つの処理方式に整理し直したうえで比較検討を行うこととした。

- ①ストーカ式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理
- ②流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理
- ③ガス化溶融炉・シャフト式
- ④ガス化溶融炉・流動床式
- ⑤ガス化溶融炉・キルン式
- ⑥ガス化溶融炉・ガス化改質式
- ⑦炭化炉方式
- ⑧バイオガス化方式+ストーカ式等(従来型)+灰溶融又は灰の外部処理

平成 28 年 10 月の第 2 回検討委員会において、技術の成熟度、処理の安定性の面から、比較的採用実績の多い「①ストーカ式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」、「②流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」、「③ガス化溶融炉・シャフト式」、「④ガス化溶融炉・流動床式」の 4 つの処理方式に絞り込み、平成 29 年 2 月に「整備計画」を策定した。

さらに、平成 30 年 4 月に組合が設置した「ごみ処理方式検討委員会」において、プラントメーカーにヒアリング調査（平成 30 年 8 月依頼、9 月提出）を行ったところ、「①ストーカ式焼却炉+灰溶融」及び「②流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」については、提案がなかった（プラントメーカーにおいて当該事業における諸条件を勘案した結果、最も適切な処理方式とされなかった）こと、新設が少ないことから選定の対象から除外することとした。

また、「①ストーカ式焼却炉+灰の外部処理」の灰の外部処理については、基本方針において、「ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築」、「最終処分量を極力削減する施設の実現」が基本方針として定められていることに基づき、資源化業者へのアンケート調査により焼却灰等の全量資源化の長期的な受入れが可能であることが確認できたため、「灰の外部資源化」とすることとした。

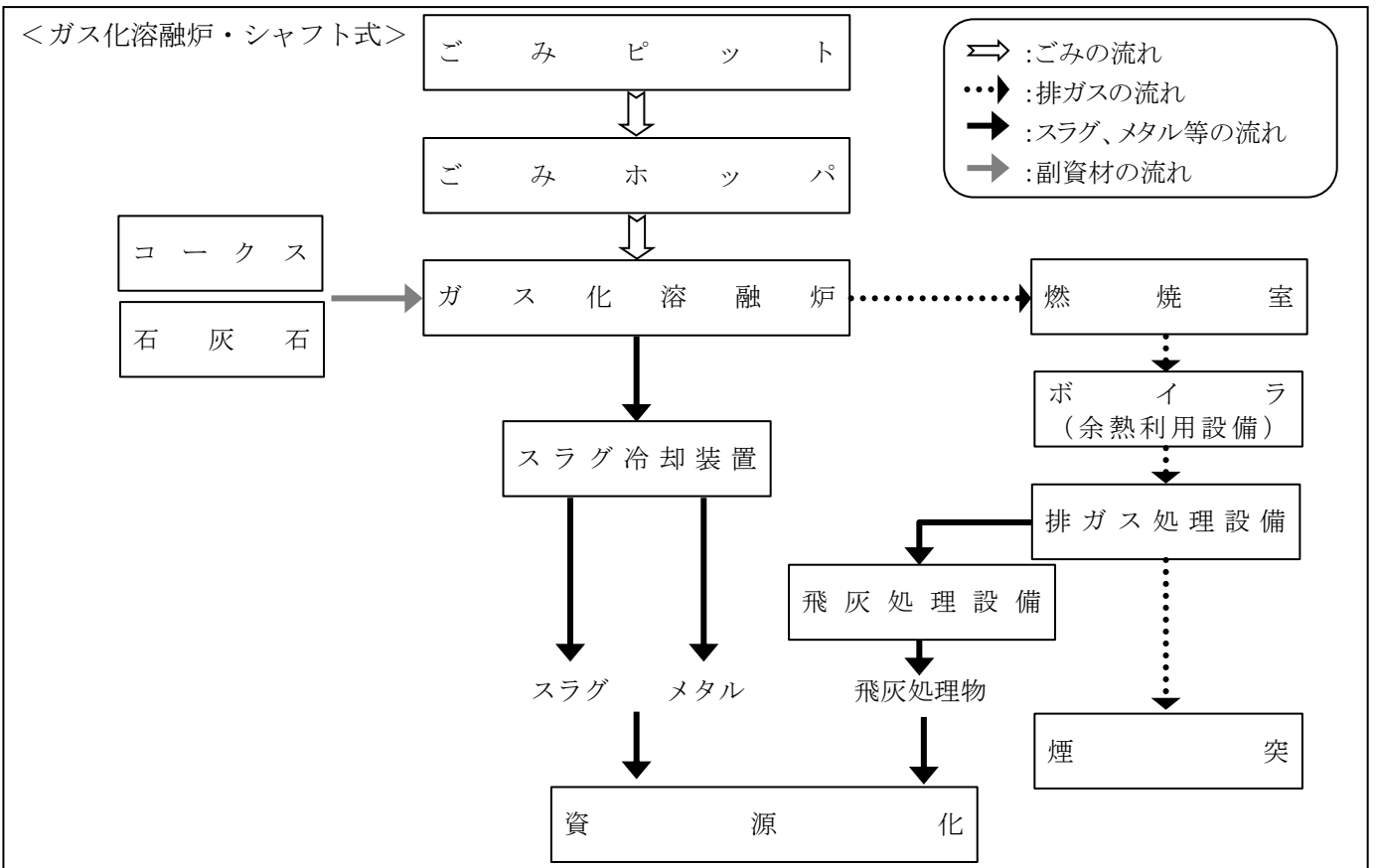
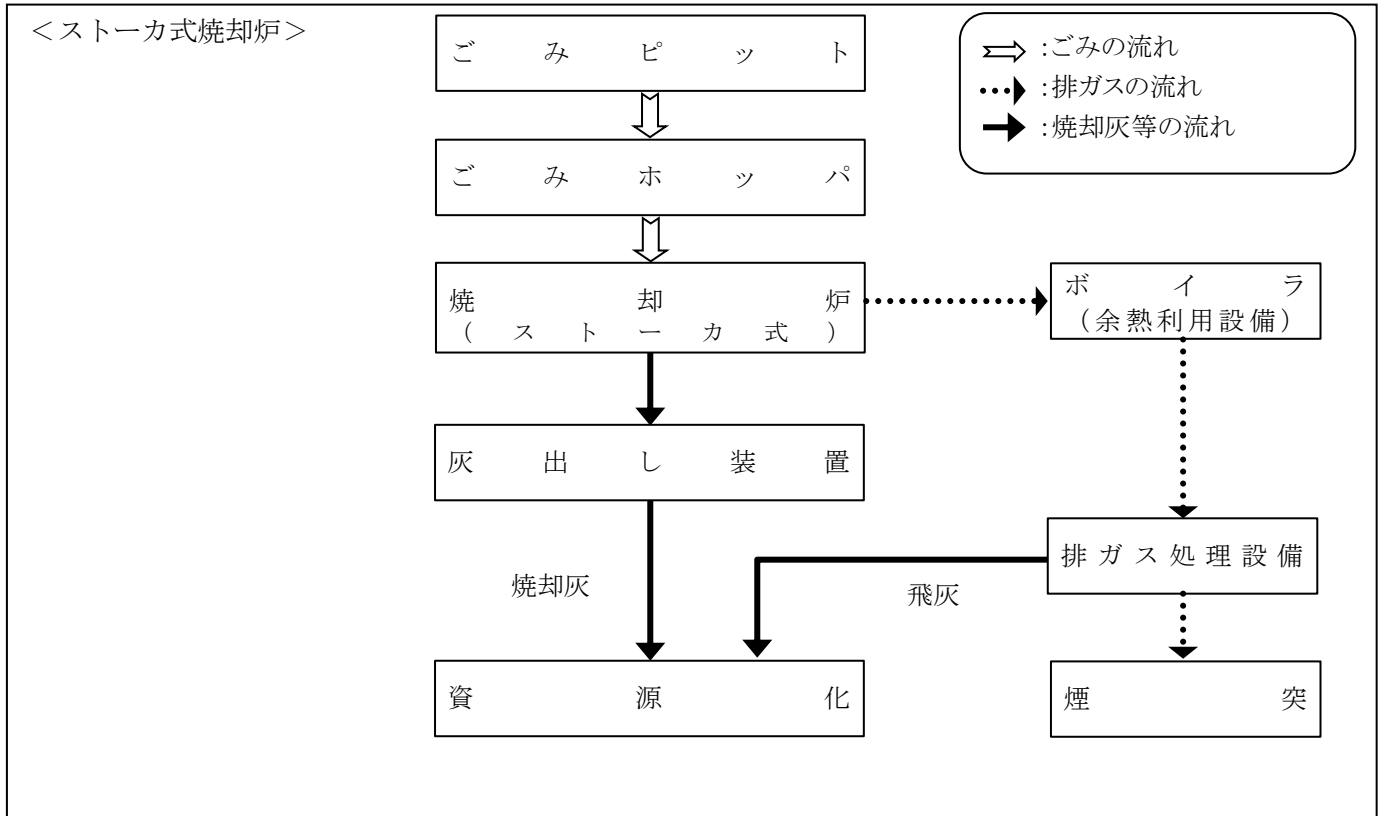
これらの状況及び「ごみ処理方式検討委員会」において、ごみ処理の技術的には特定の処理方式に優位性はないと評価されたことを踏まえ処理方式は、「①ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化」、「③ガス化溶融炉・シャフト式」、「④ガス化溶融炉・流動床式」の 3 方式から選定を行うものとして、平成 31 年 2 月の組合議会全員協議会にて公表した。

各処理方式の処理フローは、図 2.2.3(1)～(3)に示すとおりである。

(3) 処理方式の選定の考え方

処理方式については、これまで 1 つの方式に選定して入札する方法が多く採られてきたが、競争性の向上と優れた事業者提案の採用という観点から複数の方式で入札を行い、選定自体を競争的に行うことが最適であると考えられる。

したがって、組合が行うごみ処理方式の選定にあたっては、基本方針を踏まえ、品質面、機能面、環境面、経済面及び地域性などの条件を整理し、工事発注のための要求水準を定め、上記 3 方式について総合的な評価を行うものとする。



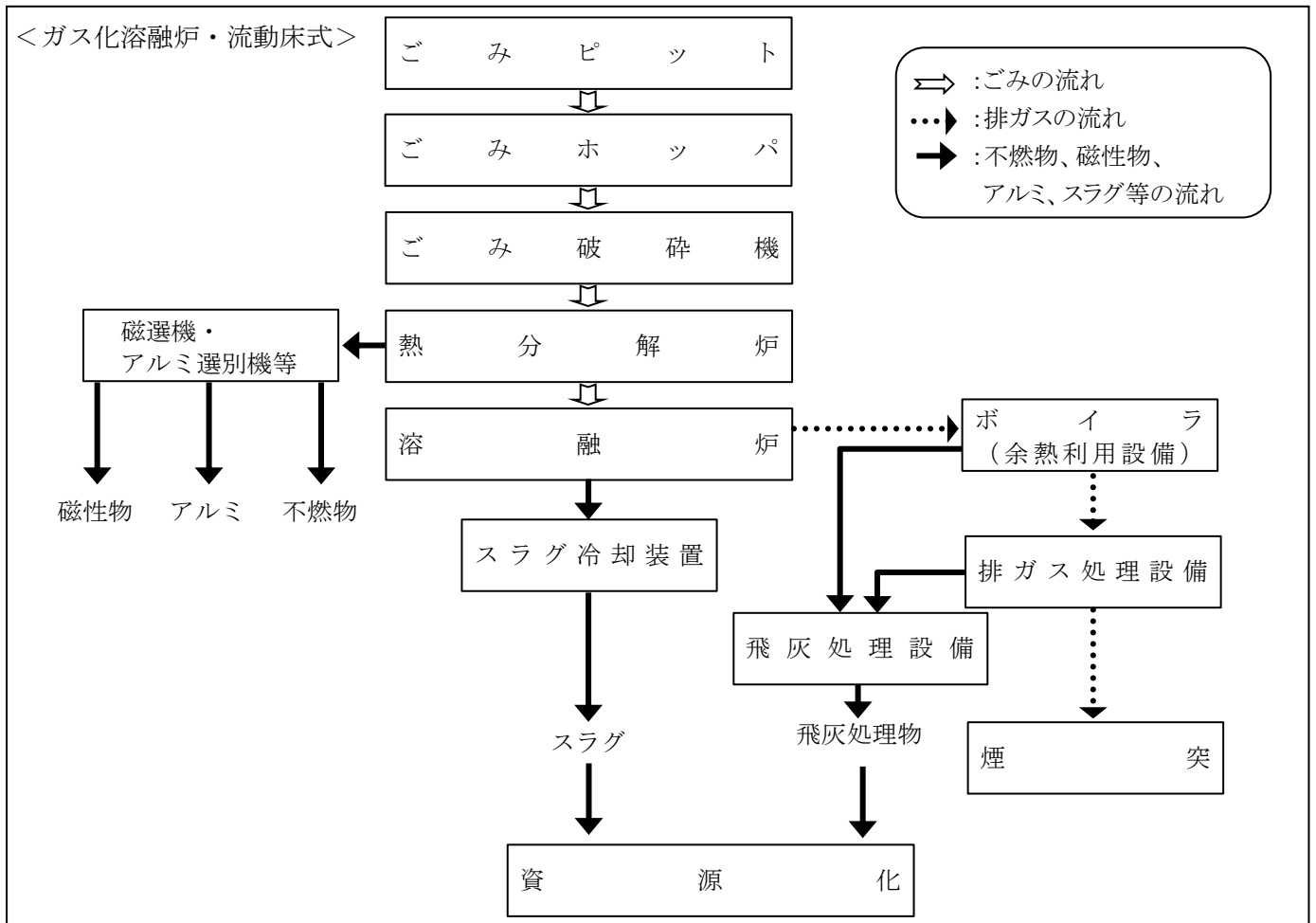


図 2.2.3(3) ガス化溶融炉・流動床式の基本フロー

2.2.4.4 建設計画

計画施設の施設配置図は図 2.2.4 に、断面図は図 2.2.5 に、立面図は図 2.2.6 に示すとおりである。

「木曽川水系洪水浸水想定区域図」（平成 28 年 12 月 木曽川上流河川事務所）において事業実施区域は浸水想定区域に指定されており、浸水対策として、計画地盤高さを T.P. 31m以上とするほか、防水扉や防水シャッター等を整備する計画である。

なお、本事業では事業方式を可燃ごみ処理施設については DB+0 方式、粗大ごみ処理施設については DBM 方式としたことから、民間事業者へ設計・建設を性能規定により一括発注することとなり、実際の施設の配置・構造、造成高さ等は事業者との契約締結後に確定することとなる。

したがって、計画施設の建設計画については、組合が令和 2 年 3 月に策定した計画施設に係る仕様条件や事業手法等を示す「基本設計」において設定したものをういて環境影響の予測・評価を行った。

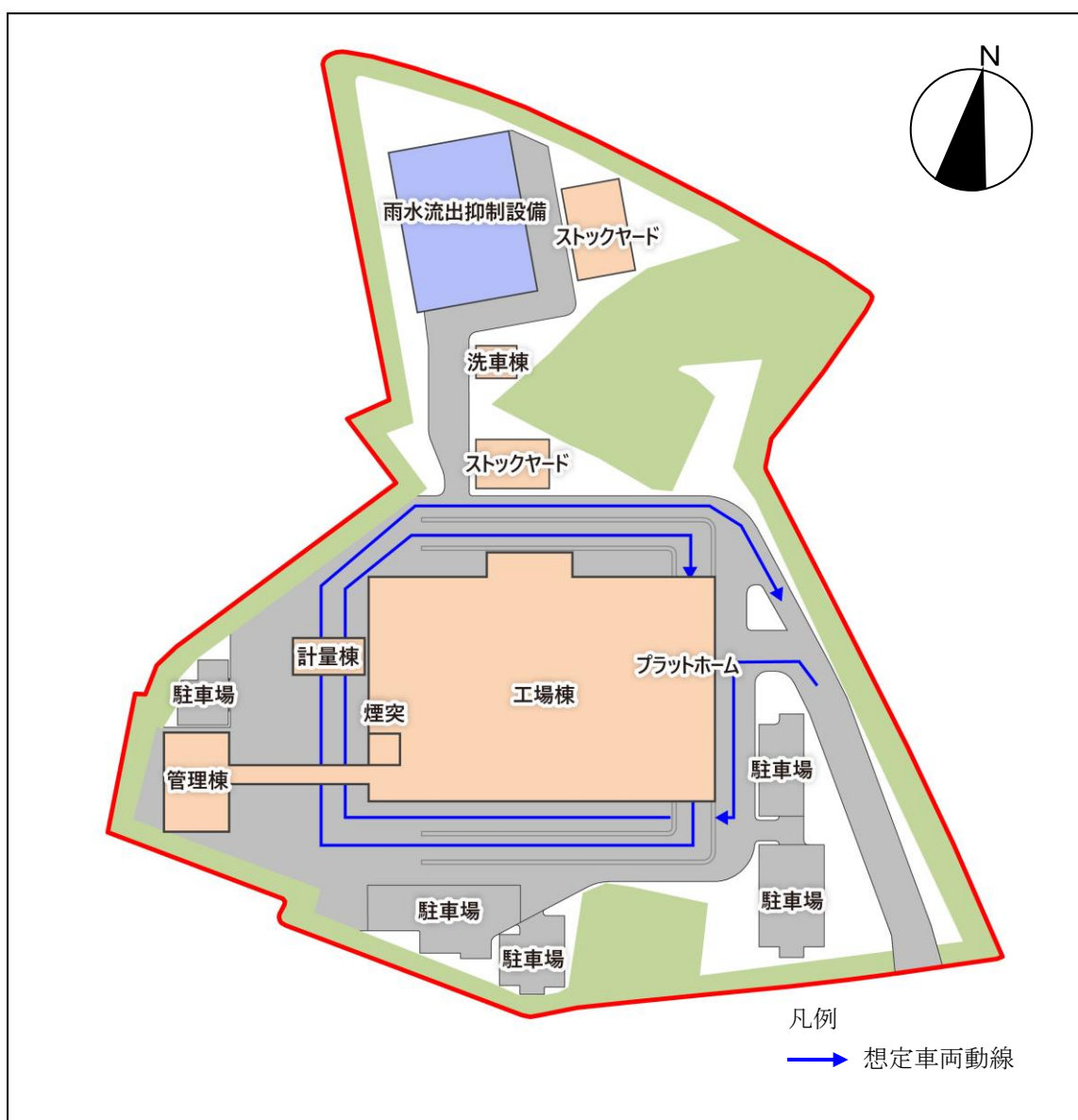


図2.2.4 施設配置図

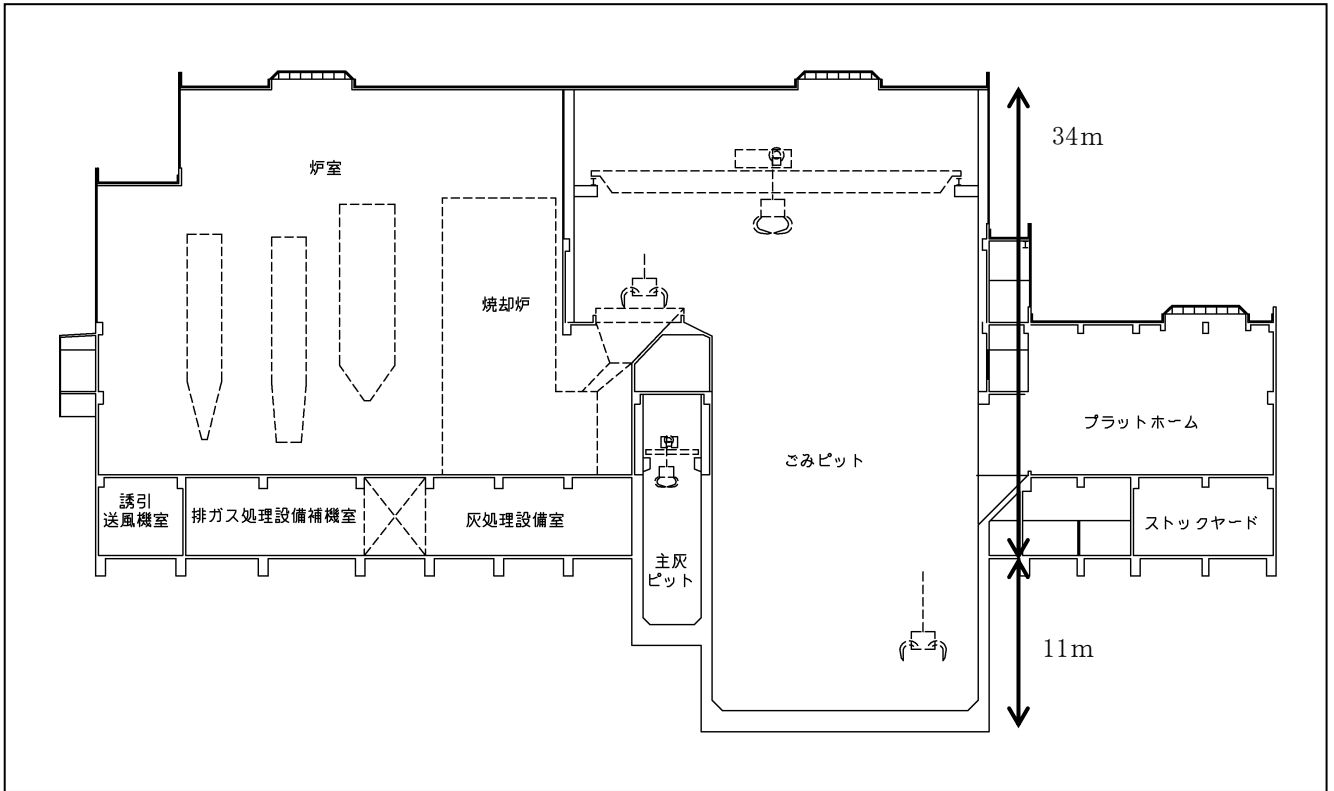


図2.2.5 断面図

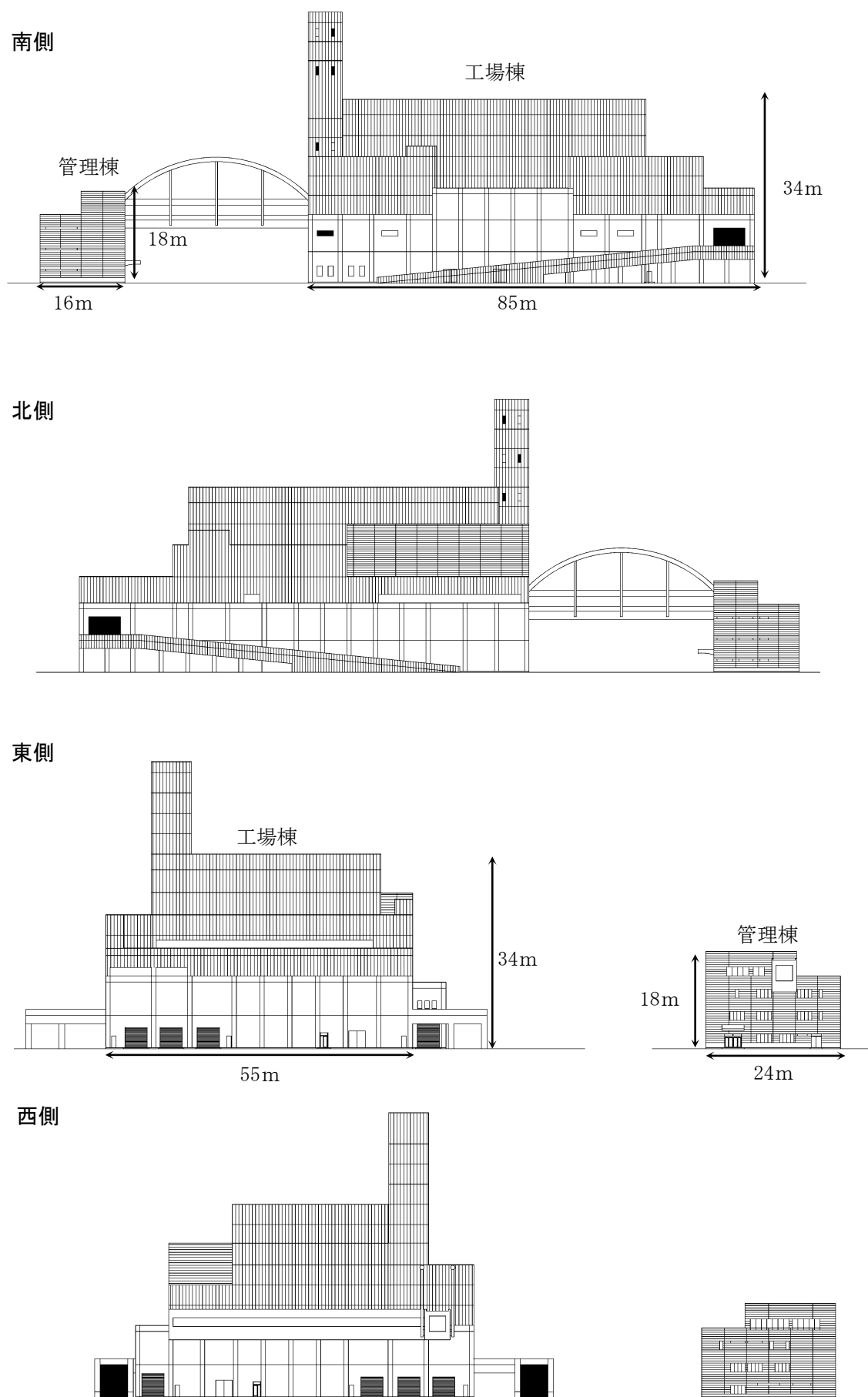


图2.2.6 立面图

2.2.4.5 公害防止基準

計画施設における公害防止に係る自主規制値は、表2.2.7に示すとおりである。

本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、排出ガス、悪臭、騒音、振動について大気汚染防止法等の規制基準値に比べ、同等またはより厳しい値を自主規制値として設定した。自主規制値の設定にあたっては地元地区（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）とそれぞれ公害防止協定を締結した。また、施設供用時には協定の遵守の履行を確認するための組織として、公害防止委員会を設置する計画である。

表2.2.7 公害防止に係る自主規制値等

項目	単位	自主規制値 ^{注3)}	計画施設に係る法令等による規制基準値	＜参考＞ 既存施設の自主規制値及び規制基準値				
				犬山市都市美化センター		江南丹羽環境管理組合 環境美化センター		
				^{注3)} 自主規制値	法規制値	^{注3)} 自主規制値	法規制値	
排出ガス ^{注1)}	硫黄酸化物(SO _x)	ppm	10	— (K値=9.0)	100	K値=9.0	—	K値=9.0
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	25	250	—	250	—	250
	塩化水素(HCl)	ppm (mg/m ³ _N)	10 (16)	430 (700)	—	(700)	—	(700)
	ばいじん	g/m ³ _N	0.01	0.04	0.05	0.15	0.02	0.15
	水銀 ^{注2)}	μg/m ³ _N	30	30	—	50	—	50
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	0.01	0.1	—	5	1	5
騒音 ^{注5)}	昼（8時～19時）	dB	50	60	55	60	—	60
	朝・夕（6時～8時、 19時～22時）	dB	50	55	—	55	—	55
	夜（22時～翌6時）	dB	50	50	45	50	—	50
振動 ^{注5)}	昼間（7時～20時）	dB	55	65	—	65	—	65
	夜間（20時～翌7時）	dB	55	60	—	60	—	60
悪臭 ^{注5)}	臭気指数（敷地境界）	—	13	18	—	12	10	18
	臭気指数（気体排出口） ^{注6)}	—	※	※	—	※	—	※
	臭気指数（排出水）	—	27	34	—	28	—	34

注1) 排出ガス濃度は酸素濃度12%換算値。

注2) 大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より廃棄物焼却炉から排出される水銀について、排出基準が定められた。

注3) 自主規制値は、法令とは別に自主的に規制を設けている値である。

注4) ばいじん、ダイオキシン類、水銀の規制基準値は施設の設置年により設定されるため、既存施設と計画施設では規制基準値が異なる。

注5) 悪臭、騒音及び振動の規制基準値は用途地域の定めにより規制地域が区分されるため、各既存施設と計画施設では規制基準値が異なる。

注6) ※は、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値を用いることを示す。

2.2.4.6 排ガス処理計画

本事業における排ガスの処理計画は、表 2.2.8 に示すとおりである。

自主規制値を遵守できる最新・最善の排ガス処理設備を備えた施設を整備する計画である。

表2.2.8 排ガス処理計画

項 目		内 容		
排ガス処理設備 ^{注1)}		硫黄酸化物、 塩化水素除去設備	乾式法	
		窒素酸化物除去設備	触媒脱硝法または無触媒脱硝法＋ 触媒脱硝法を基本とする	
		ばいじん除去設備	ろ過式集じん器	
		水銀除去設備、 ダイオキシン類	ろ過式集じん器＋活性炭吹き込み	
排出ガス諸元	湿り排出ガス量 ^{注2)}	最大 約23,900m ³ /時		
	乾き排出ガス量 ^{注2)}	最大 約19,800m ³ /時		
	煙突高さ	未定（航空法による高さ制限を受ける。） ^{注3)}		
	煙突形状	外筒1本、内筒各炉1本		
	排出ガス 濃度 ^{注4)} (酸素濃度 12%換算値)	硫黄酸化物	10ppm以下	
		ばいじん	0.01g/m ³ 以下	
		窒素酸化物	25ppm以下	
塩化水素		10ppm以下		
ダイオキシン類		0.01ng-TEQ/m ³ 以下		
	水銀	30μg/m ³ 以下		
排出ガスの流れ				
<pre> graph LR A[ごみ] --> B[受入供給設備] B --> C[燃焼設備] C --> D[燃焼ガス冷却設備] D --> E[排ガス処理設備] E --> F[煙突] F --> G[排気] </pre>				

注1) 現時点で想定される処理設備である。

注2) 1炉当たりのガス量。

注3) 航空法による高さ制限は以下のとおりであり、造成高さにより煙突の高さが異なるため、現段階では未定である。

$$\begin{aligned} \text{航空法に係る制限高さ} &= 45\text{m (水平表面の制限高さ)} + 39.6\text{m (飛行場標点の標高)} \\ &= 84.6\text{m} \end{aligned}$$

$$\text{設置可能な煙突高さ} = 84.6\text{m (航空法に係る制限高さ)} - (\text{事業実施区域の標高})$$

注4) 排出ガス濃度は、施設整備の前提となるものであり、いずれの処理方式を採用した場合でもこの値を遵守できるような施設を整備していく。

また、排ガスの諸元については、計画段階配慮書時点においては既存施設（犬山市都市美化センター、江南丹羽環境管理組合環境美化センター）の自主規制値及び計画施設の法規制値を対比し、その中で排出濃度が低い値を排出諸元としていたが、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討された結果を踏まえて自主規制値を設定した。

2.2.4.7 給排水計画

(1) 給水計画

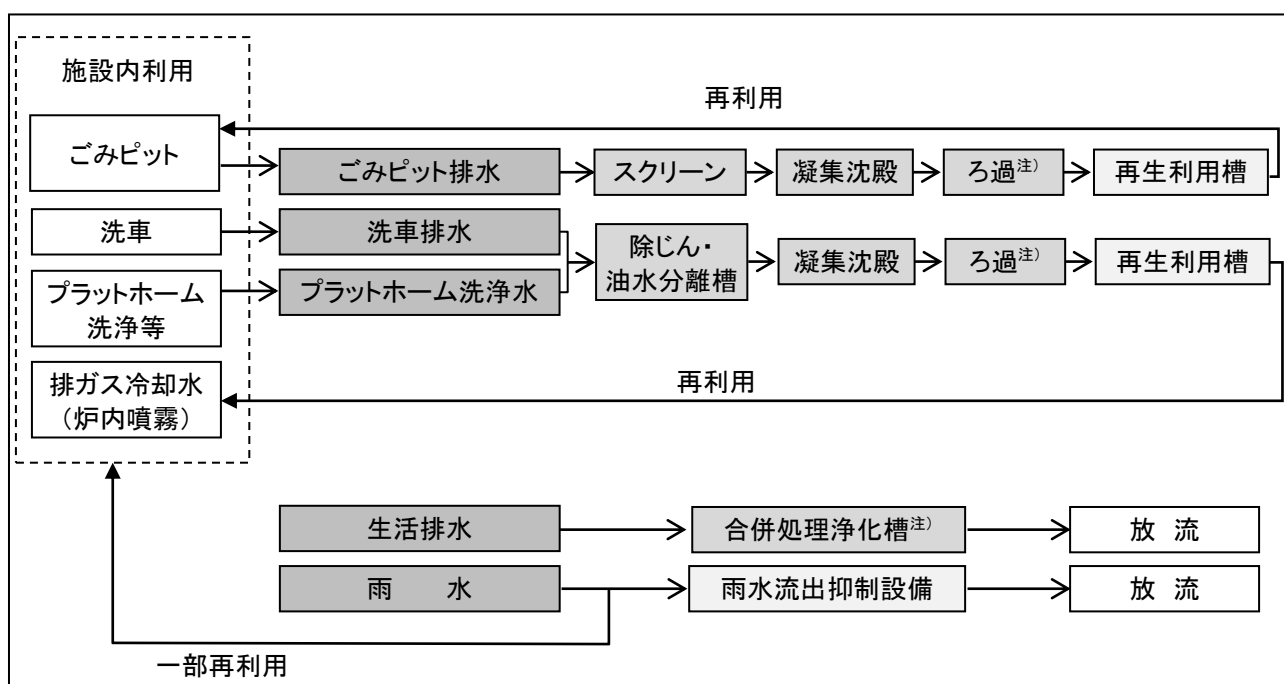
給水は、上水を使用する計画である。

(2) 排水計画

生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。

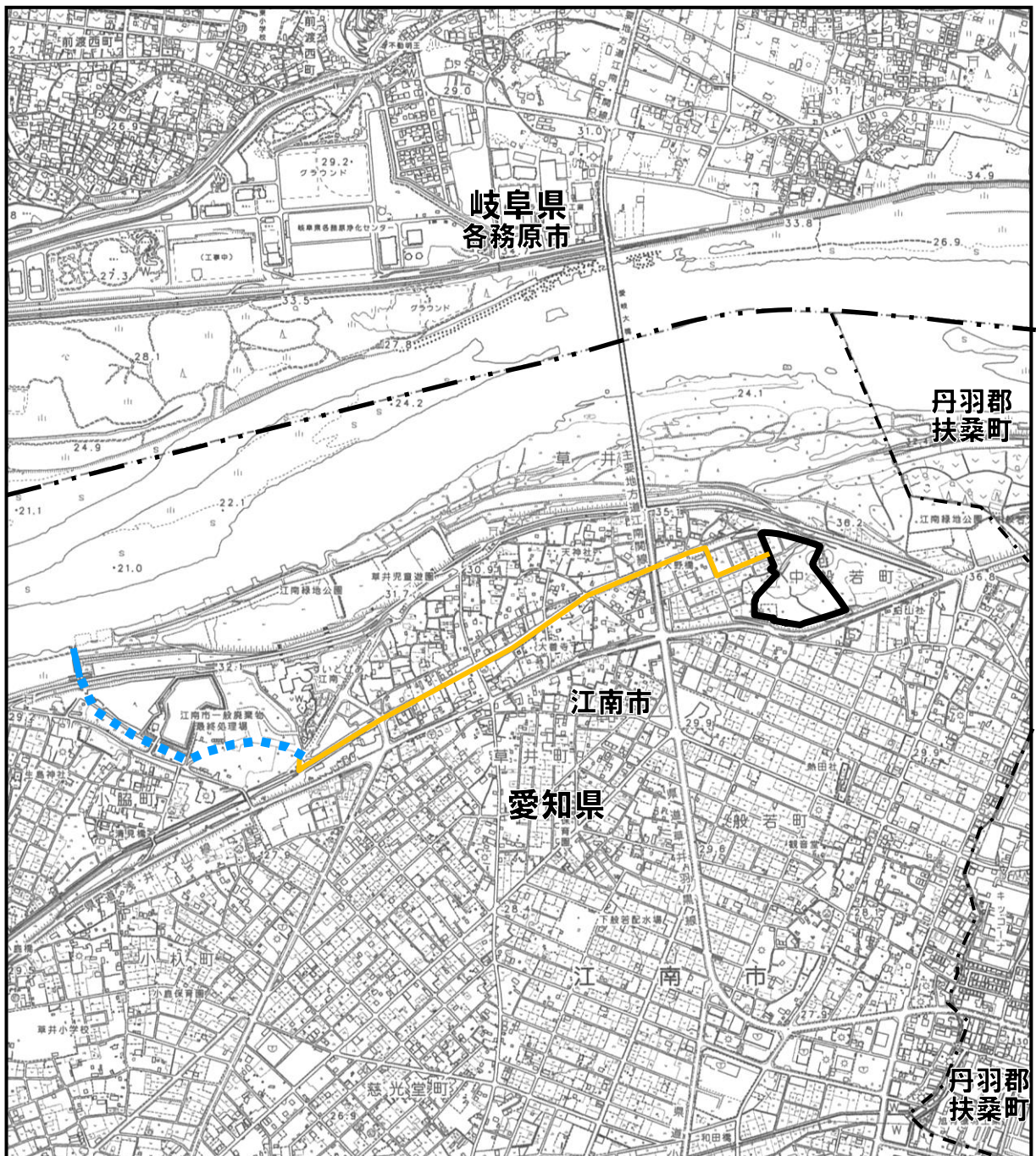
生活排水については合併処理浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。また、雨水については、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、生活排水と同様に事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。なお、既存の排水路（側溝）は鴨川排水路へ合流しており、排水する雨水等は、最終的には木曾川に放流される。

排水処理のフローは図 2.2.7 に、現段階で計画している排水ルートは図 2.2.8 に示す。



注) 排水の処理に伴い汚泥が発生する。

図2.2.7 排水の処理フロー





凡 例

 事業実施区域

 県境

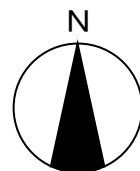
 市町境

 排水ルート（鴨川排水路※）
※宮田導水路の排水路（余水）も合流している。

 排水ルート（側溝）

注1）排水ルートのうち、暗渠部分は点線で示した。

注2）既存の側溝については、必要に応じて改修を行う予定である。



1 : 15,000



この地図は、各務原市発行「1 : 15,000 各務原市全図」を使用したものである。

図 2.2.8 排水ルート

2.2.4.8 収集運搬関連

(1) 収集区域

廃棄物の収集区域は、2市2町の全域とする。

(2) 廃棄物運搬車両等の主な走行経路

廃棄物運搬車両等の関係車両の想定される主な走行経路を図2.2.9に示す。

事業実施区域南側の県道浅井犬山線等を利用して、事業実施区域に出入りする計画である。なお、事業実施区域への進入路として、県道浅井犬山線に右折レーンを整備することを予定している。

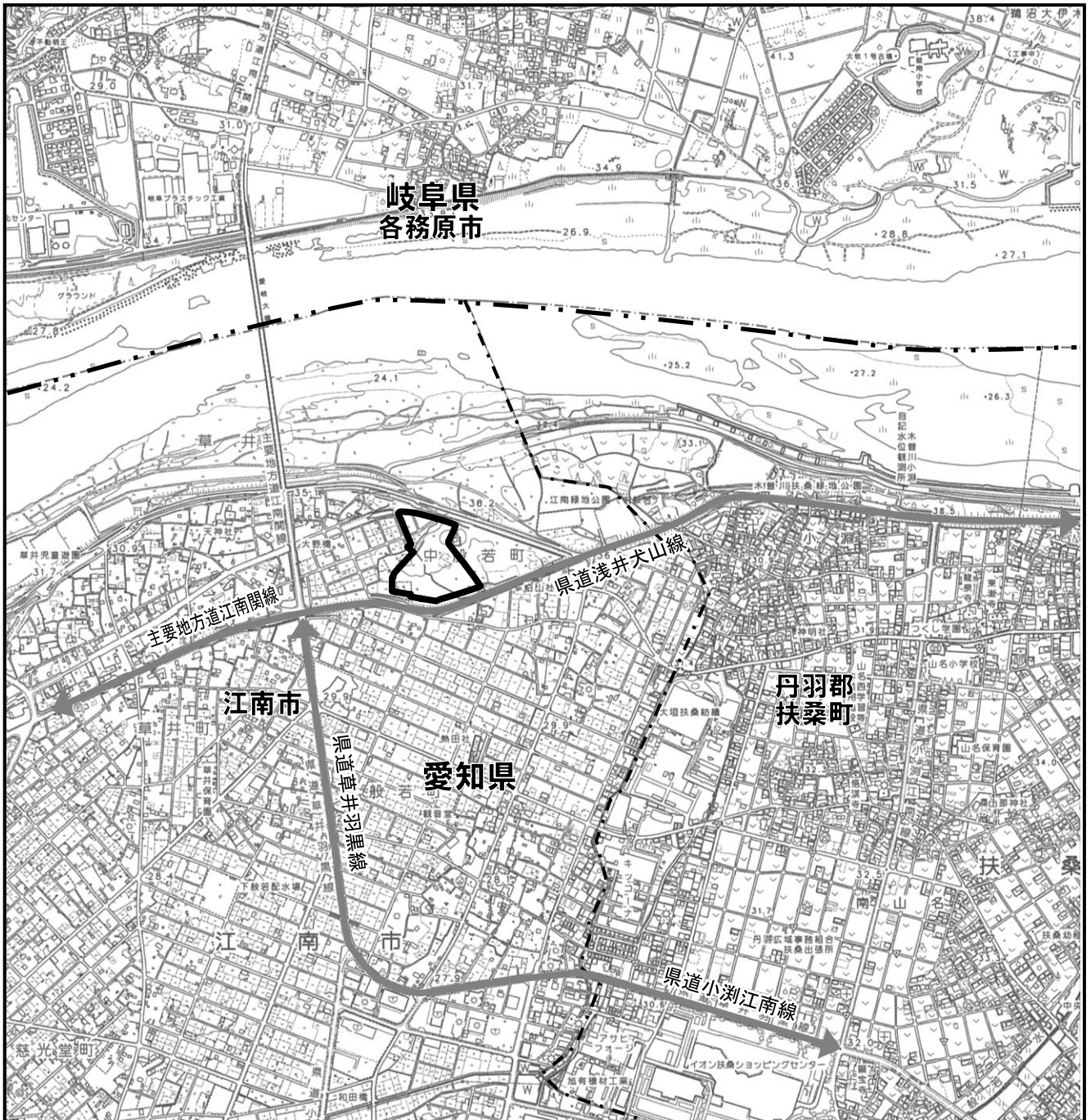
また、廃棄物運搬車両等の関係車両の台数を表2.2.9に示す。廃棄物運搬車両の運行台数は120台/日程度を想定しており、廃棄物運搬車両の受付時間は月曜日から金曜日の8時30分～17時までと土曜日の8時30分～13時30分までを予定している。

表2.2.9 関係車両の台数

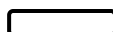



項 目	型 式	台/日	
		大 型	小 型
廃棄物運搬車両	パッカー車	120	—
直接搬入車両	トラック、普通自動車	35	132
合 計	—	155	132

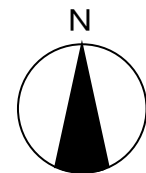
注1) 関係車両の台数は、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターでの実績等をもとに推計した台数である。

注2) このほか、薬品等を搬入する車両や、決定した処理方式に応じて灰搬出車両や飛灰処理物搬出車両等が、1日数台程度走行する。



凡 例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境
-  主な走行経路



1 : 15,000



この地図は、各務原市発行「1 : 15,000 各務原市全図」を使用したものである。

図 2.2.9 関係車両の主要走行経路

2.2.5 都市計画対象事業に係る工事計画の概要

2.2.5.1 工事の概要

本事業における工事工程は、表 2.2.10 に示すとおりである。

本事業の工事着手は令和 3 年度を予定しており、その後約 4 年間に渡り工事を実施する予定である。主な工事の工種としては、事業実施区域の造成工事、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定しており、供用開始は令和 7 年度を予定している。

なお、事業実施区域は現在主に樹林地となっており、既存のごみ処理施設等は存在しないことから、解体撤去工事は生じない。

工事中に発生する濁水は、仮設沈砂池等の設置により濁水対策を実施した後に、供用時と同様に事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。

工事中の資材等運搬車両等の主な走行経路は廃棄物運搬車両等と同様であると想定され、図 2.2.9 に示したとおりである。

表 2.2.10 工事工程表（予定）

項目		年度					
		令和 3 年度 (1 年目)	令和 4 年度 (2 年目)	令和 5 年度 (3 年目)	令和 6 年度 (4 年目)	令和 7 年度 (5 年目)	
造成工事		→					
ごみ処理 施設等 建設工事	杭工事、 山留・掘削工事		→				
	躯体工事		→				
	仕上げ工事 附属棟工事			→			
	プラント設備 工事			→			
	外構工事			→			
試運転					→		
供用						→	

2.2.6 事業計画の策定時における環境配慮事項

2.2.6.1 環境保全の配慮に係る検討の経緯

環境配慮事項は、ごみ処理計画等や他の類似事例、既存施設の実績等を踏まえ、建設時の工事に係る事項として、工事中の資材等運搬車両等の対策、建設機械の対策、排水対策、土壌汚染対策及び廃棄物等の対策について検討を行った。

また、供用時の施設の稼働に係る事項として、排ガス対策、廃棄物運搬車両等の対策、施設の騒音、振動及び悪臭対策、排水対策、エネルギー等の有効利用並びに環境啓発について、施設の存在に係る事項として、動植物の生息、生育環境、景観等への配慮について検討を行った。

2.2.6.2 環境保全の配慮の内容

事業実施区域周辺の環境に及ぼす影響を低減するための事業計画の策定時における環境配慮事項は、表 2.2.11(1)～(4)に示すとおりであり、予測・評価の前提条件としている。

表2.2.11(1) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。 資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。 施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械は、排出ガス対策型の建設機械を使用することを基本とする。 粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 高効率な排ガス処理設備の導入により、大気汚染物質の排出濃度の低減を図るとともに、定期的な調査を実施して、適正に管理する。 燃焼温度、ガス滞留時間等の管理による安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の発生を防止する。 車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。 廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 廃棄物運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。

表2.2.11(2) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
騒音及び超低周波音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用することを基本とする。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。
振動	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・設備機器類については、低騒音型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。 ・著しい騒音が発生する設備機器類は、騒音の伝搬を緩和させるため、防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置する。 ・緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音の伝搬を防止する。 ・低周波音の伝搬を防止するために、設備機器類は壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。 ・廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
悪臭	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、可能な限り低振動型の建設機械を使用する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・設備機器類については、低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、振動の低減に努める。 ・振動の大きい設備機器は、防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置する。 ・緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、振動の伝搬を防止する。 ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。 ・廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・廃棄物の保管場所、設備機器類は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の漏洩を防止する。 ・廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。 ・ごみビット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。 ・ごみビットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。 ・全炉停止時のごみビット悪臭対策として、活性炭吸着方式の脱臭設備を設置し、悪臭防止に努める。

表2.2.11(3) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
水質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH=5.8～8.6、SS=200mg/L（「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場に係る施設排水の排水基準に相当）内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない。 ・生活排水は、合併処理浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。 ・雨水は、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、既存の排水路へ放流する。
地盤・土壌	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前の土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査で土壌汚染が判明した場合は、掘削除去等適切に対応する。 ・盛土を行う場合には、必要に応じて地盤改良等の対策を行う。 ・盛土を行う場合には、適切な品質が確保できる良質な盛土材を利用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットは、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
地下水の状況及び地下水質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削にあたり、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない。 ・生活排水は、合併処理浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。 ・雨水は、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、既存の排水路へ放流する。 ・ごみピットは、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
日照阻害	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・日影規制を満足し、周辺への日影の影響が小さくなるよう建築物の配置、形状、高さ等について配慮する。
動物植物生態系	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用することを基本とし、低振動型の建設機械についても可能な限り使用する。 ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH=5.8～8.6、SS=200mg/L）内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界の周辺には緩衝緑地帯を設ける。 ・周辺への日影の影響が小さくなるよう建築物の配置、形状、高さ等について配慮する。

表2.2.11(4) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
景観	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。 ・緩衝緑地帯を設け、圧迫感の低減に努める。
人と自然とのふれあいの活動の場	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。 ・緩衝緑地帯を設け、圧迫感の低減に努める。 ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。
廃棄物等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。 ・工事に伴う発生土は可能な限り再利用を図り、残土の発生を抑制する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた再資源化方法を検討し、最終的な処分量の低減に努める。
温室効果ガス等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、可能な限り低炭素型建設機械を使用する。 ・資材等運搬車両は、低燃費車両を可能な限り使用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討する。 ・廃棄物運搬車両は、低燃費車両を可能な限り使用する。
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理を通じて住民の学習・体験・交流を図り、ごみと環境について理解を深めるとともにごみの排出抑制、リサイクル等の意識啓発を図る。

第3章 環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲

環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲は、図 3.1 に示す範囲を基本とし、適宜、対象項目により適切な範囲を設定した。

なお、事業実施区域から概ね半径 3 km を基本としており、設定にあたっては本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶものとして考えられる煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離をもとに、次の点を勘案して設定した。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・類似事例（処理能力：200 t / 日～660 t / 日、煙突実体高：59m～100m）のシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね 1 km 程度の結果であった。

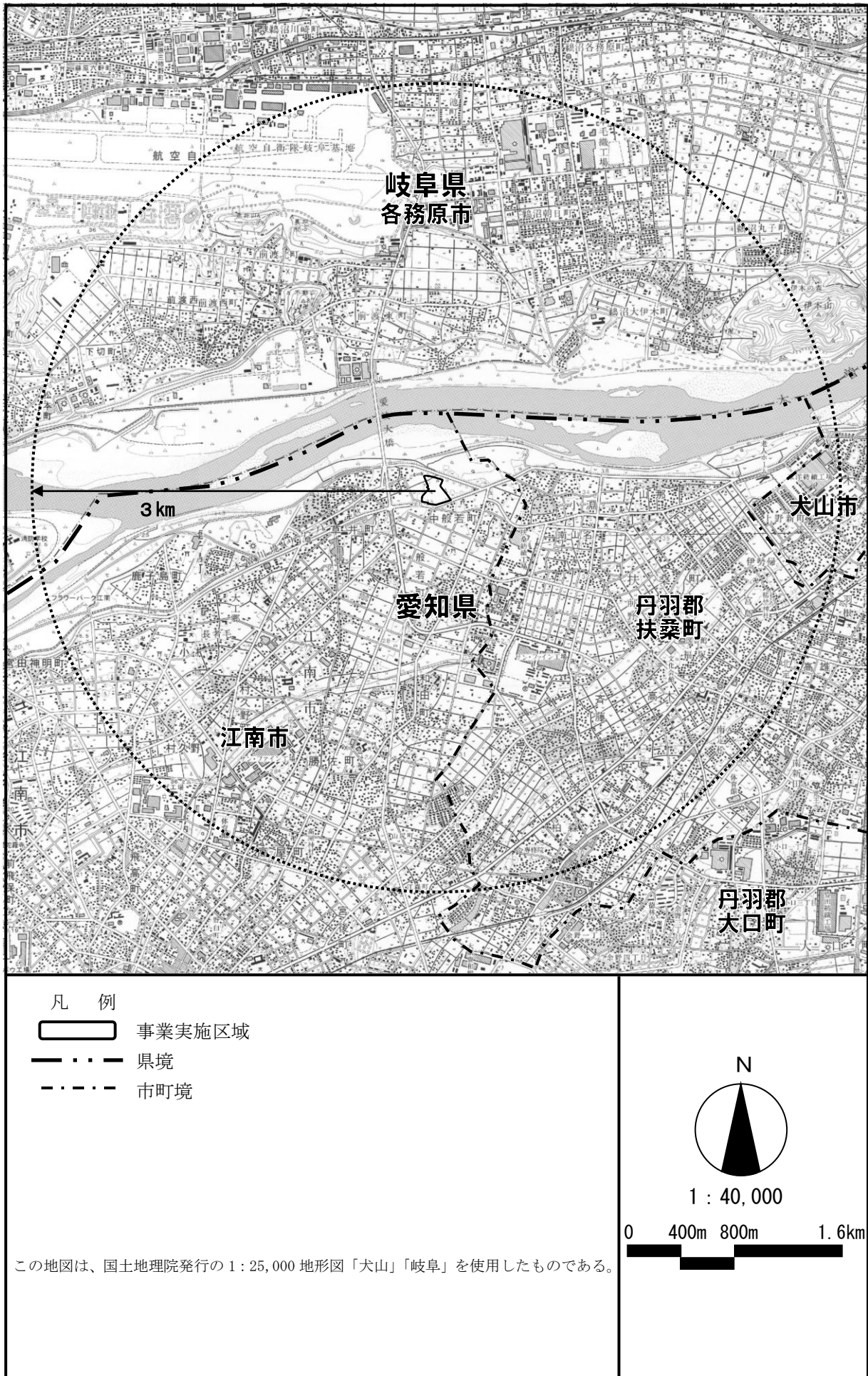


図 3.1 環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲

第4章 方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

4.1 方法書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

4.1.1 縦覧状況

- ・縦覧期間：平成31年2月12日（火）～3月12日（火）
- ・意見書提出期限：平成31年3月26日（火）

表4.1.1 方法書についての縦覧状況

縦覧場所			閲覧者数
愛知県	江南市	経済環境部環境課	1
		布袋支所	2
		宮田支所	0
		草井支所	0
	犬山市	経済環境部環境課	0
	大口町	産業建設部環境経済課	0
	扶桑町	産業建設部産業環境課	3
岐阜県	各務原市	市民生活部環境室 環境政策課	0
合 計			6

4.1.2 意見書の提出状況

方法書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計5通（71件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表4.1.2に示すとおりである。

表4.1.2 方法書についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	33
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	4
第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	0
第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	0
第6章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	4
第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	25
第8章 方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	0
その他の事項	5
合 計	71

4.2 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表

4.2.1(1)～(21)に示すとおりである。

注1) 意見中「*p●」は方法書の通しページ番号を示しており、意見書の意見の概要は、提出された意見書の原文を掲載している。

注2) 本章は環境影響評価準備書の内容をそのまま抜粋しており、都市計画決定権者の見解中「第●章」は環境影響評価準備書の章番号を示している。

表4.2.1(1) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見 (計 33 意見)	
	(1) 建設地の決定経緯に関すること (計 3 意見)	
1	<p>*p 7 建設地の決定経緯として、“平成 13 年 8 月に犬山市塔野地地区を候補地として選定し、平成 15 年 2 月には犬山市善師野地区を再選定したが、どちらも地元調整が難航したため断念している。…平成 22 年 5 月に…犬山市池野地区を候補地として選定したが、地元調整が難航し、凍結状態となった。”とあるが、それぞれ 3 回の地元調整が難航した理由を明記すべきである。こうした事実を明らかにすることが、今回の計画地で同様の問題が発生しないかを判断できる重要な要素である。</p>	<p>過去の地元調整が難航した理由については、ごみ処理施設という性質から主に生活環境への影響に対する懸念によるものと考えております。今回の建設地の決定にあたっては、地元との意見交換会をはじめ、地元との対話に努めてまいりました。そのような取り組み及び経緯等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、正式な候補地として決定しております。また、令和 2 年 4 月には、地元 6 地区との公害防止協定を締結しており、今後も、地元の皆様と協議しながら、より良い事業となるよう引き続き検討を進めていくこととしておりますので、同様の問題は発生しないと考えております。</p>
2	<p>*p 7 建設地の決定経緯として、“平成 24 年 10 月…江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、その後、江南市において候補地の選定がなされている”という点については、いわゆる嫌悪施設の受入を表明した江南市の態度は評価できるが、その後の経緯で、“江南市による候補地の選定にあたっては、市内の 3 ヘクタール以上の一団となったエリアとして抽出された 5 つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価がなされている。”という点に違和感を覚える。 中環審答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」で、計画段階配慮書の手続に関する事項として、「対象とする計画の段階は、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とすべき。」としており、本来はこうした候補地選定という重要なことこそ、ごみ処理施設の計画段階配慮書で、第 1 に扱うべき事項である。位置が決まってから、その中の施設配置、煙突の高さ・位置などを検討するような配慮書ではほとんど意味がない。“一定の評価基準”項目が適切なものか、評価結果が適切かなど、検討すべき点はいろいろあり、事務局の江南市が作成し、それを地元だけに説明するという事は避けるべきであった。こうした点に注意して今後の手続きを進めるべきである。</p>	<p>ごみ処理施設という性質上、建設候補地の選定にあたっては地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されました。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施しています。その旨を「第 2 章」に追記しました。 また、候補地の選定状況については、江南市のホームページに掲載するとともに、選定結果についての検証業務を外部委託し、候補地の洗い出し条件、評価項目、判定基準、重みづけや判定結果の妥当性について検証を行っています。その検証結果として、江南市が実施した候補地選定結果は妥当であると評価されています。</p>

表4.2.1(2) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	<p>*p 9 建設地の決定経緯として、“江南市は…評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として提示し、地元（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）の同意を得ることを目的として地元説明会や施設見学会等を実施し、江南市の3地区から同意を得た。そして、平成28年3月…江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定した。”とあるが、同意を得た3地区とは中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区の6地区のうち、どの区なのか。事業計画地及び直近の地区は含まれるのか。残る3地区はどのような判断をしているのか。“概ね地元の合意形成は得られたものと判断し”の根拠を、具体的、詳細に示すべきである。</p>	<p>同意を得たのは、江南市の3地区であり、扶桑町の3地区については、すべての地区で同意が得られていない状況でしたが、これまでに、地元との意見交換会を開催し、地元との対話に努めてまいりました。そのような取り組みや経緯等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断しました。これまでの取組内容については、江南市や組合のホームページに掲載しています。</p> <p>なお、現在はごみ処理施設の建設及び操業（供用）を前提として、地元6地区から各地区の代表者に「尾張北部環境組合公害防止準備委員会」に参画いただいているほか、地域振興策の事業内容についても、組合と協議を進めている状況です。</p>
(2) 都市計画対象事業の規模に関すること（計1意見）		
4	<p>*p 10 “ごみ焼却施設 処理能力:197 t/日”とあるが、焼却炉数を記載すべきである。1炉では、修理・定期補修などで、全停止とせざるを得ないので、まず考えていないはずであるが、2炉なのか、3炉なのか、4炉なのか。あまり小規模にするとダイオキシン類対策が取りづらいが、処理能力の割り振りはどうするのか。これらが決まらないと公害防止設備の規模、能力、性能が決められないはずである。</p>	<p>焼却炉数については、令和元年度に作成した「基本設計」の中で検討を行い、2炉に決定しておりますので、「第2章」に炉数を記載しています。</p>
(3) 都市計画対象事業の諸元に関すること（計19意見）		
5	<p>*p 12 処理能力の算定で、ごみ焼却施設については説明があり、既設の犬山市が135t/日、江南丹羽環境管理組合150t/日の計285t/日 p4 を、約7割の197t/日にまとめているが、粗大ごみ処理施設については、既設の犬山市30t/5h、江南丹羽環境管理組合150t/日の30t/5h計60t/5h p4 を、1/4の能力の15t/5hにまとめるという結論だけである。その根拠を示すべきである。既設施設の稼働実績から、その能力が過大でなかったのかなどの検討も必要である。そもそも運転計画として“5時間運転”と限定する理由が不明である。ごみ焼却施設の運転計画が“24時間連続運転”とされていることとも大きくかけ離れている。</p>	<p>粗大ごみ処理施設の処理能力については、2市2町のごみ処理基本計画における令和7年度の年間搬入量の目標値を踏まえ、「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第2章」に記載しています。</p> <p>また、粗大ごみ処理施設の稼働時間につきましては、施設の稼働等による騒音及び振動の影響を最小限に抑えることや日常保全のための時間を確保する必要があることから、昼間5時間が一般的とされており、既存2施設の稼働時間も同様であることから、計画施設の粗大ごみ処理施設の稼働時間は1日あたり5時間としております。</p>

表4.2.1(3) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解															
6	<p>*p 12</p> <p>処理能力の算定で、ごみ焼却施設について“計画処理量は、「整備計画」において、計画施設の稼働目標年度（平成 37 年度）の可燃ごみ及び粗大ごみ破碎選別可燃残渣（処理後可燃物）…し尿処理施設…のし渣及び脱水汚泥並びに災害廃棄物の処理量の推計値を加えて設定している。…可燃ごみ焼却処理量…各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値をもとに、…稼働目標年度である平成 37 年度に、49,569 t/年で最大になると推計される。”とあるだけで、それらの根拠がどこにも記載されていない。但し、同時期に環境影響評価手続きを先行している「豊橋田原ごみ処理施設整備事業」（2019 年 1 月準備書）では、具体的な人口推計もない非科学的なものであるが、さすがに人口推計結果だけは表 2.2.2. に含めている。しかしながら、市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値というだけである。重要な処理量を判断できるように、市町ごとの可燃ごみ量、その根拠を示すべきである。</p> <p>なお、人口推計については、多くに自治体が参考にしてている「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所の「市区町村総人口」で検討すると、目標の 2023 年度までは、ほぼ同程度であり、ほぼ妥当なものと判断できる。</p> <table border="1"> <caption>人口推計比較表</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>方法書人口</th> <th>人口問題研究所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018年</td> <td>231,312</td> <td>231,312</td> </tr> <tr> <td>2023年</td> <td>226,625</td> <td>226,583</td> </tr> <tr> <td>2028年</td> <td>221,172</td> <td>220,077</td> </tr> <tr> <td>2033年</td> <td>214,056</td> <td>214,056</td> </tr> </tbody> </table>	年	方法書人口	人口問題研究所	2018年	231,312	231,312	2023年	226,625	226,583	2028年	221,172	220,077	2033年	214,056	214,056	<p>ごみ焼却施設の処理能力については、「整備計画」及び令和元年度に見直しを行った 2 市 2 町のごみ処理基本計画を踏まえ、「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第 2 章」に記載しています。</p> <p>なお、各計画については組合ホームページや各市町のホームページ等からご確認いただけます。</p>
年	方法書人口	人口問題研究所															
2018年	231,312	231,312															
2023年	226,625	226,583															
2028年	221,172	220,077															
2033年	214,056	214,056															
7	<p>*p 13</p> <p>処理能力の算定で、し渣及び脱水汚泥処理量については、“し尿処理施設を管理する愛北広域事務組合によると、計画施設の稼働開始後で推計人口が最大となる平成 37 年度では、2,249 t/年になると推計している。”とあるだけである。重要な処理量を判断できるように、下水道の普及によるし尿処理量の減少、浄化槽普及による汚泥増加などの内訳を、根拠を示して、市町ごとに示すべきである。事業者が出した数値をそのまま信用するなら環境影響評価は必要ない。納得できる根拠で必要な施設能力を算定することが重要である。まして、どんどん人口が減少していく時代に、過大投資をしないよう、細心の検討が必要である。</p>	<p>し渣及び脱水汚泥処理量については、愛北広域事務組合において、過去の実績をもとに、2 市 2 町の人口推計値から供用開始後で人口が最大となる令和 7 年度の値を算出したものです。</p> <p>し渣及び脱水汚泥の処理量は人口等から推計して算出するため、基本的には人口が最大になる年度の処理量が最大になると考えられます。</p>															

表4.2.1(4) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8	<p>*p 13</p> <p>処理能力の算定で、災害廃棄物の処理量については、“「愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計値）について」（平成 27 年 9 月愛知県）より…推計されており、2 市 2 町の合計である 2,640 t を処理対象とする。”とある。この文献そのものは見当たらず 2015 年 7 月 2 日公表資料があり、4 市町の災害廃棄物量等は同じである。正式な出典と思われる愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）の参考資料として、災害廃棄物等発生量推計方法、災害廃棄物等発生量が記載されており p6、全壊・半壊・焼失・津波堆積物から、選別後の量を求め、それぞれの単位床面積当たりの廃棄物重量、選別による量の減少率（選別率）なども記載され p4～5、それなりに根拠も検討でき、4 市町の災害廃棄物等発生量、選別後の可燃物量も同じ値が表 2.2.3 に記載してある。</p> <p>ただし焼却施設の処理可能量推計 1,509,658t/3 年の内訳 p8 は、犬山市の都市美化センター135t/日 2 基、江南丹羽環境管理組合の環境美化センター150t/日 2 基で計算してあるため、今回の計画で約 7 割に焼却能力を減少させると、愛知県災害廃棄物処理計画の基礎が崩れてくる。このため、5 年を目途に見直す災害廃棄物処理計画の改訂でこうした事情を組み込むよう求めるべきである。</p> <p>また、この参考資料には市町村災害廃棄物処理計画の策定予定が示されている p2。このなかで、犬山市は 2017 年度策定予定、江南市、大口町、扶桑町は 2018 年度策定予定とされている。ただし、表の注で※市町村廃棄物担当課意向調べ（平成 28 年 10 月）とあり、公式な見解ではなさそうだが、4 市町ともホームページで確認する限りでは 2018 年度末になっても市町の災害廃棄物処理計画が策定された形跡はない。策定について特に法的義務もないが、施設の処理能力算定に加える以上、災害廃棄物処理計画を策定すべきである。</p>	<p>災害廃棄物の処理量については、愛知県災害廃棄物処理計画の前提となる災害廃棄物等発生量について、県防災局の調査結果における建物被害棟数及び津波浸水想定をベースに推計された量であり、愛知県災害廃棄物処理計画の参考資料としても愛知県ホームページに公表されています。なお、平成 27 年 7 月発表資料であったため、出典年月については修正いたしました。</p> <p>また、2 市 2 町の災害廃棄物処理計画について、江南市は令和 2 年 2 月に、犬山市は令和 2 年 3 月に策定しており、扶桑町及び大口町についても令和 2 年度中に策定する計画としています。</p>

表4.2.1(5) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																																																																																				
9	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“周辺住民等と公害防止協定等を締結する”とあるが、締結対象を明確にすべきである。周辺住民等とは、地元説明会を開いた中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区)であり、尾張北部環境組合(管理者江南市長)とそれだけなのか、都市計画決定権者の江南市長なのか事業者の尾張北部環境組合代表者なのか、共同なのか。</p>	<p>公害防止協定の締結対象は、地元6地区(江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区)であり、尾張北部環境組合(管理者江南市長)とそれぞれ公害防止協定を令和2年4月に締結しました。</p>																																																																																																																				
10	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“既存施設の自主規制値は法令に基づく基準値に比べ厳しく定めているが、本施設においてもこの考え方を踏襲し、さらなる項目の精査と併せて同等または排出濃度をさらに低減した値を自主規制値とする計画である。”としている段階であるため、以下の各項目への意見を充分検討し、準備書段階では、事業者として可能な限りの低減策を講じて、法規制値を大きく下回る自主基準値とすべきである。</p> <p>また、既設2箇所では窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類(1箇所は自主基準値あり)、水銀、悪臭、騒音・振動の大部分についての自主基準値がないが、こうしたことの無いよう、項目をすべて自主基準値に追加すべきである。</p>	<p>公害防止基準については、公害防止準備委員会を設置し、その中で既存施設や周辺市町の状況、事業実施区域周辺の土地利用や技術的な動向、地元からの意見等も検討しながら決定しました。悪臭、騒音、振動についても規制基準に比べさらに厳しい値を自主規制値として設定しております。</p> <p>また、施設の供用時には協定の遵守の履行を確認するための組織も設置する計画としています。</p>																																																																																																																				
	<p>表2.2.5 既存施設の自主規制値等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">計画施設に係る法令等による規制基準値</th> <th colspan="4">既存施設の自主規制値及び法規制値</th> </tr> <tr> <th>自主規制値</th> <th>法規制値</th> <th>自主規制値</th> <th>法規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物(SO₂)</td> <td>—</td> <td>K値=0.0</td> <td>100ppm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>g/m³</td> <td>0.08</td> <td>0.05</td> <td>0.15</td> <td>0.02</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物(NOx)</td> <td>ppm</td> <td>250</td> <td>—</td> <td>250</td> <td>—</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>塩化水素(HCl)</td> <td>mg/m³</td> <td>700</td> <td>—</td> <td>700</td> <td>—</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>ng-TEQ/m³</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>水銀^(注1)</td> <td>μg/m³</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>悪臭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臭気指数</td> <td>—</td> <td>38</td> <td>—</td> <td>32</td> <td>10</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼(8時~19時)</td> <td>dB</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>夜(19時~22時)</td> <td>dB</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夜(22時~5時)</td> <td>dB</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>昼間(7時~20時)</td> <td>dB</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間(20時~翌7時)</td> <td>dB</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 排出ガス濃度は商業施設(2)の規制値。 注2) 大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より廃棄物焼却炉から排出される水銀について、排出基準が定められた。 注3) 自主規制値は、法令とは別に自主的に規制を設けている値である。</p>	項目	単位	計画施設に係る法令等による規制基準値	既存施設の自主規制値及び法規制値				自主規制値	法規制値	自主規制値	法規制値	排出ガス							硫黄酸化物(SO ₂)	—	K値=0.0	100ppm	—	—	—	ばいじん	g/m ³	0.08	0.05	0.15	0.02	0.15	窒素酸化物(NOx)	ppm	250	—	250	—	250	塩化水素(HCl)	mg/m ³	700	—	700	—	700	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	—	5	1	5	水銀 ^(注1)	μg/m ³	50	—	50	—	50	悪臭							臭気指数	—	38	—	32	10	18	騒音							昼(8時~19時)	dB	50	50	50	—	50	夜(19時~22時)	dB	55	—	55	—	55	夜(22時~5時)	dB	50	45	50	—	50	昼間(7時~20時)	dB	65	—	65	—	65	夜間(20時~翌7時)	dB	60	—	60	—	60	
項目	単位				計画施設に係る法令等による規制基準値	既存施設の自主規制値及び法規制値																																																																																																																
		自主規制値	法規制値	自主規制値		法規制値																																																																																																																
排出ガス																																																																																																																						
硫黄酸化物(SO ₂)	—	K値=0.0	100ppm	—	—	—																																																																																																																
ばいじん	g/m ³	0.08	0.05	0.15	0.02	0.15																																																																																																																
窒素酸化物(NOx)	ppm	250	—	250	—	250																																																																																																																
塩化水素(HCl)	mg/m ³	700	—	700	—	700																																																																																																																
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	—	5	1	5																																																																																																																
水銀 ^(注1)	μg/m ³	50	—	50	—	50																																																																																																																
悪臭																																																																																																																						
臭気指数	—	38	—	32	10	18																																																																																																																
騒音																																																																																																																						
昼(8時~19時)	dB	50	50	50	—	50																																																																																																																
夜(19時~22時)	dB	55	—	55	—	55																																																																																																																
夜(22時~5時)	dB	50	45	50	—	50																																																																																																																
昼間(7時~20時)	dB	65	—	65	—	65																																																																																																																
夜間(20時~翌7時)	dB	60	—	60	—	60																																																																																																																
11	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“ばいじん”の法規制値が0.04g/m³sとなっているが、自主基準値は江南丹羽環境管理組合環境美化センターの0.02g/m³s なみ以下にすべきである。ちなみに環境影響評価手続きを先行している豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は0.01g/m³sとしている。既設の自主基準は0.02と0.05g/m³sであり、今回の尾張北部環境組合と同じ条件である。</p>	(意見番号10に同じ)																																																																																																																				
12	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“窒素酸化物”の法規制値が、既設2箇所の法規制値と同じ250ppmとなっているが、自主基準値はもっと低くすべきである。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は50ppmとしている。</p>	(意見番号10に同じ)																																																																																																																				
13	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“塩化水素”の法規制値が、700mg/m³s(約430ppm)となっているが、新たに自主基準値に入れるので、とりあえず法基準を守りますということなら環境影響評価は不要である。事業者として可能な低減努力をすることが求められる。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は65mg/m³sとしている。また、他の施設(塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設、塩化第2鉄製造用の溶解槽、活性炭製造用の反応炉)の規制基準は80mg/m³sとなっている。</p>	(意見番号10に同じ)																																																																																																																				

表4.2.1(6) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																				
14	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“ダイオキシン類”の法規制値が 0.1 ng-TEQ/m³s となっているが、現在のダイオキシン類処理施設の能力からみて自主基準値としては一桁高い。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は 0.01ng-TEQ/m³s としている。</p> <p>また、海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンターの地域住民との協定値は以下のようにになっており、今まで協定値を上回ったことは一度もない。</p> <p>(i) - 1 排ガスの排出濃度 (測定場所=煙突・測定回数=年6回)</p> <table border="1" data-bbox="311 571 965 728"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>協定値 (アセス目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.02 g/m³以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>25ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>70ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>50ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらに、3月1日から縦覧されている西知多医療厚生組合のごみ処理施設の準備書 p21 では、計画基準値として以下のようになっている。硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素については、事業者として可能な低減策を講ずるべきである。</p> <table border="1" data-bbox="295 862 981 1019"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.02 g/m³以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>20 ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>30 ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>40 ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	協定値 (アセス目標値)	ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)	硫黄酸化物	25ppm 以下	窒素酸化物	70ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)	塩化水素	50ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)	項目	計画基準値	ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)	硫黄酸化物	20 ppm 以下	窒素酸化物	30 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)	塩化水素	40 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)	<p>(意見番号 10 に同じ)</p>
項目	協定値 (アセス目標値)																					
ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
硫黄酸化物	25ppm 以下																					
窒素酸化物	70ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
塩化水素	50ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
項目	計画基準値																					
ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
硫黄酸化物	20 ppm 以下																					
窒素酸化物	30 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
塩化水素	40 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
15	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“水銀”の法規制値が 30 μg/m³となっているが、塩化水素と同様に事業者として可能な低減努力をする必要がある。また、既設 2 箇所は、自主規制値がなく、法規制値が 50 μg/m³となっており、今回の計画がより高度な処理をするように勘違いするが、これは既設施設についての法規制値と異なり、新設施設の法規制値である。このことを注 2 で追記すべきである。</p>	<p>(意見番号 10 に同じ)</p> <p>なお、ばいじん、ダイオキシン類及び水銀について、既存施設と計画施設で規制値が異なる旨を追記しました。</p>																				
16	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“悪臭の臭気指数”の法規制値が 18 となっており、既設の法規制値が、犬山市都市美化センターでは 12、江南丹羽環境管理組合環境美化センターでは 15 と異なっており、形式的には既設 2 箇所より緩い規制値となっている。これは悪臭防止法の規制地域(第 1 種 12、第 2 種 15、第 3 種 18)の違いであると想定されるが、混乱を引き起こすため、注で追記すべきである。</p> <p>また、近くの住居の少なさが 10 点 p9 と他 4 地区より良かったとはいえ、“江南緑地公園(中般若):テニスコートやバーベキュー場が整備された緑地公園、木曾川扶桑緑地公園:サイクリングロードや散策の森が整備されており、サイクリングロードからは木曾川にやってくる野鳥を見ることができる。” p94 とあり、悪臭にも十分配慮が必要な地区であるため、臭気濃度は 12 以下とすべきである。</p>	<p>(意見番号 10 に同じ)</p> <p>なお、悪臭の規制について、規制値が規制地域によって異なる旨を追加しました。</p>																				
17	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“騒音”の法規制値が昼間 60dB～夜間 50dB となっているが、犬山市都市美化センターの自主基準値だけが、昼間と夜間だけ規制値より 5 dB 低い値となっている。少なくともこの水準までは自主基準値を下げることはできるはずである。また、朝、夕の時間帯にも規制値があり、自主基準値を設けるべきであり、自主基準値は規制値より 5 dB 以上低い値とすべきである。</p>	<p>(意見番号 10 に同じ)</p>																				

表4.2.1(7) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
18	<p>*p 17 公害防止基準で“振動”の法規制値が昼間 65dB～夜間 60dB となっており、他の 2 箇所にも自主基準値がなかったが新たに設定すべきである。騒音と同様に規制値より 5 dB 以上低い値を自主基準値とすべきである。</p>	<p>(意見番号 10 に同じ)</p>
19	<p>*p 18 排水計画で“雨水については一旦調整池にて貯留した後、生活排水と同様に…既存の排水路へ放流する計画である。…排水する雨水等は、最終的には木曾川に放流される。”とあるが、雨水といえども、場内に散乱したごみや焼却灰に含まれるダイオキシン類や鉛などの有害物質が含まれる恐れがある。まして放流先は、この地域の農地を四百年來にわたり潤し続ける 3 つの農業用水（宮田用水、木津用水、羽島用水）の取水口である犬山頭首工こそ約 4 km 上流であるが、BOD 環境基準は 2002 年 7 月に国が A 類型に昇格させた水域であり、水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの、水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用などが求められる水域である。このため、調整池で貯留した水についての水質分析を実施することとし、それに伴う措置を検討し、準備書では記載する必要がある。</p>	<p>ごみや焼却灰は建屋内で処理する計画であり、雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります。このため、雨水に有害物質が混入することはありません。 その他、施設からの排水のうち、プラント排水についてはクローズドシステムとする計画であり、公共用水域への排水は行いません。また、生活排水については合併処理浄化槽で適正に処理した後、公共用水域に放流する計画としており、これらについても、有害な物質が公共用水域に入ることはありません。</p>
20	<p>プラント水から発生する汚泥の処理について記載されていないように思います。</p>	<p>プラント水から発生する汚泥については、ごみピットへ投入し焼却処理することを想定しています。</p>
21	<p>施設からの排水の調査地点が一般廃棄物最終処分場の放流地点と同じですか。</p>	<p>施設から発生する排水としては、プラント排水、生活排水、雨水の 3 種類がありますが、プラント排水については、クローズドシステムとする計画であり、公共用水域への排水は行いません。 生活排水、雨水については、既存の排水路に放流し、最終的には一般廃棄物最終処分場と同様に鴨川排水路に合流する計画です。 水質の現地調査地点は鴨川排水路が木曾川と合流する地点であり、一般廃棄物最終処分場から鴨川排水路への放流地点とは異なります。</p>
22	<p>工事用物品の搬入は道路南から直接現場へ入るが、県道浅井線をまたぐことになり渋滞はさけられることは困難だが(信号機器は必要)、江南関線の出入りに渋滞が加速されることが予測される。このことは完成後もゴミ搬入で継続されるのではないか。 上記のことを考えると扶桑～各務原の新大橋の建設が現行の愛岐大橋の複線増設が必要と思われる。</p>	<p>新愛岐大橋（仮称）の建設については、計画が進んでおり平成 30 年 10 月から、岐阜県側の下部（橋脚）工事が始まっていると聞いております。 なお、渋滞への影響については多くの方から懸念の声をいただいたことから、工事用車両による交通への影響について予測を行い、その結果を「第 8 章 8.13 人と自然との触れ合いの活動の場」に記載しました。</p>

表4.2.1(8) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
23	<p>計画地盤高が良くわかりません。明確にしてください。</p>	<p>測量調査結果によると、事業実施区域内の地盤高さは29～32m程度となっています。また、地形図から読み取ると南側の堤防道路は35～36m、北側は36m程度となっています。</p> <p>「第2章」に記載のとおり、事業実施区域は木曾川上流河川事務所が作成した「木曾川水系洪水浸水想定区域図」により浸水想定区域に指定されていることから、浸水対策としてT.P.31m以上とする計画です。</p> <p>なお、可燃ごみ処理施設の事業方式はDB+0方式としており、計画地盤の高さは、周辺住民への圧迫感及び建設費に影響するとともに事業実施区域全てをほぼ同一高さにする必要もないと考えられることから、計画地盤高さを含めた設計・建築計画の提案を、民間事業者から受けることとしています。</p> <p>したがって、準備書の作成にあたってはプラントメーカーへのヒアリング結果等を踏まえ、造成工事の規模が最大となるT.P.32mとして予測を行いました。また、その旨は「第7章」に記載しています。</p>
(4) 配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容に関すること (計2意見)		
24	<p>14頁「複数案から・・・」</p> <p>「搬入車両動線(想定)」から、南堤防道路からの搬入が検討されていることが分かります。搬出入口の位置や利用道路は地域の住環境への影響が大きく中般若区民にとっても関心事であります。地元住民へ「北側堤防から南側へ変更した理由や影響等の説明」をしていただきたいと思います。</p>	<p>搬入路についてはこれまでに様々な検討を行ってきておりますが、北側堤防から乗り入れると決定し、地元の方へ説明した事実はございません。</p> <p>北側には堤防に沿って宮田導水路が通っており、重量のある車両の通過が制限されているため、乗り入れが困難であるとの判断から、南側から搬入する計画としました。</p>
25	<p>事業用地北側の利用方法は、数十年後の建設予定地ですか。</p>	<p>方法書における施設配置計画は、建屋の大きさや土地利用上の制限等を考慮した結果、想定される実施可能な配置として設定したものです。</p> <p>実際の施設配置については今後決定した民間事業者と詳細な検討を行います。雨水流出抑制設備(調整池)など、北側の敷地も必要な設備を配置するために利用する計画です。</p>

表4.2.1(9) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(5) 事業計画の策定時における環境配慮事項に関すること (計8意見)		
26	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。”とあるが、“可能な限り”は削除すべきである。これは建設工事を発注する際の契約に含めば済むことであり、2018年12月21日現在で、第3次排出ガス対策型建設機械は741型式、2次基準値(平成22年9月指定終了)は2,527型式が国土交通省から認定されているので十分な建設機械がある。同様に低騒音型建設機械は、6,359型式が認定されている。</p> <p>また、低炭素型建設機械の使用も検討すべきである。この低炭素型建設機械は2018年9月現在49型式(ブルドーザ45型式、バックホウ4型式)が認定され国土交通省から認定されており、地球温暖化対策上、この低炭素型建設機械を可能な限り使用することが必要である。</p>	<p>ご意見のとおり、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としております。</p> <p>また、江南市では使用機器について届出を行い、規制値を超えない機器を使用することが必須となっており、民間事業者に対して、積極的に使用するよう指導を行ってまいります。</p> <p>なお、低炭素型建設機械の指定についても、積極的な機械の使用について、同様に指導を行ってまいります。</p>
27	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事中の資材等運搬車両については、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、“可能な限り使用するよう努める。”は、排出ガス対策型及び低騒音型建設機械の配慮事項より後退し、可能な限りに加えて、努めるまでについている。”可能な限り…努める”は削除すべきである。</p>	<p>民間事業者に対して、積極的に使用するよう指導を行っていくこととし、記載を修正いたしました。</p>
28	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。”とあるが、適宜では意味不明である。工事工程上で散水が必要な解体工事、風速等で散水が必要になるものなどを抽出し、記載すべきである。</p>	<p>粉じん対策の記載について、より具体的な内容としました。なお、本事業では解体工事を行いません。また、工事中の粉じんは、造成工事の時期が最も影響が大きいと考えられますが、それ以外の時期にも発生が懸念されることがあるため、工種は定めず適宜という表現としています。</p>
29	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、工事中に“雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。”とあるが、通常操業時の雨水経路に、仮設沈砂池等を設け、調整池にて貯留した後放流すると理解すればいいのか。いずれにしても“適正に処理を行う”の内容を項目、値など具体的に示すべきである。</p>	<p>排水経路はご意見のとおりです。処理項目については、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)が基本になると考えております。なお、具体的な値や処理方法などの詳細な内容は、現地調査結果や本予測評価結果を踏まえ、民間事業者決定後に検討いたします。</p>
30	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音・振動等の伝搬を防止する。”とあるが、どの程度の幅員で、どこに設置するかを明記すべきである。また、どのような植樹を行うのかも、景観上、生態系上必要になってくる。</p>	<p>緩衝緑地帯については、事業実施区域の敷地境界から5m設置する計画です。樹種については今後、詳細設計の段階で検討を行います。</p>
31	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“生活排水及び雨水は、適正に処理を行った後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。”とあるが、排水計画p17、18と異なっている。生活排水は確かに合併浄化槽で処理するが、雨水は“一旦調整池にて貯留した後、…既存の排水路へ放流する計画である。”としており、調整池で適正に処理を行うとは読み取れない。</p>	<p>ご意見のとおり、生活排水は合併処理浄化槽で処理した後に放流しますが、雨水は一旦調整池にて貯留した後に直接放流する計画としております。その旨がわかるように「第2章」に記載しました。</p>

表4.2.1(10) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
32	<p>*p 30 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、工事中の資材等運搬車両と同文であり、可能な限りに加えて、努めるまでついている。“可能な限り…努める”は削除すべきである。</p>	<p>事業者である尾張北部環境組合は、施設の整備・運営を行うものであり、ごみの搬入については、各市町及び民間事業者車両等が行います。</p> <p>このため、廃棄物運搬車両の更新の際には、低公害車の導入を促進するよう事業者から2市2町に要請するとともに、民間事業者に対しても、同様に要請を行ってまいります。</p>
33	<p>*p 30 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。”とあるが、再使用の場所、量を具体的に示すとともに、残った発生土はどこに、どんな目的で、どのように運搬するかも示すべきである。</p>	<p>工事中の建設発生土については環境影響評価項目として選定し、予測・評価を行いました。予測はプラントメーカーへのヒアリングの結果等をもとに発生量や再使用方法について整理しており、「第8章 8.14 廃棄物等」に記載しました。</p> <p>なお、発生土の処理については今後決定する民間事業者が行うため、搬出先等は決まっておりませんが、適切に処理・処分できていることを組合でも確認しながら事業を実施します。</p>
2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見（計4意見）		
(1) 社会的状況に関すること（計4意見）		
34	<p>*p 128 騒音に係る環境基準のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）として、昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下が記載されているが、出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）だけでは“幹線交通を担う道路に近接する空間”がどの道路のことか分からない。高速道路、国道、県道、4 車線以上の市道などと 2001 年 1 月 5 日環大企第 3 号で通知されているだけであることを明記すべきである。</p> <p>【参考】騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について 公布日：平成 13 年 1 月 5 日 環大企 3 号</p> <p>「騒音に係る環境基準について」の第 1 の 1 中「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする</p> <p>(1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）。)</p> <p>(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。</p>	<p>ご意見を踏まえ、幹線交通を担う道路に近接する空間に該当する道路（国道、県道等）について、説明を追記しました。</p>

表4.2.1(11) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
35	<p>*p 130 自動車騒音に係る要請限度の注1)で“要請限度とは、自動車騒音 がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著し く損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に 道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。” とあるが、騒音規制法第17条を正確に引用すべきである。“措置を 執るよう要請する”ではなく、「措置を執るべきことを要請するもの とする」と非常に厳格な表現で市町村長の義務を定めている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載の内容を 修正しました。</p>
36	<p>*p 130 自動車騒音に係る要請限度の注2)で、“幹線交通を担う道路 とは、次に掲げる道路をいう。”として、高速道路、国道、県道、4 車線以上の市町村道が説明してあるが、その根拠が環境省の環境基 準告示にもなく、単なる通知文であることが理解できるよう、出典 を追加すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、幹線交通を担 う道路に近接する空間に該当す る道路(国道、県道等)について、 説明を追記しました。</p>
37	<p>*p 132 道路交通振動に係る要請限度の注)で“要請限度とは、道路交通振 動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著 しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振 動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に 道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。” とあるが、振動規制法第16条を正確に引用すべきである。“道路管 理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し”は「道路管 理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装 、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し」と具体的に舗装 、維持、修繕と要請項目があること。また、“県公安委員会に道路交 通法の規定による措置を執るよう要請する”は「県公安委員会に対し 道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする 。」と非常に厳格な表現で市町村長の義務を定めている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載の内容を 修正しました。</p>
<p>3 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解に関する意見(計4意見)</p>		
38	<p>*p 209 配慮書への知事意見“木曾川の兩岸に点在する樹林地のうち比較 的大きなシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した経緯につ いて、その内容を分かりやすく示すこと。”への見解は、“尾張北部 ブロックや第1小ブロックでの検討経緯など、第2章に詳細を記載 しました。”とあるのは、2.1.5建設地の決定経緯p7~9が中心と思 われる。しかし、犬山市塔野地、犬山市善師野、犬山市池野を候補 地としたが、地元調整が難航し、最も多くのごみを排出する江南市 が市内5か所の候補地について、評価基準を○、△、×で評価した というものだが、基本要素として、①敷地面積の確保、②アクセス のしやすさ、重要要素として、③用地確保のしやすさ、④近くの住 居の少なさ、⑤運搬経費の安さ、参考要素として、⑥学校、病院、 保育所、老人福祉施設等の有無、⑦搬入道路における集落等の通過、 ⑧行政計画とのつりあい、⑨土地造成のしやすさ、⑩土地利用の現 況の10項目であり、知事意見が意味している「なぜシイ・カシ二次 林を事業実施想定区域に選定した」のかに答える内容になっていな い。つまり、知事意見に答えているようで全く答えていない。この ような姿勢を改め、準備書以降の手続きでシイ・カシ二次林の保存 のため、例えば、敷地の北側に隣接するサイクリングロード沿いに 移植するなど、必要な環境保全措置を充分検討すべきである。</p>	<p>事業実施区域を選定した理由 は「第2章」に記載したとおりで あり、敷地面積やアクセスのしや すさ等、一定の評価基準を設定し て決定しました。 現地調査の結果、事業実施区域 周辺のシイ・カシ二次林の構成 は、アベマキが林冠を形成し、林 内にアラカシ、ヒサカキなどの常 緑広葉樹が生育する樹林である ことがわかり、また、このような 樹林地が周辺にもあることが明 らかになりました。群落は、単木 の移植により成立するものでは ないため、樹林の移植といった方 法を保全措置とすることは現実 的ではありませんので、事業実施 区域内の樹木については緩衝緑 地等、可能な限り残置するよう に努めます。</p>

表4.2.1(12) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
39	<p>*p 210</p> <p>配慮書への知事意見“事業実施想定区域が木曽川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“本事業の事業特性、地域特性から、特殊な気象条件下における大気汚染物質による高濃度の影響が懸念されることを踏まえ、大気質の調査、予測及び評価の手法について検討し、その結果を第7章に記載しました。”とあるが、第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 p213～270 では、その内容に全く触れていない。</p> <p>記載してあるのは“調査及び予測の手法は、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事意見及び指針別表第2に掲げられている参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定した。” p220 という見解と同じ文章をくり返しているだけである。木曽川沿いという特異な風向・風速、煙突高さを低くせざるを得ないことによるダウンドラフト等による短期濃度上昇という具体的な指摘に対し、どのように検討し、結果として、予測の基本的な手法として、プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーション p223 を選定したかについて触れるべきである。</p> <p>そもその発端は、横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会が、独自に現地で実験し「科学的にはもっと正しい方法がある」と公害調停を申請した結果、2017年2月20日に公害調停合意が成立し、「環境影響評価の大気汚染予測の方法について、科学的知見に基づき最適な予測手法を用いるものとする。」と、これまで大気拡散予測時に採用されている「プルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。国土交通省からは「合意内容については誠実に対応していく」とのコメントを引き出したものである。こうした経緯と国の動きを調べ、予測手法の妥当性を検討すべきである。</p>	<p>大気質の短期予測にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）等のマニュアルを参考にするとともに、気象調査（地上気象、上層気象）の観測結果も踏まえて、予測を行いました。</p> <p>予測手法の選定理由等については、「第6章」及び「第8章 8.1 大気質」に記載しました。</p>
40	<p>*p 210</p> <p>配慮書への知事意見“2)既存の2施設が1施設に集約され、ごみ収集車等の交通量が増加することが想定されることから、ごみ収集車等の走行ルートに係る大気質、騒音及び振動の道路沿道への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“…廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するよう努めるなど、道路沿道への影響に配慮した事業計画とします。”と計画策定時における環境配慮事項と同じ文章になっているが、知事は配慮書のこの部分を見て、不十分としてこのような意見を出したはずであり、それに対して同じ見解では知事意見を完全に無視したことになる。可能な限りに加えて、努めるまでについている。少なくとも”可能な限り…努める”は削除すべきである。</p>	<p>ご意見のP210に記載の知事意見は、配慮書に対する知事意見です。環境配慮事項の項目は方法書段階で新たに追加となった項目であり、ご意見の配慮事項については、配慮書に対する愛知県知事意見も踏まえ、方法書の段階で記載したものです。</p>

表4.2.1(13) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
41	<p>*p 210</p> <p>配慮書への知事意見“事業実施想定区域は木曽川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることから、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“改変面積はできる限り小さくし、保全の可能な部分については極力保全を図るよう配慮するなど、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とします。また、動物、植物及び生態系の調査範囲については、木曽川沿いも含んだ範囲とし、その他、調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。”とあるが、配慮書に対する知事意見であるから、“改変面積はできる限り小さくし”は配慮書以後の検討のはずである。しかし、今回の方法書では、配慮書以後、改変面積を小さくする努力の結果がない。せいぜいわかるのは、計画施設への進入口の位置と施設場内の搬入車両動線（想定）p27程度であるが、敷地の北側1/3が残る程度であり、その部分もシイ・カシ二次林を保全する計画とは読み取れない。事業計画に、シイ・カシ二次林を“極力保全を図る”ことが理解でき、かつ敷地境界に設置する緩衝緑地帯を含め、シイ・カシの移植も含めた緑地計画を追加すべきである。</p>	<p>配慮書段階から方法書段階において、事業実施区域をさらに精査し、0.2haほど縮小しています。</p> <p>また、ご意見の施設配置は、方法書作成段階で建屋が設置可能な案として作成したものです。ごみ処理施設を供用するにあたっては、工場棟だけでなく、ストックヤード、雨水流出抑制設備や来場者用の駐車場、緩衝緑地帯など、様々な設備を整備する必要がありますので、今後詳細な設計等を行う中で、可能な限り建屋面積や事業実施区域内における改変面積の縮小、緩衝緑地帯の詳細を検討します。</p>
<p>4 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見（計25意見）</p>		
<p>（1）都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由に関すること（計3意見）</p>		
42	<p>電波障害は予測しないのですか。</p>	<p>本環境影響評価は、「愛知県環境影響評価指針」に沿って実施しており、電波障害については項目とされていないため、環境影響評価の中では実施しません。</p> <p>なお、今後、工事の実施段階で必要に応じて調査の実施を検討します。</p>
43	<p>構造物の存在による地盤変形は考慮する必要はありませんか。</p>	<p>事業実施区域は、山地等ではなく平坦な地形となっており、また、工事に伴い土地の安全性（地盤変形）を懸念するような大規模な造成は行いません。なお、ごみピットの施工については、適切な山留工法を用い、安全性に十分配慮して実施します。</p>

表4.2.1(14) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
44	<p>*p 217</p> <p>環境影響評価の項目の選定・非選定理由で、水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）について、“プラント系排水…、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため”非選定としているが、主たる排水となる合併浄化槽で処理する生活排水の内容を示さないまま、“排水先に対する本事業における負荷量はわずか”と断定することはできない。環境影響評価の項目として選定し、少なくとも、排水先の水質、水量を調査し、必要な規模の合併浄化槽の人槽、水量、水質を決定し、排水先にどの程度の影響が出るのかを予測・評価すべきである。</p> <p>富栄養化についても、“水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため”非選定としているが、同様の理由で選定すべきである。</p>	<p>生活排水は合併処理浄化槽で適正に処理した後、放流する計画であり、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定していません。</p>
(2) 調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由に関すること (計 22 意見)		
45	<p>このところの全国の環境影響評価を見ていると、特に焼却施設の環境影響評価は、設備機器の向上から環境への影響はほとんどないと思います。そのため、建設するために必要な書類を形式上に作っているように見受けられます。</p> <p>適切な調査と正確な予測を実施してください。</p>	<p>「愛知県環境影響評価指針」や「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」などの各種マニュアル等に基づき、適切な調査と予測を実施しました。</p>
46	<p>すべての予測については、環境保全措置を盛り込み予測してください。（安易に安全側の予測をしないでください。）</p>	<p>予測にあたっては、「基本設計」等での検討結果を踏まえ、現段階で確実に実施する環境保全措置（環境配慮事項）であり、予測に反映可能なものについては盛り込んで予測を行いました。</p> <p>事業計画策定時の環境配慮事項は「第2章」に記載するとともに、「第8章」では予測に反映した環境配慮事項を整理しております。</p>
47	<p>上層気象調査に流跡線調査を加えてください。</p> <p>拡散実験を実施してください。</p>	<p>事業実施区域は、木曾川沿いの平坦な地形であることから、ご指摘の調査を実施しなくても問題ないと考え、地上気象と上層気象調査の実施により、現況を把握しております。</p>
48	<p>大気の調査のうち周辺5地点については、地点間で測定日が異なることが無いように調査してください。</p> <p>自動測定器は、乾式、湿式のどちらか一方に全地点を統一するようにしてください。</p>	<p>周辺5地点における大気質調査や上層気象調査は、各季とも同一日で実施しました。</p> <p>また、自動測定機については全地点乾式で統一して実施しました。</p>

表4.2.1(15) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
49	<p>地点間及び計画地内での調査地点との間で風向、風速に相関がみられない場合は、それを考慮して予測してください。</p>	<p>現地での4季調査の結果、各地点の季節別の風向・風速に同様の傾向がみられ、また、事業実施区域での気象調査結果は、上空の風向・風速と相関がみられることを確認しました。</p> <p>このため、事業実施区域での調査結果を基に、大気質の予測を行っております。</p>
50	<p>1年を通じての気象調査の風向風速のデータを予測で使用するのであれば、調査高さを考慮してください。</p>	<p>風向風速計は、堤防道路の高さも確認のうえ、周辺の地形等の影響が少ない高さとして地上10mに設置しました。</p> <p>上層気象調査結果も踏まえ検討した結果、地上と上空の風向・風速に相関がみられることを確認し、地上気象調査結果から予測に必要な上空の気象条件を整理し、これを基に予測を行っております。</p>
51	<p>*p 223, 225 等</p> <p>調査、予測及び評価の手法（大気質）の窒素酸化物、浮遊粒子状物質について、予測の基本的な手法は“ブルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測”とあるが、知事意見の木曾川沿いの特異な風向・風速、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により短期濃度が高くなる懸念から、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討することを、どのように判断して従来通りのブルーム式及びパフ式を用いたのかを説明する必要がある。そのなかで、国と横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会で公害調停合意が成立し、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされたことへの判断も加えるべきである。</p>	<p>短期予測にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」等のマニュアルを参考にするとともに、地上気象や上層気象調査結果も踏まえて、予測を行いました。</p> <p>予測手法の選定理由等については、「第6章」及び「第8章 8.1 大気質」に記載しました。</p>
52	<p>*p 230</p> <p>有害物質等の評価の手法として、塩化水素の基準・目標について“「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（環境庁大気保全局長通達(昭和52年6月16日環大規第136号))による塩化水素の目標環境濃度”とあるが、この通達では「目標環境濃度は日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度(上限値5ppm)を参考として、0.02ppmとし、平均的な排出口高さを有する施設からの塩化水素の排出が、拡散条件の悪い場合であってもこれを満足するよう排出基準値を設定した。」とある。つまり、この目標環境濃度0.02ppmから塩化水素の排出基準値700mg/m³_Nが逆算された。しかし、この目標環境濃度0.02ppmは労働環境濃度(上限値5ppm)の0.4%を参考とただけであり、特に根拠のある数値ではないことに留意した評価が必要である。</p>	<p>大気質の評価にあたっては、整合すべき基準等との対比という観点から目標環境濃度0.02ppmとの対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の程度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。</p>

表5.2.1(16) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
53	<p>*p 230</p> <p>有害物質等の評価の手法として、水銀の基準・目標について「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年環境省通知 環管総発第03090004号）による水銀の指針値」とあるが、この通知では「長期曝露による健康影響を未然に防止する観点から、水銀蒸気の長期曝露に係る指針値として、年平均値0.04$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下を提案する。」と、水銀蒸気の長期曝露に係る指針値を示したもので、水銀の排出規制がガス状水銀と粒子状水銀の合算で表示することとは異なっているため注意が必要である。</p> <p>また、この通知では指針値を提案した後に「しかしながら、新生仔期動物の曝露に対する感受性が高いというデータもあり、その定量的評価が定まっていないことは、今後の検討に際して考慮すべき点と考えられる。」と追加の注記があることに留意した評価が必要である。</p>	<p>大気質の評価にあたっては、整合すべき基準等との対比という観点から年平均値0.04$\mu\text{g}/\text{m}^3$との対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の程度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。</p>
54	<p>*p 233</p> <p>建設作業等騒音の予測対象時期等が「建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期」とあるが、主要な騒音発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での騒音発生量が最大の時が、敷地境界での騒音最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。</p>	<p>予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、事業実施区域全体での騒音発生量が最大の時期を設定しました。</p>
55	<p>*p 236</p> <p>道路交通騒音の評価の手法として、基準・目標は「騒音に係る環境基準について」としているが、この環境基準は、①一般の環境基準、②ただし書きの道路に面する地域の環境基準、③特例としての幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準があり、幹線交通を担う道路としては、中央環境審議会の答申を経た環境省の告示ではなく、2001年1月5日環大企第3号で通知されているだけであり、高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などである。今回の5地点はいずれも県道であるため、特例の環境基準を当てはめることになる。しかし、この特例の環境基準は、広島高裁判決(2010年5月20日)の最高裁決定により「昼間屋外値がLAeq65dBを超える場合…受忍限度を超える聴取妨害としての生活妨害の被害が発生していると認められる」とし、損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定した。判決で確定した受忍限度を5dB上回るような特例の環境基準は廃止すべきものであることを理解したうえで、評価をすべきである。</p>	<p>現地調査の結果も踏まえ、いずれの地点も幹線交通を担う道路に近接する空間の値を設定しました。</p> <p>工事用車両や関係車両の走行による騒音の増加を低減できるよう、2市2町及び組合で協力し、低公害車の使用や適切な運行計画の策定等の措置を講じてまいります。</p>
56	<p>道路交通騒音については、そろそろ新しいモデル「ASJ RTN Model-2018」が出そうなので評価書提出時に新しいモデルが発表されていれば用いてください。</p>	<p>道路交通騒音については、新たに公表された「ASJ RTN-Model 2018」を用いて予測を行いました。また、その旨を「第7章」及び「第8章 8.2 騒音及び超低周波音」にも記載しました。</p>
57	<p>低周波音については、同規模（出れば処理方法も同じ）の類似施設でいくつか測定したデータも含めて予測してください。</p>	<p>低周波音については定量的な予測が実施できないことから、類似施設での調査結果を踏まえた定性的な予測を行いました。</p> <p>なお、現段階は3処理方式を候補としていることから、類似施設の調査結果については3方式すべての処理方式を対象とし、処理量が同等以上の施設を選定しました。</p>

表4.2.1(17) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
58	<p>*p 237</p> <p>低周波音の評価の手法として、“事業者の実行可能な範囲内で出来る限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。”だけで、通常の項目にある基準・目標がない。しかし、環境省は「低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）」で、物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値を示している。この参照値を基準・目標とすべきである。</p> <p>なお、この手引きの参照値の留意事項で「本参照値は、低周波音によると思われる苦情に対処するためのものであり、対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。」とあるが、苦情の発生の可能性を評価するための参照値として十分耐えうるものであり、他の事業者も環境影響評価の基準並みに扱っている。リニア新幹線の環境影響評価では、この値で評価している。また、同時期に先行している豊橋田原ごみ処理施設（業務委託者は、同じ八千代エンジニアリング株式会社名古屋支店）でも、準備書（2019年1月）で手引書の心身に係る苦情に関する参照値との比較をしている。</p>	<p>ご意見も踏まえ、「心身に係る苦情に関する参照値」との比較も行いました。</p> <p>また、その旨を「第7章」及び「第8章 8.2 騒音及び超低周波音」にも記載しました。</p>
59	<p>*p 240</p> <p>建設作業等振動の予測対象時期等が“建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期”とあるが、主要な振動発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での振動発生量が最大の時が、敷地境界での振動最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。</p>	<p>予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、事業実施区域全体での振動発生量が最大の時期を設定しました。</p>
60	<p>*p 241</p> <p>施設からの振動の評価の手法で、基準・目標に、振動規制法と県生活保全条例の規制基準がかかっているが、法規制を守るのは当たり前、このような値以下だから問題なしとするようでは環境影響評価の意味がない。削除すべきである。</p> <p>また、基準・目標に、“振動の感覚閾値”があるが、振動については環境基本法に基づく環境基準は設定されていないため、この振動の感覚閾値で比較することは適切と思われる。規制基準を削除し、振動の感覚閾値だけで評価すべきである。</p>	<p>評価については、法令等の基準等との整合が図られているかと事業者の実行可能な範囲で影響を回避・低減しているかの2つの観点から行うことを基本としています。</p> <p>ご意見のとおり、施設の運営にあたって法規制を遵守することは当たり前ですが、遵守できる施設であることをお示しすることも、環境影響評価で実施すべきことと考えております。</p> <p>なお、施設からの振動については自主規制値を新たに設定したため、自主規制値との比較も行っています。</p>
61	<p>*p 243</p> <p>道路交通振動の評価の手法で、基準・目標が“「道路交通振動の要請限度」となっているが、これは、振動規制法第16条で「限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」という重大事態であり、このような値を満足するから問題ないと評価するような環境影響評価なら必要なくなる。環境基準がないし、規制基準もないが、もっと緩やかでも要請限度で評価しようという姿勢は間違いである。少なくとも、施設からの振動の評価で用いる“振動の感覚閾値”とすべきである。</p>	<p>ご意見も踏まえ、「振動の感覚閾値」との比較も行いました。</p> <p>また、その旨を「第7章」及び「第8章 8.3 振動」にも記載しました。</p>

表4.2.1(18) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
62	<p>*p 247</p> <p>掘削・盛土等の土工による水の濁り(浮遊物質量)の評価の手法が、“事業者の実行可能な範囲内で出来る限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。”だけで、通常の項目にある基準・目標がない。しかし、水の濁り(浮遊物質量)については環境基準が定められているため、水素イオン濃度の評価の手法の基準・目標と同じく「水質汚濁に係る環境基準について」を追加すべきである。</p>	<p>環境基準は通常の状態を基本としていることから、濁水時など特異な状況について用いることは適切ではないと考えております。</p> <p>工事の実施にあたっては、現地調査結果も踏まえた十分な容量の仮設沈砂池を設置するなど、適切な環境保全措置を講じてまいります。</p>
63	<p>*p 249</p> <p>掘削・盛土等の土工で、有害物質による土壤汚染の調査場所が“土地利用の状況等を考慮して設定した事業実施区域内の3地点”とあるが、地下水位の調査地点 p255 と異なっている。この地下水位調査地点は“事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の観測井戸1地点” p253 ということなので、ごみピットのための掘削土壌が発生する場所であり、土地利用の状況等を考慮して設定する以上、ごみピット付近のこの地点は土壤汚染の調査場所として追加すべきである。</p> <p>また、調査地点1, 2, 3がそれぞれどのような土地利用が予定されているので選定したのかの理由を示すべきである。それなりの土地利用計画が示されていないので断定できないが、配慮書の複数案 p23 で見る限りでは、調査地点1, 2, 3は、新設建物の位置から外れており、もし、掘削するとしてもそれほどの量ではないと思われる。土壤汚染で重要なのは、掘削土が汚染されている場合にどう処理するかであり、掘削土の土壤汚染を重点的に調査すべきである。</p>	<p>環境の調査地点については住民の方からの懸念の声も踏まえ、環境影響評価項目として選定したものであり、住民の方からご意見のあった地点を調査地点として設定しています。なお、地点2についてはごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更しました。</p> <p>事業実施区域については、土壤汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に法令に基づく調査を実施します。</p>

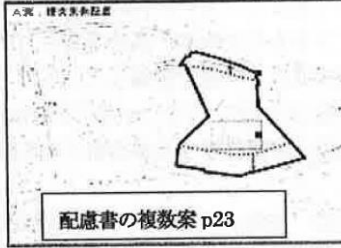
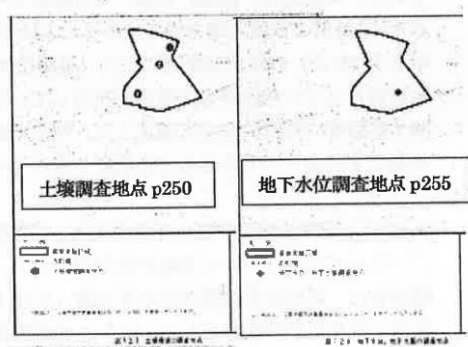


表4.2.1(19) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
64	<p>*p 254</p> <p>地下水の状況及び地下水質の評価の手法が“事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。”とあるが、これでは不十分である。地下水質の環境基準が有害物質、ダイオキシン類について定められているため、基準・目標として、水質の環境基準、ダイオキシン類（地下水）の環境基準を追加すべきである。</p> <p>配慮書への意見“事業実施想定区域内の南西地域にある民間ごみ集積場土地は、過去に穴が掘られ産廃等のごみが廃棄されていたとの近隣住民の証言がある。実施想定区域内の北側部分でも同様の住民の証言がある。”p205 への見解ではこの事実関係について触れていない。</p> <p>現に、知多南部クリーンセンターは、2007年に建設予定地を半田市クリーンセンター敷地内の最終処分場跡地（旧法処分場跡地）に決定し、新たなごみ処理施設の環境影響評価の手続きを開始したが、旧法処分場跡地内の廃棄物層保有水から、ダイオキシン類等が検出された。対策工事費等も膨大になるため2市3町で改めて検討することとし、武豊町地内を代替地にするという合意を得た。やっと2015年7月に、場所を変更した方法書が公表され、2017年11月に準備書が公表された。環境影響評価書が完成したのは2018年8月である。しかし、この武豊町の予定地でもダイオキシン類とフッ素の地下水質が環境基準をこえているため、現在もモニタリングを続けている。こうした事態にならないよう、方法書段階でしっかりした調査をすることを決めておく必要がある。</p>	<p>配慮書に対する意見にある地点については、土壤環境の項目の中で調査地点として選定し、土壤の調査を実施しています。その結果、土壤汚染に係る環境基準値等を超過する値はみられませんでした。</p> <p>本事業については、基本的に地下水質に影響を及ぼすような行為は行わないため、定性的な予測・評価を行っていますが、事業実施区域は土壤汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に調査を実施し、汚染が確認された場合には、適切な対策を講じる計画としております。</p>
65	<p>*p 256</p> <p>日照障害の予測方法が“時刻別日影図及び等時間日影図の作成による”とだけあるが、日影規制の対象となる平均地盤面+4mとするのが通例である。日影規制の対象の平均地盤面+4mでは、法律を守っているかどうかを判断するだけであり、環境影響評価をする意味がない。法律を守るのは当たり前のことである。“事業実施区域は主にシイ・カシ二次林で、…周囲は市街地及び耕作地が多い地帯”p78であるため、知事からも“動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”と特別に意見が出されている。この趣旨に従い、高さ4mではなく、地表面での予測・評価を行うべきである。植物にとっては日照が非常に大切である。</p> <p>また、その意味でも評価の手法の基準・目標が“「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制“だけでは不十分である。</p>	<p>日照障害については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制の対象となる平均地盤面+4mとし、日影の影響が最も大きくなる冬至日における影響を予測しており、予測の結果、長時間影がかかる範囲は建物周囲に留まるものとなります。</p> <p>春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、植物への影響は小さいものと考えます。</p> <p>今後、詳細設計の段階では、建築物を可能な限り小さくできるよう検討を行ってまいります。</p>

表4.2.1(20) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
66	<p>*p 262</p> <p>図 7.2.9 動植物の調査地域で、鳥類のラインセンサスルートが事業予定地内に1本、事業予定地北側のケネザサーコナラ群集を中心に1本計画されているが、“事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、現地の状況を考慮して、隣接する木曾川沿いの河畔林の特性を把握可能な範囲” p257と矛盾している。ヤナギ低木群落(図のピンク色)とオギ群落(図の黄色)の一部をかすめて哺乳類～昆虫類の任意探査だけであるし、ヤナギ低木群落とオギ群落も鳥類のラインセンサスルートに追加すべきである。</p> <p>これらオギ群落やヤナギ低木群落には“河川敷や水田等耕作地を利用するサギ科、クイナ科、チドリ科の種や、雑木林や草地に生息するキツツキ科、ヒタキ科、ホオジロ科の種が多く確認されている。” p63ため、その実態を正確に把握する必要がある。</p>	<p>ラインセンサスルートは調査範囲の代表的な場所に設定したものであり、この他に任意観察により、調査実施時の現地の状況も踏まえながら、踏査可能な場所を網羅的に調査しました。</p>
5 その他の事項に関すること(計5意見)		
67	<p>*p 273～287</p> <p>用語解説があるが、その出典を明記すべきである。環境影響評価の手続き中で2019年1月に準備書を公表した豊橋田原ごみ処理施設の委託業者は、今回の尾張北部環境組合ごみ処理施設と同じ八千代エンジニヤリング株式会社名古屋支店であるが、豊橋田原ごみ処理施設の用語解説では、最後に出典として、:「環境アセスメント用語集」(環境影響評価情報支援ネットワークホームページ http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html)と「EIC ネット環境用語集」(一般財団法人環境イノベーション情報機構ホームページ http://www.eic.or.jp/ecoterm/)が記載されている。</p> <p>例えば、「環境振動」、「寄与濃度」、「自動撮影法」、「大気汚染常時監視測定局」、「任意観察法」、「任意採集法」、「ポイントセンサス法」、「目撃法」、「有害物質」、「有害大気汚染物質」は「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」にもないが、出典は何か。</p> <p>「要請限度」は「環境アセスメント用語集」で「対策を講じるよう要請することができる」としている。」と間違った説明がしてある。さすがに方法書ではそのままではなく、騒音、振動共に“要請するものとしている”と若干の修正をしている。</p> <p>必要な用語について正確な情報を記載すべきである。</p>	<p>用語の解説については「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」やその他の専門書等の文献を参考に、住民の方にはわかりやすくなるよう作成しているため、必ずしも各文献に記載の内容をそのまま引用しているものではありません。なお、用語の解説は条例等で規定されるものではなく、事業者の意向で作成しているものです。</p>
68	<p>意見をと云う事ですので、愛知県の建設部長さんが、住民や関係機関との合意形成が図られるよう努めて下さいと書いてあります。小淵地区に来てお話しをして下さい。</p>	<p>方法書に関する説明会については江南市、扶桑町及び岐阜県各務原市の3会場で実施しました。準備書に関する説明会も同様の会場で実施することを予定しています。</p>
69	<p>環境保全の意見ではないですが、ほかの環境影響評価では要約版のほかに、配布用の「あらまし」(A3を2枚つなげたぐらいの見開き)を配布してください。</p>	<p>江南市のホームページにおいて、方法書及び要約版を掲載しているので、そちらをご覧ください。</p>

表4.2.1(21) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
70	事後調査(工事中、供用後)の適切な時期、計画を明確にしてください。	調査、予測、評価結果を踏まえ検討し、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから経過的な観察が必要となるものについて、事後調査を行うこととしました。その内容は「第10章」に記載しました。
71	建設北側の廃物の交渉は大変かと思われるが地主に付加価値的な建設物はないものか。 (具体的には焼却炉からの湯)	北側の焼却炉跡地については、事業実施区域外であるため、見解は控えさせていただきます。

第5章 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 5.1(1)～(4)に示すとおりである。

注) 本章は環境影響評価準備書の内容をそのまま抜粋しており、都市計画決定権者の見解中「第●章」は環境影響評価準備書の章番号を示している。

表 5.1(1) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
<p>都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。</p>	<p>方法書に関する愛知県知事意見を十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、準備書を作成しました。</p>
<p>1 全般的事項</p>	
<p>(1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。</p>	<p>事業計画の具体化にあたっては、環境の保全に関する最新の知見等も踏まえ、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、計画施設における公害防止基準の検討を行いました。</p> <p>その結果、排出ガス、悪臭、騒音、振動について、法令等よりも厳しい自主規制値を定めることとし、これを遵守し運転を行っていく計画としました。特に、大気質については、大気汚染防止法等の規制基準等に比べ、より厳しい値としています。なお、自主規制値の設定にあたっては、地元地区（江南市一般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）と協議を行い、それぞれの地区と公害防止協定を締結いたしました。</p> <p>また、工事計画については、現時点で民間事業者の選定を行っている段階であり、施工業者が決まっておきませんが、本環境影響評価の予測・評価結果を踏まえ、より一層の環境影響の低減について検討してまいります。</p>
<p>(2) 新たなごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の処理方式は、3つの処理方式の中から今後検討して決定するとしているが、決定に係る比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。</p> <p>なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>計画施設の処理方式の検討の経緯については、「第2章」に示しました。なお、本事業では、可燃ごみ処理施設の事業方式をDB+0方式とし、民間事業者により設計・建設を性能規定により一括発注することにより、民間のノウハウを活かした事業コストの削減と、より質の高い公共サービスの提供を旨としました。このため、準備書段階においては、3つの処理方式から1つの方式に絞り込んでおりません。</p> <p>環境影響評価の実施にあたっては、評価項目ごとに処理方式による影響の差異の有無を検討の上、必要と考えられる項目について、各処理方式での予測の諸元を設定し、原則として影響が最も大きくなると推定される方式について予測及び評価を行いました。</p> <p>予測評価の対象とした処理方式の設定方法等は、環境影響評価項目ごとに整理し、「第7章」に示しました。</p>

表 5.1(2) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
(3) 調査地点及び予測地点について、適切に設定するとともに、その理由をわかりやすく示すこと。	調査地点及び予測地点については、事業計画や現地状況、住民意見等を勘案し設定しました。設定理由については、「第8章」の各項目に示しました。
(4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	現地調査を実施する中で、希少猛禽類であるオオタカの飛翔や生態系上位種となるホンドキツネの営巣が確認されたことから、専門家へのヒアリングを行ったうえで追加調査を実施し、環境保全措置の検討を行った上で、予測及び評価を行いました。
2 大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭	
(1) 事業実施区域が木曾川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなること懸念されることから、大気質について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	事業実施区域は木曾川沿いに位置しており、特異な風向・風速を有することも考えられることから、地上の風向・風速については事業実施区域において1年間の調査を実施するとともに、4季の上層気象調査を実施し、現地の気象の状況を確認しました。 その結果、地上と上空の風向については、基本的に同様の傾向となっていたことから、地上気象調査結果を基礎データとして大気質の予測を行いました。 また、塩化水素等について、短期濃度の予測についても、現地の気象調査結果を基に予測を行い、その結果を「第8章 8.1大気質」に示しました。
(2) 既存の2施設を1施設に集約して計画施設が建設され、廃棄物運搬車両等の交通量が増加することが想定されることから、大気質、騒音及び振動の道路沿道への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。 また、道路沿道の環境に十分配慮した廃棄物運搬車両等の運行計画を作成するよう構成市町に働きかけること。	本事業の実施により、廃棄物運搬車両等による交通量の増加が想定される主な走行経路沿道の5地点において、大気質、騒音及び振動の調査、予測及び評価を行いました。 また、廃棄物運搬車両について、搬入及び搬出時間の分散化や朝・夕の交通量増加時には廃棄物運搬車両台数を抑えるなど、2市2町及び尾張北部環境組合で協力し、適切な運行計画を策定してまいります。さらに、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するように努めるなど、道路沿道環境への影響を可能な限り低減できるような計画としてまいります。
(3) 事業実施区域の近隣に住居が存在することから、施設の供用による騒音及び低周波音、振動並びに悪臭について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	事業実施区域の近隣に住居が存在することから、騒音及び低周波音、振動並びに悪臭については、敷地境界での調査のほか近隣の住宅地付近でも調査を実施し、予測・評価を行いました。 また、施設の供用による騒音、振動及び悪臭については、法令等に基づく規制基準よりもさらに厳しい値を自主規制値として設定し、これを遵守する計画としております。さらに、設備機器類については、低騒音型・低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とするなど、近隣の住居に配慮し、周辺環境への影響を可能な限り低減できるような計画としてまいります。

表5.1(3) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
3 地盤・土壌	
<p>掘削・盛土等の土工に係る土壌環境の現地調査について、掘削が想定される位置及び深度を考慮して、調査地点及び調査深度を適切に設定すること。</p>	<p>事業実施区域の過去の土地利用の状況を見ると、主に農用地や樹林地となっています。</p> <p>土壌環境については住民の方からの懸念の声も踏まえ、環境影響評価項目として選定したものであり、住民の方からご意見のあった地点を調査地点として設定しています。なお、地点2については、ごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更しました。</p> <p>調査深度は、土壌については、段階的に調査を行うこととし、表層（地上から15cm程度）の調査を実施しました。地下水については、地下水位やごみピットの掘削深度を考慮し、地上から6m程度の位置で採水を行いました。調査結果は、土壌、地下水ともに環境基準を満足しており、これらの調査結果及び過去の土地利用状況を勘案し、土壌の深度方向の調査は不要であると判断し、表層のみの調査としました。</p> <p>なお、事業実施区域は、土壌汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に調査を実施する計画としています。</p>
4 動物、植物、生態系	
<p>事業実施区域は木曾川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることから、工事の実施及び施設の有無による動物、植物及び生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>なお、現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家等の指導、助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>事業実施区域は木曾川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることを踏まえ、動物、植物及び生態系の調査範囲については、木曾川沿いも含んだ範囲としました。</p> <p>また、現地調査において希少猛禽類であるオオタカの飛翔や生態系上位種となるホンドキツネの営巣が確認されたことから、専門家へのヒアリングを行ったうえで追加調査を実施し、環境保全措置や事後調査計画の検討を行いました。</p>
5 景観	
<p>事業実施区域の近隣に住居が存在することから、建屋や煙突（以下「建屋等」という。）による圧迫感が懸念されるため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>なお、建屋等の形状、色彩等の検討に当たっては、周辺景観と調和したものとなるように努めること。</p>	<p>事業実施区域の近隣に住居が存在することから、西側や南側の最寄の住宅地付近に調査地点を設定しました。さらに、施設配置等も勘案し、西側にある最寄住居付近の地点を追加し、調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>なお、本事業は、民間事業者により設計・建設を性能規定により一括発注する方式としており、現時点で事業者が決まっておりますが、今後、詳細な検討を行うにあたり、建屋等の形状や色彩等については周辺景観と調和したものとなるように努めるとともに、緩衝緑地帯の設置など、景観への影響に配慮した計画としてまいります。</p>

表5.1(4) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
6 温室効果ガス等	
<p>計画施設から発生するエネルギーの有効利用を行い、温室効果ガス等の低減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。</p>	<p>尾張北部環境組合では、計画施設の整備方針として、「ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に回収し、積極的に再利用できる施設の実現」を掲げ、廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に努めることを計画しています。</p> <p>また、温室効果ガス等については、施設で使用するエネルギーにより発生する温室効果ガスとともに、廃棄物発電により発生する電力等による温室効果ガスの削減効果も含めて予測、評価を行い、「第8章 8.15 温室効果ガス等」に示しました。</p>
7 その他	
<p>準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討したうえで、図表等を用いる、専門的な用語には解説を付けるなど、わかりやすい図書となるよう努めました。</p>

第6章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及びその選定理由等

6.1 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由

環境影響評価項目は、「環境影響評価指針」（平成11年 愛知県告示第445号）の別表第1の参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第1に掲げられている環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下「影響要因」という。）を、「工事の実施」、「土地又は工作物の存在」（以下「施設の存在」という。）及び「土地又は工作物の供用」（以下「施設の供用」という。）の各段階について抽出し、指針別表第1に掲げられている環境の構成要素（以下「環境要素」という。）のうち、抽出した影響要因により影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び環境影響評価の項目は表 6.1.1 に、環境影響評価の項目を選定した理由及び指針の参考項目であっても非選定とした理由は、表 6.1.2(1)～(5)に示すとおりである。

表6.1.1 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施			施設の存在	施設の供用				
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏洩
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸化合物					◎				
		窒素化合物	○	○			◎			○	
		浮遊粒子状物質	○	○			◎			○	
		粉じん等	○	○	○						
		有害物質等					◎				
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○					○		
		施設からの騒音							○		
		道路交通騒音	○							○	
		低周波音							○		
	振動	建設作業等振動		○							
		施設からの振動							○		
		道路交通振動	○							○	
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数									○
	水質	水素イオン濃度			○						
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)									
		水の濁り(浮遊物質質量)			○						
		富栄養化									
		有害物質等									
	地形及び地質	重要な地形及び地質									
	地盤・土壌	土壌環境			○						
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○						
	地下水質			○							
	日照障害				○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○					
	植物	重要な種及び群落			○	○					
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				◎					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○				○	
		地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○	○		
		残土その他の副産物			○						
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○		○	

注) 表中の「○」は選定した項目を、「◎」は配慮書においても選定した項目を、網掛けは指針別表第1に掲げられている参考項目を示す。

表6.1.2(1) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質	硫黄酸化物	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる硫黄酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	窒素酸化物	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	粉じん等	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削・盛土の土工に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「-」は非選定とした項目を示す。

表6.1.2(2) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質	有害物質等	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる有害物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	建設作業等騒音	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
騒音及び超低周波音	施設からの騒音	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通騒音	廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		低周波音	機械等の稼働	○
振動	建設作業等振動	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	施設からの振動	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通振動	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	施設からの悪臭の漏洩	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い施設から漏洩する悪臭が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表6.1.2(3) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
水質	水素イオン濃度	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、コンクリート工事に伴い発生するアルカリ性排水が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水(ごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水)については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併処理浄化槽で処理した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流、雨水については施設内で再利用するとともに、余剰分は一旦雨水流出抑制設備にて貯留した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	水の濁り	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削、盛土等の土工に伴い降雨時に発生する水の濁り(浮遊物質量)が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	富栄養化	汚水の排出	—	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	有害物質等	汚水の排出	—	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変並びに施設の存在	—	事業実施区域内に重要な地形及び地質が存在しないため。
地盤・土壌	土壌環境	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削工事に伴い発生する発生土が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、ごみピット等の掘削工事に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	ごみピット等地下構造物の設置に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
	地下水質	掘削・盛土等の土工	○	本事業実施以前に起因する現地土壌等の汚染があった場合、地下水質が掘削工事の影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	—	ごみピット等の地下構造物はごみ汚水が土壌中へ浸透、流出しない構造とする計画であり、地下水質に影響を及ぼす要因はないと考えられるため。
日照障害	地形改変並びに施設の存在	○	施設の存在に伴い周辺環境が日照障害の影響を受けるおそれがあるため。	

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表 6.1.2(4) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等	○	重要な種及び注目すべき生息地が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水(ごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水)については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併処理浄化槽で処理した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流、雨水については施設内で再利用するとともに、余剰分は一旦雨水流出抑制設備にて貯留した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
植物	重要な種及び群落	掘削・盛土等の土工	○	重要な種及び群落が、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
生態系	地域を特徴付ける生態系	建設機械の稼働等	○	地域を特徴付ける生態系が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在に伴い景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがあるため。
人と自然との触れ合いの活動	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表6.1.2(5) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	資材等の搬入及び搬出	—	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。	
	地形改変並びに施設の有無	—	地形改変並びに施設の有無により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。	
廃棄物等	廃棄物	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、集じん装置によって捕集される排出ガス中の飛灰（ばいじん）等、処理の過程で廃棄物が発生するため。
		機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、ごみ処理後の廃棄物（焼却灰等）が発生するため。
		汚水の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する汚水は排水処理施設で適正に処理した上で再利用する計画であるが、処理の際に廃棄物（汚泥）が発生するため。
	残土その他の副産物	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削工事に伴う残土、建設工事に伴う副産物が発生するため。
温室効果ガス等	温室効果ガス等（二酸化炭素等）	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、ごみの焼却に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

6.2 環境影響評価項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

計画施設の処理方式についてはこれまで、「新ごみ処理施設整備検討委員会」や「ごみ処理方式検討委員会」等により技術の成熟度、処理の安定性、事業の実現可能性（土地利用等）、環境保全性などの観点からの検討結果を踏まえ、以下の3処理方式を候補としている。

- ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化
- ガス化溶融炉・シャフト式
- ガス化溶融炉・流動床式

令和2年度より実施する民間事業者の選定は、令和元年度に組合にて作成した「基本設計」での策定事項を基本条件とし、上記3処理方式を対象に実施する予定であり、準備書公表段階において、処理方式は1つに決定しない。

そのため、準備書の「第8章 環境影響の調査、予測及び評価」においては、「基本設計」の内容や、「基本設計」において行ったプラントメーカーへのヒアリング（以下「メーカーヒアリング」という。）結果、平成30年にごみ処理方式検討委員会にて行ったメーカーヒアリング結果^{注)}等をもとに、環境影響評価の項目ごとに環境への影響の大きい処理方式の諸元を用いることを基本として予測・評価を行うこととする。

環境影響評価の項目ごとの予測・評価の対象とする処理方式についての考え方と設定については次頁以降に示すとおりである。

注)「基本設計」において行ったメーカーヒアリングとごみ処理方式検討委員会にて行ったメーカーヒアリングでは、排出ガスの自主規制値など、ヒアリングの前提条件が異なる。

6.2.1 全般に係る設定

6.2.1.1 工事計画

建築物の形状を各処理方式を包含するものとすることや、設備機器の構成はいずれの処理方式でも焼却炉本体以外は基本的に同様であること、また、基本的な工事種類（造成工事、土木建築工事、プラント設備工事等）は処理方式によらないことから、工事工程等は、処理方式によって変わらないと考えられる。したがって、予測の条件となる掘削・盛土等の土工の区域、工事用車両台数、建設機械の種類及び台数は、処理方式によらず同様とする。

このため、工事の実施に係る影響の予測・評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

なお、造成計画（掘削・盛土等の土工の区域）については、メーカーヒアリング結果のうち、造成工事の規模が最大となる T.P. 32m とし、工事工程はメーカーヒアリングを基本に整理する。

6.2.1.2 建築物の形状及び配置

建築物の形状については、各処理方式を包含する形状とし、「基本設計」で作成した施設配置図を基本とする。なお、建築物の形状及び配置の設定にあたっては、事業実施区域周辺の土地利用や河川保全区域の規制等の要因も考慮した。

また、造成計画を T.P. 32m とすることから、煙突高さは 52.6m とする。算出手順は、以下のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{航空法に係る制限高さ} &= 45\text{m (水平表面の制限高さ)} + 39.6\text{m (飛行場標点の標高)} \\ &= 84.6\text{m} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{設置可能な煙突高さ} &= 84.6\text{m (航空法に係る制限高さ)} - 32\text{m (事業実施区域の標高)} \\ &= 52.6\text{m} \end{aligned}$$

なお、建築物の外観、色調は処理方式によって変わることはない。

6.2.1.3 廃棄物運搬車両等

廃棄物運搬車両等の台数は基本的に搬入する廃棄物の量によって決定することから、予測の条件となる廃棄物運搬車両等の台数は各処理方式で同様となる。

このため、廃棄物等の搬入及び搬出による影響の予測・評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

6.2.2 環境影響評価項目ごとの設定

6.2.2.1 大気質（ばい煙の排出）

ばい煙の排出による影響の予測・評価については、排出ガス量（湿り、乾き）、排出ガス温度、酸素濃度等の違いにより拡散の状況が変わることから、メーカーヒアリング結果をもとに大気汚染物質の排出量を試算し、汚染物質量が最大となる処理方式の諸元で行うこととする。

なお、排出ガス濃度は、いずれの処理方式を採用した場合でも遵守する値である公害防止基準値（自主規制値）を用いるものとし、処理方式による違いはない。

排出ガスの諸元比較は表 6.2.1 に、各諸元に基づき算出した汚染物質量の比較は表 6.2.2 に示すとおりである。比較結果より、予測・評価にあたっては排出する汚染物質の量が最大となる D 社の諸元を用いることとする。

表6.2.1 排出ガス諸元の比較

項目	A社	B社	C社	D社	E社
湿り排出ガス量 (m ³ _N /時)	18,223	18,800	19,900	23,300	23,900
乾き排出ガス量 (m ³ _N /時)	13,862	14,060	15,550	18,320	19,800
酸素濃度 (%)	4.84	5.16	5.9	7.1	9.6
排出ガス温度 (°C)	168	140	157	189	160
煙突高さ (m)	52.6m				
排出ガス濃度 注	硫黄酸化物	10ppm以下			
	窒素酸化物	25ppm以下			
	塩化水素	10ppm以下			
	ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下			
	水銀	30μg/m ³ _N 以下			
	ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m ³ _N 以下			

注) 自主規制値。酸素濃度 12%換算の値。

表6.2.2 汚染物質量の比較 (1炉あたり)

項目	単位	A社	B社	C社	D社	E社
硫黄酸化物排出量	m ³ _N /h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508
窒素酸化物排出量	m ³ _N /h	0.6222	0.6186	0.6522	0.7074	0.6270
塩化水素排出量	m ³ _N /h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508
ばいじん排出量	kg/h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508
水銀排出量	g/h	0.7467	0.7424	0.7827	0.8488	0.7524
ダイオキシン類排出量	μg/h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508

6.2.2.2 騒音、振動 (機械等の稼働)

機械等の稼働による影響の予測・評価について、敷地境界における騒音の予測結果は、どの処理方式においても共通となる蒸気復水器や破砕機、蒸気タービンなどの騒音レベルの大きい機器の諸元や配置、防音処理の内容等により左右されることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

諸元は、各処理方式共通となる騒音発生機器を抽出し、機器ごとにメーカーヒアリングの中で最大となる騒音レベルを設定する。なお、各処理方式を包含できるように、設定した諸元の合成騒音レベルとメーカーヒアリング結果の合成騒音レベルを比較し、同等以上であることを確認する。

抽出した機器の配置は、「基本設計」での検討内容をもとに設定する。なお、防音処理の内容についてはごみ処理施設において一般的に実施する内容を基本とする。

また、振動についても騒音と同様の方法により諸元を設定する。

メーカーヒアリング結果等をもとに設定した各設備機器等の諸元及び合成騒音・振動レベルの算定結果は、表 6.2.3(1)、(2)に示すとおりである。

表 6.2.3(1) 設定した設備機器の諸元及び合成騒音レベル

区分	No.	機器名	台数	騒音 レベル ^{注1)} (デシベル)	設置場所		
					階数	部屋	吸音 処理 ^{注2)}
可燃 ごみ 処理 施設	1	誘引送風機	2	101	1	誘引送風機室	○
	2	機器冷却水揚水ポンプ	2	90	1	灰処理設備室	
	3	プラント用水給水ポンプ	2	83	1		
	4	脱気器給水ポンプ	2	95	1		
	5	ボイラ給水ポンプ	2	95	1		
	6	駆動用油圧装置	1	106	1		
	7	計装用空気圧縮機	2	90	1		
	8	雑用空気圧縮機	2	110	1	排ガス処理設備補機室	
	9	排ガス再循環送風機	2	105	1		
	10	蒸気タービン	1	110	2	蒸気タービン発電機室	○
	11	可燃性粗大ごみ破砕機	1	115	2	プラットホーム	
	12	灰クレーン	1	95	2	灰ピット上部	
	13	押込送風機	2	96	3	押込送風機室	○
	14	二次送風機	2	107	3		
	15	蒸気復水器	5	99	4	蒸気復水器室(屋外)	○
	16	脱臭用送風機	1	96	4	送風機室 1	○
	17	環境集じん機送風機	1	90	4	送風機室 2	
	18	機器冷却水冷却塔	1	80	5	機器冷却水機塔置場 (屋外)	
	19	ごみクレーン	2	100	5	ごみピット上部	
粗大 ごみ 処理 施設	20	低速回転破砕機	1	98	1	破砕機室	○
	21	高速回転破砕機	1	110	1		
	22	風力選別機	1	102	1	機械選別室	
	23	排風機	1	101	1	換気機械室	
	24	雑用空気圧縮機	2	85	1		
	25	不燃残渣・可燃残渣分離 装置	1	95	2	機械選別室	
	26	アルミ選別機	1	94	2		
	27	磁力選別機	1	100	3	機械選別室	
合成騒音レベル			—	120.7	—	—	—

注1) 騒音レベルは機器1台当たりの機側1mの値である。なお、騒音レベルはメーカーヒアリングをもとに設定した。

注2) 吸音処理の内容は、各部屋ともグラスウール50mmとする。

表6.2.3(2) 設定した設備機器の諸元及び合成振動レベル

区分	No.	機器名	台数	振動 レベル ^{注)}	設置場所	
					階数	部屋
可燃 ごみ 処理 施設	1	誘引送風機	2	70	1	誘引送風機室
	2	機器冷却水揚水ポンプ	2	55	1	灰処理設備室
	3	脱気器給水ポンプ	2	60	1	灰処理設備室
	4	ボイラ給水ポンプ	2	70	1	灰処理設備室
	5	計装用空気圧縮機	2	60	1	排ガス処理設備補機室
	6	雑用空気圧縮機	2	60	1	排ガス処理設備補機室
	7	蒸気タービン	1	75	2	蒸気タービン発電機室
	8	可燃性粗大ごみ破砕機	1	70	2	プラットホーム
	9	押込送風機	2	70	3	押込送風機室
	10	蒸気復水器	5	78	4	蒸気復水器室(屋外)
	11	脱臭用送風機	1	65	4	送風機室1
粗大 ごみ 処理 施設	12	低速回転破砕機	1	70	1	破砕機室
	13	高速回転破砕機	1	70	1	破砕機室
合成振動レベル			—	84.1	—	—

注) 振動レベルは機器1台当たりの機側1mの値である。なお、振動レベルはメーカーヒアリングをもとに設定した。

6.2.2.3 悪臭（施設の供用）

施設の供用による悪臭の予測・評価については、いずれの処理方式についても同様の悪臭防止対策を講じることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

6.2.2.4 地下水の状況、地盤・土壌、日照障害、動物、植物、生態系、景観（施設の存在）

施設の存在による影響の予測・評価については、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

6.2.2.5 廃棄物等（施設の供用）

施設の供用による廃棄物の予測・評価については、処理方式によって発生する廃棄物の種類が異なり、発生量により一概に比較することができないことから、処理方式ごとに行うものとし、メーカーヒアリング結果をもとに記載する。

6.2.2.6 温室効果ガス等（施設の供用）

施設の供用による温室効果ガスの予測・評価については、処理方式によって温室効果ガスの要因となる電力の消費量や燃料等の種類や消費量が異なるため、処理方式ごとに行うものとする。

なお、ばい煙の排出による温室効果ガスについては、予測の条件となる廃棄物の質、焼却量はいずれの処理方式についても同様であることから、処理方式による違いはない。

6.2.3 予測評価の対象とした処理方式

「6.2.1 全般に係る設定」及び「6.2.2 環境影響評価項目ごとの設定」を踏まえて、環境影響評価の項目ごとの予測・評価の対象とした処理方式及び選定理由については、表6.2.4(1)～(3)に示すとおりである。

表6.2.4(1) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却炉	ガス化溶融炉・シャフト式	ガス化溶融炉・流動床式	
大気質	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等是不変ならないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等				
		掘削・盛土等の土工				
	施設の供用	ばい煙の排出	○			大気汚染物質の排出量試算結果が最大となる諸元とする。
廃棄物等の搬入及び搬出			○		廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。	
騒音及び超低周波音 ^{注)} 振動	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等是不変ならないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等				
		掘削・盛土等の土工				
	施設の供用	機械等の稼働		○		処理方式による大きな差はないと考えられることから、特定の処理方式を対象としない。
廃棄物等の搬入及び搬出			○		廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。	
悪臭	施設の供用	施設からの悪臭の漏洩		○		いずれの処理方式についても同様の悪臭防止対策を講ずることから、特定の処理方式を対象としない。
水質	工事の実施	掘削・盛土等の土工		○		処理方式によって工事工程等是不変ならないことから、特定の処理方式を対象としない。
地盤・土壌	工事の実施	掘削・盛土等の土工		○		処理方式によって工事工程等是不変ならないことから、特定の処理方式を対象としない。

注) 超低周波音は機械等の稼働のみ対象。

表6.2.4(2) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却炉	ガス化熔融炉・シャフト式	ガス化熔融炉・流動床式	
地下水の状況	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
地下水質	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
日照障害	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
動物	工事の実施	建設機械の稼働等	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		掘削・盛土等の土工	○			
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
植物	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
生態系	工事の実施	建設機械の稼働等	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		掘削・盛土等の土工	○			
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
景観	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			建築物の外観、色調は処理方式によって変わらないこと、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。

表6.2.4(3) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却炉	ガス化溶融炉・シャフト式	ガス化溶融炉・流動床式	
人と自然との 触れ合いの活 動の場	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			建築物の外観、色調は処理方式によって変わらないこと、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
廃棄物等	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の供用	ばい煙の排出	○	○	○	処理方式によって廃棄物の種類及び量は異なるため、処理方式ごととする。
		機械等の稼働	○	○	○	
		汚水の排出	○	○	○	
温室効果 ガス等	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等	○			
	施設の供用	ばい煙の排出	○			処理する廃棄物の質、量はいずれの処理方式でも同様であることから、特定の処理方式を対象としない。
		機械等の稼働	○	○	○	処理方式によって温室効果ガスの要因は異なるため、処理方式ごととする。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。

6.3 事業実施区域周辺において計画が進められている事業

事業実施区域周辺において現在計画が進められている事業として、表 6.3.1 に示す 3 事業がある。各事業の位置は、図 6.3.1 に示すとおりである。

このうち、①については令和 9 年度中の供用開始を予定しており、新愛岐大橋（仮称）供用開始後となる令和 12 年度の交通量推計を行っているが、工事についての詳細な時期や工程は未定である。

また、②及び③は江南市が事業者となるが、②は緊急時の防災拠点となることは決定しているものの、具体的な工事の実施時期や工事の内容、供用後の利用方法については、いずれの計画も現段階では未定である。

表 6.3.1 現在計画されているその他の事業

事業	事業実施者	利用方法	供用開始
①新愛岐大橋（仮称）	愛知県、岐阜県	道路	令和 9 年度中予定
②事業実施区域東側エリア	江南市 (国土交通省) 注)	未定 (緊急時の防災 拠点となる)	未定
③事業実施区域西側エリア	江南市	未定	未定

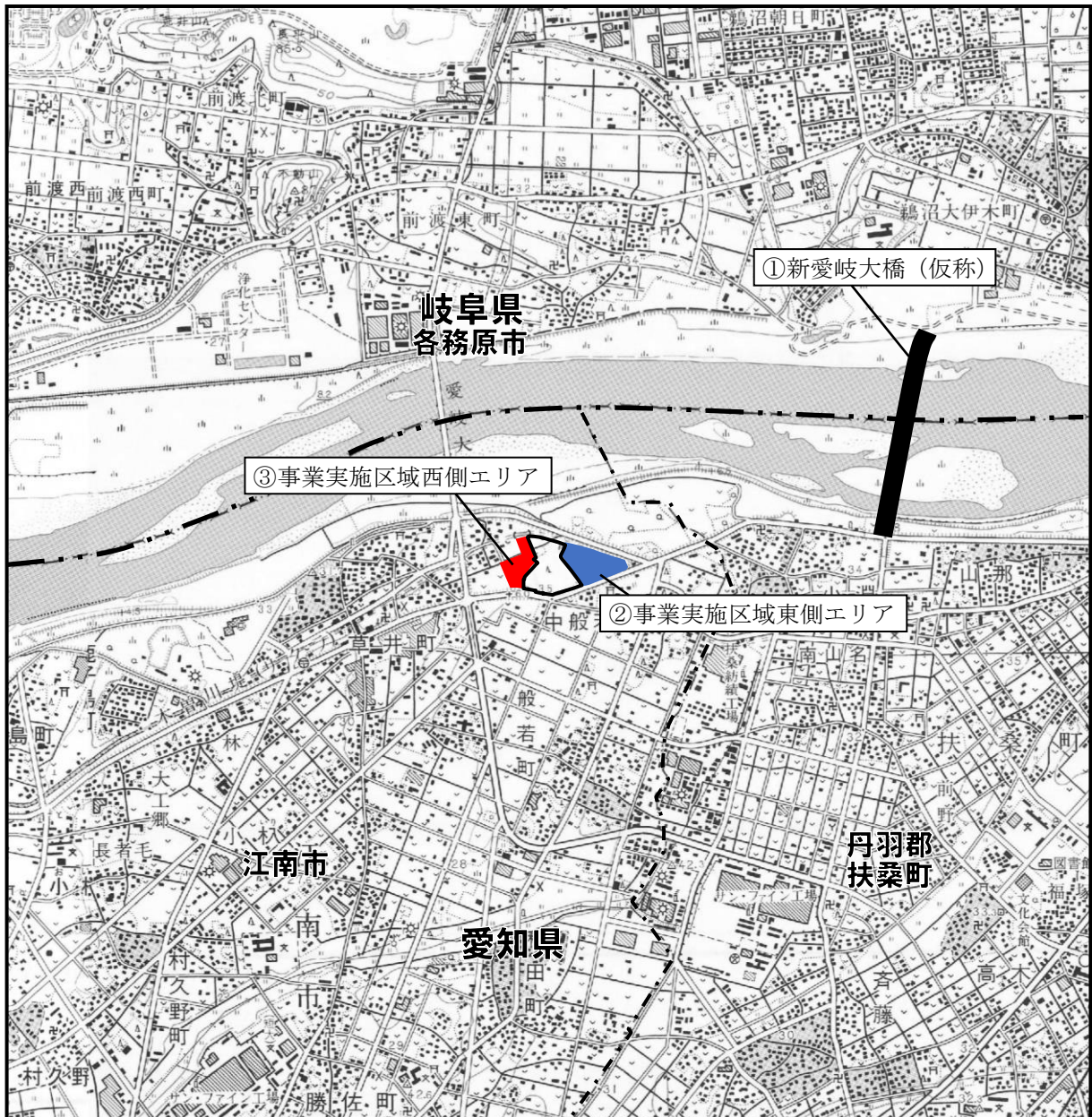
注) 国土交通省の事業として緊急時の防災拠点を整備するが、緊急時以外の利用は江南市が管理を行う。

以上を踏まえ、現段階で予測諸元の設定が可能な①新愛岐大橋（仮称）建設事業の供用時については、現地調査結果に基づく予測とともに、参考として本事業の供用時における車両走行に関する予測（大気質、騒音、振動、人と自然との触れ合いの活動の場）を行うこととする。^{注)}



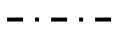
また、②や③の事業については、詳細な計画等が未定であるものの、可能な範囲で予測（動物、植物、生態系、景観）に含めることとする。

また、各事業実施者と随時計画の進捗状況等を共有し、必要に応じて適切な対策を検討する。

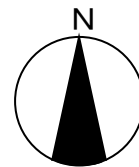
注) 予測にあたっては、愛知県一宮建設事務所が推計した新愛岐大橋（仮称）供用後の一般交通量（令和 12 年度）（以下「推計値」という。）を用いた。



凡 例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境

この地図は、国土地理院発行の1：25,000地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。



1 : 25,000



図 6.3.1 現在計画されているその他の事業の位置

第7章 環境影響の調査、予測及び評価の概要

環境要素ごとの調査、予測及び評価結果の概要は以下に示すとおりである。

7.1 大気質

調 査

<環境大気質>

事業実施区域1地点及び周辺5地点の計6地点で実施した調査結果は以下に示すとおりである。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、事業実施区域では通年、周辺5地点では四季に各1週間実施した。塩化水素、水銀及びダイオキシン類は、各地点で四季に各1週間、微小粒子状物質は事業実施区域で四季に各1週間、降下ばいじんは事業実施区域で四季に1ヶ月間実施した。

○二酸化硫黄

期間平均値（全季）は0.001ppm、日平均値の最高値（全季）は0.002ppm、1時間値の最高値（全季）は0.009ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化硫黄調査結果

（単位：ppm）

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	0.001	0.008	0.002
地点B 古知野北小学校	0.001	0.009	0.002
地点C すいとびあ江南	0.001	0.006	0.001
地点D 東ライフ デザインセンター	0.001	0.006	0.001
地点E 扶桑町図書館	0.001	0.006	0.001
地点F 小淵地区神明社前	0.001	0.008	0.002

注) 地点Aの事業実施区域は通年調査の結果であり、日平均値の最高値は日平均値の2%除外値を記載している。

○二酸化窒素

期間平均値（全季）は0.007~0.008ppm、日平均値の最高値（全季）は0.017ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた

二酸化窒素調査結果

（単位：ppm）

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	0.007	0.036	0.013
地点B 古知野北小学校	0.008	0.031	0.017
地点C すいとびあ江南	0.008	0.028	0.017
地点D 東ライフ デザインセンター	0.008	0.027	0.016
地点E 扶桑町図書館	0.007	0.027	0.015
地点F 小淵地区神明社前	0.007	0.028	0.016

注) 地点Aの事業実施区域は通年調査の結果であり、日平均値の最高値は日平均値の年間98%値を記載している。

○浮遊粒子状物質

期間平均値（全季）は0.016~0.018mg/m³、日平均値の最高値（全季）は0.039mg/m³、1時間値の最高値（全季）は0.171mg/m³であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質調査結果

（単位：mg/m³）

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	0.016	0.171	0.039
地点B 古知野北小学校	0.017	0.052	0.025
地点C すいとびあ江南	0.016	0.041	0.023
地点D 東ライフ デザインセンター	0.016	0.042	0.025
地点E 扶桑町図書館	0.018	0.050	0.028
地点F 小淵地区神明社前	0.016	0.042	0.024

注) 地点Aの事業実施区域は通年調査の結果であり、日平均値の最高値は日平均値の2%除外値を記載している。

○微小粒子状物質

期間平均値（全季）は9.2μg/m³であり、環境基準値を下回っていた。また、1日平均値が35μg/m³を超えた日はなかった。

微小粒子状物質調査結果

（単位：μg/m³）

調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	9.2	14.5

○塩化水素

期間平均値（全季）は0.00021~0.00039ppm、日平均値の最高値（全季）は0.0011ppmであり、すべての地点で目標環境濃度を下回っていた。

塩化水素調査結果

（単位：ppm）

調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
地点A 事業実施区域	0.00021	0.00071	0.00003 未満
地点B 古知野北小学校	0.00023	0.00073	0.00003 未満
地点C すいとびあ江南	0.00034	0.00097	0.00003 未満
地点D 東ライフ デザインセンター	0.00027	0.00080	0.00003 未満
地点E 扶桑町図書館	0.00033	0.0010	0.00002
地点F 小淵地区神明社前	0.00039	0.0011	0.00003 未満

調 査

○水銀

期間平均値（全季）は0.0020～0.0024 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回っていた。

水銀調査結果 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
地点A 事業実施区域	0.0021	0.0030	0.0014
地点B 古知野北小学校	0.0021	0.0039	0.0016
地点C すいとびあ江南	0.0020	0.0026	0.0016
地点D 東ライフ デザインセンター	0.0020	0.0025	0.0016
地点E 扶桑町図書館	0.0020	0.0042	0.0014
地点F 小淵地区神明社前	0.0024	0.0060	0.0016

○ダイオキシン類

期間平均値（全季）は0.0061～0.0096 $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

ダイオキシン類調査結果 (単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)

調査地点	毒性等量 期間平均値
地点A 事業実施区域	0.0088
地点B 古知野北小学校	0.0086
地点C すいとびあ江南	0.0061
地点D 東ライフ デザインセンター	0.0075
地点E 扶桑町図書館	0.0083
地点F 小淵地区神明社前	0.0096

○降下ばいじん

期間平均値（全季）は4.0 $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ であった。

降下ばいじん調査結果 (単位： $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$)

調査地点	季節	降下ばいじん量
事業実施区域内	春季	2.6
	夏季	12.0
	秋季	0.9
	冬季	0.5
	全季	4.0

注) 全季とは、全調査期間（四季×1カ月間）の結果を整理したものである。

<沿道大気質>

沿道大気質の調査地点は、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行ルートにおける5地点とした。四季に各1週間実施した調査結果は以下に示すとおりである。

○二酸化窒素

期間平均値（全季）は0.008～0.012 ppm 、日平均値の最高値（全季）は0.023 ppm であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化窒素調査結果 (単位： ppm)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点1 江南関線	0.009	0.031	0.020
地点2 浅井犬山線西側	0.008	0.031	0.016
地点3 浅井犬山線東側	0.008	0.028	0.017
地点4 草井羽黒線	0.011	0.039	0.023
地点5 小淵江南線	0.012	0.035	0.021

○浮遊粒子状物質

期間平均値（全季）は0.014～0.019 mg/m^3 、日平均値の最高値（全季）は0.033 mg/m^3 、1時間値の最高値（全季）は0.057 mg/m^3 であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質調査結果 (単位： mg/m^3)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点1 江南関線	0.016	0.048	0.029
地点2 浅井犬山線西側	0.014	0.041	0.020
地点3 浅井犬山線東側	0.017	0.044	0.026
地点4 草井羽黒線	0.016	0.050	0.025
地点5 小淵江南線	0.019	0.057	0.033

調 査

<交通量>

沿道大気質調査地点と同様の5地点で平日及び休日に各1回実施した交通量調査結果は以下に示すとおりである。

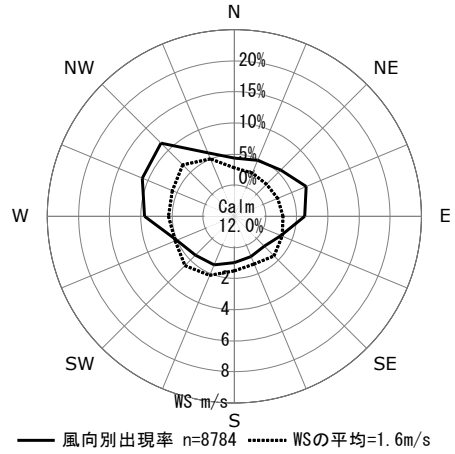
交通量調査結果

(単位:台/24時間)

		大型車 (台)	小型車 (台)	合計 (台)	大型車 混入率 (%)
地点1 江南関線	平日	1,224	10,410	11,634	10.5
	休日	159	11,069	11,228	1.4
地点2 浅井犬山線西側	平日	943	10,544	11,487	8.2
	休日	151	9,904	10,055	1.5
地点3 浅井犬山線東側	平日	977	11,778	12,755	7.7
	休日	147	11,137	11,284	1.3
地点4 草井羽黒線	平日	3,500	10,999	14,499	24.1
	休日	514	12,585	13,099	3.9
地点5 小淵江南線	平日	2,220	9,470	11,690	19.0
	休日	319	11,106	11,425	2.8

<地上気象>

事業実施区域内で実施した調査結果(風配図)は以下に示すとおりである。事業実施区域の年間平均風速は1.6m/秒、最多風向はNW(北西)であった。



年間風配図(通年調査)

予 測

1) 工事の実施

(1) 資材等の搬入及び搬出

○二酸化窒素、浮遊粒子状物質

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項 目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 江南関線	0.000049	0.009 (0.020)
	地点2 浅井犬山線西側	0.000036	0.008 (0.020)
	地点3 浅井犬山線東側	0.000041	0.008 (0.020)
	地点4 草井羽黒線	0.000028	0.009 (0.021)
	地点5 小湊江南線	0.000028	0.009 (0.020)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 江南関線	0.000003	0.016 (0.041)
	地点2 浅井犬山線西側	0.000002	0.016 (0.041)
	地点3 浅井犬山線東側	0.000002	0.016 (0.041)
	地点4 草井羽黒線	0.000002	0.016 (0.041)
	地点5 小湊江南線	0.000002	0.016 (0.041)

注) () 内の数字は日平均値の98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項 目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 江南関線	0.000897	0.038
	地点2 浅井犬山線西側	0.000655	0.038
	地点3 浅井犬山線東側	0.000774	0.038
	地点4 草井羽黒線	0.000580	0.038
	地点5 小湊江南線	0.000561	0.037
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 江南関線	0.000130	0.099
	地点2 浅井犬山線西側	0.000096	0.099
	地点3 浅井犬山線東側	0.000112	0.099
	地点4 草井羽黒線	0.000085	0.099
	地点5 小湊江南線	0.000085	0.099

○粉じん等

粉じん等については、車両が工事区域から退場する際にタイヤ洗浄を実施することにより、環境への影響の程度は小さいと予測する。

(2) 建設機械の稼働等

○二酸化窒素、浮遊粒子状物質

最大着地濃度地点での二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項 目	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	0.00141	0.008 (0.017)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00051	0.017 (0.039)

注) () 内の数字は日平均値の98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項 目	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	0.18582	0.194
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.06719	0.083

○粉じん等

粉じんの影響について、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと予測する。

(3) 掘削・盛土等の土工

○粉じん等

粉じんの影響について、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと予測する。

予 測

2) 施設の供用

(1) ばい煙の排出

最大着地濃度地点での大気汚染物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項 目	付加濃度	将来濃度
二酸化硫黄 (ppm)	0.00005	0.001 (0.003)
二酸化窒素 (ppm)	0.00003	0.007 (0.015)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00005	0.016 (0.038)
水銀 (μg/m ³)	0.00015	0.002
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.00005	0.009

注) ()内の数字は日平均値の98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項 目	付加濃度	将来濃度
二酸化硫黄 (ppm)	0.0056	0.0136
二酸化窒素 (ppm)	0.0140	0.0500
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0056	0.1046
塩化水素 (ppm)	0.0056	0.0063

注) 周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち、予測結果が最大となる予測条件における予測結果を示す。なお、いずれの項目もダウンドラフト時の予測結果が最大となった。

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項 目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 江南関線	0.000022	0.008 (0.020)
	地点2 浅井犬山線西側	0.000047	0.008 (0.019)
	地点3 浅井犬山線東側	0.000071	0.008 (0.020)
	地点4 草井羽黒線	0.000028	0.009 (0.020)
	地点5 小湊江南線	0.000006	0.008 (0.019)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 江南関線	0.000001	0.016 (0.041)
	地点2 浅井犬山線西側	0.000002	0.016 (0.041)
	地点3 浅井犬山線東側	0.000003	0.016 (0.041)
	地点4 草井羽黒線	0.000001	0.016 (0.041)
	地点5 小湊江南線	0.000000	0.016 (0.041)

注) ()内の数字は日平均値の98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項 目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 江南関線	0.000038	0.037
	地点2 浅井犬山線西側	0.000104	0.037
	地点3 浅井犬山線東側	0.000184	0.037
	地点4 草井羽黒線	0.000069	0.037
	地点5 小湊江南線	0.000019	0.037
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 江南関線	0.000004	0.099
	地点2 浅井犬山線西側	0.000013	0.099
	地点3 浅井犬山線東側	0.000022	0.099
	地点4 草井羽黒線	0.000008	0.099
	地点5 小湊江南線	0.000002	0.099

1) 工事の実施

(1) 資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。
- ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
- ・資材等運搬車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守などの交通安全教育を徹底する。
- ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
- ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
- ・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。
- ・構内道路への鉄板の敷設等を行い、粉じんの飛散を防止する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.000049ppm、浮遊粒子状物質が0.000003mg/m³、1時間値で二酸化窒素が0.000897ppm、浮遊粒子状物質が0.000130mg/m³と小さい。また、粉じんについても車両が工事区域から退場する際にタイヤ洗浄を実施することから、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価
【年平均値】

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は最大で0.021ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は、最大で0.041mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準>

項目	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	日平均値の98%値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値が0.10以下

【1時間値】

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素が0.038ppm、浮遊粒子状物質は0.099mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化窒素 (ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.20以下

(2) 建設機械の稼働等

① 環境保全措置

- ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、排出ガスの排出の抑制に努める。
- ・建設機械の使用時における配慮について、工事関係者への講習・指導を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働等に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.00141ppm、浮遊粒子状物質が0.00051mg/m³、1時間値で二酸化窒素が0.18582ppm、浮遊粒子状物質が0.06719mg/m³となり、1時間値の二酸化窒素については付加濃度が他の項目に比べ高い傾向がみられるものの、その他の項目は小さい。また、風速調査結果から、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価
【年平均値】

建設機械の稼働等に伴う大気質は、最大着地濃度地点において二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.017ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.039mg/m³となり、環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準>

項目	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	日平均値の98%値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値が0.10以下

【1時間値】

建設機械の稼働等に伴う大気質は、二酸化窒素が0.194ppm、浮遊粒子状物質は0.083mg/m³となり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化窒素 (ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.20以下

評 価

(3) 掘削・盛土等の土工

① 環境保全措置

・事業実施区域内に掘削土等を仮置きする場合は、シート等で養生し粉じんの飛散を防止する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

風速調査結果から、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

2) 施設の供用

(1) ばい煙の排出

① 環境保全措置

・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。
・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

煙突排出ガスに伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化硫黄が0.00005ppm、二酸化窒素が0.00003ppm、浮遊粒子状物質が0.00005mg/m³、水銀が0.00015μg/m³、ダイオキシン類が0.00005pg-TEQ/m³、1時間値で二酸化硫黄が0.0056ppm、二酸化窒素が0.0140ppm、浮遊粒子状物質が0.0056mg/m³、塩化水素が0.0056ppmであり、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価
【年平均値】

煙突排出ガスに伴う大気質は、最大着地濃度地点において二酸化硫黄の日平均値の2%除外値が0.003ppm、二酸化窒素の日平均値の98%値が0.015ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.038mg/m³、水銀の年平均値が0.002μg/m³、ダイオキシン類の年平均値が0.009pg-TEQ/m³となり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化硫黄 (ppm)	日平均値の2%除外値が0.04以下
二酸化窒素 (ppm)	日平均値の98%値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値が0.10以下
水銀 (μg/m ³)	年平均値が0.04以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	年平均値が0.6以下

【1時間値】

煙突排出ガスに伴う大気質は、最大でも二酸化硫黄が0.0136ppm、二酸化窒素が0.0500ppm、浮遊粒子状物質が0.1046mg/m³、塩化水素が0.0063ppmとなり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化硫黄 (ppm)	0.1以下
二酸化窒素 (ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.20以下
塩化水素 (ppm)	0.02以下

評 価

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

- ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両の台数を抑えるよう努める。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。
- ・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
- ・廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。
- ・組合から2市2町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.000071ppm、浮遊粒子状物質が0.000003mg/m³、1時間値で二酸化窒素が0.000184ppm、浮遊粒子状物質が0.000022mg/m³と小さいことから、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価
【年平均値】

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は最大で0.020ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は、最大で0.041mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準>

項目	環境基準
二酸化窒素(ppm)	日平均値の98%値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	日平均値の2%除外値が0.10以下

【1時間値】

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素が0.037ppm、浮遊粒子状物質は0.099mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化窒素(ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.20以下

7.2 騒音及び超低周波音

調 査

<環境騒音>

事業実施区域敷地境界付近2地点及び周辺の住宅地を代表する2地点の計4地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

すべての地点において、環境基準を満足していた。

環境騒音調査結果

(単位：デシベル)

調査地点		等価騒音レベル (L _{Aeq})			
		昼間 午前6時～ 午後10時		夜間 午後10時～午 前6時	
		環境 基準		環境 基準	
地点1 西側敷地境界	平日	46	55以下	43	45以下
	休日	45		40	
地点2 南側敷地境界	平日	55	70以下	49	65以下
	休日	54		48	
地点3 西側最寄住宅 地付近	平日	47	55以下	44	45以下
	休日	44		41	
地点4 南側最寄住宅 地付近	平日	54	65以下	48	60以下
	休日	53		46	

注1) 地点2及び地点4については、どちらも道路に面する地域に該当することから、環境基準については、地点2は幹線交通を担う道路に近接する空間の値、地点4は道路に面する地域の値を用いた。

注2) 事業実施区域周辺は市街化調整区域であり、環境基準はBタイプの基準値を示している。

<道路交通騒音>

資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道5地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

いずれの地点についても平日、休日ともに環境基準を満足していた。

道路交通騒音調査結果

(単位：デシベル)

調査地点		等価騒音レベル (L _{Aeq})	
		昼間 午前6時～ 午後10時	
		環境 基準	
地点1 江南関線	平日	67	70以下
	休日	66	
地点2 浅井犬山線西側	平日	67	
	休日	66	
地点3 浅井犬山線東側	平日	67	
	休日	66	
地点4 草井羽黒線	平日	68	
	休日	67	
地点5 小淵江南線	平日	70	
	休日	68	

注) いずれも主要地方道または一般県道であることから、環境基準については、幹線交通を担う道路に近接する空間の値を用いた。

<低周波音>

事業実施区域の敷地境界2地点で平日に1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

いずれの地点も「心身に係る苦情に関する参照値」のG特性92デシベルを下回っていた。

低周波音調査結果

(単位：デシベル)

調査地点	G特性音圧レベル	参照値
地点1 西側敷地境界	65	G特性92
地点2 南側敷地境界	69	

予 測

1) 工事の実施

(1) 資材等の搬入及び搬出

道路交通騒音の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通騒音予測結果 (L_{Aeq}) (単位: デシベル)

予測地点	現況騒音レベル	増加分	将来騒音レベル	環境基準
地点1 江南関線	67 (67.3)	0.4	68 (67.7)	70 以下
地点2 浅井犬山線西側	67 (66.6)	0.4	67 (67.0)	
地点3 浅井犬山線東側	67 (67.0)	0.3	67 (67.3)	
地点4 草井羽黒線	68 (68.3)	0.3	69 (68.6)	
地点5 小湊江南線	70 (69.5)	0.4	70 (69.9)	

注1) 騒音の環境基準との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
注2) 「増加分」は資材等運搬車両等の走行による騒音レベルの増加量を示す。

(2) 建設機械の稼働等

騒音レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

建設作業騒音予測結果 (L_{A5}) (単位: デシベル)

予測地点	予測結果	規制基準
最大レベル地点	79	85 以下
参考 地点1 西側敷地境界	67	
地点2 南側敷地境界	70	
地点3 西側最寄住宅地付近	63	
地点4 南側最寄住宅地付近	66	

2) 施設の供用

(1) 機械等の稼働 (騒音)

騒音レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

施設騒音予測結果 (L_{A5}) (単位: デシベル)

予測地点	予測結果		規制基準値 ^{注1)}	自主規制値 ^{注2)}
	昼間	夜間		
最大レベル地点	49	48	昼間: 60 朝・夕: 55 夜間: 50	50
参考 地点1 西側敷地境界	44	43		
地点2 南側敷地境界	48	47		
地点3 西側最寄住宅地付近	39	38		
地点4 南側最寄住宅地付近	44	43		

注1) 規制基準値の時間区分は以下のとおり。
昼間: 8~19時、朝: 6~8時、夕: 19~22時、
夜間: 22~翌日の6時
注2) 自主規制値については時間区分を設定していない。

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出

道路交通騒音の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通騒音予測結果 (L_{Aeq}) (単位: デシベル)

予測地点	現況騒音レベル	増加分	将来騒音レベル	環境基準
地点1 江南関線	67 (67.3)	0.1	67 (67.4)	70 以下
地点2 浅井犬山線西側	67 (66.6)	0.3	67 (66.9)	
地点3 浅井犬山線東側	67 (67.0)	0.2	67 (67.2)	
地点4 草井羽黒線	68 (68.3)	0.1	68 (68.4)	
地点5 小湊江南線	70 (69.5)	0.1	70 (69.6)	

注1) 騒音の環境基準との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
注2) 「増加分」は廃棄物運搬車両等の走行による騒音レベルの増加量を示す。

(3) 機械等の稼働 (低周波音)

各類似施設の調査結果は、いずれの施設もすべての地点で手引書の心身に係る苦情に関する参照値G特性92デシベルを下回っている。

本事業では壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮し、低周波音の発生を防止する計画である。また、計画施設はいずれの類似施設よりも処理能力が小さく、建屋から敷地境界までの距離が最も短いところでも約17m程度となることから、計画施設においても影響は小さいものと予測する。

評	価
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。 ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 ・資材等運搬車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守などの交通安全教育を徹底する。 ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>資材等運搬車両等による騒音レベルの増加量は、最大で0.4デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通騒音の将来騒音レベルは、平日で67～70デシベルとなり、すべての地点で環境基準を満足することから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p> <p>(2) 建設機械の稼働等</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・保全対象がある事業実施区域西側には、仮囲いに加えてさらに防音パネルを設置する。 ・仮囲いの通用門は、通行時以外は閉じておく。 ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、騒音の抑制に努める。 ・建設機械の使用時における配慮について、工事関係者への講習・指導を行う。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>建設機械等の稼働に伴う騒音は、工事区域の周囲には仮囲いを設置し周辺地域への騒音を防止することなどにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界において最大79デシベルであり、特定建設作業騒音の規制基準値以下となっていることから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>	<p>2) 施設の供用</p> <p>(1) 機械等の稼働（騒音）</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音のさらなる低減のため、プラットホームの出入口部分を防音性のあるものとする、蒸気復水器の天井開口部分にサイレンサーを設置する、などの騒音対策を検討する。 ・騒音発生源は極力敷地境界から離れた位置に配置する。 ・外部への騒音を防止するため、プラットホームの出入口に自動開閉扉を設置し可能な限り閉鎖する。 ・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う騒音は、著しい騒音を発生する設備機器類は、騒音の伝搬を緩和させるため、防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置することなどにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界の最大で昼間49デシベル、夜間48デシベルであり、昼間、夜間ともに規制基準値及び自主規制値との整合性が図られている。</p> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。 ・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。 ・組合から2市2町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>廃棄物運搬車両等による騒音レベルの増加量は、最大で0.3デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通騒音の将来騒音レベルは、平日で67～70デシベルとなり、すべての地点で環境基準を満足することから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

評 価	
<p>(3) 機械等の稼働（低周波音）</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・低周波音に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより低周波音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う低周波音については壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮し、低周波音の発生を防止することにより低減されることから、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>類似施設の測定結果において、心身に係る苦情に関する参照値G特性92デシベルを下回っていることから、低周波音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

7.3 振動

調 査

<環境振動>

事業実施区域敷地境界付近2地点及び周辺の住宅地を代表する2地点の計4地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

すべての地点において、振動感覚閾値を下回っていた。

環境振動調査結果

(単位：デシベル)

調査地点		昼間 (7時～20時)	夜間 (20時～7時)
地点1 西側敷地境界	平日	25未満	25未満
	休日	25未満	25未満
地点2 南側敷地境界	平日	29	25未満
	休日	25	25未満
地点3 西側最寄住宅地 付近	平日	25未満	25未満
	休日	25未満	25未満
地点4 南側最寄住宅地 付近	平日	25未満	25未満
	休日	25未満	25未満

注) 人が振動を感じ始めるとされる値(振動感覚閾値)は、55デシベルといわれている。

<道路交通振動>

資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道5地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

参考として要請限度と比較すると、いずれの地点もすべての時間帯において要請限度を下回っていた。また、振動感覚閾値についても下回る結果であった。

道路交通振動調査結果

(単位：デシベル)

調査地点		時間率振動 レベル(L ₁₀)		要請 限度
		昼間 (7～20時)		
地点1 江南関線	平日	35	70以下	
	休日	32		
地点2 浅井犬山線西側	平日	42		
	休日	36		
地点3 浅井犬山線東側	平日	34		
	休日	30		
地点4 草井羽黒線	平日	47		
	休日	42		
地点5 小淵江南線	平日	39		
	休日	37		

注) 地点1～4は市街化調整区域、地点5は工業地域であり、第二種区域の値を示している。

予 測

1) 工事の実施

(1) 資材等の搬入及び搬出

道路交通振動の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点	時間帯	現況振動レベル	増加分	将来振動レベル
地点1 江南関線	8時台	37 (37.4)	1.2	39 (38.6)
地点2 浅井犬山線 西側	13時台	44 (44.0)	1.8	46 (45.8)
地点3 浅井犬山線 東側	13時台	36 (36.1)	1.1	37 (37.2)
地点4 草井羽黒線	13時台	50 (50.1)	0.6	51 (50.7)
地点5 小淵江南線	8時台	41 (41.0)	0.9	42 (41.9)

- 注1) 将来振動レベルが最大となる時間帯の値である。
 注2) 要請限度との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
 注3) 「増加分」は資材等運搬車両等の走行による振動レベルの増加量を示す
 注4) 要請限度は70デシベル以下、振動感覚閾値は55デシベルである。

(2) 建設機械の稼働等

振動レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

建設作業振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点		予測結果	規制基準
最大レベル地点		68	75 以下
参考	地点1 西側敷地境界	61	
	地点2 南側敷地境界	63	
	地点3 西側最寄住宅地付近	47	
	地点4 南側最寄住宅地付近	55	

2) 施設の供用

(1) 機械等の稼働

振動レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

施設振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点	予測結果	
	昼間	夜間
最大レベル地点	54	54
参考		
地点1 西側敷地境界	44	43
地点2 南側敷地境界	43	41
地点3 西側最寄住宅地付近	30	30
地点4 南側最寄住宅地付近	35	34

- 注1) 規制基準値は昼間65デシベル、夜間60デシベル、自主規制値は55デシベル、振動感覚閾値は55デシベルである。
 注2) 規制基準値の時間区分は以下のとおり。
 昼間: 7~20時、夜間: 20~7時
 注3) 自主規制値については、各時間区分一律で55デシベルとしている。

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出

道路交通振動の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点	時間帯	現況振動レベル	増加分	将来振動レベル
地点1 江南関線	8時台	37 (37.4)	1.1	39 (38.5)
地点2 浅井犬山線 西側	11時台	45 (44.9)	1.1	46 (46.0)
地点3 浅井犬山線 東側	10時台	36 (36.2)	0.9	37 (37.1)
地点4 草井羽黒線	13時台	50 (50.1)	0.2	50 (50.3)
地点5 小淵江南線	10時台	41 (40.9)	0.1	41 (41.0)

- 注1) 将来振動レベルが最大となる時間帯の値である。
 注2) 要請限度との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
 注3) 「増加分」は廃棄物運搬車両等の走行による振動レベルの増加量を示す。
 注4) 要請限度は70デシベル以下、振動感覚閾値は55デシベルである。

評	価
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。 ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 ・資材等運搬車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守などの交通安全教育を徹底する。 ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>資材等運搬車両等による振動レベルの増加量は、最大で1.8デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通振動の将来振動レベルは、平日で37～51デシベルとなり、すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p> <p>(2) 建設機械の稼働等</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、振動の抑制に努める。 ・建設機械の使用時における配慮について、工事関係者への講習・指導を行う。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>建設機械等の稼働に伴う振動は、可能な限り低振動型の建設機械を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>建設機械の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界において最大68デシベルであり、特定建設作業振動の規制基準値以下となっていることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>	<p>2) 施設の供用</p> <p>(1) 機械等の稼働</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・振動を発生する設備機器類の床は、床板を厚くするなど、構造強度を確保する。 ・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う振動レベルは、振動の大きい設備機器は防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置することなどにより、振動感覚閾値以下の値となり、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界の最大で昼間、夜間ともに54デシベルであり、規制基準値及び自主規制値を満足し、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。 ・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。 ・組合から2市2町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>廃棄物運搬車両等による振動レベルの増加量は、最大で1.1デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通振動の将来振動レベルは、37～50デシベルとなり、すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

7.4 悪臭

調 査	
<p>事業実施区域の敷地境界2地点（風上、風下）、周辺の住宅地付近2地点の計4地点で梅雨期及び夏季に各1回実施した調査結果は右に示すとおりである。</p>	<p>特定悪臭物質調査については、事業実施区域がある江南市は、特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制の対象外であるが、参考として第3種地域の規制基準と比較すると、いずれの時期・地点ともに、すべての項目で規制基準値未満であった。</p> <p>また、臭気指数については、いずれの時期もすべての地点において10未満であった。</p>

予 測	
<p>1) 施設の供用</p> <p>施設の供用に伴う悪臭の予測は、事業計画に基づく環境配慮事項とともに、同様の悪臭防止対策を行っている類似施設における調査結果を基に、定性的に予測した。</p> <p>類似施設における調査結果として、東京二十三区清掃一部事務組合の施設や他地域でのごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価書の調査結果を使用した。</p> <p>類似施設においては、以下に示す悪臭対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームの出入口にエアーカーテンを設置し、消臭剤を噴霧することにより臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピット内の空気を焼却炉に送り、燃焼用空気に使用して臭気の熱分解を図る。 ・焼却炉停止時は、脱臭装置の使用及び消臭剤散布により臭気の漏洩を防止する。 	<p>計画施設では、類似施設と同様の悪臭防止対策を講じることから、類似施設の調査結果と同等の悪臭の状況になると考えられる。類似施設の調査結果を予測結果とすると、臭気指数は10未満で、敷地境界において悪臭防止法施行規則による規制基準（臭気指数18）及び計画施設の自主規制値（臭気指数13）を下回ると予測する。</p>

評 価	
<p>1) 施設の供用</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームの洗浄を適宜行う。 ・洗車場を設け、適宜廃棄物運搬車両の洗車を行う。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の供用に伴う悪臭は、廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口には、エアーカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止するなどの悪臭対策を講じることにより低減される。また、同様の悪臭対策を実施している類似施設の調査結果でも、臭気指数は10未満であり、環境影響の程度は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、悪臭に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>計画施設の敷地境界における臭気指数は10未満となり、悪臭防止法施行規則による規制基準（臭気指数18）及び計画施設の自主規制値（臭気指数13）を下回ることから、悪臭の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

7.5 水質

調 査																					
<p><水質（通常時）> 事業実施区域からの工事中の排水の放流先である排水路で四季に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。 水素イオン濃度は秋季を除きアルカリ性側に偏っている状況であった。</p> <p>水質調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">調査結果</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>9.1</td> <td>9.8</td> <td>6.2</td> <td>9.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 調査地点である鴨川排水路には環境基準は適用されない。</p>	項目	調査結果				春季	夏季	秋季	冬季	水素イオン濃度	9.1	9.8	6.2	9.0	<p><水質（降雨時）> 降雨時の調査結果の最大値は、浮遊物質量が390mg/L、濁度が180度であった。また、測定開始前30分を含む雨量は5時間で49.5mmであった。</p> <p>水質（降雨時）調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊物質量 (mg/L)</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>濁度 (度)</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査結果	浮遊物質量 (mg/L)	390	濁度 (度)	180
項目		調査結果																			
	春季	夏季	秋季	冬季																	
水素イオン濃度	9.1	9.8	6.2	9.0																	
項目	調査結果																				
浮遊物質量 (mg/L)	390																				
濁度 (度)	180																				

予 測	
<p>1) 工事の実施 (1) 掘削・盛土等の土工 ○水素イオン濃度 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (pH: 5.8~8.6) 内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。</p>	<p>○水の濁り 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (SS: 200mg/L) 内になることを確認した上で既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。</p>

評 価		
<p>1) 工事の実施 (1) 掘削・盛土等の土工 ① 環境保全措置</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 【水素イオン濃度】 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (pH=5.8~8.6) 内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 	<p>【水の濁り】 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (SS=200mg/L) 内になることを確認した上で既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さく、環境への影響は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 【水素イオン濃度】 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (pH=5.8~8.6) 内になることを確認した上で内なることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 		

7.6 地盤・土壌（土壌環境）

調 査
事業実施区域内3地点で実施した調査結果は、環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値を下回っていた。

予 測
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 掘削・盛土等の土工</p> <p>事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する。</p> <p>以上のことから、掘削・盛土等の土工による汚染土壌の拡散はないと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 掘削・盛土等の土工</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・発生土を事業実施区域外に搬出する場合は、受け入れ先の受け入れ基準との適合を確認する。</p> </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、掘削・盛土等の土工による汚染土壌の拡散はないと判断し、土壌環境に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、土壌汚染に係る環境基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準との整合は図られている。</p>

7.7 地下水の状況及び地下水の水質

調 査			
<p><地下水位></p> <p>事業実施区域1地点で四季に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。</p> <p>事業実施区域内の地下水位は、地盤面から6.64m～9.11mで年間約2.5mの水位の変動があった。</p>		<p><地下水質></p> <p>事業実施区域1地点で四季に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。</p> <p>地下水環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値を下回っていた。</p>	
<p>地下水位調査結果 (単位：m)</p>			
時期	地盤面からの深さ	参考：天山観測所 (愛知県犬山市栗栖の木曾川の水位 ^{注)})	参考：川島大橋観測所 (岐阜県各務原市川島笠田)の木曾川の水位 ^{注)})
春季	9.11	1.92	-5.98
夏季	6.64	2.07	-5.52
秋季	7.47	1.80	-6.10
冬季	8.77	1.74	-6.15
注)「水文水質データベース」(国土交通省ホームページ)より引用			

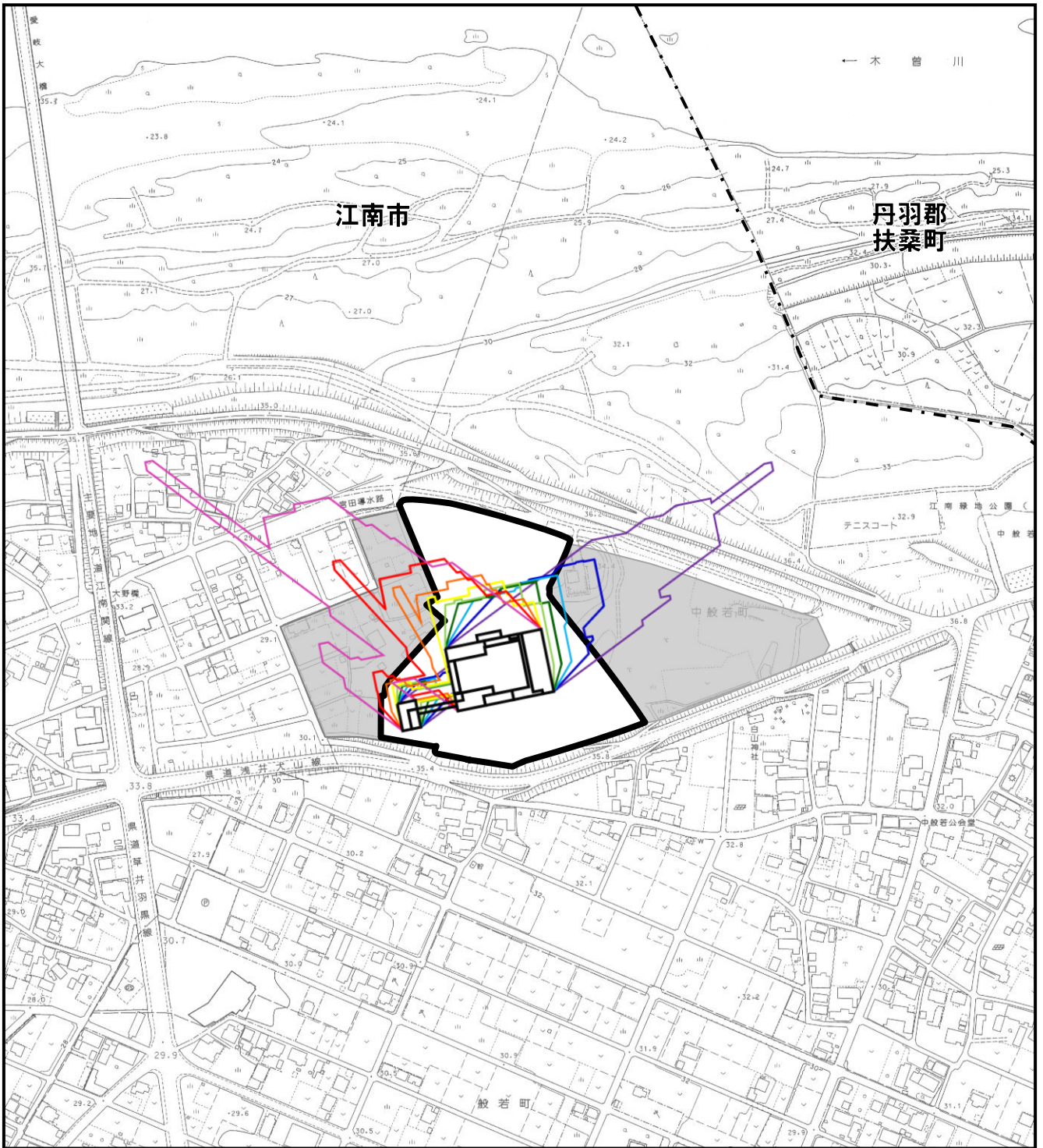
予 測	
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 掘削・盛土等の土工</p> <p>○地下水位の低下</p> <p>計画施設の主な地下構造物として、ごみピットを設置する。掘削に際しては、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられる。具体的な工法や山留壁の深さについては、現時点ではごみピットの詳細は未定のため、今後詳細な工事計画において、必要に応じてごみピット設置地点の地質調査等を行い、不透水層の位置を確認し検討していくものとする。したがって、工事中のごみピットの掘削地点のみへの影響となり広域的な水位低下が生じるとは考えにくく、また、一時的に水位が低下しても工事終了後には回復すると考えられることから掘削による地下水位の低下は小さいと予測する。</p>	<p>○地下水質の汚染</p> <p>地下水及び土壌の現地調査結果から、地下水汚染及び土壌汚染は確認されていないことから、掘削による地下水汚染の拡散はないと予測する。</p> <p>2) 施設の存在</p> <p>計画施設の主な地下構造物として、ごみピットがある。ごみピットは、点構造物であり、ごみピット周囲の地下水は、ごみピットを回り込んで移動すると考えられることから施設の存在に伴う地下水位の低下は小さいと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位の定期的なモニタリングを実施し、地下水位の状況を把握する。 ・採用する山留壁工法の適正な施工に努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>○地下水位の低下</p> <p>ごみピットの掘削に際しては、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられ、工事中のごみピットの掘削地点のみへの影響となり広域的な水位低下が生じるとは考えにくく、また、一時的に水位が低下しても工事終了後には回復すると考えられることから掘削による地下水位の低下は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>○地下水質の汚染</p> <p>地下水質及び土壌の現地調査結果から、地下水汚染及び土壌汚染は確認されていないことから、掘削による地下水汚染の拡散はないと判断し、地下水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>2) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りごみピットなどの地下構造物を小さくするよう努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>ごみピットは、点構造物であり、ごみピット周囲の地下水は、ごみピットを回り込んで移動すると考えられることから施設の存在に伴う地下水位の変化は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>



7.8 日照阻害

予 測	
<p>1) 施設の存在</p> <p>時刻別日影図では、煙突の影の位置は時刻とともに移動し、一部、住居等に影がかかる時間がみられるものの、等時間日影図をみると1時間以上の影となる範囲は建物周辺になり住居等は存在しないものと予測する。</p>	<p>等時間日影図では、「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制（敷地境界線からの水平距離が5～10m以内で4時間を超えないこと、10m以上で2.5時間を超えないこと）を満足している。</p>










評 価	
<p>1) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物を可能な限り小さくする。 ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の存在に伴う日照阻害は、煙突の影は長時間の継続はなく、また、建築基準法等に基づく日影規制を満足しており、環境影響の程度は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、日影に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>施設の存在に伴う日照阻害は、建築基準法等に基づく日影規制を満足していることから、日照阻害の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>



凡 例

-  事業実施区域
-  市町境

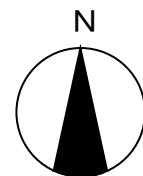
日影線

- | | | |
|---|---|---|
|  8時 |  11時 |  14時 |
|  9時 |  12時 |  15時 |
|  10時 |  13時 |  16時 |

注1) 時刻別日影図に煙突を含む。

注2) 網掛け部分は、隣接して別途開発事業が計画されている区域を示す。

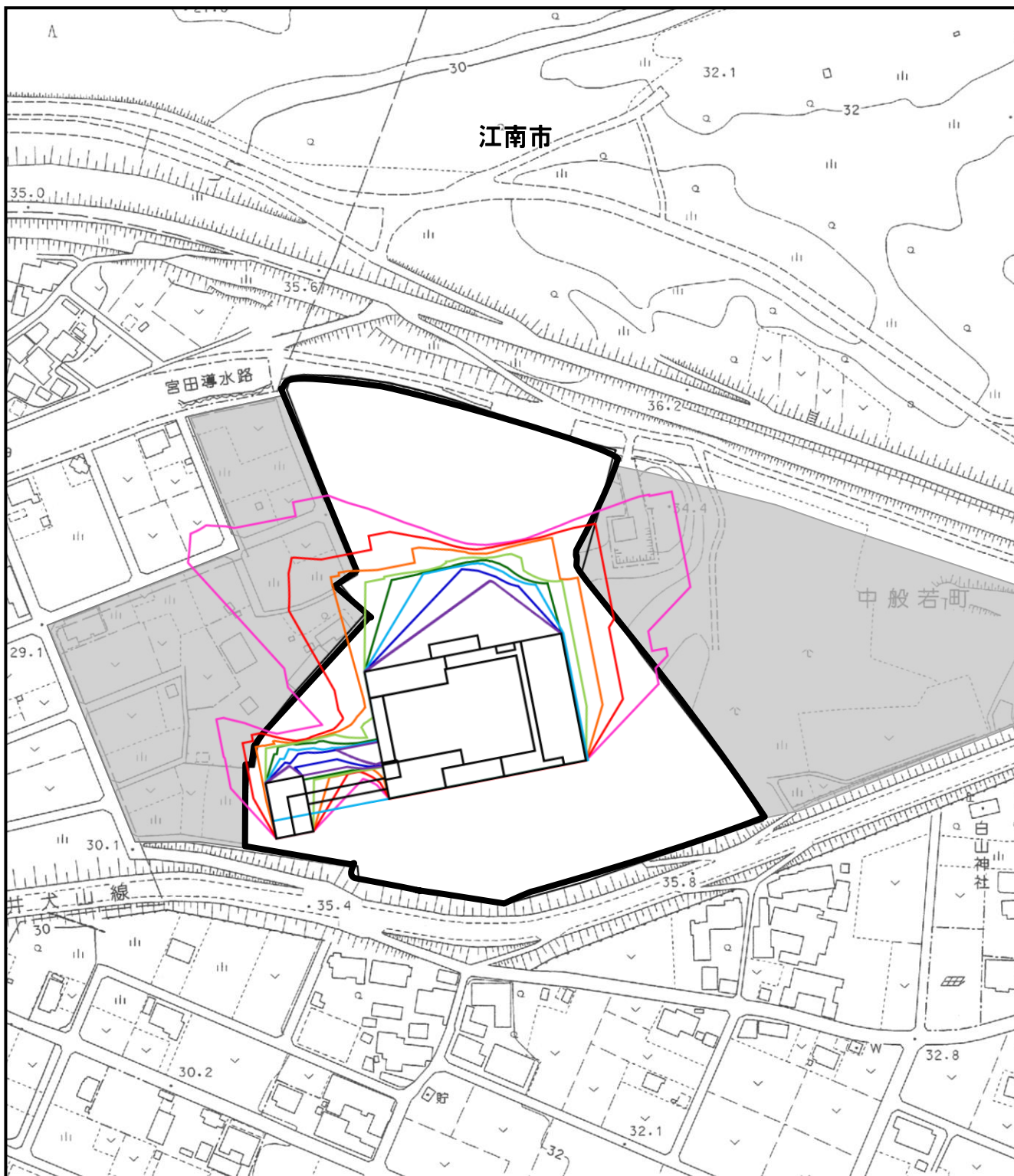
この地図は、「江南市都市計画基本図No.02 1:2,500」を使用したものである



1 : 5,000



図 時刻別日影図



凡 例



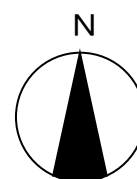
事業実施区域

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 1時間以上 | 4時間以上 | 7時間以上 |
| 2時間以上 | 5時間以上 | 8時間以上 |
| 3時間以上 | 6時間以上 | |

注1) 等時間日影図に煙突を含む。

注2) 網掛け部分は、隣接して別途開発事業が計画されている区域を示す。

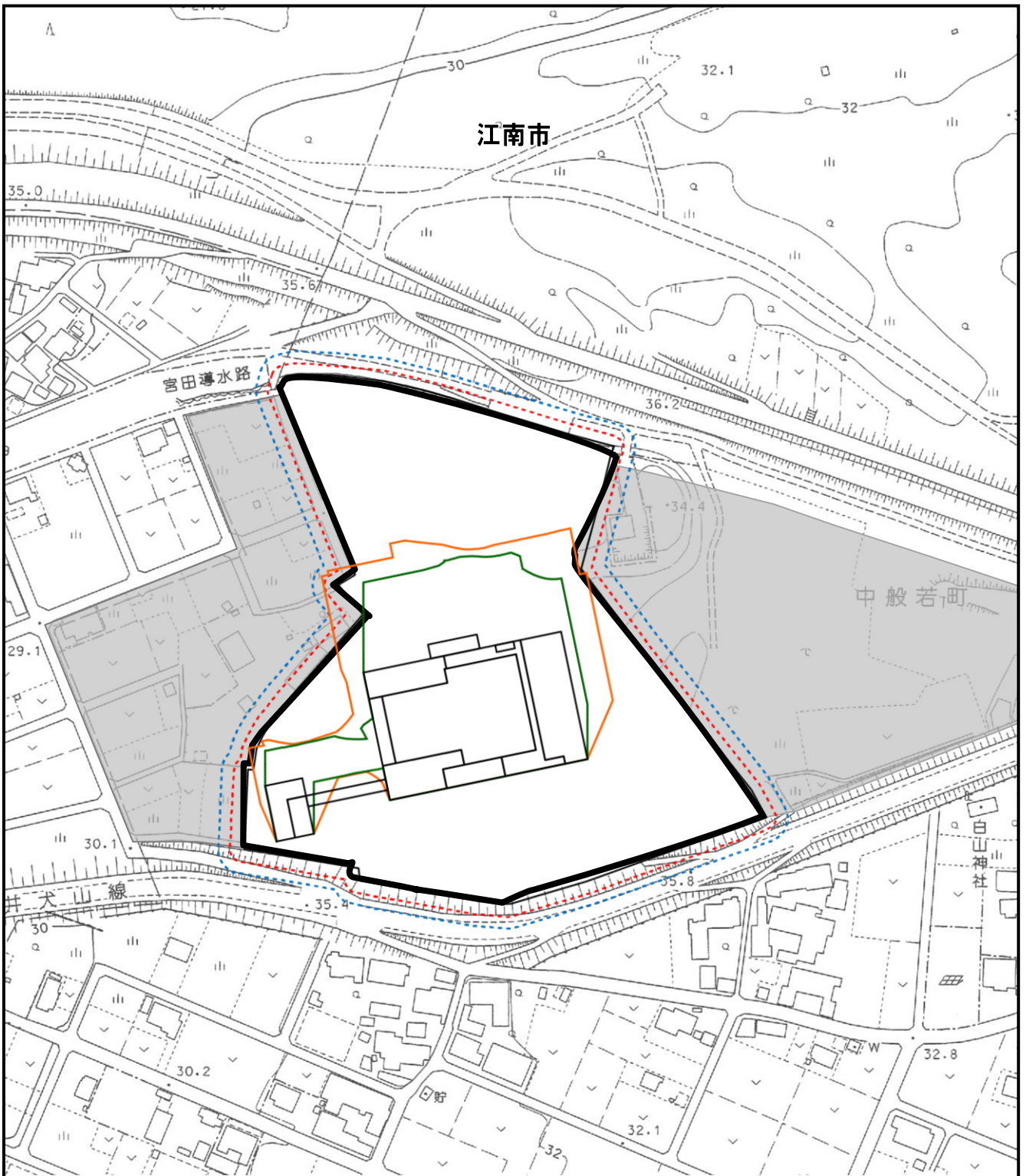
この地図は、「江南市都市計画基本図No.02 1:2,500」を使用したものである。








1 : 2,500



図 等時間日影図

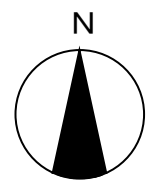


凡 例

-  事業実施区域
-  2.5時間以上
-  4時間以上
-  5mライン
-  10mライン

注1) 等時間日影図(日影規制面)に煙突は含まない。
 注2) 網掛け部分は、隣接して別途開発事業が計画されている区域を示す。

この地図は、「江南市都市計画基本図No.02 1:2,500」を使用したものである。



1 : 2,500



図 等時間日影図(日影規制面)

7.9 動物

調 査																																																		
<p>○確認種 調査地域内で確認された種数は、以下に示すとおりである。</p> <p>動物調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>6目 9科 14種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>15目 36科 82種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>20目269科2,047種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1目 4科 5種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1目 4科 4種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>1目 1科 1種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>5綱 9目 17科 27種</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>1目 22科 97種</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>3目 15科 36種</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	哺乳類	6目 9科 14種	鳥類	15目 36科 82種	昆虫類	20目269科2,047種	両生類	1目 4科 5種	爬虫類	1目 4科 4種	魚類	1目 1科 1種	底生動物	5綱 9目 17科 27種	クモ類	1目 22科 97種	陸産貝類	3目 15科 36種	<p>○重要な種 調査で確認された種から重要な種を抽出した結果は、以下に示すとおりである。</p> <p>重要な種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">重要な種</th> </tr> <tr> <th>種数</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>1種</td> <td>カヤネズミ</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>16種</td> <td>カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、ケリ、イカルチドリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、サンショウクイ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>11種</td> <td>グンバイトンボ、ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1種</td> <td>トノサマガエル</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>0種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>0種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>4種</td> <td>キノボリトタテグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、アワセグモ</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>3種</td> <td>ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ピロウドマイマイ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	重要な種		種数	種名	哺乳類	1種	カヤネズミ	鳥類	16種	カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、ケリ、イカルチドリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、サンショウクイ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ	昆虫類	11種	グンバイトンボ、ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ	両生類	1種	トノサマガエル	爬虫類	0種	—	底生動物	0種	—	クモ類	4種	キノボリトタテグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、アワセグモ	陸産貝類	3種	ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ピロウドマイマイ
項目	確認種数																																																	
哺乳類	6目 9科 14種																																																	
鳥類	15目 36科 82種																																																	
昆虫類	20目269科2,047種																																																	
両生類	1目 4科 5種																																																	
爬虫類	1目 4科 4種																																																	
魚類	1目 1科 1種																																																	
底生動物	5綱 9目 17科 27種																																																	
クモ類	1目 22科 97種																																																	
陸産貝類	3目 15科 36種																																																	
項目	重要な種																																																	
	種数	種名																																																
哺乳類	1種	カヤネズミ																																																
鳥類	16種	カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、ケリ、イカルチドリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、サンショウクイ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ																																																
昆虫類	11種	グンバイトンボ、ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ																																																
両生類	1種	トノサマガエル																																																
爬虫類	0種	—																																																
底生動物	0種	—																																																
クモ類	4種	キノボリトタテグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、アワセグモ																																																
陸産貝類	3種	ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ピロウドマイマイ																																																

予 測	
<p>1) 工事の実施</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域またはその周辺で広く確認された猛禽類4種（ミサゴ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサ）については、事業により主要な利用範囲は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、鳥類4種（センダイムシクイ、コサメビタキ、ヤマシギ、アカハラ）、昆虫類8種（ノシメトンボ、コガムシ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ）、クモ類3種（シロオビトリノフンダマシ、キノボリトタテグモ、アワセグモ）、陸産貝類1種（オオウエキビ）については、事業実施区域内を利用している可能性はあるが、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p>	<p>事業実施区域内及び隣接するその他事業区域で確認された重要な種である昆虫類1種（シロヘリツチカメムシ）、クモ類1種（コガネグモ）については、事業実施区域内の生息環境は少なく、その他事業区域の生息地は本事業では直接的には改変しないが、掘削、盛土等の土工による生息環境の変化に伴い、間接的に生息環境の一部が改変される可能性があり、さらに、将来的に改変されるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域外で確認された重要な種のうち、鳥類1種（ケリ）については、事業により主要な生息範囲と考えられる耕作地や木曾川河岸は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>また、哺乳類1種（カヤネズミ）、鳥類6種（カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、イカルチドリ、サンショウクイ）、昆虫類2種（グンバイトンボ、チョウセンゴモクムシ）、両生類1種（トノサマガエル）、陸産貝類2種（ウメムラシタラガイ、ピロウドマイマイ）については、生息環境は事業による改変はなく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂地等の設置による濁水対策を実施することから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p>

予 測	
<p>2) 施設の存在</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域の周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業により行動圏の一部が改変されるものの、その割合は小さいことから、施設の存在による影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域またはその周辺で広く確認された猛禽類4種（ミサゴ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサ）については、事業により主要な利用範囲は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、鳥類4種（センダイムシクイ、コサメビタキ、ヤマシギ、アカハラ）、昆虫類8種（ノシメトンボ、コガムシ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ）、クモ類3種（シロオビトリノフンダマシ、キノボリトタテグモ、アワセグモ）、陸産貝類1種（オオウエキビ）については、事業実施区域内を利用している可能性はあるが、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、施設の存在による生息地</p>	<p>の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域内及び隣接するその他事業区域で確認された重要な種である昆虫類1種（シロヘリツチカメムシ）、クモ類1種（コガネグモ）については、事業実施区域周辺に生息環境となりうる場所は残存するため、施設の周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域外で確認された重要な種のうち、鳥類1種（ケリ）については、事業により主要な利用範囲は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>また、哺乳類1種（カヤネズミ）、鳥類6種（カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、イカルチドリ、サンショウクイ）、昆虫類2種（グンバイトンボ、チョウセンゴモクムシ）、両生類1種（トノサマガエル）、陸産貝類2種（ウメムラシタラガイ、ビロウドマイマイ）については、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>① 環境保全措置</p> <p><建設機械の稼働等></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。 <p><掘削・盛土等の土工></p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工に伴う重要な動物等への環境影響については、重要な動物等のうち事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカについては行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>オオタカ以外の重要な動物については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、動物に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>2) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。 施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の存在に伴う重要な動物等への環境影響については、重要な動物のうち事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカについては行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さいことから、影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>オオタカ以外の重要な動物等については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、施設の上空または周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、地形改変並びに施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、動物に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.10 植物

調 査																																										
<p>○植物相 調査地域内で確認された種数は、現地調査では、104科446種の植物が確認され、事業実施区域内では192種、事業実施区域外では392種が確認された。以下に示すとおりである。なお、水生植物相としてはオギやツルヨシ等の抽水植物は確認されたものの、安定した水域に生育する浮葉植物や沈水植物は確認されなかった。</p> <p>植物調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">シダ植物</td> <td>10科 15種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">種子植物</td> <td>裸子植物</td> <td>5科 7種</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被子植物</td> <td>双子葉植物</td> <td>57科 200種</td> </tr> <tr> <td>離弁花類</td> <td>20科 108種</td> </tr> <tr> <td>合弁花類</td> <td>12科 116種</td> </tr> <tr> <td>単子葉植物</td> <td>12科 116種</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>104科 446種</td> </tr> </tbody> </table>	項目		確認種数	シダ植物		10科 15種	種子植物	裸子植物	5科 7種	被子植物	双子葉植物	57科 200種	離弁花類	20科 108種	合弁花類	12科 116種	単子葉植物	12科 116種	合計		104科 446種	<p>○植生 調査地域内で確認された植物群落のタイプ及び土地利用は、以下に示すとおりである。</p> <p>植物群落及び土地利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>群落名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">植物群落</td> <td>ヤナギ低木群落</td> </tr> <tr> <td>ヤナギ高木群落</td> </tr> <tr> <td>エノキ群落</td> </tr> <tr> <td>アベマキ群落</td> </tr> <tr> <td>アカメガシワエノキ群落</td> </tr> <tr> <td>竹林</td> </tr> <tr> <td>ネザサ群落</td> </tr> <tr> <td>ツルヨシ群落</td> </tr> <tr> <td>オギ群落</td> </tr> <tr> <td>ヨモギ群落</td> </tr> <tr> <td>チガヤーススキ群落</td> </tr> <tr> <td>シバ群団</td> </tr> <tr> <td>クズ群落</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土地利用</td> <td>畑雑草群落</td> </tr> <tr> <td>自然裸地</td> </tr> <tr> <td>道路及び人工構造物</td> </tr> </tbody> </table> <p>○重要な種及び群落 調査で確認された重要な種は、カワラサイコ、ヒトツバタゴ、ミゾコウジュの3種であり、重要な群落は、木曾川沿いに生育しているヤナギ低木群落及びヤナギ高木群落（いずれも植生自然度9）である。</p>	分類	群落名等	植物群落	ヤナギ低木群落	ヤナギ高木群落	エノキ群落	アベマキ群落	アカメガシワエノキ群落	竹林	ネザサ群落	ツルヨシ群落	オギ群落	ヨモギ群落	チガヤーススキ群落	シバ群団	クズ群落	土地利用	畑雑草群落	自然裸地	道路及び人工構造物
項目		確認種数																																								
シダ植物		10科 15種																																								
種子植物	裸子植物	5科 7種																																								
	被子植物	双子葉植物	57科 200種																																							
		離弁花類	20科 108種																																							
		合弁花類	12科 116種																																							
単子葉植物	12科 116種																																									
合計		104科 446種																																								
分類	群落名等																																									
植物群落	ヤナギ低木群落																																									
	ヤナギ高木群落																																									
	エノキ群落																																									
	アベマキ群落																																									
	アカメガシワエノキ群落																																									
	竹林																																									
	ネザサ群落																																									
	ツルヨシ群落																																									
	オギ群落																																									
	ヨモギ群落																																									
	チガヤーススキ群落																																									
	シバ群団																																									
	クズ群落																																									
土地利用	畑雑草群落																																									
	自然裸地																																									
	道路及び人工構造物																																									

予 測	
<p>1) 工事の実施</p> <p>○植物相 工事の実施に伴う建設機械の稼働により、発生する粉じんによって、事業実施区域及びその周辺の植物種の生態機能が変化する可能性があると考えられるが、事業実施区域の周囲には仮囲いを設置する。さらに、粉じんが飛散すると考えられる場合には、散水を行う等の粉じん飛散防止対策を実施することから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>また、工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工により、これまで事業実施区域内で形成されてきた、アベマキやアラカシ、竹林などから成立する二次林を中心とした植物相は消失し、アカメガシワ及びヌルデなどの先駆植物が生育する環境も減少すると考えられるが、事業実施区域外に事業実施区域内と同様の植物相は残ることから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>○植生 工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工により、予測地域の植生についてはアベマキ群落が4.2%、アカメガシワエノキ群落が0.5%、竹林が0.3%、チガヤーススキ群落が0.1%、畑雑草群落が1.5%減少するが、アベマキ群落、竹林、チガヤーススキ群落、畑雑草群落、エノキ群落及びヤナギ高木群落などは事業実施区域外に広く残る。また、事業実施区域は</p>	<p>事業実施区域外と道路によって分断されている場所に位置しており、木曾川沿い及びその周辺の植生と直接的なつながりはないことから、群落の種類や各群落の階層構造については大きな変化は生じない。よって、植生への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>○重要な種及び群落 重要な種のうち、カワラサイコについては、直接的な改変は行われず、生育地周辺の環境の変化に伴い、間接的な影響があると考えられるものの、その変化はわずかであることから、工事の実施に伴う影響は極めて小さいものと予測する。また、ヒトツバタゴ及びミゾコウジュについては、いずれも生育地が事業実施区域から離れており、事業により直接的な改変はされず、間接的影響もないと考えられることから、生育地周辺の環境は変化せず、影響はないものと予測する。</p> <p>重要な群落については、事業実施区域内には重要な群落は確認されず、工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工による増減はなかった。また、事業実施区域周辺の重要な群落は、堤防道路を挟んだ対岸に位置しており、直接的な改変はされない。また、間接的影響もないと考えられることから、生育状況は変化せず、改変される土地と道路によって分断されている場所に位置していることから、重要な群落への影響はないものと予測する。</p>

予 測	
<p>2) 施設の存在</p> <p>○植物相</p> <p>施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照障害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかであることから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>○植生</p> <p>施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照障害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかであることから、植生への影響は極めて小さいものと予測する。</p>	<p>○重要な種及び群落</p> <p>事業実施区域内には、重要な種及び群落は存在しておらず、また、事業実施区域周辺の重要な種及び群落は、本事業により改変される場所と堤防道路によって分断されている場所に位置している。</p> <p>また、日照障害の予測結果によると、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、重要な種及び群落の生育場所から離れていることから、予測範囲内の重要な種及び群落への影響は極めて小さいものと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採後裸地化した場所は、可能な限り速やかに緑化を行い、植生を回復させる。 ・事業実施区域の表土を保全し、周辺緑化の際の客土として利用する。 ・構内道路への鉄板の敷設等を行い、粉じんの飛散を防止する。 ・事業実施区域内に掘削土等を仮置きする場合は、シート等で養生し粉じんの飛散を防止する ・改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>工事の実施に伴う重要な種及び群落への環境影響については、重要な種及び群落は事業実施区域内において確認されていない。また、アベマキ群落などの事業実施区域において成立していた二次林や、畑雑草群落などが消失するが、本事業により改変されることのない事業実施区域周辺にも同様の植生が存在していることから、植物への影響の程度は極めて小さいものと判断する。</p> <p>また、建設機械の稼働により発生する粉じんにより植物種の生態機能に影響を及ぼすと考えられるが、適切な粉じんの飛散防止対策を講じることにより植物への影響の程度は極めて小さいものと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、植物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>2) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の緑地における植栽樹種等には、事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。 ・民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う。 ・現存植生、潜在自然植生などを活用した植栽・緑化計画を策定する。 ・事業実施区域北側の、日影が生じない場所を植栽などに活用する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の存在に伴う重要な種及び群落への環境影響については、重要な種及び群落が事業実施区域内においては確認されていない。また、日照障害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、重要な種及び群落にはかからず、植物の生育場所にかかる可能性もわずかであることから、植物への影響の程度は極めて小さいものと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、植物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.11 生態系

調 査												
<p>○確認種 上位性・典型性・特殊性の観点から注目種を以下の通り選定した。</p> <p style="text-align: center;">注目種選定結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上位性</td> <td>ホンドキツネ</td> </tr> <tr> <td>オオタカ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">典型性</td> <td>ヒガシキリギリス</td> </tr> <tr> <td>カナブン</td> </tr> <tr> <td>ヒゲナガカワトビケラ</td> </tr> <tr> <td>特殊性</td> <td>カヤネズミ</td> </tr> </tbody> </table> <p><上位性> ・ホンドキツネ 一般的には、餌生物が豊富であり、隠れ場所の多い林や草原に生息するが、排水溝や民家、農耕地などの人為的環境に生息する事例もある。 事業実施区域内の樹林下で2年連続して営巣・繁殖し、それぞれ3頭の幼獣が生まれている。古い巣穴が散見されることから、調査を始めた令和元年以前にも生息していた可能性がある。 事業実施区域の南側の畑地や、河川敷までの広い範囲を利用している。</p> <p>・オオタカ 平地から山地の樹林地に生息し、主として鳥類を捕食する。 猛禽類調査等で、ほぼ周年確認され、事業実施区域周辺の樹林地で営巣が確認されて、繁殖に成功し、5羽（平成31年・令和元年：2羽、令和2年：3羽）の幼鳥の巣立ちを確認した。</p>	項目	確認種数	上位性	ホンドキツネ	オオタカ	典型性	ヒガシキリギリス	カナブン	ヒゲナガカワトビケラ	特殊性	カヤネズミ	<p><典型性> ・ヒガシキリギリス やや草丈の高い陽当たりのよい草原に生息する。裸地や背丈の低いシバ草原には見られない。雑食性だが肉食性が強く、他の昆虫などを捕食する。 調査地域の草地で広く確認された。幼虫から成虫の各時期で多く確認された。</p> <p>・カナブン 雑木林の林内や周辺で普通に見られ、都会の公園でも発生している。日中、活発に活動し、樹液に來たり、林の周辺を飛び回る。 調査地域内の落葉広葉樹林で確認された。成虫は主にアベマキ等の落葉広葉樹の樹液に集まるが、ヤナギ樹林でも確認された。</p> <p>・ヒゲナガカワトビケラ 奄美大島以南を除き、全国の河川の上流から下流にかけて、もっとも普通に生息するトビケラの一つ。木曾川から発生した成虫が調査地域全体で確認された。春から秋のすべての時期で確認され、個体数も多かった。</p> <p><特殊性> ・カヤネズミ 低地の草地、水田、畑、休耕地、沼沢地などのイネ科・カヤツリグサ科植物が密生し、水気のあるところに多い。 河川敷の高茎草本群落で局所的に確認された。河川敷に分布するススキ草地やオギ群落で確認されたが、一定の広がりがあるオギ群落で一部のみに確認されたことから、冠水しない場所等を選択的に利用している可能性がある。</p>
項目	確認種数											
上位性	ホンドキツネ											
	オオタカ											
典型性	ヒガシキリギリス											
	カナブン											
	ヒゲナガカワトビケラ											
特殊性	カヤネズミ											

予 測	
<p>1) 工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位性 (ホンドキツネ) 採餌環境としては、事業実施区域内は消失し直接改変されるが、事業実施区域周辺には、餌資源であるネズミ科の小型哺乳類やキュウシュウノウサギの生息環境が耕作地、樹林地、河川敷の草地等に分布しており、これらは改変されない。工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による採餌環境への影響は極めて小さいと予測する。 しかし、事業の実施にあたり、営巣地として利用されてきた場所が直接改変されるため、直接改変による生息環境への影響はあると予測する。 ・上位性 (オオタカ) 事業実施区域周辺で営巣が確認され、事業実施区域及びその周辺を採餌場所として利用していると考えられる。事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、高利用域、主要な採食地の改変率は小さい。さらに、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は極めて小さいと予測する。 また、餌資源は、事業実施区域周辺の堤内地から堤外地にかけて広く生息する小型から中型鳥類等が考えられ、事業により、事業実施区域を生息環境としていた種の生息地は一部改変されるものの、周辺に同様の環境は分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による餌資源の生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性 (ヒガシキリギリス、カナブン) 事業実施区域及び隣接するその他事業区域の草地環境やその周辺の草地環境で広く確認されている。 事業実施区域周辺及びそのその他事業区域の生息地は本事業では直接的に改変されないが、間接的に生息環境の一部が改変される可能性があるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性 (ヒゲナガカワトビケラ) 木曽川で発生した成虫が調査地域の広い範囲で確認された。 工事中の雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流することから、幼虫が生息する木曽川への影響は極めて小さいと考えられる。成虫が見られる事業実施区域の樹林縁は事業により直接改変されるが、この場所は主な生息環境ではないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・特殊性 (カヤネズミ) 木曽川の河川敷に分布するススキやオギ等の高茎草本の群落を生息環境としており、餌資源も草本に依存する。カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。 さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ 	<p>科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、生息環境・採餌環境は改変されない。工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることにより、事業により生息環境・採餌環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境・採餌環境への影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>2) 施設の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位性 (ホンドキツネ) 採餌環境としては、事業実施区域周辺には、餌動物であるネズミ科の小型哺乳類やキュウシュウノウサギの生息環境が耕作地、樹林地、河川敷の草地等に分布しており、これらは改変されないことから、施設の存在による採餌環境への影響は極めて小さいと予測する。しかし、事業の実施にあたり、営巣地として利用されてきた場所が直接改変されるため、施設の存在による生息環境への影響はあると予測する。 ・上位性 (オオタカ) 事業実施区域周辺で営巣が確認され、事業実施区域周辺の畑地で狩りが確認されていることから、事業実施区域及びその周辺を採餌場所として利用していると考えられる。事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、高利用域、主要な採食地の改変率は小さいことから施設の存在による影響は極めて小さいと予測する。 また、餌資源の生息環境が一部改変されるものの、周辺に同様の環境は分布しており、これらは改変されないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性 (ヒガシキリギリス、カナブン) 事業実施区域及び隣接するその他事業区域の草地環境やその周辺の草地環境で広く確認されている。 事業実施区域周辺及びそのその他事業区域の生息地は本事業では直接的に改変されず、これらの場所では生息環境が残存するため、施設の周辺を移動することにより生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性 (ヒゲナガカワトビケラ) 木曽川で発生した成虫が調査地域の広い範囲で確認された。成虫が見られる事業実施区域の樹林縁は事業により直接改変されるが、この場所は主な生息環境ではなく、発生地の木曽川は改変されないことから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・特殊性 (カヤネズミ) カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、施設の存在により事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、生息環境・採餌環境は改変されないことから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

評	価
<p>1) 工事の実施 2) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <p><建設機械の稼働等></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。 <p><掘削・盛土等の土工></p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。 ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう関係機関等（漁協や河川管理者（国土交通省）、営巣候補地の地権者等）との調整を行い、下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等の環境整備を実施する。 ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促す、学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。 工事着手時期はホンドキツネの繁殖等へ影響を及ぼさない時期となるよう配慮する。 事業実施区域内の北東側は、まとまった緑地として現況を維持し、実行可能な範囲内で、下層植生の管理等を行うほか、工事関係者は原則として立ち入らない等の取組を実施する。 <p><施設の存在></p> <ul style="list-style-type: none"> 植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。 施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。 ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう関係機関等（漁協や河川管理者（国土交通省）、営巣候補地の地権者等）との調整を行い、下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等の環境整備を実施する。 ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促す、学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。 	<p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>工事の実施及び施設の存在に伴う注目種への環境影響について、事業実施区域内で確認された注目種であるホンドキツネについては営巣場所及び採餌環境が改変されることから、影響はあると判断される。</p> <p>しかし、環境保全措置の実施により、地域の広い範囲が生息環境としての価値が向上し、ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がることから、ホンドキツネに係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られている。</p> <p>ホンドキツネ以外の注目種への環境影響については、事業実施区域を生息環境や採餌環境として利用している種がいるものの、事業により主要な利用範囲は改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断される。</p> <p>また、環境保全措置を実施することから、生態系に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られている。</p>

7.12 景観

調 査

事業実施区域周辺10地点で繁茂季及び落葉季に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。
(各地点とも繁茂季の写真)

○地点1 西側住居付近



事業実施区域から西側に位置する最寄住居付近の地点として、主要地方道江南関線の歩道上から事業実施区域を見た景観であり、ここからは畑地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点2 南側住居付近



事業実施区域から南側に位置する最寄住居付近の地点として、市道上から事業実施区域を見た景観であり、ここからは草地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点3 東側交差点付近



事業実施区域から東側に位置する県道浅井犬山線沿道からの景観であり、ここからは草地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点4 サイクリングロード付近



事業実施区域から北側に位置する木曾川沿川サイクリングロード上からの景観であり、ここからは堤防の法面に遮られ、事業実施区域内は眺望できない。

○地点5 木曾川扶桑緑地公園



事業実施区域から東側に位置する木曾川扶桑緑地公園からの景観であり、ここからは堤防に遮られ事業実施区域内は眺望できない。

○地点6 般若公園



事業実施区域から南側に位置する般若公園からの景観であり、ここからは畑地越しに住宅の間から事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

調 査

○地点7 すいとびあ江南（展望台）



事業実施区域から西側に位置するすいとびあ江南（展望台）からの景観であり、ここからは住宅地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点8 愛岐大橋



事業実施区域から北西側に位置する愛岐大橋からの景観であり、ここからは木曾川河川敷越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点9 木曾川対岸



事業実施区域から北側に位置する岐阜県側の木曾川対岸からの景観であり、ここからは木曾川河川敷の樹木に遮られ事業実施区域内は眺望できない。

○地点10 西側最寄住居付近



事業実施区域から西側に位置する最寄住居付近からの景観であり、住宅越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

予 測

1) 施設の存在

○景観資源への影響

事業実施区域から景観資源は約0.6km以上離れており、本事業によって事業実施区域周辺の景観資源は改変されないことから、本事業によるこれらの景観資源への影響はないと予測する。

○主要な眺望点等からの景観（いずれも繁茂季）

なお、将来の計画施設の色彩や形状及び隣接する開発事業実施区域の整備状況については、現時点でのイメージである。

○地点1 西側住居付近



畑地越しに計画施設が視認される。

現況では、畑地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の建物と煙突が出現することにより、主な景観要素に計画施設が加わり、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点2 南側住居付近



草地越しに計画施設が視認される。

現況では、草地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の建物と煙突が出現することにより、主な景観要素に計画施設が加わり、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点3 東側交差点付近



正面に計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、草地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の建物と煙突が出現するとともに、前面は隣接する開発事業（緊急時の防災拠点としての盛土造成工事）が行われることにより、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点4 サイクリングロード付近



草地越しに計画施設の煙突と建物の一部が視認される。

現況では、草地及び樹木が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの、景観の変化は小さいと予測する。

○地点5 木曾川扶桑緑地公園



公園越しに計画施設の煙突の一部が僅かに視認される。

現況では、公園の遊具や草地及び樹林が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の煙突の一部が僅かに出現するものの、景観の変化は小さいと予測する。

○地点6 般若公園



畑地越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、畑地や樹林及び住宅が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの、景観の変化は小さいと予測する。

○地点7 すいとびあ江南（展望台）



住宅越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、住宅及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が僅かに出現するが景観の変化は小さいと予測する。

○地点8 愛岐大橋



木曾川河川敷の樹木越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、草地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が出現し、新たな景観構成要素が加わることから、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点9 木曾川対岸



木曾川河川敷の樹木越しに計画施設の煙突と建物の一部が視認される。

現況では、樹林が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が僅かに出現するが景観の変化は小さいと予測する。

○地点10 西側最寄住居付近



道路や住宅越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、道路や住宅が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の建物と煙突が出現することにより、主な景観要素に計画施設が加わり、景観の変化が生じるものと予測する。

評	価
<p>1) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を低減するため、可能な限り建築物を小さくする ・ 建築物は、大きな壁面の分節化や彩度の落ち着いた色彩等に配慮する。 ・ 事業実施区域の周縁部には可能な限り高木による植栽とする。 ・ 建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。 	<p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>○ 景観資源への影響</p> <p>事業実施区域周辺の景観資源については、本事業によって改変されるものはなく、影響はないと判断することから景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>○ 主要な眺望点等からの景観</p> <p>計画施設の存在により、視点によっては景観に変化が生じると予測するが、外観、形状、色彩等について周辺景観との調和及び圧迫感の低減に努めていると判断する。さらに、環境保全措置を実施することから景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.13 人と自然との触れ合いの活動の場

調 査																																																																																																																																						
<p><主要な人と自然との触れ合いの活動の場> 事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、木曽川沿川サイクリングロード及び木曽川扶桑緑地公園の2地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査地点</td> <td>木曽川沿川サイクリングロード</td> </tr> <tr> <td>利用環境</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 木曽川に沿って犬山市から一宮市までの約18kmが整備されている。 河川敷の緑の木立の中に遊歩道(幅2m)とサイクリングロード(幅3m)が整備されており、自動車の走行や交差がなく、安全に散歩等を楽しむことができる。 </td> </tr> <tr> <td>利用状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 散歩、ジョギング、サイクリングでの利用であり、平日よりも休日の利用が多く、平日・休日ともに午前中の利用が多い。 平日の利用者は散歩、健康のために利用している人が多く、日常的な利用が中心である。 方向別(東側(犬山市方面)、西側(江南市方面))の利用者は同程度となっている。 </td> </tr> <tr> <td>調査地点</td> <td>木曽川扶桑緑地公園</td> </tr> <tr> <td>利用環境</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 約10haの広大な敷地の中に広場、グラウンド、コンビネーション遊具、キャンプ場などが整備されている。 木曽川沿川サイクリングロードが扶桑緑地公園内を通過しており、散歩やサイクリングの利用もできる。 </td> </tr> <tr> <td>利用状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 散歩、サイクリング、スポーツ、公園遊び等での利用であり、平日よりも休日の利用が多く、いずれも昼前後の利用が多い。 平日は散歩など日常的な利用が中心である。 駐車場の利用状況は公園の利用者数と連動しており、休日の利用が多い。方向別でみると、犬山市方面(東方向)、江南市方面(西方向)からの利用は同程度であるが、やや犬山市方面からの利用が多くなっている。 利用者の居住地では、江南市、扶桑町、犬山市、大口町、各務原市が中心であるが、休日は、それ以外の地域からの利用もみられる。 交通手段は、車の利用が最も多いが、休日に比べて平日は自転車・徒歩・バイクなどの割合が高く、近隣の住民が日常的に利用していると考えられる。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査結果	調査地点	木曽川沿川サイクリングロード	利用環境	<ul style="list-style-type: none"> 木曽川に沿って犬山市から一宮市までの約18kmが整備されている。 河川敷の緑の木立の中に遊歩道(幅2m)とサイクリングロード(幅3m)が整備されており、自動車の走行や交差がなく、安全に散歩等を楽しむことができる。 	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 散歩、ジョギング、サイクリングでの利用であり、平日よりも休日の利用が多く、平日・休日ともに午前中の利用が多い。 平日の利用者は散歩、健康のために利用している人が多く、日常的な利用が中心である。 方向別(東側(犬山市方面)、西側(江南市方面))の利用者は同程度となっている。 	調査地点	木曽川扶桑緑地公園	利用環境	<ul style="list-style-type: none"> 約10haの広大な敷地の中に広場、グラウンド、コンビネーション遊具、キャンプ場などが整備されている。 木曽川沿川サイクリングロードが扶桑緑地公園内を通過しており、散歩やサイクリングの利用もできる。 	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 散歩、サイクリング、スポーツ、公園遊び等での利用であり、平日よりも休日の利用が多く、いずれも昼前後の利用が多い。 平日は散歩など日常的な利用が中心である。 駐車場の利用状況は公園の利用者数と連動しており、休日の利用が多い。方向別でみると、犬山市方面(東方向)、江南市方面(西方向)からの利用は同程度であるが、やや犬山市方面からの利用が多くなっている。 利用者の居住地では、江南市、扶桑町、犬山市、大口町、各務原市が中心であるが、休日は、それ以外の地域からの利用もみられる。 交通手段は、車の利用が最も多いが、休日に比べて平日は自転車・徒歩・バイクなどの割合が高く、近隣の住民が日常的に利用していると考えられる。 	<p><交通量> 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道5地点(大気質、騒音・振動の調査と同様の地点)及び1交差点(愛岐大橋南交差点)で平日及び休日に各1回実施した交通量調査結果は以下に示すとおりである。</p> <p>断面交通量調査結果 (単位:台/12時間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査地点</th> <th>大型車(台)</th> <th>小型車(台)</th> <th>合計(台)</th> <th>大型車混入率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点1 江南関線</td> <td>平日</td> <td>1,018</td> <td>7,924</td> <td>8,942</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>107</td> <td>9,132</td> <td>9,239</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点2 浅井犬山線西側</td> <td>平日</td> <td>809</td> <td>8,053</td> <td>8,862</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>104</td> <td>8,301</td> <td>8,405</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点3 浅井犬山線東側</td> <td>平日</td> <td>831</td> <td>8,912</td> <td>9,743</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>99</td> <td>9,188</td> <td>9,287</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点4 草井羽黒線</td> <td>平日</td> <td>2,405</td> <td>7,809</td> <td>10,214</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>283</td> <td>9,841</td> <td>10,124</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点5 小淵江南線</td> <td>平日</td> <td>1,523</td> <td>7,311</td> <td>8,834</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>183</td> <td>8,920</td> <td>9,103</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 小型車と大型車の区分は次のとおりである。 小型車: 軽乗用車、乗用車、軽貨物車、小型貨物車 大型車: バス、普通貨物車、特種(殊)車</p> <p>交差点交通量調査結果 (単位:台/12時間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査地点(断面・方向)</th> <th>大型車(台)</th> <th>小型車(台)</th> <th>合計(台)</th> <th>大型車混入率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">平日</td> <td>断面a 愛岐大橋</td> <td>1,457</td> <td>5,377</td> <td>6,834</td> <td>21.3</td> </tr> <tr> <td>断面b 事業実施区域</td> <td>430</td> <td>3,974</td> <td>4,404</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>断面c 江南市</td> <td>1,380</td> <td>5,293</td> <td>6,673</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td>断面d 一宮市</td> <td>514</td> <td>3,710</td> <td>4,224</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,781</td> <td>18,354</td> <td>22,135</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">休日</td> <td>断面a 愛岐大橋</td> <td>181</td> <td>6,512</td> <td>6,693</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>断面b 事業実施区域</td> <td>63</td> <td>4,587</td> <td>4,650</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>断面c 江南市</td> <td>145</td> <td>6,454</td> <td>6,599</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>断面d 一宮市</td> <td>67</td> <td>4,391</td> <td>4,458</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>456</td> <td>21,944</td> <td>22,400</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 小型車と大型車の区分は次のとおりである。 小型車: 軽乗用車、乗用車、軽貨物車、小型貨物車 大型車: バス、普通貨物車、特種(殊)車</p>	調査地点		大型車(台)	小型車(台)	合計(台)	大型車混入率(%)	地点1 江南関線	平日	1,018	7,924	8,942	11.4	休日	107	9,132	9,239	1.2	地点2 浅井犬山線西側	平日	809	8,053	8,862	9.1	休日	104	8,301	8,405	1.2	地点3 浅井犬山線東側	平日	831	8,912	9,743	8.5	休日	99	9,188	9,287	1.1	地点4 草井羽黒線	平日	2,405	7,809	10,214	23.5	休日	283	9,841	10,124	2.8	地点5 小淵江南線	平日	1,523	7,311	8,834	17.2	休日	183	8,920	9,103	2.0	調査地点(断面・方向)		大型車(台)	小型車(台)	合計(台)	大型車混入率(%)	平日	断面a 愛岐大橋	1,457	5,377	6,834	21.3	断面b 事業実施区域	430	3,974	4,404	9.8	断面c 江南市	1,380	5,293	6,673	20.7	断面d 一宮市	514	3,710	4,224	12.2	合計	3,781	18,354	22,135	17.1	休日	断面a 愛岐大橋	181	6,512	6,693	2.7	断面b 事業実施区域	63	4,587	4,650	1.4	断面c 江南市	145	6,454	6,599	2.2	断面d 一宮市	67	4,391	4,458	1.5	合計	456	21,944	22,400	2.0
項目	調査結果																																																																																																																																					
調査地点	木曽川沿川サイクリングロード																																																																																																																																					
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> 木曽川に沿って犬山市から一宮市までの約18kmが整備されている。 河川敷の緑の木立の中に遊歩道(幅2m)とサイクリングロード(幅3m)が整備されており、自動車の走行や交差がなく、安全に散歩等を楽しむことができる。 																																																																																																																																					
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 散歩、ジョギング、サイクリングでの利用であり、平日よりも休日の利用が多く、平日・休日ともに午前中の利用が多い。 平日の利用者は散歩、健康のために利用している人が多く、日常的な利用が中心である。 方向別(東側(犬山市方面)、西側(江南市方面))の利用者は同程度となっている。 																																																																																																																																					
調査地点	木曽川扶桑緑地公園																																																																																																																																					
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> 約10haの広大な敷地の中に広場、グラウンド、コンビネーション遊具、キャンプ場などが整備されている。 木曽川沿川サイクリングロードが扶桑緑地公園内を通過しており、散歩やサイクリングの利用もできる。 																																																																																																																																					
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 散歩、サイクリング、スポーツ、公園遊び等での利用であり、平日よりも休日の利用が多く、いずれも昼前後の利用が多い。 平日は散歩など日常的な利用が中心である。 駐車場の利用状況は公園の利用者数と連動しており、休日の利用が多い。方向別でみると、犬山市方面(東方向)、江南市方面(西方向)からの利用は同程度であるが、やや犬山市方面からの利用が多くなっている。 利用者の居住地では、江南市、扶桑町、犬山市、大口町、各務原市が中心であるが、休日は、それ以外の地域からの利用もみられる。 交通手段は、車の利用が最も多いが、休日に比べて平日は自転車・徒歩・バイクなどの割合が高く、近隣の住民が日常的に利用していると考えられる。 																																																																																																																																					
調査地点		大型車(台)	小型車(台)	合計(台)	大型車混入率(%)																																																																																																																																	
地点1 江南関線	平日	1,018	7,924	8,942	11.4																																																																																																																																	
	休日	107	9,132	9,239	1.2																																																																																																																																	
地点2 浅井犬山線西側	平日	809	8,053	8,862	9.1																																																																																																																																	
	休日	104	8,301	8,405	1.2																																																																																																																																	
地点3 浅井犬山線東側	平日	831	8,912	9,743	8.5																																																																																																																																	
	休日	99	9,188	9,287	1.1																																																																																																																																	
地点4 草井羽黒線	平日	2,405	7,809	10,214	23.5																																																																																																																																	
	休日	283	9,841	10,124	2.8																																																																																																																																	
地点5 小淵江南線	平日	1,523	7,311	8,834	17.2																																																																																																																																	
	休日	183	8,920	9,103	2.0																																																																																																																																	
調査地点(断面・方向)		大型車(台)	小型車(台)	合計(台)	大型車混入率(%)																																																																																																																																	
平日	断面a 愛岐大橋	1,457	5,377	6,834	21.3																																																																																																																																	
	断面b 事業実施区域	430	3,974	4,404	9.8																																																																																																																																	
	断面c 江南市	1,380	5,293	6,673	20.7																																																																																																																																	
	断面d 一宮市	514	3,710	4,224	12.2																																																																																																																																	
	合計	3,781	18,354	22,135	17.1																																																																																																																																	
休日	断面a 愛岐大橋	181	6,512	6,693	2.7																																																																																																																																	
	断面b 事業実施区域	63	4,587	4,650	1.4																																																																																																																																	
	断面c 江南市	145	6,454	6,599	2.2																																																																																																																																	
	断面d 一宮市	67	4,391	4,458	1.5																																																																																																																																	
	合計	456	21,944	22,400	2.0																																																																																																																																	

予 測

1) 工事の実施

(1) 資材等の搬入及び搬出

交通量の予測結果は以下に示すとおりである。

交通量予測結果

<休日>

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)
地点1 江南関線	9,587 (348)	3.6	16時台	923 (14)	1.5
地点2 浅井犬山線西側	8,753 (348)	4.0	10時台	859 (14)	1.6
地点3 浅井犬山線東側	9,635 (348)	3.6	14時台	935 (30)	3.2
地点4 草井羽黒線	10,472 (348)	3.3	13時台	1,019 (48)	4.7
地点5 小渕江南線	9,451 (348)	3.7	14時台	946 (30)	3.2

<平日>

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)
地点1 江南関線	9,290 (348)	3.7	7時台	908 (98)	10.8
地点2 浅井犬山線西側	9,210 (348)	3.8	7時台	1,316 (98)	7.4
地点3 浅井犬山線東側	10,091 (348)	3.4	7時台	1,428 (98)	6.9
地点4 草井羽黒線	10,562 (348)	3.3	16時台	1,021 (14)	1.4
地点5 小渕江南線	9,182 (348)	3.8	10時台	820 (14)	1.7

注1) 交通量の()内の値は、本事業に関連する車両台数で内数である。

注2) 予測地点における資材等運搬車両等の走行割合は現時点では未定であるため、安全側評価の観点から、各予測地点において資材等運搬車両等がすべて走行するものと設定した。

交差点需要率予測結果(愛岐大橋南交差点)(平日)

交差点需要率(7時台)		
現況交通量	将来交通量	増加量
0.682	0.703	0.021

注) 交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率は0.9とされている。

交通混雑度予測結果(愛岐大橋南交差点)(平日)

断面・方向	車線	交通混雑度(7時台)		
		現況 交通量	将来 交通量	増加量
a 愛岐大橋	直進・左折	0.635	0.635	0.000
	右折	0.186	0.186	0.000
b 事業実施 区域	直進・左折	0.675	0.833	0.158
	右折	0.398	0.412	0.014
c 江南市	直進・左折	0.317	0.317	0.000
	右折	0.201	0.328	0.127
d 一宮市	直進・左折	0.820	0.869	0.049
	右折	0.341	0.350	0.009

注) 各車線について、円滑な交通処理が可能とされる目安は1.0とされている。

2) 施設の存在

木曾川沿川サイクリングロード及び木曾川扶桑緑地公園では、将来は計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの景観の変化は小さいと考えられる。したがって、人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、小さいものと予測する。

2) 施設の供用

(1) 廃棄物等の搬入及び搬出

交通量の予測結果は以下に示すとおりである。

交通量予測結果

<休日>

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)
地点1 江南関線	9,321 (82)	0.9	16時台	911 (2)	0.2
地点2 浅井犬山線西側	8,657 (252)	2.9	10時台	889 (44)	4.9
地点3 浅井犬山線東側	9,609 (322)	3.4	10時台	952 (58)	6.1
地点4 草井羽黒線	10,294 (170)	1.7	16時台	1,006 (4)	0.4
地点5 小渕江南線	9,139 (36)	0.4	14時台	920 (4)	0.4

<平日>

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)
地点1 江南関線	9,024 (82)	0.9	8時台	847 (4)	0.5
地点2 浅井犬山線西側	9,114 (252)	2.8	8時台	876 (10)	1.1
地点3 浅井犬山線東側	10,065 (322)	3.2	8時台	988 (14)	1.4
地点4 草井羽黒線	10,384 (170)	1.6	16時台	1,011 (4)	0.4
地点5 小渕江南線	8,870 (36)	0.4	12時台	818 (2)	0.2

注) 交通量の()内の値は、本事業に関連する車両台数で内数である。

交差点需要率予測結果(愛岐大橋南交差点)(平日)

交差点需要率(10時台)		
現況交通量	将来交通量	増加量
0.741	0.746	0.005

注) 交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率は0.9とされている。

交通混雑度予測結果(愛岐大橋南交差点)(平日)

断面・方向	車線	交通混雑度(10時台)		
		現況 交通量	将来 交通量	増加量
a 愛岐大橋	直進・左折	0.574	0.574	0.000
	右折	0.213	0.213	0.000
b 事業実施 区域	直進・左折	0.533	0.642	0.109
	右折	0.534	0.545	0.011
c 江南市	直進・左折	0.752	0.752	0.000
	右折	0.090	0.149	0.059
d 一宮市	直進・左折	0.789	0.813	0.024
	右折	0.222	0.227	0.005

注) 各車線について、円滑な交通処理が可能とされる目安は1.0とされている。

評	価
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。 ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 ・工事用車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守、公園を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を徹底する。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果、資材等運搬車両等の走行に伴い事業実施区域周辺の交通量の増加がみられ、人と自然との触れ合いの活動の場である木曾川扶桑緑地公園が接する県道浅井犬山線（地点3）については、休日の12時間交通量で3.6%、ピーク時間交通量で3.2%、平日の12時間交通量で3.4%、ピーク時間交通量で6.9%となる。また、車両が集中する愛岐大橋南交差点での交差点需要率は0.703、各車線での交通混雑度は0.186～0.869となり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率0.9、車線別の交通混雑度は円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ることから、影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>2) 施設が存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感を低減するため、可能な限り建築物を小さくする。 ・建築物は、大きな壁面の分節化や彩度の落ち着いた色彩等に配慮する。 ・事業実施区域の周縁部には可能な限り高木による植栽とする。 ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果、施設が存在に伴う景観の変化については、木曾川沿川サイクリングロード及び木曾川扶桑緑地公園ともに、将来は計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの景観の変化は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>3) 施設の供用</p> <p>(1) 廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守、公園等を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を行う。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果、廃棄物運搬車両等の走行に伴い事業実施区域周辺の交通量の増加がみられ、人と自然との触れ合いの活動の場である木曾川扶桑緑地公園が接する県道浅井犬山線（地点3）については、休日の12時間交通量で3.4%、ピーク時間交通量で6.1%、平日の12時間交通量で3.2%、ピーク時間交通量で1.4%となる。また、車両が集中する愛岐大橋南交差点での交差点需要率は0.746、各車線での交通混雑度は0.149～0.813となり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率0.9、車線別の交通混雑度は円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ることから、影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.14 廃棄物等

予 測																																																																																									
<p>1) 工事の実施</p> <p>○残土 造成工事、土木・建築工事（基礎・地下躯体工事）に伴う残土量は約5,287m³と予測する。発生土は、場内の埋戻土、盛土として再利用を図り、残土については、場外再利用又は適正処分する計画である。</p> <p>○建設工事に伴う副産物 副産物の発生量は以下に示すとおりである。これらの副産物については、「あいち建設リサイクル指針」を踏まえて、分別の徹底を図り可能な限り資源化を行うものとする。なお、埋立処分となっている副産物についても、できる限り資源化が図れるよう努める。</p> <p>また、事業実施区域内に樹林地があるため、伐採木材が1,750 t 発生するものと予測される。これらは、できる限り有効利用が図られる方法で処理を行う計画である。</p> <p>副産物発生量 (単位：t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発生量</th> <th>有効利用量</th> <th>処分量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>40</td> <td>38</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ガラス及び陶磁器くず</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">がれき類</td> <td>コンクリート塊</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他がれき</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>その他（混合廃棄物）</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>535</td> <td>457</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発生量	有効利用量	処分量	廃プラスチック類	40	38	2	木くず	100	100	0	紙くず	10	9	1	繊維くず	5	0	5	金属くず	60	60	0	ガラス及び陶磁器くず	20	0	20	がれき類	コンクリート塊	200	200	0	アスファルト・コンクリート塊	50	50	0	その他がれき	20	0	20	その他（混合廃棄物）	30	0	30	合計	535	457	78	<p>2) 施設の供用</p> <p>廃棄物の発生量は以下に示すとおりである。廃棄物の種類及び量は処理方式により異なるものの、焼却灰、焼却飛灰、熔融飛灰、熔融スラグ、熔融メタル及び金属類等は可能な限り資源化に努める計画である。</p> <p>廃棄物の発生量 (単位：t/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="3">年間発生量</th> </tr> <tr> <th>ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化</th> <th>ガス化熔融炉・シャフト式</th> <th>ガス化熔融炉・流動床式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却灰</td> <td>3,119</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>焼却飛灰</td> <td>1,515</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>熔融飛灰</td> <td>—</td> <td>1,320</td> <td>1,089</td> </tr> <tr> <td>熔融不適物</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>熔融スラグ</td> <td>—</td> <td>3,710</td> <td>2,317</td> </tr> <tr> <td>熔融メタル</td> <td>—</td> <td>410</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>金属類</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>焼却磁性物</td> <td>235</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	年間発生量			ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化	ガス化熔融炉・シャフト式	ガス化熔融炉・流動床式	焼却灰	3,119	—	—	焼却飛灰	1,515	—	—	熔融飛灰	—	1,320	1,089	熔融不適物	—	—	87	熔融スラグ	—	3,710	2,317	熔融メタル	—	410	—	金属類	—	—	167	焼却磁性物	235	—	—
区分	発生量	有効利用量	処分量																																																																																						
廃プラスチック類	40	38	2																																																																																						
木くず	100	100	0																																																																																						
紙くず	10	9	1																																																																																						
繊維くず	5	0	5																																																																																						
金属くず	60	60	0																																																																																						
ガラス及び陶磁器くず	20	0	20																																																																																						
がれき類	コンクリート塊	200	200	0																																																																																					
	アスファルト・コンクリート塊	50	50	0																																																																																					
	その他がれき	20	0	20																																																																																					
その他（混合廃棄物）	30	0	30																																																																																						
合計	535	457	78																																																																																						
廃棄物の種類	年間発生量																																																																																								
	ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化	ガス化熔融炉・シャフト式	ガス化熔融炉・流動床式																																																																																						
焼却灰	3,119	—	—																																																																																						
焼却飛灰	1,515	—	—																																																																																						
熔融飛灰	—	1,320	1,089																																																																																						
熔融不適物	—	—	87																																																																																						
熔融スラグ	—	3,710	2,317																																																																																						
熔融メタル	—	410	—																																																																																						
金属類	—	—	167																																																																																						
焼却磁性物	235	—	—																																																																																						

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の選定にあたっては、再資源化の実施状況についても考慮する。 ・可能な限り再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。 ・再生砕石の使用等、施設建設において再生材の活用に努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>工事の実施に伴う残土及び副産物については、残土は場外再利用又は適正処分する計画であることや建設工事に伴って発生する建設副産物は分別の徹底を図り可能な限り再利用・資源化を行うことにより、影響は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>2) 施設の供用</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><ストーカ式焼却炉></p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰及び焼却飛灰は、外部での再資源化を行い、埋立処分量を低減する。 ・焼却灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。 <p><ガス化熔融炉></p> <ul style="list-style-type: none"> ・熔融スラグは、路盤材、埋戻し材等として有効利用する。 ・熔融メタルは、カウンターウェイトとしての利用や非金属精錬用還元剤として有効利用する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の供用に伴う廃棄物については、処理方式により廃棄物の種類及び発生量が異なるものの、いずれの処理方式についても可能な限り資源化に努めることから影響は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.15 温室効果ガス等

予 測																																				
<p>1) 工事の実施 (1) 資材等の搬入及び搬出 温室効果ガス排出量の予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p>温室効果ガス排出量予測結果 (資材等の搬入及び搬出)</p> <p style="text-align: right;">(単位：t-CO₂/工事中)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th colspan="2">温室効果ガス排出量</th> </tr> <tr> <th></th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型車</td> <td style="text-align: center;">338</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">558</td> </tr> <tr> <td>小型車</td> <td style="text-align: center;">220</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設機械の稼働等 工事期間全体の温室効果ガス排出量は、計画施設の建設工事で1,414t-CO₂/工事中と予測する。</p>	車種	温室効果ガス排出量			合計	大型車	338	558	小型車	220	<p>2) 施設の供用 (1) ばい煙の排出及び機械等の稼働 温室効果ガス排出量及び発電による温室効果ガス削減量の予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p>温室効果ガス排出量予測結果 (ばい煙の排出及び機械等の稼働)</p> <p style="text-align: right;">(単位：t-CO₂/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>ストーカ式焼却炉</th> <th>ガス化熔融炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td style="text-align: center;">27,518</td> <td style="text-align: center;">33,207</td> </tr> <tr> <td>削減量</td> <td style="text-align: center;">13,673</td> <td style="text-align: center;">13,455</td> </tr> <tr> <td>排出量－削減量</td> <td style="text-align: center;">13,845</td> <td style="text-align: center;">19,752</td> </tr> <tr> <td>削減の程度(%)</td> <td style="text-align: center;">49.7</td> <td style="text-align: center;">40.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出 温室効果ガス排出量の予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p>温室効果ガス排出量予測結果 (廃棄物等の搬入及び搬出)</p> <p style="text-align: right;">(単位：t-CO₂/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th colspan="2">温室効果ガス排出量</th> </tr> <tr> <th></th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型車</td> <td style="text-align: center;">447</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">553</td> </tr> <tr> <td>小型車</td> <td style="text-align: center;">106</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ストーカ式焼却炉	ガス化熔融炉	排出量	27,518	33,207	削減量	13,673	13,455	排出量－削減量	13,845	19,752	削減の程度(%)	49.7	40.5	車種	温室効果ガス排出量			合計	大型車	447	553	小型車	106
車種		温室効果ガス排出量																																		
		合計																																		
大型車	338	558																																		
小型車	220																																			
区 分	ストーカ式焼却炉	ガス化熔融炉																																		
排出量	27,518	33,207																																		
削減量	13,673	13,455																																		
排出量－削減量	13,845	19,752																																		
削減の程度(%)	49.7	40.5																																		
車種	温室効果ガス排出量																																			
		合計																																		
大型車	447	553																																		
小型車	106																																			

評 価	
<p>1) 工事の実施 (1) 資材等の搬入及び搬出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 資材等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低燃費車両を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p> <p>(2) 建設機械の稼働等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 建設機械の稼働等に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低炭素型建設機械を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p>	<p>2) 施設の供用 (1) ばい煙の排出及び機械等の稼働</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発電は、より高い発電効率となるよう努める。 ・施設の設備機器及び照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 ばい煙の排出及び機械等の稼働に伴う温室効果ガスの排出量については、余熱は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・廃棄物等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・廃棄物等運搬車両の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 廃棄物等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低燃費車両を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p>

第8章 総合評価

国は、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう都道府県に通知を行った。これを受けて、愛知県は、「広域化計画」を策定し、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町においては、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターを平成30年度以降に統合することとされた。

その後、2市2町では、人口やごみ減量状況等の変化、大規模災害時の廃棄物処理体制の確立などの社会情勢の変化に対応するため広域化実施計画の改訂を行い、新ごみ処理施設稼働目標を令和7年度（平成37年度）とした。また、平成29年4月には、一部事務組合「尾張北部環境組合」を設置した。

本事業は、2市2町の新ごみ処理施設の建設を目的とし、尾張北部環境組合が事業主体となり、施設を整備するものである。

本環境影響評価では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の15項目の環境要素を対象に、計画段階での環境配慮事項も勘案して調査、予測及び評価を行った。その結果、公害防止に関する自主基準値を遵守するとともに、適切な環境保全措置を実施することにより、本事業による周辺環境への影響は小さいものと評価した。

また、現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、「第12章 事後調査計画」に記載のとおり、事後調査を実施することとしており、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることによって環境影響を回避し、または低減することとしている。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の環境保全に配慮して事業を進めていく。

以上のことから、本事業による工事の実施、施設の存在及び供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価する。また、環境保全に関する基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られていると評価する。

第9章 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

9.1 準備書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

9.1.1 縦覧状況

- ・縦覧期間：令和2年8月14日（金）～9月14日（月）
- ・意見書提出期限：令和2年9月28日（月）

表 9.1.1 縦覧場所及び縦覧者数

縦覧場所			閲覧者数
愛知県	江南市	経済環境部環境課	3
		布袋支所	3
		宮田支所	0
		草井支所	0
	犬山市	経済環境部環境課	1
	大口町	まちづくり部環境対策室	1
	扶桑町	産業建設部産業環境課	0
岐阜県	各務原市	市民生活部環境室 環境政策課	1
合計			9

9.1.2 意見書の提出状況

準備書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は5通（107件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表9.1.2に示すとおりです。

表 9.1.2 準備書についての意見書の意見の分類

分 類		意見数
1	都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見	12
	（1）都市計画対象事業の目的に関すること	3
	（2）都市計画対象事業の内容に関すること	9
2	方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解に関する意見	3
	（1）社会的状況に関すること	3
3	計画段階配慮事項に関する内容に関する意見	1
4	方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関する意見	22
	（1）方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関すること	22
5	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、及び評価の手法に関する意見	1
6	環境影響の調査、予測及び評価に関する意見	55
	（1）大気質に関すること	9
	（2）騒音及び超低周波音に関すること	9
	（3）振動に関すること	4
	（4）悪臭に関すること	1
	（5）水質に関すること	5
	（6）地盤・土壌（土壌環境）に関すること	2
	（7）地下水の状況及び地下水質に関すること	2
	（8）日照障害に関すること	5
	（9）動物に関すること	7
	（10）植物に関すること	5
	（11）生態系に関すること	1
	（12）景観に関すること	2
	（13）廃棄物等に関すること	1
	（14）温室効果ガス等に関すること	2
7	事後調査計画に関する意見	1
8	その他の事項に関する意見	12
合 計		107

9.2 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 9.2.1 (1)～(44)に示すとおりです。

表 9.2.1 (1) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見（計 12 意見）	
	(1) 都市計画対象事業の目的に関すること（3 意見）	
1	<p>* 建設地の決定経緯は公明盛大に 方法書への意見「*p7 建設地の決定経緯として、“犬山市塔野地地区…犬山市善師野地区…犬山市池野地区を候補地として選定したが、地元調整が難航し、凍結状態となった。”とあるが、それぞれ3回の地元調整が難航した理由を明記すべきである。こうした事実を明らかにすることが、今回の計画地で同様の問題が発生しないかを判断できる重要な要素である。」に対し、“過去の地元調整が難航した理由については、ごみ処理施設という性質から主に生活環境への影響に対する懸念によるものと考えております。今回の建設地の決定にあたっては、地元との意見交換会をはじめ、地元との対話に努めてまいりました。そのような取り組み及び経緯等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、正式な候補地として決定しております。また、令和2年4月には、地元6地区との公害防止協定を締結しており、…同様の問題は発生しないと考えております。”p220とあるが、各地区とも個別に選定結果を押し付けるだけで“市内の3ヘクタール以上の一団となったエリアとして抽出された5つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価がなされている。”p5と言うような選定基準と評価内容を当初の段階から正確に説明しなかったことが主要因である。</p>	<p>江南市内の5地区から北浦地内を選定する段階で配慮書手続きを実施することは、ごみ処理施設の性質上、各候補地の地元住民に不安や混乱を与えるという懸念があったことから建設地決定後に配慮書手続きを実施しています。</p> <p>なお、今回の建設地の決定にあたっては、地元との意見交換会をはじめ、地元との対話に努めてまいりました。そのような取り組み及び経緯等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成を得られたものと判断した上で、正式な候補地として決定しております。</p>
2	<p>* 候補地決定こそ配慮書段階で 方法書への意見「*p7 建設地の決定経緯として、…嫌悪施設の受入を表明した江南市の態度は評価できるが、その後の経緯で、“江南市…5つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価”という点に違和感を覚える。中環審答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」で、…「対象とする計画の段階は、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とすべき。」としており、本来はこうした候補地選定という重要なことこそ、ごみ処理施設の計画段階配慮書で、第1に扱うべき事項である。位置が決まってから、その中の施設配置、煙突の高さ・位置などを検討するような配慮書ではほとんど意味がない。一定の評価基準項目が適切なのか、評価結果が適切かなど、検討すべき点はいろいろあり、事務局の江南市が作成し、それを地元だけに説明するという事は避けるべきであった。」に対し、“ごみ処理施設という性質上、建設候補地の選定にあたっては地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されました。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施しています。”とあるが、計画段階配慮書の性格を大きくゆがめるものである。</p>	同上

表 9.2.1(2) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	<p>* p7 候補地で評価が×の項目への対応を 江南市による評価結果で得点が1点の×が“学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無”であり、その内容を確認すると、“周囲500m以内の住宅等が500戸以上である。”p6に該当するためであり“まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、西側の江南市草井町となっている。”p18と記載してある。このため、選定されたこの地区への騒音、低周波、日照被害などの環境影響は極力少なくなるような措置が必要である。間違っても日影規制の規制基準を守っていればよいなどと考えてはべきではない。</p>	<p>本準備書において、現時点の事業計画を基に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、騒音、低周波音、日照等の影響を少なくするための措置を検討し、その内容を準備書に記載しております。 また、今後詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるよう検討してまいります。</p>
(2) 都市計画対象事業の内容に関すること (9意見)		
4	<p>* 粗大ごみ処理施設の能力に疑問 粗大ごみ処理施設の処理能力は、$\text{処理能力} = \text{計画年間日平均処理量} (a) \div \text{実稼働率} (b) \times \text{計画月間変動係数} (c)$ で、 $\text{処理能力} = (7.6t/\text{日}) (a) \div ((365\text{日} - 115\text{日}) \div 365\text{日}) (b) \times 1.26 (c) = 13.98t/\text{日} \approx 14t/\text{日}$ (小数点以下繰上げ) とあるp14。このうち、計画処理量(a)は、2市2町のごみ処理基本計画における令和7年度の年間搬入量の目標値を踏まえ7.6t/日、計画月間変動係数(c)は、2市2町の過去5年間における月別搬入量より算出とあるので、とりあえず信じるとして、(b)実稼働率:0.685(実稼働日数(365日-115日)÷365日)とあるだけで、年間365日の内、115日は稼働しないという理由が不明である。 ごみ焼却処理施設では、(b)実稼働率:0.767(実稼働日数(365日-85日注)÷365日)として、注)補修整備期間(30日)+補修点検期間(15日×2回)+全停止期間(7日)+起動に要する日数(3日×3回)+停止に要する日数(3日×3回)p13とあり、補修の整備・点検・全停止・起動・停止とそれなりに説明があるが、粗大ごみ処理施設の能力についても、これぐらいの説明ぐらいは必要である。もしかすると過大な設備投資なのではないか。</p>	<p>粗大ごみ処理施設の実稼働日数において、稼働しない日を115日とした理由については、土日や補修整備に要する日数を考慮したものです。 その旨が分かるように評価書に記載することとします。</p>
5	<p>* 建設計画に廃棄物運搬車両の動線記載を 建設計画で、施設配置図等があるがp19、廃棄物運搬車両の動線記載をすべきである。“可燃ごみ処理施設についてはDB+0方式(長期包括運営業務委託方式)、粗大ごみ処理施設ではDBM方式とした。”p10とのことで、施設配置等についても修正の余地が残っており、車両の動線によっては工場棟配置を約20m北西端から離して南側や東側に移動したり、出入口付近の駐車場を管理棟北側に移動することで日照被害を減らしたり、騒音被害を少なくする可能性がある。 なお、方法書では搬入車両動線が想定p27されているのに準備書には記載していない意味はあるのか。</p>	<p>搬入車両動線については、準備書2-17ページの施設配置図に示しており、方法書で示した想定車両動線と同様としておりますが、駐車場や雨水流出抑制設備の管理用通路等と見分けがつかないため、評価書において色分けをします。 施設配置については、ご意見のとおり、今後民間事業者からの提案の中から、環境影響の低減を含め、より良い内容を選定します。さらに、詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について検討を行ってまいります。</p>

表 9.2.1 (3) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

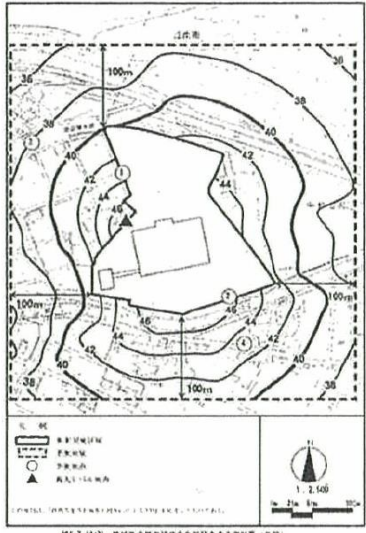
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
6	<p>*p22 公害防止の自主規制値は見直しを(騒音)</p> <p>“排出ガス、悪臭、騒音、振動について大気汚染防止法等の規制基準値に比べ、より厳しい値を自主規制値として設定した”とあるが、騒音の夜間が規制値と同じ 50dB となっていることは、“規制基準値に比べ、より厳しい値”と異なるため、表現を修正する必要がある。</p> <p>“施設騒音レベルの敷地境界における最大値は、昼間で 49 デシベル、夜間で 48 デシベル” p468 であり、北西側の敷地境界で夜間騒音が 48dB と予測されており、自主規制値は法規制値の 50dB ではなく 48dB にすることは可能であるし、もう少し工場棟を南側に移動したり環境保全措置を追加して 45dB にまで下げることが可能である。</p> 	<p>自主規制値は、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当な数値であるとして決定されたものです。</p> <p>ご意見のとおり、騒音の夜間の自主規制値は規制値と同様となっていますので、評価書で表現を修正します。</p>
7	<p>*p22 公害防止の自主規制値は見直しを(水銀)</p> <p>水銀の自主規制値は法規制値と同じ $30 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ であるが、もっと他事業所の実績を参考に下げるべきである。名古屋市南陽工場では、現施設の年 4 回の水銀排出濃度実績(市 WEB : ごみ焼却工場の維持管理状況の公表について)によれば、1号炉が 0.27~1.1、2号炉が 0.047~0.54、3号炉が 0.057~1.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ である。新施設であれば更に低減が可能と思われる。それなのになぜ、現在の施設の実績より 15 倍以上も高い値である規制基準を用いるのか。</p>	<p>自主規制値は、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当な数値であるとして決定されたものです。</p> <p>なお、水銀の自主規制値は法規制値と同様となっていますので、評価書で表現を修正します。</p>
8	<p>焼却方式について シャフト式</p> <p>「シャフト炉式ガス化溶融炉は災害ごみ処理が可」など詳細な利点や悪い点などが計画の中に記載されていなかったと思います。使い道が多少違い、燃料なども異なっていますので表記がほしかったです。</p> <p>どういものか市民の皆が知っても良いと思い、環境及び経済的にも良い施設かどうか知っても良いと思います。耐久性についての情報もほしかったです。</p>	<p>処理方式については、シャフト式も含めた 3 方式から選定することとしており、処理の過程や燃料の違いについては準備書の第 2 章及び第 8 章に記載しています。</p> <p>なお、耐久性、経済性を含めた 3 方式の比較検討結果については、組合が平成 30 年度に設置しました、ごみ処理方式検討委員会において、技術的かつ詳細な検討を行っており、その内容は組合のホームページにて公表しています。</p>

表 9.2.1(4) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	<p>ごみ処理場の排水装置（施設）等について、1時間当たり110ミリの降雨について対応が出来るのか心配です。（過去に日本の中で実際にあった結果により）</p>	<p>排水について、「江南市雨水流出抑制基準」では120.8mm/hの降雨強度で算定することとしていますので、基準を満たす施設を整備することとしています。</p>
10	<p>焼却するしかない生活ごみが発生する以上焼却残渣の処理は必然となります。</p> <p>廃棄物は収集・焼却のどの過程でも環境対策に万全を期さねばなりません。焼却残渣の処理においても同じです。全ての過程で行政責任を果たすことが求められており、直営による運営で行政責任を貫徹するのが筋です。環境課題の多い廃棄物処分であるがゆえに、仮に運営の一部でも民間に委託することとなれば、委託業務内容の最後の局面まで重大な管理・監督責任が伴います。ところが環境影響評価準備書(以下準備書と略)は、新ごみ処理施設の供用に伴う廃棄物の処理方法において、委託業務内容の最後の局面まで管理・監督を貫徹する責任を放棄し、「あとは任せた」式の無責任な方針となっています。</p> <p>環境影響評価は単に運搬や施設運営に関してだけでなく、焼却残渣の最終処理に関する環境影響評価も含めすべての局面に責任を負うべきと考えます。</p> <p>処理場に持ち込まれる廃棄物を外部処理方式を採用せず、最終処分を含め全てを施設内並びに施設周辺で完結させるとした前提での環境影響評価を行うととらえれば自明のことです。</p>	<p>施設の運営開始時に焼却残渣の運搬車両の追跡調査を行い、資源化先まで適切に運搬していることを確認することや、資源化の状況を実地にて確認すること、焼却残渣の搬出量及び資源化量の報告を運営事業者から得ることにより確認することで、事業者が適切に処理を実施していることを確認していきます。</p>
11	<p>「ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化」の「焼却灰・焼却飛灰」の処理方式に関して</p> <p>準備書 2-14 に「ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化」に至る経緯があり、「焼却灰等の全量資源化の長期的な受け入れ可能が確認できた」としています。長期的な受け入れとは、従来施設の利用実態から20～30年+α年を確実に担保できていなければならない、その点準備書では抽象的に述べるだけで全く触れていません。</p> <p>ストーカ式焼却炉に関しては、焼却灰・焼却飛灰を全量「セメント原料化、焼成、溶融固化等」により資源化としており、説明会資料 81 で焼却灰・焼却飛灰はそのままの形で「安全」に外部搬出・外部処理としています。</p> <p>セメント原料化は廃棄物の有効利用とされていますが、近年セメント生産量は頭打ちとなっており、また製品規格上、混合率に規制を加え無制限に廃棄物を受け入れられる余地はありません。「長期的な受け入れ可能が確認できた」とする根拠は、メーカーの「言い分」を鵜呑みにしただけです。責任ある行政の方針とは言えません。「受け入れ処理」</p>	<p>施設の運営開始時に焼却残渣の運搬車両の追跡調査を行い、資源化先まで適切に運搬していることを確認することや、焼却残渣の搬出量及び資源化量の報告を運営事業者から得ることにより確認することで、事業者が適切に処理を実施していることを確認していきます。</p> <p>なお、飛灰の搬出車両は運搬企業及び資源化先の企業によって異なることが考えられますが、粉粒体運搬車を採用する等により飛灰の飛散はないものと考えます。</p>

表 9.2.1(5) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
11	<p>(続き)の実態と将来性、その安全性を十分調査し、根拠を示してこそ環境影響評価に値するものと考えます。</p> <p>焼却灰・焼却飛灰はそのままの形で「安全」に外部搬出とされていますが、飛灰は電気集塵機などによってしか採集できないとてつもない微粒子状態のものを、「適切な運搬車両」で確実・「安全」に搬出できる保証がありません。</p> <p>現在、江南・丹羽環境組合では、焼却灰・焼却飛灰にセメントを混ぜ固化する装置を焼却施設に併設し、組合保有の最終処分場に埋め立て処分しており組合の責任は明確になっています。これが最終責任のあるべき形です。</p> <p>「焼成」処理並びに「熔融固化」処理は、セメント原料化と同じく外部に持ち出しての処理であり、各処理施設での環境影響調査の対象外としています。</p> <p>いずれの処理方法も程度の差こそあれ超高温での処理であり、二酸化炭素の大量発生による環境等を含めた処理施設周辺への影響の評価、最終製品処分の安全性に関する評価も必要です。持ち出したから環境影響評価は関係なしとはなりません。行政姿勢が問われています。</p>	
12	<p>「ガス化熔融炉・シャフト式」「ガス化熔融炉・流動床式」の処理方式に関して</p> <p>熔融飛灰は「山元還元による資源化」処理としています。山元還元を行っている施設は全国で4か所、一番近いもので香川県の直島、次が茨城県いわき市、福岡県北九州市並びに大分県大分市です。これら施設の合計処理量は月間12,000t程度、2012年時点で7300t程の処理となっているようです。(いずれも2013年現在)</p> <p>長距離輸送に加え処理枠の狭さ、還元物たる銅や亜鉛の需要の推移、トン当たり数万円の処理費用、年間2~3億円程度の処理費等の周辺課題もあります。委託処理による環境への影響は前述した通りです。</p> <p>熔融スラグについては「路盤材、埋め戻し材」で有効活用するとしています。ガラス状で形状が似たような大きさでは路盤材として柔軟性に向け、しまりが悪く不適格との見解も広く存在しています。そうではなく安全に資源化でき、需要もあって全量処理に障害はないとの見解を保持するなら、2市2町管内の土木・建設事業等で全量活用するとの方針を明らかにすべきです。</p> <p>熔融スラグの最終活用上の欠点を解消する新しい処理方式も提案されているようで、熔融スラグの最終処理を含めた環境影響を十分考慮した準備書とすべきです。</p>	<p>熔融飛灰の資源化方法については長期にわたって安定的に資源化を実現するためのリスク分散として、山元還元に限定せず、近隣の施設で実施しているような資源化方法と組み合わせることも考えられます。</p> <p>なお、熔融スラグはJIS規格及び引取先における基準を満足していることを確認するために、民間事業者が分析・管理を行い、その結果を組合へ報告することとしており、適切に管理していることを確認します。また、2市2町の公共事業での熔融スラグの一部利用についても検討します。</p>

表 9.2.1(6) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
2	都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見（計3意見）	
(1) 社会的状況に関すること（3意見）		
13	<p>*p124 大気規制基準(NO_x、ばいじん)の適応がわかるように“当該対象に係る規制の内容”で、大気汚染に係る規制基準は“ばい煙発生施設(廃棄物焼却炉)に該当する。…ダイオキシン類対策特別措置法…特定施設(廃棄物焼却炉)に該当する。”p124 と大まかには規制対象であることがわかるが、ばいじん、窒素酸化物、ダイオキシン類の排出基準が規模別に掲げてあり p126、128、そのどれが適用されるか判断できないため、どの規模の排出基準が適用されるか明記すべきである。</p> <p>なお、塩化水素と水銀は廃棄物焼却炉で一つの排出基準があるだけなので理解できる。騒音の特定工場等に係る規制基準は“第3種区域”p131、特定建設作業に係る規制基準は“①地域”p132、振動も特定工場等で“第2種区域”p134、特定建設作業で“①地域”p135、悪臭の規制基準も“第3種区域”p136 と判断できる。</p>	<p>計画施設は、1時間あたりの焼却能力が4t以上であり、排出ガス量が4万m³_N/時以上であるため、ばいじんの排出基準(廃棄物焼却炉)については0.04g/m³_Nが、窒素酸化物の排出基準(廃棄物焼却炉)については250ppmが、廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準については0.1ng-TEQ/m³_Nが該当します。</p> <p>上記の旨を評価書(第3章)に追記します。</p>
14	<p>*p139、143 排水基準(生活環境項目)は適用されるのか排水の基準については、法の解釈違いがある。</p> <p>“排水量に関わらず有害物質に係る排水基準が適用される。”p139 についてはその通りであり、ごみ焼却場という特殊性から、その遵守状況を確認するための自社測定が必要となる。また、“特定事業場からの排水が50m³/日を超える場合には、…生活環境項目の排水基準が適用される。なお、本事業においては、生活排水処理水(合併処理浄化槽処理水)及び雨水を除き場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない計画である。”p139 とあり、プラント系排水は排水しないから生活環境項目の排水基準は適用されないかのような表現である。</p> <p>しかし、水質汚濁防止法では「排水が50m³/日を超える場合」に排水基準が適用され、排水には生活排水処理水(合併処理浄化槽処理水)及び雨水も含まれる。これらの排水量が50m³/日を超えれば一律排水基準が適用される。合併処理浄化槽の規模から排水量がどれだけかを示すべきである。また、上乘せ基準についても“事業実施区域及びその周囲は木曾川水域に分類され…上乘せ基準が適用される。注)新設…1日当たりの平均的な排水の量が20m³/日以上…適用する。”p143 とあり、生活排水処理水(合併処理浄化槽処理水)及び雨水が20m³/日以上かどうかで基準適用が決まる。この点を明らかにすべきである。</p>	<p>本施設からの排水は、生活排水及び雨水のみです。生活排水は合併処理浄化槽にて処理を行う計画であり、同規模の類似施設での実績等から、生活排水は1日あたり5m³程度と想定しています。</p> <p>今後、詳細設計に基づき確定した排水量に応じ、規制基準等を遵守した計画といたします。</p>
15	<p>*p143 揚水設備は設置しないことを明記すべき</p> <p>“事業実施区域が位置する江南市は…揚水規制の第2規制区域に該当しており、揚水設備により新たに地下水を採取する場合は、知事の許可を受ける必要がある。”p143 とあるが、地表面下10m以浅でくみ上げるなど、非常に厳しい基準である。ところが、この許可基準を適用するかどうかで記載されていない。事業計画の給排水計画では“給水は、上水を使用する計画である。”p24 ということなので、地下水を採取しない計画のため知事許可は不要であると明記すべきである。</p>	<p>地下水の利用は行わない予定であるため、評価書において追記します。</p>

表 9.2.1(7) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	計画段階配慮事項に関する内容に関する意見（計1意見）	
16	<p>* 方法書の変更点は内容、理由をまとめて説明すべき “配慮書及び方法書の抜粋を基本としているが、追記等を行った箇所については斜体で表記した。” p171とあり、わかりやすくなったが、“注）事業実施想定区域は配慮書公表時のものであり、現在の事業実施区域とは異なる。” p175、209は、どこかどう変わったのか、その理由などを明記すべきである。また、“注）配慮書公表時の記載であり、現在は表2.2.7(2-20頁参照)に示した自主規制値を設定している。” p179についても、変更内容、変更理由を明記すべきである。 “方法書についての愛知県知事意見や意見書の内容…等を踏まえ、方法書から変更した部分について、下線等を付けて示した。” p262については少しわかりやすくなり、事業者の努力を評価する。本来は方法書からの変更点は、別の章でまとめて理解しやすいようにすべきである。</p>	<p>事業実施区域については、3点変更しております。 区域の北側については、宮田導水路があり緑地帯としての上部利用を想定していましたが、その後の検討の結果、宮田導水路を除いても緑地帯や施設の配置が可能であることから、除外しております。 区域の西側については、分筆を前提に直線を基調としたラインとしていましたが、地権者との協議を行うなかで、分筆を前提としない形へ変更することとしました。 区域の東側については、事業実施区域内にある中般若北極楽墓地の移転先を確保していましたが、区域外に移転することで調整を進めていることから、「ごみ処理施設の事業区域に含む」ということで活用していくこととしました。 また、予測に用いる煙突排ガスの諸元の変更については、配慮書公表時は、既存施設（犬山市都市美化センター、江南丹羽環境管理組合環境美化センター）の自主規制値及び計画施設の法規制値を対比し、その中で排出濃度が低い値を排出諸元としておりましたが、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討された結果を踏まえて自主規制値を設定しておりますので、変更しております。なお、これらの内容を評価書（第2章及び第4章）の事業計画等に追記します。</p>

表 9.2.1(8) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
4	方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関する意見（計 22 意見）	
(1) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関すること（22 意見）		
17	<p>* 概ね地元の合意形成は得られたのか 方法書への意見「*p9 建設地の決定経緯として、“江南市は…評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として提示し、地元(江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区)の同意を得ることを目的として地元説明会や施設見学会等を実施し、江南市の3地区から同意を得た。そして、平成28年3月…江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定した。”とあるが、同意を得た3地区とは…6地区うち、どの区なのか。…“概ね地元の合意形成は得られたものと判断し”の根拠を具体的、詳細に示すべきである。」に対し、“同意を得たのは、江南市の3地区であり、扶桑町の3地区については、すべての地区で同意が得られていない状況でしたが、…総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断しました。”p221とある。 やはり扶桑町の3地区では同意が得られていなかったため、扶桑町地区での事業講演会を2014年10月26日、2015年2月21日2回開催し、アンケート結果では「般若の候補地に選定された理由に人家が少ないことがある。本当に安全なら、それは選定事由に入れてはならない。そうしたことが不信につながる。」という意見まで残っている(江南市WEB建設地決定までの取り組み)。これを合意形成が得られたと判断しただけであり、将来的に問題を残している。</p>	<p>学識経験者や行政担当者からなる公害防止準備委員会において、自主規制値を設定しました。この委員会には地域の代表者に委員として参画していただき、地元住民の声を反映させた内容としています。 これを基に地元6地区のそれぞれと組合が令和2年4月に公害防止協定についても締結したことから、地元6地区の住民の合意形成は得られていると考えています。 今後も、必要な情報については広報誌やホームページ以外にも地元回覧を実施し、必要に応じて説明会を開催する等、事業内容についてより一層理解が得られるように周知を図っていきます。</p>
18	<p>* 焼却炉数は2基とした 方法書への意見「*p10 “ごみ焼却施設 処理能力:197t/日”とあるが、焼却炉数を記載すべきである。1炉では、修理・定期補修などで、全停止とせざるを得ないので、まず考えていないはずであるか、2炉なのか、3炉なのか、4炉なのか。あまり小規模にするとダイオキシン類対策が取りづらい…これらが決まらないと公害防止設備の規模、能力、性能が決められないはずである。」に対し、“焼却炉数については、令和元年度に作成した「基本設計」の中で検討を行い、2炉に決定しておりますので、「第2章」に炉数を記載しています。”p221とあるが、2019年2月に方法書を作成し、そのあと2019年度に基本設計を行い2炉に決定し、2020年8月に準備書で追記したということなのか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

表 9.2.1(9) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
19	<p>* 粗大ごみ処理施設の能力の根拠を 方法書への意見「*p12 処理能力の算定で、ごみ焼却施設については説明があり、既設の犬山市が 135t/日、江南丹羽環境管理組合 150t/日の計 285t/日 p4 を、約 7 割の 197t/日にまとめるとしているが、粗大ごみ処理施設については、既設の犬山市 30t/5h、江南丹羽環境管理組合 150t/日の 30t/5h 計 60t/5h p4 を、1/4 の能力の 15t/5h にまとめるという結論だけである。その根拠を示すべきである。既設施設の稼働実績から、その能力が過大でなかったのかなどの検討も必要である。そもそも運転計画として“5時間運転”と限定する理由が不明である。」に対し、“粗大ごみ処理施設の処理能力については、…「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第2章」に記載しています。また、粗大ごみ処理施設の稼働時間につきましては、…昼間5時間が一般的とされており。既存2施設の稼働時間も同様…1日あたり5時間としております。”p221 とあるが、「第2章」に記載してあるからという言葉だけではなく、粗大ごみ処理施設の能力が過大でないのかという内容を、この見解及び第2章で記載すべきである。</p>	<p>既存施設の粗大ごみ処理量と稼働状況から見て、処理能力 14t/日(5h) は適当であると考えております。</p>
20	<p>* 各市町のごみ処理基本計画は追記を 方法書への意見「*p12 …ごみ焼却施設について“計画処理量は、「…可燃ごみ焼却処理量…各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値をもとに、…稼働目標年度である平成37年度に、49,569t/年で最大になると推計される。とあるだけで、それらの根拠がどこにも記載されていない。…重要な処理量を判断できるように、市町ごとの可燃ごみ量、その根拠を示すべきである。なお、人口推計については、…ほぼ妥当なもの」と判断できる」に対し、“ごみ焼却施設の処理能力については、「整備計画」及び令和元年度に見直しを行った2市2町のごみ処理基本計画を踏まえ、「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第2章」に記載しています。なお、各計画については組合ホームページや各市町のホームページ等からご確認いただけます。p222 とあるが、算定方法等は「第2章」に記載してあっても、そのもとになる各市町(犬山市、江南市、大口町、扶桑町)の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値ぐらいはこの準備書に追記すべきである。なお、2018(H30)年度の3章の廃棄物の状況 p167～p168 は市町別に集計してある。</p>	<p>指摘を踏まえて、評価書(第2章)に2市2町の見直し後の数値(各市町の人口推計値及び可燃ごみ処理量)を追記することとします。</p>
21	<p>* し渣及び脱水汚泥処理量も追記を 方法書への意見「*p13 処理能力の算定で、し渣及び脱水汚泥処理量については、“し尿処理施設を管理する愛北広域事務組合によると、計画施設の稼働開始後で推計人口が最大となる平成37年度では、2,249t/年になると推計している。”とあるだけである。重要な処理量を判断できるように、下水道の普及によるし尿処理量の減少、浄化槽普及による汚泥増加などの内訳を、根拠を示して、市町ごとに示すべきである。事業者が出した数値をそのまま信用するならば環境影響評価は必要ない。…」に対し、 “し渣及び脱水汚泥処理量については、愛北広域事務組合において、過去の実績をもとに、2市2町の人口推計値から供用開始後で人口が最大となる令和7年度の値を算出したものです。…”p222 とあるが、納得できる根拠で必要な施設能力を算定することが重要である。まして、どんどん人口が減少していく時代に、過大投資をしないよう、し渣及び脱水汚泥処理量 2,249t/日 p13 の根拠についても細心の検討が必要である。</p>	<p>し渣及び脱水汚泥は、愛北広域事務組合が「愛北クリーンセンター施設整備基本計画(平成23年3月)」に示されたし尿等の要処理量の見込みを元にし渣及び脱水汚泥の処理量を算出しています。 愛北広域事務組合の見込みでは、し尿等の要処理量は減少傾向にあるため、し渣及び脱水汚泥の処理量としても稼働開始年度である令和7年度が最大になると考えております。</p>

表 9.2.1(10) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
22	<p>* 災害廃棄物処理計画の改定を 方法書への意見「*p13 能力の算定で、災害廃棄物の処理量については、“「愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計値）について」（平成 27 年 9 月 愛知県）より…推計されており、2 市 2 町の合計である 2,640t を処理対象とする。”とある。この文献そのものは見当たらず 2015 年 7 月 2 日公表資料があり、4 市町の災害廃棄物量等は同じである。正式な出典と思われる愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）の参考資料として、…それなりに根拠も検討でき、4 市町の災害廃棄物等発生量、選別後の可燃物量も同じ値が表 2.2.3 に記載してある。ただし焼却施設の処理可能量推計 1,509,658t/年の内訳 p8 は、犬山市の都市美化センター135t/日 2 基、江南丹羽環境管理組合の環境美化センター150t/日 2 基で計算してあるため、今回の計画で約 7 割に焼却能力を減少させると、愛知県災害廃棄物処理計画の基礎が崩れてくる。このため、5 年を目途に見直す災害廃棄物処理計画の改訂でこうした事情を組み込むよう求めるべきである。また、この参考資料には市町村災害廃棄物処理計画の策定予定が示されている。p2 このなかで、犬山市は 2017 年度策定予定、江南市、大口町、扶桑町は 2018 年度策定が示されている。…4 市町ともホームページで確認する限りでは 2018 年度末になっても市町の災害廃棄物処理計画が策定された形跡はない。…施設の処理能力算定に加える以上、災害廃棄物処理計画を策定すべし。」に対し、“災害廃棄物の処理量については、愛知県災害廃棄物処理計画の前提となる災害廃棄物等発生量について、…愛知県災害廃棄物処理計画の参考資料としても愛知県ホームページに公表されています。なお、平成 27 年 7 月発表資料であったため、出典年月については修正いたしました。また、2 市 2 町の災害廃棄物処理計画について、江南市は令和 2 年 2 月に犬山市は令和 2 年 3 月に策定しており、扶桑町及び大口町についても令和 2 年度中に策定する計画としています。” p223 とある。出典年月の修正は当然であるし、災害廃棄物処理計画は犬山市・江南市は 2019 年度末に策定したが、扶桑町・大口町は 2020 年度中に策定予定という泥縄式では心もとない。主要な問題は、今回の計画で約 7 割に焼却能力を減少させることで、愛知県災害廃棄物処理計画の基礎が崩れ、処理対象の災害廃棄物 1,640t(880t/年)も減少するため、こうした事情を組み込むよう求めることである。</p>	<p>ご意見のとおり、既存の 2 施設が集約されることにより、愛知県災害廃棄物処理計画における県内の焼却施設の処理可能量の推計に影響を与えることが考えられます。そのため、災害廃棄物処理計画の見直しの際には、既存の 2 施設の終了時期についても愛知県へ知らせる等、情報を共有してまいります。</p>
23	<p>* 公害防止協定は誰と結んだのか 方法書への意見「*p17 公害防止基準で“周辺住民等と公害防止協定等を締結する”とあるが、締結対象を明確にすべきである。周辺住民等とは、地元説明会を開いた中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区の全区又はその代表者なのか、同意が得られた 3 地区だけなのか、都市計画決定権者の江南市長なのか事業者の尾張北部環境組合代表者なのか、共同なのか。」に対し、“公害防止協定の締結対象は、地元 6 地区（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）であり、尾張北部環境組合（管理者江南市長）とそれぞれ公害防止協定を令和 2 年 4 月に締結しました。” p224 とある。ともかく、公害防止協定だけは 2020 年 4 月に締結したが、地元 6 地区の総意なのか、地区代表なのか不明であり、公害防止基準の遵守状況の確認・公表方法、罰則などについて意見が出せるよう、公害防止協定そのものを追記する必要がある。</p>	<p>公害防止協定については、地元地区の代表である区長と締結していますが、各地区において、自主規制値を含めた協定の内容を確認した上で締結に至っていると考えています。</p> <p>協定書の内容につきましても、自主規制値と同様に、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当であるとして決定されたものです。</p> <p>また、組合ホームページにおいて委員会資料として公表されているほか、組合議会においても報告しています。</p>

表 9.2.1(11) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	<p>* 公害防止協定には測定値の公表方法を 方法書への意見「*p17 公害防止基準…準備書段階では…法規制値を大きく下回る自主基準値とすべきである。また、既設2箇所では窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類(1箇所は自主基準値あり)、水銀、悪臭、騒音・振動の大部分についての自主基準値がないが、こうしたことの無いよう、項目をすべて自主基準値に追加すべきである。」に対し、“公害防止基準については、公害防止準備委員会を設置し、その中で既存施設や周辺市町の状況、事業実施区域周辺の土地利用や技術的な動向、地元からの意見等も検討しながら決定しました。悪臭、騒音、振動についても規制基準に比べさらに厳しい値を自主規制値として設定しております。また、施設の供用時には協定の遵守の履行を確認するための組織も設置する計画としています。” p224 とあり、基本的には全項目について法規制値を下回る自主基準値を設けており、評価できるが、本来は、準備書での意見も踏まえ、評価書段階で確定すべきである。また、協定の遵守の履行を確認するための組織を設置するだけではなく、WEBでの測定値の公表なども確定すべきである。</p>	<p>測定結果につきましては、組合ホームページでも公表していきます。</p>
25	<p>* 協定内容を各項目でも明記すべき 方法書への意見「*p17 公害防止基準で“ばいじん”の法規制値が 0.04g/m³…自主基準値は江南丹羽環境管理組合環境美化センターの 0.02g/m³なみ以下にすべきである。…“窒素酸化物”の法規制値が、既設2箇所の法規制値と同じ 250ppm…自主基準値はもっと低くすべきである。…“塩化水素”の法規制値が、700mg/m³(約 430ppm)…新たに自主基準値に入れるので、…事業者として可能な低減努力をすることが求められる。…“ダイオキシン類”の法規制値が 0.1 ng-TEQ/m³…現在のダイオキシン類処理施設の能力からみて自主基準値としては一桁高い。…“水銀”の法規制値が 30 μg/m³…塩化水素と同様に事業者として可能な低減努力をする必要がある。…“悪臭の臭気指数”の法規制値が 18…サイクリングロードや散策の森が整備されており…臭気濃度は 12 以下とすべきである。…“騒音”の法規制値が昼間 60dB～夜間 50dB…自主基準値は規制値より 5dB 以上低い値とすべきである。…“振動”の法規制値が昼間 65dB～夜間 60dB となっており、他の2箇所にも自主基準値がなかったが新たに設定すべきである。騒音と同様に規制値より 5dB 以上低い値を自主基準値とすべきである。」8項目に対し、すべて“(意見番号 10 に同じ)” p225-226 とあるが、各項目の公害防止基準をどうしたかを記載し、ここだけでも見解の内容がわかるように丁寧に説明すべきである。</p>	<p>公害防止に係る自主規制値については、準備書 P22 に記載してあるとおり、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当な数値であるとして決定されたものです。</p>

表 9.2.1(12) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
26	<p>* 雨水余剰分の放流の対応を 方法書の意見「*p18 排水計画で“雨水については一旦調整池にて貯留した後、生活排水と同様に…既存の排水路へ放流する計画である。…排水する、雨水等は、最終的には木曾川に放流される。”とあるが、雨水といえども、場内に散乱したごみや焼却灰に含まれるダイオキシン類や鉛などの有害物質が含まれる恐れがある。まして放流先は、…BOD 環境基準は 2002 年 7 月に国が A 類型に昇格させた水域で…ある。このため、調整池で貯留した水についての水質分析を実施することとし、それに伴う措置を検討し、準備書では記載する必要がある。」に対し、 “ごみや焼却灰は建屋内で処理する計画であり、雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります。このため、雨水に有害物質が混入することはありません。その他…プラント排水についてはクロズドシステムとする計画であり、公共用水域への排水は行いません。また、生活排水については合併処理浄化槽で適正に処理した後、公共用水域に放流する…” p226 とあるが、見解は正確ではない。雨水については、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、生活排水と同様に事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。” p24 とあり、雨水の余剰分は放流する。この旨を見解に追記すべきである。 さらに、このため運搬車両からのごみの散乱、流出による雨水汚染を考慮すべきである。特に、廃棄物運搬車両(パッカー車)120 台/日に民間の直接搬入が大型車 35 台/日、小型車 132 台/日もある予定 p26 を考えれば、より安全側の対策を考える必要がある。</p>	<p>飛灰の積込作業は建屋内で実施するとともに、飛灰の加湿及び負圧管理等により飛散防止を図ります。また、焼却灰等を運搬するにあたっては天蓋付き車両等の飛散防止対策を講じた車両の使用を基本とします。 運搬車両からのごみの散乱、流出については、基本的に作業は建屋内で行うことで飛散を防止するとともに、適宜、敷地内の清掃に努めるなど適切に運営・管理してまいりますので雨水に混じることはありません。</p>
27	<p>* 排水の適正処理の内容を示すべき 方法書への意見「*p29 環境配慮事項として、工事中に“雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。”とあるが、通常操業時の雨水経路に、仮設沈砂池等を設け、調整池にて貯留した後放流すると理解すればいいのか。いずれにしても適正に処理を行う”の内容を項目、値など具体的に示すべきである。」に対し、“排水経路はご意見のとおりです。処理項目については、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)が基本になると考えております。なお、具体的な値や処理方法などの詳細な内容は、現地調査結果や本予測評価結果を踏まえ、民間事業者決定後に検討いたします。” p228 とあるが、最終放流先が 2002 年 7 月に国が A 類型に昇格させた木曾川であり、運搬車両からのごみの散乱、流出による雨水汚染を考慮し、調整池で貯留した水についての水質分析、それに伴う措置を検討すべきである。 また、民間事業者決定後に検討するのでは環境影響評価の意味がない。事業者として責任をもって、水質分析の項目、頻度、“自主的に設定する基準値” p31 を定めて公表し、発注条件とすべきである。</p>	<p>仮設沈砂池からの放流水の水質 (pH、SS) について、自主的な基準を設定 (pH :5.8~8.6、SS:200mg/L) することとし、評価書に自主基準値を追記します。</p>

表 9.2.1(13) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
28	<p>* 低公害型建設機械使用を基本とすべき</p> <p>方法書への意見「*p29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。”とあるが、“可能な限り”は削除すべきである。これは建設工事を発注する際の契約に含めば済む…。また、の使用も検討すべきである。」に対し、“ご意見のとおり、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としております。…なお、低炭素型建設機械の指定についても、積極的な機械の使用について、同様に指導を行ってまいります。p228 とあるが、可能な限りではなく、低公害型建設機械(排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械、低炭素型建設機械)がある機種なら基本的には使用する、使用できない場合はその理由を明らかにすることを明記すべきである。</p>	<p>工事で使用する建設機械について、排出ガス対策型及び低騒音型建設機械がある機種は使用することを基本とする旨に修正します。</p> <p>また、建設機械のすべての種類に低炭素型建設機械が設定されているわけではないことから、可能な限り低炭素型建設機械を使用していくこととしています。</p>
29	<p>* 工事中運搬車両の低公害車使用を基本とすべき</p> <p>方法書への意見「*p29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事中の資材等運搬車両については、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、“可能な限り使用するよう努める”は、排出ガス対策型及び低騒音型建設機械の配慮事項より後退し、可能な限りに加えて、努めるまでついている。“可能な限り…努める”は削除すべきである。」に対し、“民間事業者に対して、積極的に使用するよう指導を行っていくこととし、記載を修正いたしました。” p228 とあるが、事業計画策定時の環境配慮事項は『資材等運搬車両は、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用する。』大気質 p 29、『資材等運搬車両は、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用する。』騒音・p30 と“努める”を削除しただけであり、記載は一部修正されただけである。言葉だけでごまかすような見解はいらない。</p>	<p>工事中の運搬車両は、大型のトレーラーから軽トラックまでさまざまな車両があります。本事業においては基本的に低公害車両等を使用することとしますが、全ての車両が最新規制適合車ではないことも考えられるため、可能な限り使用することとしています。</p>
30	<p>* 粉じん対策で散水を行う基準を明記すべき</p> <p>方法書への意見「*p29 環境配慮事項として、“適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。”とあるが、適宜では意味不明である。</p> <p>工事工程上で散水が必要な解体工事、風速等で散水が必要になるものなどを抽出し、記載すべきである。」に対し、“粉じん対策の記載について、より具体的な内容としました。また、工事中の粉じんは、造成工事の時期が最も影響が大きいと考えられますが、それ以外の時期にも発生が懸念されることがあるため、工種は定めず適宜という表現としています。” p228 とあるが、“粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など” p29 が追加されただけであり、このような定性的な表現では環境配慮事項を遵守しているかどうか判断できない。“粉じんの発生が予想される作業を行う場合”とは、掘削、盛土、整地作業のすべてで散水することか。また、“乾燥時、強風時”の定義、現場での湿度、風速測定などについて触れるべきである。</p>	<p>散水については、掘削、盛土、整地作業において実施します。</p> <p>また、その気象条件として、予測に用いた風速 5.5m/秒以上(ビューフォート風力階級 4 : 砂ぼこりが立ち、紙片が舞い上がる。)を考えております。その他、粉じん計を設置し、許容濃度を超える場合にも適宜行うこととしています。</p>

表 9.2.1(14) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
31	<p>* 緩衝緑地帯の樹種等を具体的に 方法書への意見「*p29 環境配慮事項として、“緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音・振動等の伝搬を防止する。”とあるか、どの程度の幅員で、どこに設置するかを明記すべきである。また、どのような植樹を行うのかも、景観上、生態系上必要になってくる。」に対し、“緩衝緑地帯については、事業実施区域の敷地境界から5m設置する計画です。樹種については今後、詳細設計の段階で検討を行います。”p228とあるが、植物の環境保全措置で、“事業実施区域の表土を保全し、周辺緑化の際の客土として利用する。”p667“事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。”p668“現存植生、潜在自然植生などを活用した植栽・緑化計画を策定する。”p668 までは決めているため、こうした基本原則ぐらゐは示すとともに、事業計画で緩衝緑地帯を5m以上確保することを明記すべきである。</p>	<p>ご意見いただいた点については、予測した結果に基づき、事業者が追加の保全措置として検討した内容を記載しています。 このため、事業計画への記載はいたしません。</p>
32	<p>* 廃棄物運搬車両の低公害車使用を基本とすべき 方法書への意見「*p30 環境配慮事項として、“廃棄物運搬車両等は、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、工事中の資材等運搬車両と同文であり…“可能な限り…努める”は削除すべきである。」に対し、“事業者である尾張北部環境組合は、施設の整備・運営を行うものであり、ごみの搬入については、各市町及び民間事業車両等が行います。このため、廃棄物運搬車両の更新の際には、低公害車の導入を促進するよう事業者から2市2町に要請するとともに、民間事業者に対しても、同様に要請を行ってまいります。”p229とあるが、まず、2市2町の低公害車導入状況と導入計画を明らかにし、導入計画の策定と前倒しを具体的に要請すべきである。 なお愛知県の「平成30年度一般廃棄物処理事業実態調査」によれば、収集形態別ごみ量で、可燃ごみ・不燃ごみは全て、委託であり直営はない。このため、“ごみの搬入については、各市町及び民間事業車両等が行います。”は不正確で、市町が委託した民間業者が搬入を行うとすべきである。また、委託民間業者への委託基準として低公害車使用を条件とすべきである。</p>	<p>廃棄物運搬車両については、市町の車両としているものは、ご意見のとおり委託の民間業者が行っていますが、事業系一般廃棄物の搬入を行う民間業者と区別するため、各市町からの車両としております。 そのため、組合から2市2町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行っていくこととし、評価書(8章)の各予測の環境保全措置に追記します。 なお、ご意見のありました低公害車の使用を委託の条件とすることについては、2市2町にご意見があった旨を報告させていただきます。</p>
33	<p>* 発生土の処分方針を発注条件として確定すべき 方法書への意見「*p30 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。”とあるが、再使用の場所、量を具体的に示すとともに、残った発生土はどこに、どんな目的で、どのように運搬するかも示すべきである。」に対し、“工事中の建設発生土について…予測はプラントメーカーへのヒアリングの結果等をもとに発生量や再使用方法について整理しており、…記載しました。 なお、発生土の処理については今後決定する民間事業者が行うため、搬出先等は決まっておりませんが、適切に処理・処分できていることを組合でも確認しながら事業を実施します。”p229とある。廃棄物の予測では、発生土30,127m³、場内再利用土24,840m³、残土5,287m³まではわかるが、場内再利用土24,840m³の内訳はわからず、“場外再利用又は適正処分”までしかわからない。p757搬出先等は決まっておらず、発生土の処理は今後決定する民間事業者が行い、組合は適切な処理・処分を確認するというだけでは、環境影響評価とは言えない。事業者として責任を持った発注条件を定め、関係者の意見を求めるべきである。</p>	<p>場内利用可能量を上回る残土が発生した場合は、民間事業者は組合と協議し処分・利用計画を決定することとしています。また、計画どおり処理が行われているかについても組合が確認します。</p>

表 9.2.1(15) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
34	<p>* シイ・カシ二次林の保全策を 方法書への意見「*p209 配慮書への知事意見“木曾川の両岸に点在する樹林地のうち比較的大きなシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した経緯について、その内容を分かりやすく示すこと。”への見解は、“…検討経緯など、第2章に詳細を記載しました。”とあるのは、…江南市が市内5か所の候補地について、評価基準を○、△、×で評価したというものだが、…知事意見が意味している「なぜシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した」のかに答える内容になっていない。…準備書以降の手続きでシイ・カシ二次林の保存のため、…環境保全措置を充分検討すべきである。」に対し、“事業実施区域を選定した理由は…敷地面積やアクセスのしやすさ等、一定の評価基準を設定して決定しました。現地調査の結果、事業実施区域周辺のシイ・カシ二次林…このような樹林地が周辺もあることが明らかになりました。群落は、単木の移植により成立するものではないため、樹林の移植といった方法を保全措置とすることは現実的ではありませんので、事業実施区域内の樹木については緩衝緑地等、可能な限り残置するように努めます。”p230 とあるが、「可能な限り」では環境影響評価とは言えない。その内容を具体的に示すべきである。</p>	<p>建物配置、緑地等については、民間事業者決定後に検討を行っていくことから、現時点では具体的な内容をお示しすることはできませんが、事業実施区域内緩衝緑地内の樹木等は、可能な限り残置する方針とし、周辺への環境影響をより低減できるように検討を行ってまいります。</p>
35	<p>* 幹線交通を担う道路等の出典を明示すべき 方法書への意見「*p128 騒音に係る環境基準のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)として、昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下が記載されているが、出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 環境庁告示第 64 号)だけでは、“幹線交通を担う道路に近接する空間”がどの道路のことか分からない。高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などと 2001 年 1 月 5 日環大企第 3 号で通知されているだけであることを明記すべきである。」に対し、“ご意見を踏まえ、幹線交通を担う道路に近接する空間に該当する道路(国道、県道等)について、説明を追記しました。”p229 とあるが、表現が不十分である。 表 3.2.22(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)p131 では、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 環境庁告示第 64 号)と「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年 環大企 257 号)が併記してあるが、表 3.2.22(3)の環境基準(特例)だけが、平成 10 年 環境庁告示第 64 号にあるだけで、注 1)「幹線交通を担う道路」と注 2)「幹線交通を担う道路に近接する区域」は両者とも、平成 10 年 環大企 257 号で、環境省が勝手に定めた定義であることを明確にできるように表現すべきである。</p>	<p>騒音に係る環境基準の内容については、必要な追記を行っていることから、適切な表記であると考えております。</p>
36	<p>* 道路交通騒音要請限度の性格を正しく把握すること 方法書への意見「*p130 自動車騒音に係る要請限度の注 1)で“要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。”とあるが、騒音規制法第 17 条を正確に引用すべきである。“措置を執るよう要請する”ではなく、「措置を執るべきことを要請するものとする」と非常に厳格な表現で市長村長の義務を定めている。」に対し、“ご意見を踏まえ、記載の内容を修正しました。”p230 とあり、自動車騒音に係る要請限度 p133 では正しく修正されている。今後こうしたことのないよう十分注意されたい。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございました。</p>

表 9.2.1(16) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
37	<p>* 道路交通振動要請限度の性格を正しく把握すること 方法書への意見「p132 自動車振動に係る要請限度の注)で“要請限度とは、自動車振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、または県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。”とあるが、振動規制法第 16 条を正確に引用すべきである。」に対し、“措置を執るよう要請する”ではなく、「措置を執るべきことを要請するものとする」と非常に厳格な表現で市長村長の義務を定めている。」に対し、“ご意見を踏まえ、記載の内容を修正しました。” p230 とあり、道路交通振動に係る要請限度 p135 ではそれらしく修正されているが、“道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請”は不正確である。「道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請」と正確に記載するべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、表現を修正します。</p>
38	<p>* 放流水質の予測・評価を 方法書への意見「*p217 環境影響評価の項目…水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)について、“プラント系排水…場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後…既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため”非選定としているが、主たる排水となる合併浄化槽で処理する生活排水の内容を示さないまま、“排水先に対する本事業における負荷量はわずか”と断定することはできない。環境影響評価の項目として選定し、少なくとも、排水先の水質、水量を調査し、必要な規模の合併浄化槽の水槽、水量、水質を決定し、排水先にどの程度の影響が出るのかを予測・評価すべきである。富栄養化についても…同様の理由で選定すべきである。」に対し、“生活排水は合併処理浄化槽で適正に処理した後、放流する計画であり、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定していません。” p233 とあるが、合併処理浄化槽の水量、水質、運搬車両からのごみの散乱、流出による雨水汚染を考慮し、評価項目として選定すべきである。</p>	<p>事業地からの排水は生活排水及び雨水のみとなります。生活排水は合併処理浄化槽にて処理を行う計画であり、放流水の BOD 濃度は浄化槽法に定める 20 mg/L 以下とすること、また、生活排水の量は、同規模の類似施設での実績等から 1 人あたり 100L/日程度と想定しており、50 人程度の職員が勤務すると考えると、施設からの生活排水は、1 日あたり 5 m³程度と想定しています。</p> <p>以上のことから、本事業による負荷は小さく、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定しておりません。</p> <p>なお、運搬車両からのごみの散乱、流出については、基本的に作業は建屋内で行うことで飛散を防止するとともに、適宜、敷地内の清掃に努めるなど適切に運営・管理してまいりますので雨水が混じることはありません。</p>

表 9.2.1(17) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解


番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
5	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、及び評価の手法に関する意見（計1意見）	
39	<p>*p260 現在計画されているその他事業を具体的に予測すべき</p> <p>“現段階で予測諸元の設定が可能な①新愛岐大橋（仮称）建設事業の供用時については、現地調査結果に基づく予測とともに、参考として本事業の共用時における車両走行に関する予測（大気質、騒音、振動、人と自然との触れ合いの活動の場）を行うこととする。…②や③の事業については、詳細な計画等が未定であるものの、可能な範囲で予測（動物、植物、生態系、景観）に含めることとする。…②及び③は江南市が事業者となり②は緊急時の防災拠点となることは決定しているものの、具体的な工事の実施時期や工事の内容、供用後の利用方法については、いずれの計画も現段階では未定である。” p260 とあり、具体的な工事内容は未定である。こうした段階でごみ処理場だけを単独で環境影響評価することにはほとんど意味はない。②、③の事業のおおまかな構想を明らかにして、①新愛岐大橋と同様に必要な項目で予測に含めるべきである。</p> <p>少なくとも、景観予測で“事業実施区域東側については堤防道路高さまで盛土を行う想定で、事業実施区域西側については更地となる想定で予測を行った。” p711 くらいは記載しておくべきである。</p> 	<p>環境影響評価は、個々の事業において、その事業を行うことによる環境影響について、あらかじめ事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し意見を聞くことで、環境の保全の見地からより望ましい事業計画にしていける制度です。</p> <p>このため、事業者が各々の事業について環境影響評価を実施することが基本となりますが、より実態を踏まえた予測・評価、及び環境保全措置の検討を行い、その結果を住民の皆様にお示しするため、周辺開発の状況について入手できる情報をできる限り収集し、現時点で対応が可能な項目について、予測・評価を行いました。</p> <p>なお、ご指摘のあった景観予測に関する②、③に関する説明については、評価書（第8章 動物、植物、生態系、景観）に追記いたします。</p>
6	環境影響の調査、予測及び評価に関する意見（計55意見）	
(1) 大気質に関すること（9意見）		
40	<p>* 大気予測のブルームパフモデルの再検討を</p> <p>方法書への意見「*p210、*p223、*p225等 配慮書への知事意見“事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため…大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“大気質の調査、予測及び評価の手法について検討し、その結果を第7章に記載しました。”とあるが、第7章…p213～270では、その内容に全く触れていない。…見解と同じ文章をくり返しているだけである。…予測の基本的な手法として、ブルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーション p223 を選定した理由について触れるべきである。そもそもの発端は、横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会が…2017年2月20日に公害調停合意が成立し、…「ブルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。…予測手法の妥当性を検討すべきである。」に対し、“大気質の短期予測にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（2006平成18年9月環境省）等のマニュアルを参考にするとともに、気象調査（地上気象、上層気象）の観測結果も踏まえて、予測を行いました。予測手法の選定理由等については、「第6章」及び「第8章8.1大気質」に記</p>	<p>3次元流体モデルについては、起伏の多い複雑な地形での予測に用いられません。対象事業実施区域は、木曾川沿いの平坦な地形となっており、また、周辺についても、大気質の拡散に影響を及ぼすような地形はみられないことから、大気質の予測において実績のある手法である、ブルーム・パフ式を用いて予測・評価を行っています。</p>

表 9.2.1(18) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																																										
40	<p>(続き) 載しました。” p231 とある。 しかし、車両の大気“予測式は、「国土技術政策総合研究所資料 第714号 道路環境影響評価の技術手法(2012平成24年度版)」…に示される大気拡散計算式 プルーム式及びパフ式)を用いた。p358 建設機械稼働、施設稼働の大気“予測式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」(2000平成12年12月公害研究対策センター)に示される大気拡散計算式(プルーム式及びパフ式)を用いた。p371というだけで、選定理由は記載していない。2006年の古いマニュアルにこだわり、2017年2月に公害調停合意されたような3次元流体モデルなど最適な方法との比較は行っていない。きちんとした再検討が必要である。</p>																																											
41	<p>* 地上は上空の風向と相関があるのか 方法書への住民意見「地点間及び計画地内での調査地点との間で風向、風速に相関がみられない場合は、それを考慮して予測してください。」に対し、“事業実施区域での気象調査結果は、上空の風向・風速と相関がみられることを確認しました。このため、事業実施区域での調査結果を基に、大気質の予測を行っております。” p234 とあるが、現地調査結果では、“全季における高度 50m の最多風向は WNW(西北西)及び NW(北西)で出現頻度が 10.3%、…高度 1,000m の最多風向は SSE(南南東)で出現頻度が 19.2%であった。” p343 という表現だけであり、見解のように、上空の風向・風速と相関がみられるとは書いてない。高度 200m から上空は SSE の風向が多く、特に高度 1,000m での風向は全季で 19.2%もある。また、高度 500m までは常識的に NW が最多風向であるが、500m 以上では NNW が多くなる。こうした点の評価を加えるべきである。</p> <table border="1" data-bbox="240 1182 879 1514"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>高度(m)</th> <th>SSE</th> <th>WNW</th> <th>NW</th> <th>NNW</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">全季</td> <td>0</td> <td>4.5</td> <td>7.6</td> <td>12.9</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>8.0</td> <td>10.3</td> <td>10.3</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>8.5</td> <td>9.8</td> <td>13.8</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>10.3</td> <td>7.6</td> <td>15.2</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>11.6</td> <td>8.5</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>11.6</td> <td>2.2</td> <td>17.0</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>19.2</td> <td>4.9</td> <td>9.8</td> <td>15.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>高度別風向出現頻度(全日) 準備書 p343 抜粋</p>	期間	高度(m)	SSE	WNW	NW	NNW	全季	0	4.5	7.6	12.9	4.9	50	8.0	10.3	10.3	5.8	100	8.5	9.8	13.8	5.8	200	10.3	7.6	15.2	7.1	300	11.6	8.5	12.9	12.9	500	11.6	2.2	17.0	14.7	1,000	19.2	4.9	9.8	15.6	<p>地上と上空の風向・風速の相関については、地上の風向・風速に対して高度 50m、100m、200m、300m、500mの風向・風速のベクトル相関をそれぞれ確認しています。上空に行くほど地上との相関係数は小さくなりますが、高度 500mの地点においても高い相関関係(0.835)がみられることから、事業実施区域での調査結果を基に大気質の予測を行っております。</p>
期間	高度(m)	SSE	WNW	NW	NNW																																							
全季	0	4.5	7.6	12.9	4.9																																							
	50	8.0	10.3	10.3	5.8																																							
	100	8.5	9.8	13.8	5.8																																							
	200	10.3	7.6	15.2	7.1																																							
	300	11.6	8.5	12.9	12.9																																							
	500	11.6	2.2	17.0	14.7																																							
	1,000	19.2	4.9	9.8	15.6																																							

表 9.2.1(19) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
42	<p>* 地上は上空の風速と相関があるのか 方法書への住民意見「地点間及び計画地内での調査地点との間で風向、風速に相関がみられない場合は、それを考慮して予測してください。」に対し、事業実施区域での気象調査結果は、上空の風向・風速と相関がみられることを確認しました。このため、事業実施区域での調査結果を基に、大気質の予測を行っております。p234とあるが、現地調査結果で高度別平均風速の図 p 354 が示してあるが、予測条件の風“べき乗則の式により地上高 1m の風速に補正して用いた。” p364 の式の確認のため、現地調査結果にべき乗則の式より導いた図を追記し、風速の評価をすべきである。</p> $U = U_0 \cdot (H/H_0)^P$ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">準備書 p364</div> <p>【記号】 U：高さHmにおける推計風速（m/秒） U₀：基準高さH₀の風速（m/秒） H：排出源の高さ（m） H₀：基準とする高さ（測定高さ＝10m） P：べき指数（郊外：1/5）</p>	<p>大気質（供用時）の予測に用いたべき指数は、p388 の表 8.1.57 に示しており、事業実施区域における上層気象調査結果を用いて求めた値となっております。また、そのグラフについては、図 8.1.7 高度別平均風速 (p350) のとおりとなります。</p>
43	<p>* p377 建設機械の稼働予測にも付加率を 建設機械の稼働による大気予測結果(年平均値)が、最大着地濃度地点の付加濃度、バックグラウンド濃度、将来濃度が示されているが p377、施設稼働の大気予測結果 p397、398 と同様に付加率を追記すべきである。例えば、二酸化窒素は将来濃度 0.0084ppm（準備書では 0.008ppm と記載）に 16.8%もの負荷があることになる。建設機械はこのように負荷率が高いため、環境基準を超えないからと言って、安易な評価をすべきではない。現況濃度が 2 割増しにもなる状況をどう評価するかが大事である。</p>	<p>建設機械の稼働による大気質の予測（年平均値）は、影響が最大となる時期の事業実施区域敷地境界における最大の付加濃度を予測しているため、現況のバックグラウンド濃度に対しての負荷率は比較的高くなります。そのような条件においても環境基準を満足しており、また、事業実施区域から比較的近い距離で付加濃度が大きく減衰していくと予測されることから、本事業により著しい影響は生じないものと考えています。</p> <p>このように一時的に高濃度となるものについては、負荷率ではなく、影響が最大となる場合の値と整合を図るべき基準との対比を行うことで事業の影響を評価しております。</p>
44	<p>* p405～417 工場稼働時に大気が悪化する 1 時間値の割合を 工場稼働時に大気が悪化する「大気安定度不安定時」、「上層逆転時」、「接地逆転層崩壊時」、「ダウンウォッシュ時」、「ダウンドラフト時」が年間のうちにどれぐらいの割合で発生するのかを、予測結果の一覧表に追記して、理解しやすいようにすべきである。</p>	<p>大気安定度不安定時、上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時、ダウンドラフト時の各ケースにおける最大着地濃度の出現する気象条件の出現頻度は、準備書 p.417 の表 8.1.72 の注 6) にそれぞれ記載しています。</p>
45	<p>* p405～417 工場稼働時の 1 時間値予測にも付加率を 工場稼働による大気予測結果(1 時間値)が、最大着地濃度地点の付加濃度、バックグラウンド濃度、将来濃度が示されているが、p405、407、413、414、415、417、施設稼働の大気質予測結果 p397、398 と同様に付加率を追記すべきである。例えば、二酸化窒素のダウンドラフト時には 0.0500ppm と、短期暴露指針値 0.1～0.2 以下の半分に近づくため、“環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。” p430 という安易な評価をすべきではない。</p>	<p>施設稼働時の 1 時間値の予測については、各種の気象条件における影響が最大となるケースでの予測結果であり、実際の気象条件下での出現頻度はそれぞれ 0%～2.7%程度となっております。そのような条件においても環境基準を満足していることから、本事業により著しい影響は生じないものと考えています。</p> <p>このように一時的に高濃度となるものについては、負荷率ではなく、影響が最大となる場合の値と、整合を図るべき基準との対比を行うことで事業の影響を評価しております。</p>

表 9.2.1 (20) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
46	<p>* p398 水銀の寄与率が高すぎる</p> <p>水銀の予測結果(煙突派出ガス:年平均値)の最大着地濃度地点(東南東側 560m 地点)で付加濃度が $0.00015 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で、バックグラウンド濃度の $0.0021 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に付加されて将来濃度が $0.00225 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (準備書では 0.002 と記載)となるため、付加率は 6.7% にもなる。p398 同じ地点で二酸化窒素の負荷率は 0.4%、浮遊粒子状物質の負荷率は 0.3% などと比べてあまにも高すぎる。これは水銀の自主基準値が法規制値と同じ $30 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であることが原因と思われる。自主基準値を1桁ぐらい下げることが可能であり、再検討すべきである。</p>	<p>水銀についても他の物質と同様に、安全側の設定により、排出ガスの自主規制値に対して最大濃度が生じた場合を条件として予測しています。また、水銀については、物質の燃焼反応によって生じるものではなく、搬入されるごみの中に混入した体温計、蛍光灯等の水銀を含む廃棄物を焼却処理した場合に生じるものです。</p> <p>このため、分別回収の徹底や搬入ごみに対する内容物の確認等により、水銀を含むごみを焼却処理しないよう適切に管理していくことで、実際には自主規制値を十分下回る濃度で施設を運転していくことが可能と考えています。</p>
47	<p>* 塩化水素の評価は不十分</p> <p>方法書への意見「*p230 …塩化水素の基準・目標について「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(環境庁大気保全局長通達…)による塩化水素の目標環境濃度」とあるが、この通達では「目標環境濃度は日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度(上限値 5ppm)を参考として、0.02ppm とし、…設定した。」とある…しかし、この目標環境濃度 0.02ppm は労働環境濃度(上限値 5ppm)の 0.4% を参考としただけであり、特に根拠のある数値ではないことに留意した評価が必要である。」に対し、「大気質の評価…目標環境濃度 0.02ppm との対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の程度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。」p234 とあるが、回避・低減の観点では「煙突派出ガスに伴う大気質への付加濃度は、最大でも…1時間値で…塩化水素が 0.0056ppm であり、環境への影響の程度は小さいと判断する。さらに、環境保全措置を実施する。…」p430 だけであり、将来濃度 0.0063ppm の9割近くを占めることについて、事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかの検討もされていない。</p>	<p>塩化水素については、法令等による規制基準値 (430ppm) に対してより厳しい値である自主規制値 (10ppm) を設定しています。これにより、塩化水素は、目標環境濃度を十分に下回る値になると予測・評価しました。</p> <p>なお、施設の運転に関しては、自主規制値を遵守できるようさらに厳しい値で運転管理を行うため、実際の排出濃度は自主規制値よりも小さくなることから、事業者の実行可能な範囲で影響は回避・低減されているものと考えています。</p>
48	<p>* 水銀の評価は不十分</p> <p>方法書への意見「*p230…水銀の基準・目標について「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年環境省通知…)による水銀の指針値」とあるが、この通知では「…水銀蒸気の長期暴露に係る指針値として、年平均値 $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下を提案する。」と、水銀蒸気の長期暴露に係る指針値を示したもので、水銀の排出規制がガス状水銀と粒子状水銀の合算で表示することとは異なっているため注意が必要である。…」に対し、「大気質の評価…年平均値 $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ との対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の程度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。」p235 とあるが、回避・低減の観点では「煙突派出ガスに伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で…水銀が $0.00015 \mu\text{g}/\text{m}^3$ …であり、環境への影響の程度は小さいと判断する。さらに、環境保全措置を実施する。」p430 だけであり、期間平均値の現況濃度 $0.0020 \sim 0.0024 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (p330) との比較も行わず、事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかは検</p>	<p>水銀については、一般大気環境中の水銀は大部分が水銀蒸気(ガス状水銀)として存在し、他の化学形態は通常極めて微量であることから、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」に示されるとおり、長期暴露による健康被害を未然に防止する観点より水銀蒸気(ガス状水銀)の長期暴露に係る指針値として年平均値 $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ が設定されています。</p> <p>準備書では現地調査結果を現況のバックグラウンド濃度とし、それに本施設からの水銀の予測結果を加えた将来濃度について、この指針値との対比を行うとともに、付加濃度の寄与率を整理し、p. 398 の表 8.1.65(4) に示しております。</p>

表 9.2.1 (21) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
48	(続き) 討もされていない。また、水銀の排出規制がガス状水銀と粒子状水銀の合算で表示することについての見解が示されていない。	
(2) 騒音及び超低周波音に関すること (9 意見)		
49	<p>* 建設作業騒音の予測時期は問題 方法書への意見「*p233 建設作業等騒音の予測対象時期等が“建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期”とあるが、主要な騒音発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での騒音発生量が最大の時が、敷地境界での騒音最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。」に対し、“予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、事業実施区域全体での騒音発生量が最大の時期を設定しました。” p235 と方法書と同じであり、何の検討もしていないのは不誠実である。</p>	<p>事業実施区域の西側に最寄りの住居がみられます。予測対象時期は、メーカーヒアリング結果をもとに、合成騒音パワーレベルが最大となる土木建築工事（杭工事、掘削工事）時期としました。建物付近での工事となるため、特に西側敷地境界には十分近い距離であると考えられます。また、敷地境界で想定される作業（外構工事）については、複数台の重機が集中的に稼働することはないと考えられることから、合成最大パワーレベルが大きくなる時期を予測対象時期としました。</p> <p>また、建設機械の配置については、杭工事・掘削工事であることから、建屋の建設場所での工事となり、工事の流れを考慮して建設機械の配置を設定しております。</p> <p>なお、工事にあたっては、具体的な工事計画を踏まえ、必要に応じ、防音パネルの設置等について検討してまいります</p>
50	<p>*p455～456 建設作業騒音予測は主たる音源が敷地に近い場合を 建設機械の音源条件では、◎杭打機 3 台と▲ラフタークレーン 3 台のパワーレベルが 117dB と大きく、ほとんど、この配置で騒音は決定される。建設機械の配置図では、◎杭打機がピット部分に集中しているが、地上から 34m もの建屋を建設するため、建屋全面で杭打機を使用するはずである。もし建屋南側で杭打機 1 台を使用すれば、建設騒音が最大 79dB、p457 の南側敷地では、もっと大きな騒音となるはずである。また、▲ラフタークレーンも、敷地内のどこでも移動でき、西側最寄住宅地付近の 63dB や北西の近接敷地境界では、1 台が敷地まで 10m 程度に近づけるため、規制基準 85dB さえ超えるかもしれない。</p>	同上

表 9.2.1 (22) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

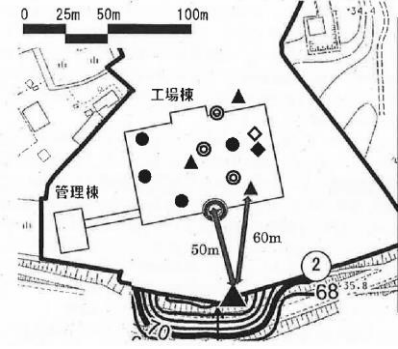
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
51	<p>*p455～456 建設作業騒音の試算</p>  <p>◎に杭打機が1台あるときの騒音試算 $L_i = L_w - 8 - 20 \log_{10} r - R$ $L_w = 117 \text{ dB P455}$ $r = 50 \text{ m}$ 左図から読み取り $R = 0$ 回折減衰はない(堤防はその外) $L_i = 117 - 8 - 20 \log_{10} 50$ $= 109 - 20 \log_{10} 100/2$ $= 109 - 20 * (2 - 0.3) = 75$ 他に ラフタークレーン 117dB が 60m $= 117 - 8 - 20 \log_{10} 60 = 73$ 75, 73 のパワー合計で 77dB</p> <p>建設作業騒音を確認するために、最大騒音レベルが 79dB だった敷地南側について、そこに最も近い建屋南中央に◎杭打機が1台だけある場合を、準備書に従って試算してみると、敷地までの距離上 $r = 50\text{m}$ と図から読み取れるので、敷地では 75dB にもなり、これに配置図のラフタークレーン 117dB が 60m として加えると、77dB と、全機稼働の予測結果 79dB に近くなり、このほかの音源を加えると、規制基準の 85dB も超えてしまう恐れもあるので、予測対象時期を都合のいい時期だけにするのはなく主要音源が敷地境界に近い場合の再確認が必要である。</p>	<p>同上</p>
52	<p>*p457 最寄り住宅の建設作業騒音は環境基準で比較を</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果 (L_{A5}) で、“敷地境界における建設作業騒音レベルの最大値は 79 デシベルであり、特定建設作業に係る規制基準値である 85 デシベルを下回る。”としかなく、敷地境界から離れた地点 3、4 は最寄り住宅地付近の結果について触れていない。</p> <p>それにも関わらず予測結果の表では、地点 1～4 すべて規制基準値が記載してあり、いかにもすべての地点が規制基準値以下だから問題ないととれる表現である。</p> <p>少なくとも予測結果の表では、敷地境界から離れた地点は環境基準(地点 3 : 昼間 55dB、夜間 45dB、地点 4 : 昼間 65dB、夜間 60dB) を記載すべきである。当然ながら、建設機械稼働の評価でも、“敷地境界において最大 79 デシベルであり、特定建設作業騒音の規制基準値以下となっている” p485 という地点 1、2 の評価だけではなく、地点 3、4 について環境基準、現況値との比較を行うべきである。</p>	<p>予測については、工事期間中の建設機械の稼働による影響が最も大きくなる時期について行っており、その場合でも最大レベル地点において建設作業の規制基準を満足していることを確認しています。他の地点については、参考として記載しているものです。</p>
53	<p>* 道路交通騒音の特例の環境基準を念頭に評価を</p> <p>方法書への意見「*p236 道路交通騒音の評価の手法として、基準・目標は「騒音に係る環境基準について」としているが、…幹線交通を担う道路としては、中央環境審議会の答申を経た環境省の告示ではなく、2001 年 1 月 5 日環大企第 3 号で通知されているだけであり、高速道路、国道、県道、4 車線以上の市道などである。今回の 5 地点はいずれも県道であるため、特例の環境基準を当てはめることになる。しかし、この特例の環境基準は、広島高裁判決(2010 年 5 月 20 日)の最高裁決定により…損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定した。判決で確定した受忍限度 5 dB 上回るような特例の環境基準は廃止すべきものであることを理解したうえで、評価をすべきである。」に対し、“工事用車両や関係車両の走行による騒音の増加を低減できるよう、2 市 2 町及び組合で協力し、低公害車の使用や適切な運行計画策定等の措置を講じてまいります。” p235 とあるが、形ばかりの環境保全措置を求めているのではなく、評価の基準の問題を理解して評価することを求めている。</p>	<p>道路交通騒音の将来騒音レベルは、予測の結果、特例の環境基準を満足します。このうち本事業による増加分は、供用時において最大で 0.3 デシベルであり 1 デシベル未満の増加となっています。</p> <p>本来は、特例の環境基準ではなく、道路に面する環境基準を満足することが必要であることを理解しております。本事業が環境基準達成の支障とならないよう、実行可能な騒音低減対策を講じることが重要と考え、低公害車の使用や適切な運行計画策定等の措置を講じていくこととしております。</p>

表 9.2.1 (23) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
54	<p>*p446 道路交通騒音予測式の変更点の説明 “予測は、「ASJ RTN-Model 2018（日本音響学会式）」の予測式により行った。” p446 とあるが、従来の ASJ RTN-Model 2013 改定の内容をまず説明すべきである。これは日本音響学会誌 75 巻 4 号（2019）に掲載されたもので、今回の予測に直接関係するものは、①自動車走行騒音のパワーレベルを舗装種別に変更、②自動車走行騒音の周波数特性の変更、高機能舗装Ⅱ型の追加に伴い、回折計算式の係数を見直し。③築堤等の厚みのある障害物と張り出し型遮音壁の回折の計算方法を変更（日本音響学会誌 75 巻 p189）などであり、それぞれをどう適用したかも記載すべきである。</p> <p>例えば、①舗装種別のパワーレベルとなったので、まず舗装種別を明記する必要がある、道路条件 p449 に、地点 1～5 とともに“アスファルト舗装”としてあるが、ASJ RTN-Model 2018 では、密粒舗装：密粒度アスファルト混合物を使用した舗装、排水性舗装：ポーラスアスファルト混合物を使用した舗装（高機能舗装Ⅰ型あるいは単に高機能舗装、低騒音舗装と呼ぶこともある。最大粒径 13mm、設計空隙率 20%の舗装）、高機能舗装Ⅱ型：排水性舗装と比べ表面のきめ深さは類似している（最大粒径は 13mm）が、内部は水密性が高い舗装（耐久性に優れている）、の 3 分類されており、“アスファルト舗装”だけでは、どのアスファルト舗装か不明である。低騒音舗装ではなさそうなので、密粒舗装の条件を用いたと思われるが、予測条件として明記すべきである。ただし、現地調査では“道路横断面構成は、図 8.2.3 に示すとおりである。いずれの地点も平坦であり、アスファルト（密粒）舗装となっている。” p441</p> <p>また、密粒舗装におけるパワーレベルは、予測の 2 車種分類では小型車類：$L_{WA,I} = 45.8 + 30 \log V$、大型車類：$L_{WA,I} = 53.2 + 30 \log V$ (p446) となっており、従来の ASJ RTN-Model 2013 と比べ、小型車類：$L_{WA,I} = 46.7 + 30 \log V$ より約 1 dB 小さくなっている（日本音響学会誌 75 巻 p198）。こうした違いを注記しておくべきである。</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、予測条件とした舗装種別については、密粒舗装を用いております。それが明確にわかるように評価書で修正します。</p> <p>なお、日本音響学会式について、使用した予測式（ASJ RTN-Model 2018）については明確にする必要がありますが、変更点の記載までは環境影響評価の図書では必要ないと考えます。</p>
55	<p>*p447 予測式 ASJ RTN-Model 2018 にない式 【等価騒音レベル算出式】で、$L_{Aeq,1} = L_{AE} + 10 \log N - 35.6$ とあるが、この式は出典の ASJ RTN-Model 2018 にはない。特に 35.6 という係数には疑問がある。</p> <p>金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価準備書 2017 年 10 月では「工事関係車両の騒音予測手法が“予測は、ASJ RTN-Model 2013 の予測式により行った。”とあるが…“各車線・車種ごとに算出された A 特性単発騒音暴露レベルは、次式により等価騒音レベル (L_{Aeq}) へ換算した。$L_{Aeq}(n) = L_{AE} + 10 \log N - 35.6$”の部分は、出典の ASJ RTN-Model 2013 では示されていない部分であり、勝手な係数があるように見える。$L_{Aeq}(n) = L_{AE} + 10 \log N - 35.6$ は $L_{Aeq}(n) = L_{AE} + 10 \log(N/T)$、$T = 3600$ (秒) と表現すべきである。」の意見に対し、見解で「ご指摘の通り、ASJ RTN-Model 2013 に A 特性単発騒音暴露レベルから等価騒音レベル (L_{Aeq}) への換算は、$L_{Aeq}(n) = L_{AE} + 10 \log(N/T)$、$T = 3600$ (秒) が正しい記載であり、評価書において訂正いたします。」という経過があり、評価書では解決された。ASJ RTN-Model 2018 と ASJ RTN-Model 2013 でこの部分は変わらないので同じ問題を起こしているのではないか。</p>	<p>$L_{Aeq,1} = L_{AE} + 10 \log N - 35.6$ は、$L_{Aeq}(n) = L_{AE} + 10 \log(N/T)$、$T = 3600$ (秒) を展開した式です。ご指摘のとおり修正します。</p>

表 9.2.1 (24) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																																																																								
56	<p>* 新愛岐大橋供用後の交通量変化は <参考>新愛岐大橋（仮称）供用時における道路交通騒音の予測結果 p476 で、“地点2～5については、新愛岐大橋（仮称）の供用により一般交通量が減ることから、地点1を除き現況騒音レベルよりも減少”とあるが、参考とはいえず予測条件の交通量は準備書本編に記載すべきである。資料編にあるからいいという問題ではない。また、その位置も明記すべきである。</p> <p>その上で、現在の愛岐大橋の東側（木曾川上流）約2kmに設置する新愛岐大橋ができることによる交通量変化が、地点1（江南関線）だけで増加し、地点2～5では減少する（地点2では大型車は増加する）ということの理論的解釈を求める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="252 660 630 846"> <p>表 2-2-23 予測地点の一般交通量 準備書 p474 単位：台/6時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>大型車</th> <th>小型車</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点1 江南関線</td> <td>1,104</td> <td>9,712</td> <td>10,816</td> </tr> <tr> <td>地点2 浅井大山線西側</td> <td>869</td> <td>9,996</td> <td>10,865</td> </tr> <tr> <td>地点3 浅井大山線東側</td> <td>897</td> <td>11,122</td> <td>12,019</td> </tr> <tr> <td>地点4 浅井羽野線</td> <td>2,817</td> <td>10,018</td> <td>12,835</td> </tr> <tr> <td>地点5 小淵江南線</td> <td>1,768</td> <td>8,940</td> <td>10,708</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="646 660 925 846"> <p>表 3-4-3 新愛岐大橋（仮称）供用時の一般交通量（推計値） 資料編 p370 単位：台/6時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>大型</th> <th>小型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点1 江南関線</td> <td>2,900</td> <td>9,909</td> </tr> <tr> <td>地点2 浅井大山線西側</td> <td>1,000</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>地点3 浅井大山線東側</td> <td>4,500</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>地点4 浅井羽野線</td> <td>2,900</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>地点5 小淵江南線</td> <td>1,500</td> <td>7,700</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	予測地点	大型車	小型車	合計	地点1 江南関線	1,104	9,712	10,816	地点2 浅井大山線西側	869	9,996	10,865	地点3 浅井大山線東側	897	11,122	12,019	地点4 浅井羽野線	2,817	10,018	12,835	地点5 小淵江南線	1,768	8,940	10,708	地点	大型	小型	地点1 江南関線	2,900	9,909	地点2 浅井大山線西側	1,000	4,500	地点3 浅井大山線東側	4,500	4,500	地点4 浅井羽野線	2,900	10,000	地点5 小淵江南線	1,500	7,700	<p>新愛岐大橋（仮称）供用時における予測については、周辺住民の皆さまの関心も高いことから、参考として行ったものです。このため、予測結果のみを本編に記載し、予測条件等の資料については、資料編に記載しております。</p> <p>なお、ご意見のありました交通量変化が地点1のみ増加する件につきましては、「新愛岐大橋（仮称）の供用により、これまで他の渡河部（橋等）を利用していた地点1周辺の交通の流れが新愛岐大橋（仮称）に向かうようになること」が要因であると考えられます。</p>																																																														
予測地点	大型車	小型車	合計																																																																																																							
地点1 江南関線	1,104	9,712	10,816																																																																																																							
地点2 浅井大山線西側	869	9,996	10,865																																																																																																							
地点3 浅井大山線東側	897	11,122	12,019																																																																																																							
地点4 浅井羽野線	2,817	10,018	12,835																																																																																																							
地点5 小淵江南線	1,768	8,940	10,708																																																																																																							
地点	大型	小型																																																																																																								
地点1 江南関線	2,900	9,909																																																																																																								
地点2 浅井大山線西側	1,000	4,500																																																																																																								
地点3 浅井大山線東側	4,500	4,500																																																																																																								
地点4 浅井羽野線	2,900	10,000																																																																																																								
地点5 小淵江南線	1,500	7,700																																																																																																								
57	<p>* 低周波は手引書の参照値のすべてを適用すべき 方法書への意見「* p237 低周波音の評価の手法として、“…通常の項目にある基準・目標がない。しかし、環境省は「低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）」で、物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値を示している。この参照値を基準・目標とすべきである。なお…留意事項で「本参照値は、…対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値…などとして策定したものではない。」とあるが、苦情の発生の可能性を評価するための参照値として十分耐えうるものであり、他の事業者も環境影響評価の基準並みに扱っている。…豊橋田原ごみ処理施設（業務委託者は、同じ八千代エンジニアリング株式会社 名古屋支店）でも、準備書（2019年1月）で手引書の心身に係る苦情に関する参照値との比較をしている。」に対し、“ご意見も踏まえ、「心身に係る苦情に関する参照値」との比較を行いました。” p236 とあるが、豊橋田原ごみ処理施設と同様に、“心身に係る苦情に関する参照値はG特性 92 デシベルを下回っている” p486 というだけで不十分なものである。</p> <p>環境省の「低周波音問題対応の手引書」は心身に係る苦情に関する参照値G特性 92 デシベルとあるが、基本は1/3オクターブバンド周波数ごとの参照値（物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値）を示しており、物的、心身それぞれについて1/3オクターブバンド中心周波数ごとの参照値を用いるべきである。</p> <p>ちなみに名古屋市南陽工場設備更新事業（2020年8月）の環境影響評価書 p276 では、物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値それぞれについて1/3オクターブバンド中心周波数ごとの音圧レベルとG特性音圧レベルを予測し、評価を行っている。</p> <div data-bbox="263 1780 933 1982"> <p>表 2-5-4 低周波音の予測結果 名古屋市南陽工場設備更新事業（2020年8月）の環境影響評価書 p276 単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">G特性</th> <th colspan="16">1/3オクターブバンド中心周波数 (Hz)</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>1.25</th><th>1.6</th><th>2</th><th>2.5</th><th>3.15</th><th>4</th><th>5</th><th>6.3</th><th>8</th><th>10</th><th>12.5</th><th>16</th><th>20</th><th>25</th><th>31.5</th><th>40</th><th>50</th><th>63</th><th>80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界</td> <td>81</td> <td>82</td><td>78</td><td>76</td><td>74</td><td>74</td><td>72</td><td>71</td><td>70</td><td>71</td><td>75</td><td>69</td><td>69</td><td>68</td><td>70</td><td>74</td><td>70</td><td>74</td><td>73</td><td>77</td><td>68</td> </tr> <tr> <td>物的苦情に関する参照値</td> <td>-</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>75</td><td>77</td><td>80</td><td>83</td><td>87</td><td>93</td><td>99</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>心身に係る苦情に関する参照値</td> <td>92</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>92</td><td>88</td><td>83</td><td>76</td><td>70</td><td>64</td><td>57</td><td>52</td><td>47</td><td>41</td><td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 参照値は、「低周波音問題対応の手引書」（環境省、平成16年）に示されている、固定発生源から発生する低周波音について苦情の申し立てが発生した際に、低周波音によるものかを判断するための目安である。</p> </div>	予測地点	G特性	1/3オクターブバンド中心周波数 (Hz)																1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	敷地境界	81	82	78	76	74	74	72	71	70	71	75	69	69	68	70	74	70	74	73	77	68	物的苦情に関する参照値	-	-	-	-	-	-	-	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99	-	-	-	心身に係る苦情に関する参照値	92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	-	<p>低周波音の基準又は目標としては、「道路環境影響評価の技術手法」に示される「心身に係る苦情に関する評価指針」を用いています。</p> <p>なお、不採用とした「1/3オクターブバンドの音圧レベル」の評価については、苦情等があった場合に、その発生源を特定するための判断に用いる位置づけでもあり、環境省としては環境影響評価を行う上での評価指針として用いることとしていないことから、今回、採用しておりません。</p>
予測地点	G特性			1/3オクターブバンド中心周波数 (Hz)																																																																																																						
		1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80																																																																																					
敷地境界	81	82	78	76	74	74	72	71	70	71	75	69	69	68	70	74	70	74	73	77	68																																																																																					
物的苦情に関する参照値	-	-	-	-	-	-	-	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99	-	-	-																																																																																					
心身に係る苦情に関する参照値	92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	-																																																																																					

表 9.2.1 (25) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

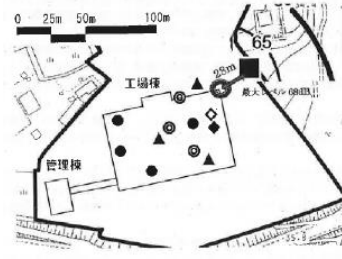
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(3) 振動に関すること (4 意見)		
58	<p>* 建設作業振動の予測時期は問題 方法書への意見「*p240建設作業等振動の予測対象時期等が“建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期”とあるが、主要な振動発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での振動発生量が最大の時が、敷地境界での振動最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。」に対し、“予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、業実施区域全体での騒音発生量が最大の時期を設定しました。” p236と方法書と同じあり、何の検討もしていないのは不誠実である。</p>	<p>予測対象時期は、メーカーヒアリング結果をもとに、合成振動パワーレベルが最大となる土木建築工事（杭工事、掘削工事）時期としました。建物付近での工事となるため、特に西側敷地境界には十分近い距離であると考えられます。また、敷地境界で想定される作業（外構工事）については、複数台の重機が集中的に稼働することはないと考えられることから、合成最大パワーレベルが大きくなる時期を予測対象時期としました。</p> <p>また、建設機械の配置については、杭工事・掘削工事であることから、建屋の建設場所での工事となることから、工事の流れを考慮して建設機械の配置を設定しております。</p> <p>また、詳細な工事計画を検討する段階において、周辺への環境影響をより低減できるよう検討してまいります。</p>
59	<p>*建設作業振動の試算 規制基準を超える場合もある</p>  <p>建設作業振動を確認するために、最大振動レベルが68dBだった敷地東側について、そこに最も近い建屋北東角に◎杭打機が1台だけある場合を、準備書に従って試算してみると、敷地までの距離上r=28mと図から読み取れるので、敷地では82dBにもなり、全機稼働の予測結果68dBより14dBも大きくなるし、規制基準の75dBも超えてしまう。予測対象時期を都合のいい時期だけにしたためである。</p> <p>関連して、評価結果の②建設機械の稼働等、b)環境保全に関する基準等との整合性に係る評価“建設機械の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界において最大68デシベルであり、特定建設作業振動の規制基準値以下となっている” p526は、再検討すべきである。</p>	<p>同上</p>

表 9.2.1 (26) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
60	<p>* 施設振動の評価は感覚閾値でも行った 方法書への意見「*p241 施設からの振動の評価の手法で、基準・目標に、…規制基準がかかっているが、法規制を守るのは当たり前、このような値以下だから問題なしとするようでは環境影響評価の意味がない。削除すべきである。また、基準・目標に、“振動の感覚閾値”があるが、振動については環境基本法に基づく環境基準は設定されていないため、この振動の感覚閾値で比較することは適切と思われる。規制基準を削除し、振動の感覚閾値だけで評価すべきである。」に対し、“ご意見のとおり、施設の運営にあたって法規制を遵守することは当たり前ですが、遵守できる施設であることをお示しすることも、環境影響評価で実施すべきことと考えております。なお、施設からの振動については自主規制値を新たに設定したため、自主規制値との比較も行っています。” p236とある。“機械等の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界の最大で昼間、夜間ともに54デシベルであり、規制基準値及び自主規制値を満足し、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合が図られている。” p526と、規制基準値、自主規制値、振動感覚閾値をそれぞれ振動の環境保全に関する基準等としているのでよしとする。ただし、敷地境界の最大で昼間、夜間ともに54デシベルと自主規制値、振動感覚閾値の55dBぎりぎりであるため、事業者の努力で施設配置などさらなる具体的な措置を検討し、自主基準値をさらに低減する努力をすべきである。</p>	<p>詳細な工事計画を検討する段階において、可能な限り周辺環境に対し影響を低減できるよう検討を行ってまいります。</p>
61	<p>* 道路交通振動の評価も感覚閾値でも行った 方法書への意見「*p243…基準・目標が“「道路交通振動の要請限度」”となっているが、これは、振動規制法第16条で「限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」という重大事態であり、このような値を満足するから問題ないと評価するような環境影響評価なら必要なくなる。環境基準がないし、規制基準もないが、もっと緩やかでも要請限度で評価しようという姿勢は間違いである。少なくとも、施設からの振動の評価で用いる“振動の感覚閾値”とすべきである。」に対し、“ご意見も踏まえ、「振動の感覚閾値」との比較も行いました。” p236, p285とある。資材等の搬入及び搬出も廃棄物等の搬入及び搬出も“道路交通振動の将来振動レベルは、…すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。” p526, 527と、要請限度に加えて振動感覚閾値を振動の環境保全に関する基準等としているので結果としてはよしとするが、環境基準がないし、規制基準もないが、もっと緩やかでも要請限度を基準等とするのは異質であり、要請限度を評価書では削除されたい。</p>	<p>「振動感覚閾値」については、基準等として明確に示されている値ではないことから、参考としての値とし、現在の内容のままとします。</p>

表 9.2.1(27) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(4) 悪臭に関すること (1 意見)		
62	<p>*p535 悪臭の環境保全措置(洗車場)はさらに対策を悪臭の環境保全措置として“洗車場を設け、適宜廃棄物運搬車両の洗車を行う。” p535とあり、措置に伴い生ずるおそれのある影響は“特になし”とあるが、洗車中の悪臭、洗浄水の悪臭などが考えられ、室内での洗浄、負圧管理などの対策が必要である。また、その位置(施設配置図p19の洗車棟と考えられる)、構造(屋根だけではないのか)も記載すべきである。</p>	<p>洗車場には、洗車水の飛散と雨水の流入を防止するための屋根、壁等を設けること、床面は十分な排水勾配を設けるとともに、十分な容量の排水トレンチ及び排水貯槽等を設けることとしていることから、洗車中における周辺環境への影響は基本的に無いと考えます。また、洗浄後の排水は、ごみピットやプラットホームからの排水と同様に排水処理し、場内で再利用する計画としております。</p> <p>位置、構造については、現在検討中ですが、悪臭による周辺住民等への影響が生じないように留意いたします。</p>
(5) 水質に関すること (5 意見)		
63	<p>* 工事中排水(pH、水の濁り)は環境基準を守るように方法書への意見「*p247掘削・盛土等の土工による水の濁り(浮遊物質量)の評価の手法が、…通常項目にある基準・目標がない。しかし、水の濁り(浮遊物質量)については環境基準が定められているため、水素イオン濃度…同じく「水質汚濁に係る環境基準について」を追加すべきである。」に対し、“環境基準は通常の状態を基本としていることから、濁水時など特異な状況について用いることは適切ではないと考えております。工事の実施にあたっては、現地調査結果も踏まえた十分な容量の仮設沈砂池を設置するなど、適切な環境保全措置を講じてまいります。” p237とあるが、“工事の実施…掘削・盛土等の土工…予測結果…水素イオン濃度…自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する…”として“評価結果…コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の水質汚濁に係る環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。” p548とあるように、pHは環境基準を守る自主基準を設定しながら、水の濁り(浮遊物質量)だけは、濁水時など特異な状況なので、環境基準との比較をしないのは一面的である。</p>	<p>工事中の施設からの排水については、仮設沈砂池等を設け、適切に処理を行ったのち、既存の排水路に放流する計画としています。</p> <p>このうち、pHについては、コンクリート工事等に伴うアルカリ排水を想定しており、仮設沈砂池等で処理し、必要に応じて中和処理を行ったのち排水する計画ですが、放流する河川の状況が通常の状態である場合を想定し、環境基準等を参考にした自主基準を設け排水することとしております。一方でSSについては、降雨時の濁水の発生が想定され、河川についても同様に濁った状況であることから、調査結果の最大値を超えないように排水することとしております。このように、pH,SSについては発生状況が異なることから、それぞれの状況を踏まえ、事業者が実施可能な措置を検討しております。</p>
64	<p>* p543 工事中排水(pH)の休日調査は再調査を 工事中排水(pH)について“なお、秋季調査においては調査日が休日であったことから周辺事業所からの排水が流入しておらず、排水等が滞留している状態であった”ということで、秋季の流量は0.0020m³/秒で、他の季節の0.0030～0.0035m³/秒の2/3程度であり、pHは6.2で“水素イオン濃度は秋季を除きアルカリ性側に偏っている”という状況であった。こうした異常値がでて、その原因もはっきりしている場合は再調査するのが常識である。なお、方法書p246で“(2)現地調査:四季に各1日1回”まで記載していないため、こうした事態を想定できなかった。騒音・振動のように、平日、休日別の調査をするよう求めなければいけない。</p>	<p>河川の水質は、降雨の影響が大きいいため、調査日は、曜日ではなく天候の状況を踏まえて設定しています。</p> <p>なお、河川の状況は秋以外の3季の結果は、ほぼ同程度の値となっており、今回の調査で放流河川の状況を把握することができたものと考えております。</p>

表 9.2.1 (28) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
65	<p>* p546工事中排水(pH)の自主基準値は事前に確定を 水素イオン濃度は“コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する…自主的に設定する基準値については、河川の環境基準等を参考に、民間事業者(工事施工者)決定後に設定する。”とあるが、自主基準ぐらゐは工事施工者が決定する前に事業者が確定し、発注条件とすべきである。</p>	<p>仮設沈砂池等からの放流水の水質(pH)について、自主的な基準を設定(pH :5.8~8.6)することとし、評価書に自主基準値を追記します。</p>
66	<p>* p546 工事中排水(水の濁り)は自主基準値設定を 工事中の排水は“仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。なお、仮設沈砂池については、今後詳細な工事計画において、排出濃度が水質(降雨時)調査の浮遊物質量の最大値(390mg/L)を超えない程度の十分な容量を沈降試験結果等を踏まえて確保していくものとする。”とあるが、pHと同様に、自主基準値を事前に定め、基準等との整合性に係る評価を追加するべきである。また、降雨時調査の浮遊物質量の最大値(390mg/L)を超えない程度の容量を確保する程度というのは、5時間で49.5mmの降雨時の9回目の値でありp544、このような最大値を目標としては、毎日が降雨最大時の濁りになることであり、事業者として回避・低減に努めているとは言えない。 名古屋市は「建設工事における排水対策」に基づき、沈砂槽等の処理施設を設置し、「浮遊物質量 200mg/L」を目安に処理して排水を行うことになっている。</p>	<p>仮設沈砂池等からの放流水の水質(SS)について、自主的な基準を設定(SS:200mg/L)することとし、評価書に自主基準値を追記します。</p>
67	<p>* p539 放流直下の水質調査が必要 水質調査地点が、鴨川排水路から木曾川に合流する地点だけであるが、約700mの鴨川排水路の前に、約1.2kmの側溝がある。この側溝に、新たにごみ焼却場の工事中の仮設沈砂池等、稼働中の雨水流出抑制設備からの排水が追加されるため、大きな影響を与えるはずである。また、工事中の排水は“自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。”p548 ことが正しいかを判断するために、まずは、ごみ焼却場から側溝に放流する地点での水質を調査し、放流水質の可否を判断すべきである。 こうした意味で、環境影響評価項目として水質は工事中だけではなく、施設の供用も選定し、評価書で追加すべきである。</p>	<p>鴨川排水路前に側溝が敷設されていますが、現況では基本的に湛水・流下がなく、乾燥した状態であり、降雨時に一次的に流下が見られる程度です。そのため、本事業による影響を把握するための適切な調査箇所として今回の地点を設定しております。 また、施設の供用時については、事業地からの排水は生活排水及び雨水のみとなります。生活排水は合併処理浄化槽にて処理を行う計画であり、放流水のBOD濃度は浄化槽法に定める20mg/L以下とすること、また、生活排水の量は、同規模の類似施設での実績等から1日あたり5m³程度と想定しており、本事業による負荷は小さく、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定しておりません。</p>

表 9.2.1 (29) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(6) 地盤・土壌（土壌環境）に関すること（2意見）		
68	<p>* ピット付近は土壌汚染調査を 方法書への意見「*p249 有害物質による土壌汚染の調査場所が“土地利用の状況等を考慮して設定した事業実施区域内の3地点”とあるが、地下水位の調査地点 p255 と異なっている。この地下水位調査地点は“事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の観測井戸1地点” p253 ということなので、…土壌汚染の調査場所として追加すべきである。」に対し、“土壌環境の調査地点については住民の方からの懸念の声も踏まえ、環境影響評価項目として選定したものであり、住民の方からご意見のあった地点を調査地点として設定しています。なお、地点2についてはごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更しました。事業実施区域については、土壌汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に法令に基づく調査を実施します。” p237 とある。</p> <p>① 地点1、3は住民の方からの懸念ということで、調査地点の選定理由にも記載 p550 してあるので了承するが、その地点がどのような土地利用計画なのかを示すべきである。施設配置図で見える限りでは、地点1は緑地、地点3は管理棟(もしくはその東側)と読み取れる。</p> <p>② 地点2については“ごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更”とあり、基本的には了承するが、地点の選定理由に地下水位、地下水質調査地点と同一という表現を追加すべきである。また、調査地点図 p551 の地点2が、ピット付近ではなく、プラットホームになっているのではないかと、再確認をされたい。③ピット深さに応じた複数地点調査が必要である。</p>	<p>地点1、3については、将来の土地利用ではなく、現況の土地利用を考慮して調査地点を設定しております。地点1については民間の小型焼却炉跡地に近接した地点、地点3については、廃棄物の積替保管施設であった場所になります。また、地点2については、ごみピット付近であり、ご指摘のあったプラットホームに隣接した場所となります。</p> <p>なお、深さ方向の調査については、表層（15 cm程度）での調査結果において基準の超過がみられなかったこと、また、地下水質の調査においても基準の超過はみられなかったことから、深度方向の調査は不要との判断をいたしました。</p> <p>なお、ご指摘のあった地下水位、地下水質地点と同一という表現については、評価書において記載を追記します。</p>

表 9.2.1 (30) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
69	<p>* p555 土壌の評価結果は不十分 土壌の評価結果で“事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。” p555 とあるが、約 3 ha の事業実施区域の中で 3 地点(ピット付近の 1 地点と住民が懸念した 2 地点) だけである。 しかも、土壌の採取方法が記載されていないため、どの深さの土壌を採取したかが不明で、地表面だけの調査と思われる(調査方法で、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号)等に定める方法、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成 21 年環境省)等に定める方法とあるが、これは分析方法を定めたものである。)。土壌の採取方法と採取深さを追記すべきである。 いずれにしても“工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する”とある内容を、第 10 章事後調査計画 p819～p820 の環境影響評価法に基づく“事後調査計画(ホンドキツネだけ)”、事後調査とは別に事業者が行う監視“モニタリング計画”に追加して、土壌調査計画(土壌汚染対策法・条例に基づく工事着手前調査)を明らかにすべきである。</p>	<p>事後調査の実施については、環境影響評価指針において要件が定められており(準備書 p819 参照)、その要件に照らし、土壌汚染に係る事後調査は不要であると判断しております。また、モニタリング計画については、供用時の自主規制値の遵守状況を確認するため実施することとしています。 このため、土壌汚染については、組合の責任において、今後、土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき調査を実施するとともに、土壌汚染が判明した場合には法令等に基づき適切に対応していくこととしています。 なお、土壌の採取については、5 地点混合法により表層(15 cm 程度)の土壌をサンプリングしています。</p>
(7) 地下水の状況及び地下水質 (2 意見)		
70	<p>* 地下水は環境基準等で評価を 方法書への意見「…基準・目標として、水質の環境基準、ダイオキシン類(地下水)の環境基準を追加すべきである。配慮書への意見“…南西地域にある民間ごみ集積場土地は、過去に穴が掘られ産廃等のごみが廃棄されていたとの近隣住民の証言がある。実施想定区域内の北側部分でも同様の住民の証言がある。” p205 への見解ではこの事実関係について触れていない。現に、知多南部クリーンセンターは、…旧法処分場跡地内…から、ダイオキシン類等が検出された。対策工事費等も膨大になるため 2 市 3 町で改めて検討…武豊町地内を代替地にするという合意を得た…この武豊町の予定地でもダイオキシン類とフッ素の地下水質が環境基準をこえているため、現在もモニタリングを続けている。こうした事態にならないよう、方法書段階でしっかりした調査をすることを決めておく必要がある。」に対し、“配慮書に対する意見にある地点については、土壌環境の項目の中で調査地点として選定し、土壌の調査を実施しています。その結果、土壌汚染に係る環境基準値等を超過する値はみられませんでした。” p238 とあるが、地下水質の問題を指摘したのに、土壌調査をして環境基準を超過しなかったという見解は的外れである。しかも土壌調査は表層面だけと思われ、配慮書に対する意見にある地点についてもボーリングを行い、地下水調査、深さ別の土壌調査を行い、それぞれ環境基準と比較すべきである。</p>	<p>事業実施区域の土地利用は、昭和 50 年の時点において農用地や樹林地となっており、平成 18 年ごろまで大きな変化はなく、その後事業実施区域北側の木曾川河川敷の堤防道路等が整備され、平成 20 年ごろ以降は現在と同様の土地利用となっています。 また、今回、現地で行った土壌汚染調査(表土調査)において、調査結果に問題はなく、また、地下水質の調査結果も環境基準を満足している状況でした。 過去の土地利用や現地調査の結果から土壌汚染による影響は小さいと考えておりますが、今後、土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には、適切に対応を行ってまいります。</p>

表 9.2.1(31) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
71	<p>*p564 工事中地下水位低下</p> <p>工事中の地下水位低下の予測結果で“山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられる…今後詳細な工事計画において、必要に応じてごみピット設置地点の地質調査等を行い、不透水層の位置を確認し検討していく” p564 とあるが、少なくともピット周りの5地点のボーリング調査で不透水層の位置は確認でき、どの深さまで山留壁を構築するかは決定できるはずである。環境保全措置で“採用する山留壁工法の適正な施工に努める。” p566 は、あまりにもあいまいである。「適切な施行に努める」というのでは環境影響評価とは言えない。山留壁を深さ◎◎mまで構築し地下水位の低下を防止すると記載すべきである。</p>	<p>今後、詳細な計画を検討するにあたって、本予測・評価結果を反映した施工方法とする計画です。</p> <p>なお、性能発注に関して、本環境影響評価の手続き結果についても考慮することとしておりますので、より環境に配慮した事業計画となるよう進めてまいります。</p>
(8) 日照障害に関すること (5意見)		
72	<p>*日照障害は地表面での予測・評価を</p> <p>方法書への意見「*p256 日照障害の予測方法が…日影規制の対象の平均地盤面+4mでは、法律を守っているかどうかを判断するだけであり、環境影響評価をする意味がない。法律を守るのは当たり前のことである。…知事からも“動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”と特別に意見が出されている。この趣旨に従い、高さ4mではなく、地表面での予測・評価を行うべきである。植物にとっては日照が非常に大切である。また、その意味でも評価の手法の基準・目標が“建築基準法”及び“愛知県建築基準条例”に基づく日影規制“だけでは不十分である。”に対し、“日照障害については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制の対象となる平均地盤面+4mとし、日影の影響が最も大きくなる冬至日における影響を予測しており、予測の結果、長時間影がかかる範囲は建物周囲に留まるものとなります。春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、植物への影響は小さいものと考えます。今後、詳細設計の段階では、建築物を可能な限り小さくできるよう検討を行ってまいります。” p238 とあるが、日影による周辺住居への影響を基本としているという考え方は環境影響評価の精神と全く異なっている。環境影響評価法第二条では「この法律において「環境影響評価」とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行う…環境影響を総合的に評価することをいう。」として、周辺住民への影響に限らず、動植物、景観など様々な環境要素が環境に及ぼす影響について検討することを求めている。</p> <p>方法書への知事意見でも「動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること」とある。「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制だけでは不十分であり、そもそも規制基準を守るだけなら環境影響評価は不要である。</p> <p>こうしたことから、2020年7月30日付けで、名古屋高裁は新東名高速が「日照権を侵害している」として、名古屋地裁岡崎支部判決(冬至日の日影時間が1時間程度にとどまるとして請求を棄却)を変更し、計160万円の支払いを命じた。原告宅の日影時間が年間平均で5時間に</p>	<p>日照障害の予測については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制との対比ができるように予測を行いました。</p> <p>このため、測定水平面は平均地盤面+4mとし、日影の影響が最も大きくなる冬至日における8時~16時についての影響を予測しております。</p> <p>予測の結果、日影規制を十分満足するとともに、1時間以上の日影となる範囲は、概ね事業実施区域と別途開発が予定されている隣接事業用地内となっております。また、本予測は、日影が最も長くなる冬至日を対象に行っていますが、春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、周辺の畑地や植物に対する影響も含め、周辺環境への影響は小さいものと考えております。</p> <p>さらに、今後、詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について検討を行ってまいります。</p>

表 9.2.1 (32) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

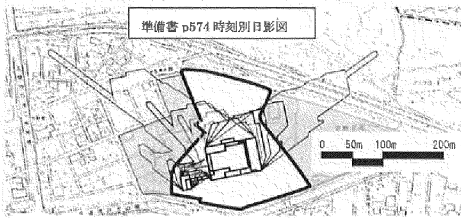
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
72	<p>(続き) 及んでいるとして、「日照被害が社会通念上、我慢できるとされる限度を超えている」と結論付けた(2020年8月4日中日新聞)。現在の建築基準法の日影規制は社会通念上の限度を超えているという逆転判決であり、今後もこうした事例が出てくるであろう。この判決は、被告中日本高速が上告せず、確定している。そうした中で、地表面の日影規制を周辺住民に限らず植物への影響も含めて検討する時期が来ており、評価書では追記されたい。</p>	
73	<p>*p574 等時間日影図は午前7時も 時刻別日影図 p574 があり、1年で最も日照に少ない冬至でも“一部、住居棟に影がかかる時間がみられるものの、等時間日影図を見ると1時間以上の影となる範囲は建物周辺となり住居等は存在しないものと予測する。” p573 とあるが、これは、午前8時から16時までの予測であり、建築基準法等の規制が8時から16時までの日影時間で決まっているための方便にすぎない。</p> <p>また、法規制では煙突を含まないが、「この時刻別日影図では法規制を超えた煙突を含んでいる。この考えに従い、この程度の日照被害かと勘違いしないよう、もっと極端に日影が長くなる午前7時や午後5時の日影到達点が理解できるように、時刻別日影図 p574 に午前7時、午後5時という日常的な感覚で理解できる時刻の予測を追加すべきである。この図には入りきらないほど日影が長くなり、西側の最寄り住宅への日照被害は深刻なものとなるはずである。</p> 	<p>日照障害の予測については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制の考え方に沿って予測時間帯を設定しております。</p> <p>また、本予測は、日影が最も長くなる冬至日を対象に行っていますが、春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、周辺環境への影響は小さいものと考えております。</p> <p>さらに、今後、詳細設計を行う段階において、環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について 検討を行ってまいります。</p>
74	<p>*p575, 576 2つの等時間日影図の違いを明確に 図 8.8.5 等時間日影図 p575 と図 8.8.6 等時間日影図(日影規制面)p576 があるが、いずれも地上4mでの日影規制が適用される面での結果である。</p> <p>図 8.8.5 等時間日影図は、煙突を含んだ実際の等時間日影図であるため、図 8.8.5 等時間日影図(煙突を含む、日影規制面)と追記し、地表面での予測結果ではないことを明らかにすべきである。</p> <p>また、このように建築基準法等の規制に含まれない煙突も含んだ実際の等時間日影図を作成したのだから、時刻別日影図 p574 にも建築基準法等の規制に含まれない午前7時や午後5時という実際の日照被害を含んだ時刻の予測をすべきである。</p>	<p>日照障害の予測については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制との対比ができるように予測時間帯や測定水平面を設定し予測を行いました。</p> <p>また、測定水平面の条件や等時間日影図に煙突を含んでいることは、それぞれ記載しております。</p>

表 9.2.1 (33) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

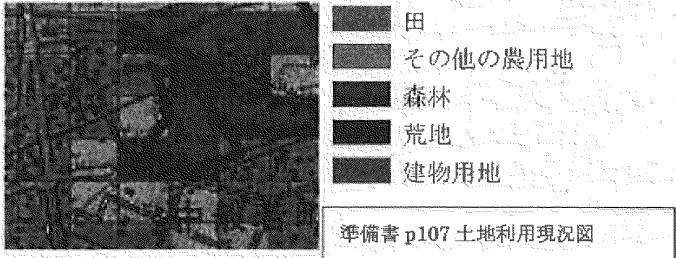
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
75	<p>*p575 等時間日影図には地表面で、植物への影響も評価を 図 8.8.5 等時間日影図 p575 は、建築基準法等の規制とは関係 なく、煙突も含んだものであるので、“日影規制の対象となる平 均地盤面+4mとした。”p570に限らず、地表面での実際の植物、 農産物への日照被害がどれだけかを文献調査を追加して正確に 表現し、植物への生育障害がどの程度かを評価すべきである。 事業実施予定地の西側で、日照被害を被るところには、農地が 存在している。</p> 	<p>日照阻害の予測結果については、 日影規制を十分満足するとともに、 1時間以上の日影となる範囲は、概 ね事業実施区域と別途開発が予定さ れている隣接事業用地内となってい ます。また、本予測は、日影が最も 長くなる冬至日を対象に行っていま すが、春・秋分及び夏至の時期につ いては、更に日影の範囲が小さくな ることから、周辺の畑地や植物に対 する影響も含め、周辺環境への影響 は小さいものと考えております。 さらに、今後、詳細設計を行う段 階において、環境影響をより低減で きるような建築物の配置・規模につ いて 検討を行ってまいります。</p>
76	<p>*p577 日照の保全対策を確実に “施設の存在において、環境影響を実行可能な範囲内ででき る限り回避・低減するために実施する環境保全措置”として“建 築物を可能な限り小さくする。”建築物は、可能な限り敷地境界 からの距離を設ける。”とあるが、地表面での日影予測、法規 制に含まれない午前8時前、午後4時以降の日影予測で再検討 し、建物の高さ、敷地からの距離を設けることを確実にするべ きである。</p>	<p>今後、詳細設計を行う段階におい て、環境影響をより低減できるよ うな建築物の配置・規模について 検 討を行ってまいります。</p>

表 9.2.1 (34) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

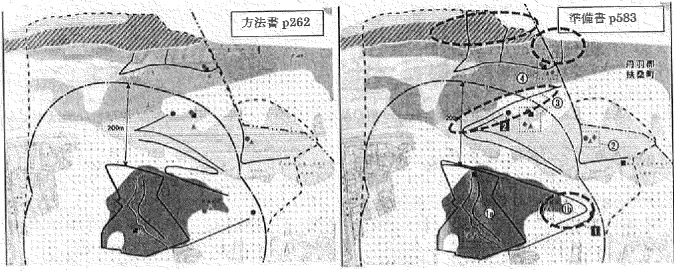
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(9) 動物に関すること (7意見)		
77	<p>*p583 鳥類のラインセンサス調査が不十分</p> <p>方法書への意見「*p262 図 7.2.9…鳥類のラインセンサスルートが事業予定地内に1本、事業予定地北側のケネザサーコナラ群集を中心に1本計画されているが、“事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、現地の状況を考慮して、隣接する木曽川沿いの河畔林の特性を把握可能な範囲”P257と矛盾している。ヤナギ低木群落(図のピンク色)とオギ群落(図の黄色)の一部をかすめて哺乳類～昆虫類の任意探査だけであるし、ヤナギ低木群落とオギ群落も鳥類のラインセンサスルートに追加すべきである。」に対し、“ラインセンサスルートは調査範囲の代表的な場所に設定したものであり、この他に任意観察により、調査実施時の現地の状況も踏まえながら、踏査可能な場所を網羅的に調査しました。”p239とあるが、方法書と準備書を比較すると、事業地周辺の北側、木曽川沿岸で任意踏査ルートを追加している。</p> <p>調査方法を追加して細かく調べることに異存はないが、方法書にどのような問題があって、どこをどう変更したのか明記すべきである。そもそも、方法書で示した調査方法を勝手に変更するようでは環境影響評価の意味がない。</p> 	<p>方法書には文献調査に基づき代表的な場所に設定したルートを記載しておりましたが、現地調査段階では植生の現況を確認した上、踏査範囲を広げることが可能となったため、広げた任意踏査ルートを記載しました。</p> <p>鳥類のラインセンサスルートについて、方法書に問題があったわけはありませんが、この内容については評価書の第7章に追記いたします。</p>
78	<p>*p584 水生生物の調査が不十分</p> <p>水生生物の調査地点が、木曽川との合流点だけであるが、約700mの鴨川排水路の前に、約1.2kmの側溝がある。この側溝に、新たにごみ焼却場の工事中の仮設沈砂池等、稼働中の雨水流出抑制設備からの排水が追加されるため、大きな影響を与えるはずである。まずは、ごみ焼却場から側溝に放流する地点での水生生物と水質、水量を調査すべきである。</p>	<p>鴨川排水路前に側溝が敷設されていますが、現況では基本的に湛水・流下がなく、乾燥した状態であり、降雨時に一次的に流下が見られる程度です。そのため、水生生物の生息環境とはなり得ないと考えられることから、適切な調査地点として、今回調査を実施した鴨川排水路を調査箇所としました。</p>
79	<p>*p613 ホンドキツネの代償措置は実施するのか</p> <p>“事業実施区域内で連続してホンドキツネが営巣・繁殖していることから、ホンドキツネの環境保全措置として代償措置の必要性を検討した。”として“現生息地及び代償措置実施場所の環境条件等”が表にまとめてあるが、動物についての予測は“現地調査で確認された哺乳類のうち、事業実施区域内で重要な種に該当する種は確認されなかったものの、ホンドキツネが営巣・繁殖していることから、事業実施区域及びその周辺の注目種として予測を行った。その内容は「第8章8.11生態系」に示すとおりである。”p614ということで、生態系でしか予測・評価をしていない。</p> <p>その生態系では、有識者への聞き取り結果p688も踏まえ、</p>	<p>動物の予測は希少な動植物種を対象に行いました。そのため、希少な動植物種を選定する基準(レッドリスト等)にホンドキツネは該当しません。しかし、生態系の観点からは、ホンドキツネは上位種として重要であることから、影響について予測を行うとともに、生態系上位種の保全の観点から事業による営巣環境への影響を踏まえて代償措置の必要性を検討し、その内容をわかりやすくするために評価書(第8章)</p>

表 9.2.1 (35) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
79	<p>(続き) 予測結果は“ホンドキツネは、事業実施区域内で2年連続で営巣が確認され、幼獣が3個体ずつ生育している。事業実施区域内は営巣地として利用されており”、営巣地の環境条件を整理し“環境条件を多く満たす場所は事業実施区域の北東側に位置する河川敷(地点4)が該当し、次点としては、地点4以外の河川敷の地点(地点10、地点12)が挙げられる” p689 とまでは書いてあるが、事業実施区域内の営巣・繁殖地を移設するような代償措置については何も触れていない。放置しておけば、そのあたりに巣穴を移動するだろう程度のことなのか。</p> <p>評価結果は“工事の実施及び施設の存在に伴う注目種への環境影響について、事業実施区域内で確認された注目種であるホンドキツネについては営巣場所が改変されることから、影響はあると判断される。しかし、環境保全措置の実施により、地域の広い範囲が生息環境としての価値が向上し、ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がることが期待されることから、ホンドキツネに係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。” p696 と、代償措置には全く触れていない。影響はあるが、(抽象的な)環境保全措置の実施により、地域の広い範囲が生息環境としての価値が向上する保障はない。</p>	<p>(続き) の動物の項目にも記載しました。環境保全措置としては、河川管理者である国土交通省、河川利用者団体、周辺樹林地の地権者といった関係機関等と調整しながら、採餌場所、営巣環境となりうる河川敷の人的利用制限、営巣環境候補樹林の整備等を実施します。しかし、ホンドキツネの営巣地選択特性等について生態が明らかになっておらず、営巣・繁殖地の移設場所や方法が不明であるため、環境保全措置を講じながら事後調査を実施する順応的管理を行ってまいります。</p>
80	<p>*p615 動物の定性的予測は極端</p> <p>“重要な種及び注目すべき生息地について、事業計画における環境配慮事項を踏まえた上で定性的に予測した。” p615 とあるが、個別にみると、予測が“影響はない”、“影響は極めて小さい”がほとんどである。このような極端な予測結果はあり得ない。再検討すべきである。</p> <p>① 例えば、工事の実施時に、鳥類のオオタカについて“事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は小さいと予測する。” p616 とある。行動圏の一部が改変されるといふが、行動圏(高利用区域 820.2ha)がどの範囲か図面で示すべきである。“事業実施区域及びその周辺を行動圏として利用していることが明らかになった。” p606 と記載する以上、飛翔図を示すことは希少種の情報だからできないにしても、その地図上の位置を明らかにすべきである。また、環境保全措置が低公害型建設機械使用だけで、影響は小さいと予測できるのか。オオタカの営巣場所にもよるが、通常は営巣期の工事は中断するのが当たり前の環境保全措置であるが、そうした措置は取らなくても影響は小さいと断定できるのか。環境保全措置で“水域・水辺に依存する動物への影響の低減が期待できる”として“台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない” p625 と同様に工期の検討をすべきである。</p>	<p>ご意見に対しては、次のとおり考えております。</p> <p>①オオタカの営巣地情報については、飛翔図同様希少種保護の観点から公表は控えさせていただいています。工事中の影響については、事業実施区域周辺の土地利用、これに伴う騒音等の状況も踏まえて予測評価を行っており、適切な内容であると判断しています。</p> <p>②その他鳥類については営巣場所は確認されておらず、生息情報が得られたのみですが、その確認内容から予測評価を行っており、適切な内容であると判断しています。</p> <p>③その他昆虫類、クモ類、陸産貝類について、得られた生息情報とその確認内容から予測評価を行っていますが、適切な内容であると判断しています。</p> <p>なお、動物全般への環境配慮事項として、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮すること等を行い、影響を低減していくよう努めてまいります。</p>

表 9.2.1 (36) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解												
80	<p>(続き) ② “センダイムシクイ、コサメビタキ、ヤマシギ、アカハラについては、事業実施区域内を利用している可能性はあるが、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。” p616 とあるが、事業実施区域内を利用している可能性はあるということしか現地調査はできなかったのか。確認できた営巣場所と種類、数を記載すべきである。また、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しているから“影響は極めて小さい”という予測はできない。極めて小さいということは“ない”とほとんど同じことであり、予測対象にしなくてもいいということである。少なくとも、オオタカと同様に“影響は小さい”と表現し、それぞれ適切な環境保全措置を検討すべきである。</p> <p>③ その他昆虫類 p617、クモ類 p619、陸産貝類 p620 も、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しているから“影響は極めて小さい”という予測がしてあるが、少なくとも、オオタカと同様に“影響は小さい”と表現し、それぞれ適切な環境保全措置を検討すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="260 898 692 1039"> <caption>建設機種の稼働等及び掘削、盛土等の土工</caption> <tr> <td>影響は小さい</td> <td>鳥類のオオタカ p616,</td> </tr> <tr> <td>影響は極めて小さい</td> <td>鳥類のセンダイムシクイ・コサメビタキ・ヤマシギ・アカハラ、ミサゴ・ハイタカ・サシバ・ハヤブサ p616, 昆虫類のノシメトンボ、コガムシ、ヤマトアシナガバチ等 6 種、シロヘリツチカメムシ p617, クモ類のシロオビトリノフンダシ等 3 種、コガネグモ p619, 陸産貝類のオオウエキビ p620,</td> </tr> <tr> <td>影響はない</td> <td>哺乳類のカヤネズミ p616, 鳥類のグリ、カラアイサ・カイツブリ p616, 昆虫類のチョウセンゴモクムシ p617, 陸産貝類のトウサカガエル p618, 陸産貝類のウメムシタラガイ・ビロドマイマイ p620,</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="272 1070 710 1211"> <caption>地形の改変並びに施設の有無</caption> <tr> <td>影響は小さい</td> <td>鳥類のオオタカ、グリ・ミサゴ・ハイタカ・サシバ・ハヤブサ、センダイムシクイ等 4 種 p617,</td> </tr> <tr> <td>影響は極めて小さい</td> <td>鳥類のノシメトンボ、コガムシ、シロヘリツチカメムシ p622, ヤマトアオドラゴネ等 6 種 p622, クモ類のシロオビトリノフンダシ等 3 種、コガネグモ p623, 陸産貝類のオオウエキビ p620,</td> </tr> <tr> <td>影響はない</td> <td>哺乳類のカヤネズミ p621, 鳥類のカラアイサ、カイツブリ p621, 昆虫類のチョウセンゴモクムシ p617, 陸産貝類のトウサカガエル p622, 陸産貝類のウメムシタラガイとビロドマイマイ p620,</td> </tr> </table>	影響は小さい	鳥類のオオタカ p616,	影響は極めて小さい	鳥類のセンダイムシクイ・コサメビタキ・ヤマシギ・アカハラ、ミサゴ・ハイタカ・サシバ・ハヤブサ p616, 昆虫類のノシメトンボ、コガムシ、ヤマトアシナガバチ等 6 種、シロヘリツチカメムシ p617, クモ類のシロオビトリノフンダシ等 3 種、コガネグモ p619, 陸産貝類のオオウエキビ p620,	影響はない	哺乳類のカヤネズミ p616, 鳥類のグリ、カラアイサ・カイツブリ p616, 昆虫類のチョウセンゴモクムシ p617, 陸産貝類のトウサカガエル p618, 陸産貝類のウメムシタラガイ・ビロドマイマイ p620,	影響は小さい	鳥類のオオタカ、グリ・ミサゴ・ハイタカ・サシバ・ハヤブサ、センダイムシクイ等 4 種 p617,	影響は極めて小さい	鳥類のノシメトンボ、コガムシ、シロヘリツチカメムシ p622, ヤマトアオドラゴネ等 6 種 p622, クモ類のシロオビトリノフンダシ等 3 種、コガネグモ p623, 陸産貝類のオオウエキビ p620,	影響はない	哺乳類のカヤネズミ p621, 鳥類のカラアイサ、カイツブリ p621, 昆虫類のチョウセンゴモクムシ p617, 陸産貝類のトウサカガエル p622, 陸産貝類のウメムシタラガイとビロドマイマイ p620,	
影響は小さい	鳥類のオオタカ p616,													
影響は極めて小さい	鳥類のセンダイムシクイ・コサメビタキ・ヤマシギ・アカハラ、ミサゴ・ハイタカ・サシバ・ハヤブサ p616, 昆虫類のノシメトンボ、コガムシ、ヤマトアシナガバチ等 6 種、シロヘリツチカメムシ p617, クモ類のシロオビトリノフンダシ等 3 種、コガネグモ p619, 陸産貝類のオオウエキビ p620,													
影響はない	哺乳類のカヤネズミ p616, 鳥類のグリ、カラアイサ・カイツブリ p616, 昆虫類のチョウセンゴモクムシ p617, 陸産貝類のトウサカガエル p618, 陸産貝類のウメムシタラガイ・ビロドマイマイ p620,													
影響は小さい	鳥類のオオタカ、グリ・ミサゴ・ハイタカ・サシバ・ハヤブサ、センダイムシクイ等 4 種 p617,													
影響は極めて小さい	鳥類のノシメトンボ、コガムシ、シロヘリツチカメムシ p622, ヤマトアオドラゴネ等 6 種 p622, クモ類のシロオビトリノフンダシ等 3 種、コガネグモ p623, 陸産貝類のオオウエキビ p620,													
影響はない	哺乳類のカヤネズミ p621, 鳥類のカラアイサ、カイツブリ p621, 昆虫類のチョウセンゴモクムシ p617, 陸産貝類のトウサカガエル p622, 陸産貝類のウメムシタラガイとビロドマイマイ p620,													
81	<p>*p615 動物は植物と同様にその他事業の影響予測を 事業実施区域の東隣、西隣は“②や③の事業については、詳細な計画等が未定であるものの、可能な範囲で予測（動物、植物、生態系、景観）に含めることとする。” p260 とあり、植物については、カワラサイコは“その他事業により将来的には消失する可能性がある” p660 と予測しているが、動物についてこそ、こうした予測を加味する必要がある。たとえば、オオタカの営巣地は事業実施区域の東隣、西隣に含まれないのか、行動圏の一部は改変されるといえるが、将来的な事業実施区域の東隣、西隣の改変は考えないのか、ノシメトンボは“事業実施区域内に安定した水域はない” p618 というが、事業実施区域の東隣、西隣にはないのかなど、それぞれち密に検討すべきである。</p>	<p>環境影響評価は、基本的に対象となる事業について予測評価を行います。しかし、事業実施区域の隣接区域においてその他事業が進められることから、その他事業区域で確認された重要種（ノシメトンボ、コガネグモ）、または発生地、生息地等が存在する重要種（シロヘリツチカメムシ）は、参考として予測評価を行いました。オオタカについては、事業実施区域の改変による採餌環境等の消失割合は極めて小さく、その他事業区域を追加してもその割合は大きく変化しないことから、事業実施区域を対象とした予測結果を記載しています。</p>												

表 9.2.1 (37) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																
82	<p>*p627 オオタカの評価が食い違っている 評価結果で“(1)工事の実施…、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工に伴う重要な動物等への環境影響…事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカについては行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。” p627 とあるが、予測結果では“事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は小さいと予測する。” p616 となっている。予測結果を勝手に拡大解釈しているので、評価を修正すべきである。</p>	<p>オオタカは事業により行動圏の一部が改変されますが、その割合は小さく工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、影響は極めて小さいと予測しました。これについて誤りがありましたので、評価書において予測内容を修正します。</p>																
83	<p>*p627 評価結果で環境保全措置を重複記載 評価結果で(1)工事の実施、(2)施設の有存在ともに“影響は極めて小さい、または影響はないと判断する。”とした後で“さらに、環境保全措置を実施することから、動物に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。” p627 とあるが、予測結果の構成は“オオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は小さいと予測する。”とあるように、環境保全措置を含めた結果が示してある。つまり環境保全措置を含めた結果、影響は極めて小さい、または影響はないと判断した予測結果なのに、さらに環境保全措置を重複記載している。このような間違いは修正すべきである。</p>	<p>本事業では、事業者が動物に対して実施可能な環境配慮事項を行うこととしており、この内容を踏まえて影響の有無を予測しています。なお、影響は極めて小さい、又はないと判断していた場合でも、より動物全体への影響の低減を期待できることから、環境保全措置を行うこととしています。</p>																
(10) 植物に関すること (5 意見)																		
84	<p>*p654 植物の定性的予測は極端 “予測の対象は現地調査により確認された植物相(水生植物相含む)、植生、生育が確認された重要な種及び群落とした。” p654 とあるが、植物相、植生への“影響は極めて小さい”であり、個別にみると、予測が“影響はない”、“影響は極めて小さい”ばかりである。このような極端な予測結果はあり得ない。再検討すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="252 1384 927 1585" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施設の有存在に伴う重要な種及び群落への影響に係る予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響は小さい</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>影響は極めて小さい</td> <td>重要な種及び群落 p666</td> </tr> <tr> <td>影響はない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工事の実施に伴う重要な種への影響に係る予測結果</th> </tr> <tr> <td>影響は小さい</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>影響は極めて小さい</td> <td>カワラサイコ (その他事業により将来的には消失する可能性がある) p660</td> </tr> <tr> <td>影響はない</td> <td>ヒトツバタゴ・ミゾコウジュ p660、重要な群落 p661。</td> </tr> </tbody> </table>	施設の有存在に伴う重要な種及び群落への影響に係る予測結果		影響は小さい	—	影響は極めて小さい	重要な種及び群落 p666	影響はない	—	工事の実施に伴う重要な種への影響に係る予測結果		影響は小さい	—	影響は極めて小さい	カワラサイコ (その他事業により将来的には消失する可能性がある) p660	影響はない	ヒトツバタゴ・ミゾコウジュ p660、重要な群落 p661。	<p>環境影響評価指針を参考に、重要な種及び群落について予測評価を行いました。現地調査の結果より、本事業により改変される範囲及び日影の影響がある範囲内には、重要な種及び群落の生息が確認されず、事業による直接的な影響はないことから影響はないと予測しました。</p> <p>なお、カワラサイコについては、直接的な改変は行われぬものの、生息地が事業実施区域に近いことから、間接的な影響があると考えられますが、その変化は小さいことから、影響は極めて小さいと予測しました。</p> <p>また、その他の植物種及び群落については事業による直接的な影響はありますが、改変地周辺にも同様の植物種及び群落が確認されていることや、散水等の粉じん飛散防止対策を行うことから、事業による影響は極めて小さいと予測しました。</p>
施設の有存在に伴う重要な種及び群落への影響に係る予測結果																		
影響は小さい	—																	
影響は極めて小さい	重要な種及び群落 p666																	
影響はない	—																	
工事の実施に伴う重要な種への影響に係る予測結果																		
影響は小さい	—																	
影響は極めて小さい	カワラサイコ (その他事業により将来的には消失する可能性がある) p660																	
影響はない	ヒトツバタゴ・ミゾコウジュ p660、重要な群落 p661。																	

表 9.2.1 (38) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
85	<p>*p660 その他事業の影響も含めるべき 工事の実施に伴う重要な種への影響に係る予測結果で、カラライサイコは“その他事業により将来的には消失する可能性がある”p660 とあるが、予測時期の植生図（参考:その他事業による改変を考慮した場合）p659 で、事業実施区域の東隣も西隣も“道路及び人工構造物”とされているが、具体的事業内容も併せて、事業のおおまかな構想を明らかにして、新愛岐大橋（仮称）と同様に必要な項目で予測に含めるべきである。この地区の将来像を明らかにして、環境影響評価を行うべきである。</p>  <p>準備書 p659</p>	<p>その他事業の詳細な事業内容について、事業実施区域東側が改変されることは決定していますが、将来像や詳細な工事計画等については検討中であることから、現段階でできる範囲内で予測・評価を行いました。</p>
86	<p>*p666 植物への日影影響は予測不足 施設の存在に伴う植物相への影響に係る予測結果で“長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかであることから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。”p666 であり、植生も同一文章である。ち密な日照予測をしながら、その植物への影響予測はあまりにも粗雑である。どの植物が日照何時間でどんな生育障害が出るかの文献調査を追記すべきである。また植物にとっての「長時間日影」の定義を明らかにし、植物の生育場所に係るのは何㎡というように定量的に示すべきである。</p>	<p>植物相への影響については、環境影響評価指針を参考に重要な種及び群落を予測対象とし、日照障害の影響を受ける範囲内で確認されていないことから、事業による直接的影響はなく、影響は極めて小さいものと予測しました。 また、日影の予測に用いた建屋は周辺への影響が最大となる想定建物であり、今後、詳細を検討する中で、可能な限り影響を低減できるよう検討してまいります。</p>
87	<p>* シイ・カシ二次林、緩衝緑地帯の具体策を 方法書への意見「*p210 配慮書への知事意見「…動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。」への見解は、“改変面積はできる限り小さくし、保全の可能な部分については極力保全を図るよう配慮するなど、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とします。”とあるが、…今回の方法書では、配慮書以後、改変面積を小さくする努力の結果がない。せいぜいわかるのは、計画施設への進入口の位置と施設場内の搬入車両動線（想定）p27 程度であるが、敷地の北側 1/3 が残る程度であり、その部分もシイ・カシ二次林を保全する計画とは読み取れない。事業計画に、シイ・カシ二次林を“極力保全を図る”ことが理解でき、かつ敷地境界に設置する緩衝緑地帯を含め、シイ・カシの移植も含めた緑地計画を追加すべきである。」に対し、“配慮書段階から方法書段階において、事業実施区域をさらに精査し、0.2ha ほど縮小しています。また、ご意見の施設配置は、…今後詳細な設計等を行う中で、可能な限り建屋面積や…改変面積の縮小、緩衝緑地帯の詳細を検討します。”p232 とあるが、改変面積の縮小、緩衝緑地帯の詳細は今後の詳細設計等で行うのでは環境影響評価の意味がない。</p>	<p>現段階で決定している計画の中で、本事業による影響が最も大きくなる諸元、条件をもとに予測・評価をしております。また、予測及び評価結果よりさらに実施可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、影響を低減していくよう努めてまいります。</p>

表 9.2.1 (39) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
88	<p>*p668 環境保全措置の植栽・緑化計画の早期整備・公表を植物の環境保全措置として“現存植生、潜在自然植生などを活用した植栽・緑化計画を策定する。” p668 とあるので、評価書作成までに、この植栽・緑化計画を策定し、公表することで、環境保全措置の妥当性を検討できるようにすべきである。</p>	<p>現段階で決定している計画の中で、本事業による影響が最も大きくなる諸元、条件をもとに予測・評価をしております。また、予測及び評価結果よりさらに実施可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、影響を低減していくよう努めてまいります。</p>
(11) 生態系に関すること (1 意見)		
89	<p>*p689～ 生態系の予測結果は不十分</p> <p>生態系①上位性：ホンドキツネの予測結果 p689、②上位性：オオタカの予測結果 p690 は、8.9 動物の予測結果そのものであり、生態系としての予測結果とはいえない。影響はあると判断し、適切な環境保全措置もないため、代償措置まで検討しているのに、その具体策もない。</p> <p>③典型性：ヒガシキリギリス、カナブン p691、は、“生息環境への影響は極めて小さいと予測する。”とあるが、カナブンについては“事業実施区域内外の落葉広葉樹林の広い範囲で確認されている。…事業実施区域内の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから”にも関わらず影響は極めて小さいと予測しているが極端な結論である。カナブンの確認状況 p681 は、事業予定地のほとんどが堤内地の緑の樹林地全体であり、残りは東隣であり、その他事業でなくなる可能性が高いところである。その他の樹林地は堤外地の薄青色であり、堤防のサイクリングロードより木曾川沿いであり、気象、水分、餌生物分布などは堤内地の緑の樹林地とは異なる生息環境になる。これを一律に、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に分布しておりと考えるのは一方的である。</p> <p>④典型性：ヒゲナガカワトビケラ p691、は“個体数の多い成虫は周辺の樹林地内で休息しているが、これらは鳥類や爬虫類等の重要な餌資源になっていると考えられる。…成虫が見られる事業実施区域の樹林地は事業により直接改変されるが、この場所は主な生息環境ではないことから…生息環境への影響は極めて小さいと予測する。”とあるが、鳥類や爬虫類等の重要な餌資源である堤内地の樹林地が直接改変されるのに、影響は極めて小さいのではなく、極めてを削除すべきである。</p> <p>⑤特殊性：カヤネズミ p692 は、8.9 動物の予測結果そのものであり、生態系としての予測結果とはいえない。</p>	<p>生態系の注目種は、上位性、典型性、特殊性の観点から抽出し、予測評価を行いました。</p> <p>上位性の注目種については、餌動物や採食地への事業影響に対し予測評価を行っており、動物の予測とは異なっています。ホンドキツネについては影響はあると予測しており、河川管理者である国土交通省、河川利用者団体、周辺樹林地の地権者といった関係機関等と調整しながら環境保全措置を講じて参ります (79 を参照ください)。環境保全措置としては、採餌場所、営巣環境となりうる河川敷の人的利用制限、営巣環境候補樹林の整備等を実施してまいります。</p> <p>③カナブンについては、対象事業実施区域を含む樹林地以外に木曾川沿いの樹林地でも確認されており、この地域の樹林地に広く適応している種であると考えています。このため、予測内容は適切であると考えています。</p> <p>④ヒゲナガカワトビケラは木曾川で発生し、成虫が周辺の樹林地内で休息していると考えています。予測評価はヒゲナガカワトビケラの生態、生息環境を踏まえて行ったものであり、ヒゲナガカワトビケラの成虫の主要な休息場所は木曾川沿いの樹林地であり、事業実施区域で確認された個体は一部であると考えられることから、事業実施区域の樹林地が直接改変されても影響は極めて小さいと予測しました。</p> <p>⑤特殊性の注目種については、生息環境であり、餌となる高径草本の密生地について、事業影響に対し予測評価を行っており、生態系の注目種として予測評価を行っています。</p>

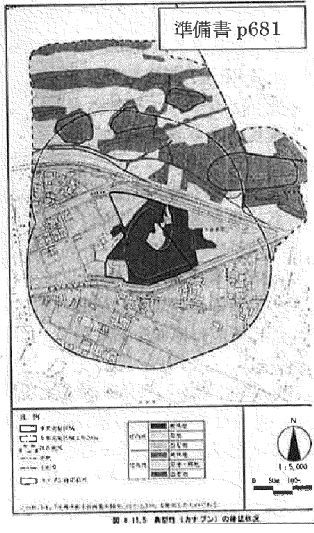


表 9.2.1(40) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(12) 景観に関すること (2 意見)		
90	<p>*p698 西側最寄住居付近は建設騒音と同じ位置で “※施設配置や方法書に対する愛知県環境影響評価審査会における委員意見を勘案し、西側最寄住居付近として追加した。” p698 とあり、方法書にこだわらず近景の景観図を追加したことは評価する。</p> <p>しかし、その位置（地点 10）は、景観調査地点図 p699、景観の状況 p716 で“西へ約 0.2km”であり、西側最寄住居付近とはいえない。また、ほとんど地点 1（西側住居付近）と同じ位置であり、意味はない。</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測地点で、“地点 3 西側最寄住居付近” p458 で 63dB と予測した p457 のは、事業実施予定地から 100m の距離であり、少なくともこの建設騒音予測地点の西側最寄住宅地付近での景観予測をすべきである。</p>	<p>景観の予測地点については、供用時の施設の位置が事業実施区域の南側になることを考慮して最寄り住居付近を設定しています。</p> <p>なお、騒音については、工事中に敷地全体で建設機械等が稼働することが考えられることから、事業実施区域からの距離が近い住居がまとまった場所としています。</p>
91	<p>*p698 サイクリングロードは上流側へ移動を 地点 4 サイクリングロード付近の景観の状況で“ここからは、堤防の法面に遮られ、事業実施区域は眺望できない。” p704 とあるが、この地点 4 は事業実施区域の北西端であり、もう少し上流側で事業実施区域の中央や北東端に移動すべきである。そうすれば事業実施区域は眺望できるはずである。</p>	<p>サイクリングロードからの眺望については、いずれの場所からも事業実施区域は眺望できなかったことから、代表的な地点としての調査位置を設定しました。</p>
(13) 廃棄物等に関すること (1 意見)		
92	<p>*p759 施設供用による汚泥が抜けている 施設の供用に伴う廃棄物の発生量及び処理方法があるが p759、焼却灰、焼却飛灰などのほかに、排水の処理フロー p24 の凝集沈殿層、合併処理浄化槽、雨水流出抑制設備などからの汚泥がわずかとは言え発生するはずである。</p>	<p>ご意見のとおり、汚泥が発生する可能性がありますが、生活排水、ごみピット、プラットホーム洗浄水等の処理に伴うものであり、その量はわずかであることから代表的な廃棄物等について予測・評価し、準備書に記載しています。</p>
(14) 温室効果ガス等に関すること (2 意見)		
93	<p>*p770 発電による温室効果ガス削減は評価する “計画施設における発電による温室効果ガス削減量は処理方式により 13,455～13,673t-CO2/年…温室効果ガス削減の程度は、処理方式により 40.5～49.7%と予測する。” p770 とあり、熱回収により 4～5 割の温室効果ガスを削減する計画であり評価する。計画通り発電できるよう、環境保全措置の“廃棄物発電は、より高い発電効率となるよう努める。” p774 を具体的に推進されたい。</p>	<p>計画施設においては、より高い発電効率を実現できるように、詳細設計と運転計画の検討を進めてまいります。</p>

表 9.2.1(41) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
94	<p>*建設機械の稼働で低炭素型建設機械の使用を方法書への意見「*p29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として…低炭素型建設機械の使用も検討すべきである。」に対し、“低炭素型建設機械の指定についても、積極的な機械の使用について、同様に指導を行ってまいります。” p228 とあるが、可能な限りではなく、2018年9月現在、低炭素型建設機械が認定されている機種（バックホー、ブルドーザの49型式）なら基本的には使用する、使用できない場合はその理由を明らかにすることを環境保全措置（建設機械の稼働等） p773 に追加すべきである。</p>	<p>建設機械のすべての種類に低炭素型建設機械が設定されているわけではないことから、可能な限り低炭素型建設機械を使用していくこととしています。</p>
7 事後調査計画に関する意見（計1意見）		
95	<p>*p819 ホンドキツネは環境保全措置を講ずるのか 事後調査で“現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから、生息地の定着状況を事後調査により把握する。” p819 とあるが、ホンドキツネについては、動物の(3)注目種の生息状況及び生息環境の状況 p609 で触れ、(4)代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況 p613 が調べてあるが、“予測の対象は…動物の重要な種とした。…ホンドキツネが営巣・繁殖していることから、事業実施区域及びその周辺の注目種として予測を行った。その内容は「第8章8.11生態系」に示すとおりである、” p614 と生態系で予測するとしてある。 ところが、生態系の予測の後、環境保全措置には“ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるような環境整備に向けた関係機関との調整を行う。”、“ホンドキツネの生息環境保全に繋がるような看板の設置や学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。” p695（掘削、盛土等の土工）、p696（地形改変並びに施設の存在）というだけであり、代償措置を実施するとは記載していない。せいぜい環境整備に向けた関係機関との調整と地域の人々の環境意識向上だけであり、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画とは言えない。 ホンドキツネに代償措置をとることを明記したうえで、効果に係る知見が不十分として事後調査を行うべきである。</p>	<p>環境保全措置としては、河川管理者である国土交通省、河川利用者団体、周辺樹林地の地権者といった関係機関等と調整しながら、採餌場所、営巣環境となりうる河川敷の人的利用制限、営巣環境候補樹林の整備等を実施します。しかし、ホンドキツネの営巣地選択特性等について生態が明らかになっておらず、営巣・繁殖地の移設場所や方法が不明であるため、環境保全措置を講じながら事後調査を実施する順応的管理を行ってまいります。</p>

表 9.2.1(42) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8	その他の事項に関する意見（計 12 意見）	
96	<p>* 用語解説の出典不明</p> <p>方法書への意見「*p273～287 用語解説があるが、その出典を明記すべきである。環境影響評価の手続き中で 2019 年 1 月に準備書を公表した豊橋田原ごみ処理施設の委託業者は、今回の尾張北部環境組合ごみ処理施設と同じ八千代エンジニアリング株式会社名古屋支店であるが、豊橋田原ごみ処理施設の用語解説では、最後に出典として、「環境アセスメント用語集」（環境影響評価情報支援ネットワークホームページ http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html）と「EIC ネット環境用語集」（一般財団法人環境イノベーション情報機構ホームページ http://www.eic.or.jp/ecoterm/）が記載されている。</p> <p>例えば、「環境振動」、「寄与濃度」、「自動撮影法」、「大気汚染常時監視測定局」、「任意観察法」、「任意採集法」、「ポイントセンサス法」、「目撃法」、「有害物質」、「有害大気汚染物質」は「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」にもないが、出典は何か。「要請限度」は「環境アセスメント用語集」で「対策を講じるよう要請することができる」としている。」と間違った説明がしてある。さすがに方法書ではそのままではなく、騒音、振動共に“要請するものとしている”と若干の修正をしている。」に対し、“用語の解説については「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」やその他の専門書等の文献を参考に、住民の方にわかりやすくなるよう作成しているため、必ずしも各文献に記載の内容をそのまま引用しているものではありません。なお、用語の解説は条例等で規定されるものではなく、事業者の意向で作成しているものです。” p239 とあるが、事業者の意向と責任で作成していると表現すべきである。また、要請限度については“の措置をとるべきことを要請するものとしている”とさらに正しく修正したことぐらいい見解で示すべきである。</p> <p>全体として必要な用語解説が不足している。振動に関しては、環境振動、地盤卓越振動数、振動レベル、'道路交通振動、要請限度であるが、“ご意見も踏まえ、「振動の感覚閾値」との比較も行いました” p236 等と新しく導入した、振動の感覚閾値の用語解説こそ必要である。</p>	<p>ご指摘いただきましたが、準備書でも記載している通り、用語の解説については「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」やその他の専門書等の文献を参考に、住民の方にわかりやすくなるよう作成しているため、必ずしも各文献に記載の内容をそのまま引用しているものではありません。なお、用語の解説は条例等で規定されるものではなく、事業者の意向と責任で作成しているものでありますので、ご理解のほどよろしく願いたします。</p>
97	<p>処理場建設にあたり、当初の各市町村の考え方が詳細に統一されたものになっているのかが心配です。犬山市以外については抽象的思考で表現されていて、今回建設にあたり具体的な項目が今の時点では表記されていないから。</p> <p>例 建設にあたり環境、コスト、災害対策、使用限度など細かくあげればたくさんありますが、環境に関しては力を入れて記載等されていますが、それ以外については不明箇所が多いと見えます。</p>	<p>2市2町の総合計画の記載内容については、策定及び改訂年度や各市町の記載方針が異なることにより統一された記載とはなっていないのが現状です。</p> <p>ごみ処理施設の建設にあたりましては、事業者である組合を中心に、2市2町の意向を確認及び反映しながら必要な手続きを進めております。</p>

表 9.2.1(43) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
98	<p>立地適正化計画に適しているとは考えられない。立地適正化計画とはいったい何なのか明確にする必要がある。計画地の右上部分には先祖から守られている（所有者の名前は知りませんが）墓地があります。墓地がすぐ隣りにある土地の中でゴミ事業を行なうことは江南市立地適正化計画に多いに反するもので、管理者の責任は重大かつ悪質に近いものなりかねない。市がやるからと言って許されるものではありません。この計画は市民の敵になるものです。敵を作るものです。中止して別の場所を選定する必要があります。</p>	<p>立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第81条に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」のことであり、同法の改正（平成26年8月施行）に伴い、今後の人口減少や超高齢社会などの課題に対応して、医療・福祉施設、商業施設等の生活利便施設や住居などがまとまって立地する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の集約型都市構造の形成を進めるための計画制度です。</p> <p>江南市立地適正化計画では、都市機能の誘導方針として、都市機能誘導区域（江南駅周辺及び布袋駅周辺）に商業機能、子育て機能、文教機能を誘導する方針としており、ごみ処理施設は誘導施設としていないことから、立地適正化計画に反した計画とは考えておりません。</p> <p>当該施設計画地は、江南市都市計画マスタープランの土地利用の方針において「暮らしと安全のエリア」として位置付けており、当該エリアの方針は「暮らしと安全のために必要な公共公益施設用地として、広域処理する新ごみ処理施設や災害時の防災拠点など、適切な土地利用の形成を図る」としています。そのため当該施設計画は、土地利用方針に適合するものと考えております。</p> <p>また、墓地については、引き続き移転に向けて交渉を続けてまいります。</p>
99	<p>土地に関して、木曾川の扇状敷の土地柄であり、大石・小石など砂利層があるのではないかと推測いたします。守口大根など栽培している土地が近隣にあることも理由の1つです。又、近辺は昔、川の氾濫で無くなる土地柄もあり、基礎部分はしっかりと作らなければならず地震にも耐える特に液状化に類似したことにも対応を考えてみてはと思います。（表記のページなどが無かったとします）</p>	<p>組合が平成30年度に実施しました地質調査の結果では、「今回対象地（計画地）については、表層付近より概ねN値>50の硬質な玉石混じり砂礫層が分布しており、地下水位も深いため、大規模な液状化が発生する可能性は低いと推察される。」とされておりますが、ご意見のとおり、建物そのものや機能に重大な障害が生じないように、地盤の特性を十分に検討した上で、確実に施工できる基礎形式や基礎工法を選定してまいります。</p>
100	<p>直接的には関係ないかもしれませんが、明記させていただきます。</p> <p>①焼却炉の火災防止対策 ②収集車の転落防止（救出対策） ③デブリ処理（焼却後の不燃物対策） ※炉を止めて1週間程度冷却後取る</p> <p>上記は全国の焼却炉（処理場）で起きた事例（事故）だと思えます。と同時に焼却炉を止めなければならないという状況が発生する為、その間は使用が出来なくなります。市民生活としては問題点の1つと言えます。</p>	<p>記載いただいた事故及び類似事故が起こることのないよう、事故防止のための対策を講じていきます。</p>
101	<p>堤防道路（個人的一般意見）の交通量について、犬山市から一宮市まで日常頻繁に使われているが、今回四市町の混合になると渋滞の要素が出るのではないかと思います。自家用車とゴミ収集車では大きさが違うし扱う人が異なりますので持っている意識の差が出るのではないかと思います。（使用期間が長くなる為）</p>	<p>交通混雑の予測及び評価結果については第8章（人と自然との触れ合いの活動の場）に記載のとおり、環境影響の程度は小さいと判断しています。</p> <p>なお、渋滞対策につきましては、県道浅井犬山線から計画地への進入部分に右折帯を設ける等、可能な限りの対策を講じてまいります。</p>

表 9.2.1 (44) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
102	木曾川沿いの堤（計画地北側堤防道路）の耐久性について都市計画の案の中には載っていないと思います。	道路の耐久性については、分かりかねますので、見解は控えさせていただきます。
103	ごみ処理場による熱や振動について煙は少ないと思いますが周辺の環境には多少なりとも影響が出るのではないかと思います。	本施設の稼働により、大気質、騒音・振動等が発生しますが、環境影響評価の結果、その程度は小さく、環境への影響は小さいものと考えております。今後詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるよう検討してまいります。
104	各務原の自衛隊の航空機が低空飛行で飛ぶコース上にもあり、その影響もあるのではないかと思います。飛行コースが今までとは違ってくるのではないかと思います。 犬山市の木曾川に近い所では肉眼で飛行機の下部局が鮮明に見えるぐらいの低空で飛んでいるので。	各務原市内にある航空自衛隊岐阜基地の周辺は、航空機が安全に飛行できるように航空法により建物の高さが制限されています。本施設についても、航空法により定められた高さ以下の建物とすることから、航空機の飛行に支障はないと考えます。
105	（一般廃棄物処理施設）にかかる金額がむちゃくちゃ高すぎるものです。238億円では話しになりません。100億円でも高い為、市民の税金がいくらあっても足りない。こんなものを建設する為に何百億円も使うわけにはいかない。布袋高架等区画整理事業と同じぐらいの予算を計上するわけにはいかない。江南市としては年間1億円もかけてもらっては市民の生活に影響がでるぐらいです。 1年間で1億円以上の税金を使うことは納得できない。 （同様の意見 他1通）	ごみ焼却場などのごみ処理施設は、我々の日常生活や企業の事業活動などで排出されるごみを処理し、清潔で快適な都市環境を提供する必要不可欠な施設であると考えますが、過大な施設とならないよう努めてまいります。
106	処理場の施設が完了した状態のデータがのっていますが動いているときのデータはどうなりますか。市民の方々にはなかなかデータを理解することはむずかしい。	施設の稼働時の予測結果につきましては、第8章の各項目に記載しております。今後も分かりやすい図書となるように努めてまいります。
107	市民の苦情を始めからいわせない環境影響評価準備のための書であり、わかりにくいデータをのせておけばなんのこともかまわなくわからないデータのデータ書である。	図書の作成にあたっては、住民の皆様にとって、少しでも分かりやすい図書となるように、あらましや要約書を作成しているほか、説明会についても開催しております。 また、図書の内容につきましては、愛知県環境影響評価条例に基づき作成しており、現地調査の詳細な結果や、予測に用いた条件等の必要なデータを掲載していることから、ページ数が多くなっています。

第10章 準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 10-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 10.1(1) 準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

番号	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
はじめに		
	都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。	環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、準備書に関する知事意見を十分に検討し、その結果を評価書に記載しました。 また、評価書に記載した内容に従って環境保全に万全を期します。
1 全般的事項		
(1)	事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。	事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めます。
(2)	環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。	環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずることとします。
(3)	ごみ焼却施設の処理方式は、3つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。	ごみ焼却施設の処理方式は、3つの処理方式の中から今後選定することとしていますが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮します。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めます。
2 騒音及び超低周波音		
(1)	資材運搬車両等及び廃棄物運搬車両等が走行する道路沿道に住居等が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う騒音への影響が懸念される。 このため、走行車両の分散化やエコドライブ等、より一層の環境負荷の低減に努めること。	資材運搬車両等及び廃棄物運搬車両等が走行する道路沿道には住居等が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う車両の騒音への影響に配慮し、走行車両の分散化やエコドライブ等、より一層の環境負荷の低減に努めます。

表 10.1(2) 準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

番号	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
3 動物		
	<p>オオタカへの影響について、「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについてー(平成24年12月環境省)」を踏まえた適切な調査期間の結果に基づき、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについてー(平成24年12月環境省)」では、調査期間として「繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期の調査が望ましい」とされていることから、準備書に記載した1営巣期目の調査の他、令和2年1～7月に2営巣期目の調査を実施し、その結果に基づき、予測及び評価を行いました。</p>
4 生態系		
(1)	<p>生態系への影響について、ホンドキツネの生態を踏まえた適切な調査期間の結果に基づき、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>ホンドキツネの生態を踏まえた調査期間として、繁殖期(交尾期から巣穴依存期:12月～5月)から、その後の幼獣が分散する時期の状況を把握するため、準備書に記載した調査時期(12月～4月)に加え、5～8月に調査を実施し、その結果に基づき予測及び評価を行いました。</p>
(2)	<p>事業実施区域内で形成されてきたアベマキ等から成立する二次林を中心とした植物相が消失するとともに、上位性の視点から注目されるホンドキツネの営巣地が直接改変されることから、工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響が懸念される。</p> <p>また、ホンドキツネについては、具体的な環境保全措置及び事後調査計画が記載されていない。</p> <p>このため、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、ホンドキツネについては、以下の事項について適切に対応すること。</p> <p>ア 事業実施区域内外において、営巣に配慮した緑地の保全及び創出等の具体的な環境保全措置を実施すること。</p> <p>イ アの環境保全措置の内容を踏まえ、適切な事後調査の手法を検討し、その根拠も含め、評価書においてできる限り詳細に記載するとともに、事業実施前に具体的な事後調査計画書として取りまとめ、公表すること。</p> <p>また、事後調査計画書に基づき的確に調査を実施した上で、その結果を踏まえ、必要に応じて事後調査計画の見直しや適切な措置を講ずるとともに、それらの内容を公表すること。</p> <p>ウ 繁殖等への影響を及ぼさない時期に工事着手すること。</p> <p>エ 環境保全措置及び事後調査の実施に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら、適切に行うこと。</p>	<p>工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響を低減するため、準備書に記載された環境保全措置等を確実に実施し、影響の低減を図ります。</p> <p>また、ホンドキツネについては、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施していくとともに、以下のとおり対応します。</p> <p>ア 事業実施区域外において、営巣地の代替となる候補地を「冠水リスクが低いこと」、「人の出入りがすくないこと」、「下層植生が疎であること」の3つの条件から絞り込み、3つの候補を抽出した上で、それぞれの場所に対し、現況維持、草刈りや人の出入りの制限、ごみの撤去、ノネコの餌やり制限といった環境保全措置を実施することとします。事業実施区域内においては、まとまった緑地は現況を維持し実行可能な範囲内で下層植生の管理等を行うほか、工事関係者は原則として立ち入らない等の取組を実施することとします。また、その旨を評価書に記載しました。</p> <p>イ 上記の環境保全措置の内容を踏まえ、事後調査の手法を検討し、その根拠も含め、評価書に記載しました。今後、事業実施前に事後調査計画書としてより詳細な事後調査の内容を取りまとめ、ホームページ等で公表します。また、事後調査計画書に基づき調査を実施した上で、その結果を踏まえ、必要に応じて事後調査計画の見直しや適切な措置を講じるとともに、それらの内容についても同様に公表します。</p> <p>ウ 工事の着手時期については、ホンドキツネの繁殖等へ影響を及ぼさない時期となるよう配慮します。</p> <p>エ 環境保全措置及び事後調査の実施に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら行います。</p>

表 10.1(3) 準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

番号	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
5 景観		
	<p>主な景観要素に計画施設が加わるなどにより、視点によっては景観に変化が生じると予測されることから、施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。</p> <p>このため、建築物の形状、色彩等に配慮し、周辺景観との調和に努めること。</p>	<p>計画施設の存在に伴い、視点によっては景観に変化が生じると予測されたことから、景観への影響を低減するため、建築物の形状、色彩等については類似事例等も参考に検討を行い、周辺景観との調和に配慮した施設となるよう努めます。</p>
6 その他		
(1)	<p>評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮し、事業計画について配慮書や方法書からの変更点について追記するなど、分かりやすい図書となるよう努めました。</p>
(2)	<p>事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、ホームページへの掲載や、関係市町の広報掲載等により、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応します。</p>

第11章 準備書から評価書への主な修正点

本事業の環境影響評価準備書（以下、準備書という）についての愛知県知事の意見等を勘案して、準備書の記載事項について検討を加え、評価書において行った修正等は以下に示すとおりである。

準備書と評価書の内容の対比に配慮して、準備書に記載した内容を左頁に、評価書に記載した内容を右頁にとりまとめ、修正等を行った箇所のみ記載とした。

また、表現の適正化及び誤字、脱字等の修正については適宜行った。

準備書頁	準備書																																										
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容																																											
2 都市計画対象事業の内容																																											
11	<p><可燃ごみ焼却処理量> 計画施設で処理を行う可燃ごみ処理量の推計値は、「基本設計」において、各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における推計値をもとに、表 2.2.3 及び図 2.2.2 に示すとおり算出されている。</p>																																										
12	<p style="text-align: center;">表2.2.3 人口推計及び可燃ごみ処理量（推計値）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人口（人）</th> <th>可燃ごみ（t/年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R1</td><td>233,497</td><td>49,106</td></tr> <tr><td>R2</td><td>233,336</td><td>48,636</td></tr> <tr><td>R3</td><td>232,735</td><td>48,157</td></tr> <tr><td>R4</td><td>232,104</td><td>47,878</td></tr> <tr><td>R5</td><td>231,470</td><td>47,685</td></tr> <tr><td>R6</td><td>230,838</td><td>47,345</td></tr> <tr><td>R7</td><td>230,106</td><td>47,147</td></tr> <tr><td>R8</td><td>229,374</td><td>46,975</td></tr> <tr><td>R9</td><td>228,616</td><td>46,887</td></tr> <tr><td>R10</td><td>227,758</td><td>46,613</td></tr> <tr><td>R11</td><td>227,001</td><td>46,417</td></tr> <tr><td>R12</td><td>226,144</td><td>46,232</td></tr> <tr><td>R13</td><td>225,366</td><td>46,163</td></tr> </tbody> </table>	年度	人口（人）	可燃ごみ（t/年）	R1	233,497	49,106	R2	233,336	48,636	R3	232,735	48,157	R4	232,104	47,878	R5	231,470	47,685	R6	230,838	47,345	R7	230,106	47,147	R8	229,374	46,975	R9	228,616	46,887	R10	227,758	46,613	R11	227,001	46,417	R12	226,144	46,232	R13	225,366	46,163
年度	人口（人）	可燃ごみ（t/年）																																									
R1	233,497	49,106																																									
R2	233,336	48,636																																									
R3	232,735	48,157																																									
R4	232,104	47,878																																									
R5	231,470	47,685																																									
R6	230,838	47,345																																									
R7	230,106	47,147																																									
R8	229,374	46,975																																									
R9	228,616	46,887																																									
R10	227,758	46,613																																									
R11	227,001	46,417																																									
R12	226,144	46,232																																									
R13	225,366	46,163																																									

評価書頁	評価書
------	-----

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

2 都市計画対象事業の内容

11 <可燃ごみ焼却処理量>
 計画施設で処理を行う可燃ごみ処理量の推計値は、「基本設計」において、各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における推計値をもとに、表 2.2.3(1)、(2)及び図 2.2.2 に示すとおり算出されている。

表 2.2.3(1) 人口推計 (推計値)

単位：人

年度	犬山市	江南市	大口町	扶桑町	合計
R1	74,200	100,415	24,257	34,625	233,497
R2	74,000	100,336	24,365	34,635	233,336
R3	73,700	99,941	24,450	34,644	232,735
R4	73,400	99,547	24,536	34,621	232,104
R5	73,100	99,152	24,621	34,597	231,470
R6	72,800	98,757	24,707	34,574	230,838
R7	72,400	98,363	24,792	34,551	230,106
R8	72,100	97,894	24,853	34,527	229,374
R9	71,800	97,424	24,914	34,478	228,616
R10	71,400	96,955	24,974	34,429	227,758
R11	71,100	96,486	25,035	34,380	227,001
R12	70,700	96,017	25,096	34,331	226,144
R13	70,400	95,555	25,129	34,282	225,366

12

表 2.2.3(2) 可燃ごみ処理量 (推計値)

単位：t/年

年度	犬山市	江南市	大口町	扶桑町	合計
R1	16,683	19,540	5,760	7,123	49,106
R2	16,558	19,281	5,719	7,078	48,636
R3	16,450	19,015	5,673	7,019	48,157
R4	16,342	18,935	5,629	6,972	47,878
R5	16,266	18,909	5,583	6,927	47,685
R6	16,128	18,779	5,538	6,900	47,345
R7	16,039	18,702	5,550	6,856	47,147
R8	15,973	18,610	5,558	6,834	46,975
R9	15,950	18,568	5,565	6,804	46,887
R10	15,818	18,426	5,573	6,796	46,613
R11	15,751	18,334	5,582	6,750	46,417
R12	15,662	18,243	5,590	6,737	46,232
R13	15,639	18,203	5,593	6,728	46,163

2 都市計画対象事業の内容

14

②処理能力
粗大ごみ処理施設の処理能力は、次式で算定する。

$$\text{処理能力} = \text{計画年間日平均処理量 (a)} \div \text{実稼働率 (b)} \times \text{計画月間変動係数 (c)}$$

a 計画年間日平均処理量：7.6 t/日
 b 実稼働率：0.685（実稼働日数（365日－115日）÷365日）
 c 計画月間変動係数：1.26^{注）}
 注）2市2町の過去5年間における月別搬入量より算出。

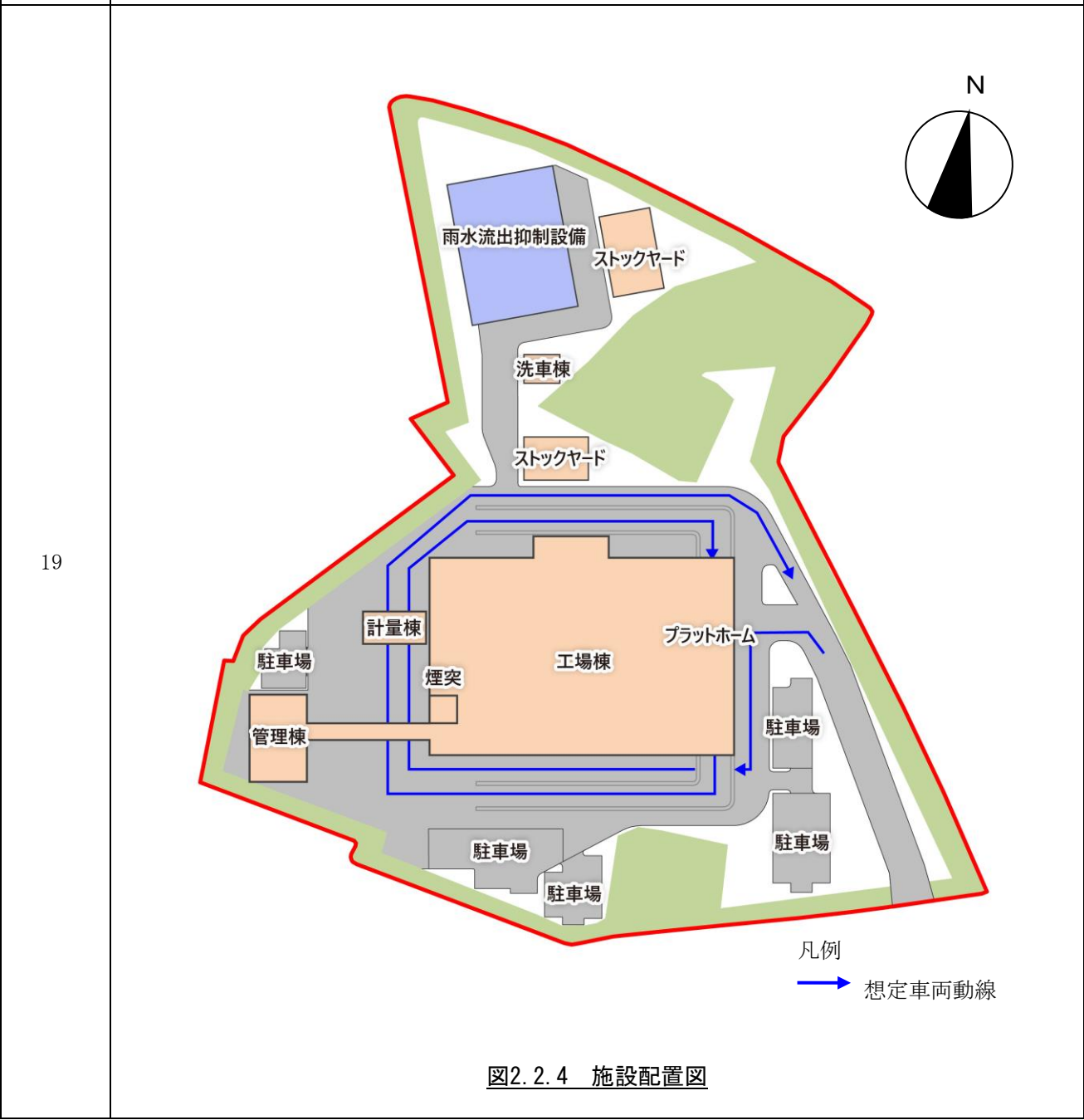


2 都市計画対象事業の内容

14 ② 処理能力
 粗大ごみ処理施設の処理能力は、次式で算定する。

$$\text{処理能力} = \text{計画年間日平均処理量 (a)} \div \text{実稼働率 (b)} \times \text{計画月間変動係数 (c)}$$

a 計画年間日平均処理量：7.6 t / 日
 b 実稼働率：0.685（実稼働日数（365日－115日^{注1)}）÷365日）
 c 計画月間変動係数：1.26^{注2)}
 注1) 非稼働日（土曜、日曜）及び補修整備期間
 注2) 2市2町の過去5年間における月別搬入量より算出。



準備書頁	準備書						
2	都市計画対象事業の内容						
22	<p>2.2.4.5 公害防止基準</p> <p>本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、排出ガス、悪臭、騒音、振動について大気汚染防止法等の規制基準値に比べ、より厳しい値を自主規制値として設定した。</p>						
23	<p>注4) 排出ガス濃度は、施設整備の前提となるものであり、いずれの処理方式を採用した場合でもこの値を遵守できるような施設を整備していく。</p>						
29	<p style="text-align: center;">表2.2.11(1) 事業計画策定時の環境配慮事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">環境要素の区分</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 70%;">環境への配慮事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大気質</td> <td style="text-align: center;">工事中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>可能な限り排出ガス対策型の建設機械を使用する。</u> ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 </td> </tr> </tbody> </table>	環境要素の区分	区分	環境への配慮事項	大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>可能な限り排出ガス対策型の建設機械を使用する。</u> ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。
環境要素の区分	区分	環境への配慮事項					
大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>可能な限り排出ガス対策型の建設機械を使用する。</u> ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 					
30	<p style="text-align: center;">表2.2.11(2) 事業計画策定時の環境配慮事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">環境要素の区分</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 70%;">環境への配慮事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">騒音及び超低周波音</td> <td style="text-align: center;">工事中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。</u> ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。 </td> </tr> </tbody> </table>	環境要素の区分	区分	環境への配慮事項	騒音及び超低周波音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。</u> ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。
環境要素の区分	区分	環境への配慮事項					
騒音及び超低周波音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。</u> ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。 					

評価書頁	評価書							
2	都市計画対象事業の内容							
22	<p>2.2.4.5 公害防止基準</p> <p>本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、排出ガス、悪臭、騒音、振動について大気汚染防止法等の規制基準値に比べ、<u>同等またはより厳しい値を自主規制値として設定した。</u></p>							
23	<p>注4) 排出ガス濃度は、施設整備の前提となるものであり、いずれの処理方式を採用した場合でもこの値を遵守できるような施設を整備していく。</p> <p><u>また、排ガスの諸元については、計画段階配慮書時点においては既存施設（犬山市都市美化センター、江南丹羽環境管理組合環境美化センター）の自主規制値及び計画施設の法規制値を対比し、その中で排出濃度が低い値を排出諸元としていたが、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討された結果を踏まえて自主規制値を設定した。</u></p>							
29	<p style="text-align: center;">表2.2.11(1) 事業計画策定時の環境配慮事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">環境要素の区分</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 70%;">環境への配慮事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大気質</td> <td rowspan="2">工事中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>排出ガス対策型の建設機械を使用することを基本とする。</u> ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 </td> </tr> </tbody> </table>	環境要素の区分	区分	環境への配慮事項	大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>排出ガス対策型の建設機械を使用することを基本とする。</u> ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。
環境要素の区分	区分	環境への配慮事項						
大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>排出ガス対策型の建設機械を使用することを基本とする。</u> ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 						
30	<p style="text-align: center;">表2.2.11(2) 事業計画策定時の環境配慮事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">環境要素の区分</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 70%;">環境への配慮事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">騒音及び超低周波音</td> <td rowspan="2">工事中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>低騒音型の建設機械を使用することを基本とする。</u> ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。 </td> </tr> </tbody> </table>	環境要素の区分	区分	環境への配慮事項	騒音及び超低周波音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>低騒音型の建設機械を使用することを基本とする。</u> ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。
環境要素の区分	区分	環境への配慮事項						
騒音及び超低周波音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>低騒音型の建設機械を使用することを基本とする。</u> ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。 						

2 都市計画対象事業の内容

31	表2.2.11(3) 事業計画策定時の環境配慮事項		
	環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
	水質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、<u>河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。</u>
動物 植物 生態系	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用する。</u> ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、<u>河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。</u> ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。 	

2 都市計画対象事業の内容

31	2.2.11(3) 事業計画策定時の環境配慮事項		
	環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
	水質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (pH=5.8~8.6、SS=200mg/L (「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場に係る施設排水の排水基準に相当)) 内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。
動物 植物 生態系	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用することを基本とし、<u>低振動型の建設機械についても可能な限り使用する。</u> ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (pH=5.8~8.6、SS=200mg/L) 内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。 	

準備書頁	準備書
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	
3 社会的状況	
112	<p>3.2.4.2 上水道の普及状況 事業実施区域が位置する江南市の水道普及率は99.8%となっており、水源は木曾川である。</p>
126	<p>② ばいじん 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表3.2.14に示すとおりである。</p>
126	<p>③ 窒素酸化物 a) 排出基準 「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表3.2.15に示すとおりである。</p>
128	<p>⑤ 水銀 「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表3.2.18に示すとおり定められている。</p>
128	<p>⑥ ダイオキシン類 「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表3.2.19に示すとおり定められている。</p>
135	<p>注) 要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。</p>
143	<p>(1) 地盤 事業実施区域が位置する江南市は、「県条例」による揚水規制の第2規制区域に該当しており、揚水設備により新たに地下水を採取する場合は、知事の許可を受ける必要がある。揚水設備に係る許可の基準は、表3.2.38に示すとおりである。</p>

評価書頁	評価書
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	
3 社会的状況	
112	<p>3.2.4.2 上水道の普及状況 事業実施区域が位置する江南市の水道普及率は99.8%となっており、水源は木曾川及び地下水（深井戸）である。</p>
126	<p>② ばいじん 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表3.2.14に示すとおりであり<u>計画施設は0.04 g/m³_Nが該当する。</u></p>
126	<p>③ 窒素酸化物 a) 排出基準 「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表3.2.15に示すとおりであり<u>計画施設は250ppmが該当する。</u></p>
128	<p>⑤ 水銀 「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表3.2.18に示すとおり定められており、<u>計画施設では30 μg/m³_Nが該当する。</u></p>
128	<p>⑥ ダイオキシン類 「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表3.2.19に示すとおり定められており、<u>計画施設では0.1 ng-TEQ/m³_Nが該当する。</u></p>
135	<p>注) 要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し<u>該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。</u></p>
143	<p>(1) 地盤 事業実施区域が位置する江南市は、「県条例」による揚水規制の第2規制区域に該当しており、揚水設備により新たに地下水を採取する場合は、知事の許可を受ける必要がある。揚水設備に係る許可の基準は、表3.2.38に示すとおりである。<u>なお、本事業において給水は、上水を使用する計画であり地下水の揚水は行わない計画である。</u></p>

準備書頁	準備書
第4章 計画段階配慮事項に関する内容	
4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	
—	—

評価書頁	評価書
第4章 計画段階配慮事項に関する内容	
4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	
218	<p>なお、事業実施区域については、計画段階配慮書時点から次の点に変更となっており、敷地面積が小さくなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の北側については、宮田導水路があり緑地帯としての上部利用を想定していたが、検討の結果、宮田導水路を除いても緑地帯や施設の配置が可能であることから、除外した。 ・区域の西側については、分筆を前提に直線を基調としたラインとしていたが、地権者との協議を行うなかで、分筆を前提としない形へ変更することとした。 ・区域の東側については、事業実施区域内にある中般若北極楽墓地の移転先を確保していたが、区域外に移転することで調整を進めていることから、「ごみ処理施設の事業区域に含む」ということで活用していくこととした。

第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

7 調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由

表 7.4.10(2) 調査、予測及び評価の手法（動物）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び注目すべき生息地 (続き)	<工事の実施> 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工 <施設が存在> 地形改変並びに施設 の存在 (続き)	調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 ・哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季に各1回 ・鳥類：春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季に各1回 ・猛禽類：3～7月に各月2日 ^{※1} ・昆虫類：春季、夏季、秋季に各1回 ・両生類、爬虫類：早春季、春季、夏季、秋季に各1回 ・魚類：春季、夏季、秋季に各1回 ・底生動物：早春季、夏季、冬季に各1回 ・クモ類：夏季、秋季、冬季に各1回 ・陸産貝類：初夏、冬季に各1回 ・ホンドキツネ：12月～4月に各1回 ^{※2}
		予測の基本的な手法	重要な種及び注目すべき生息地について、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、隣接する木曾川沿いの河畔林を含む範囲 なお、行動範囲の広い種については生態的特性を考慮し、適切な予測地域を設定した。
		予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設が存在による動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

300

※1 現地踏査において希少猛禽類であるオオタカが事業実施区域周辺で確認されたことから、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年 環境省)を踏まえ、有識者に調査内容を確認した上で調査を追加した。

※2 現地調査において、事業実施区域周辺の生態系における上位種に位置するホンドキツネが事業実施区域内で営巣していることが確認されたことから、生息環境、行動範囲及び主要な餌動物であるネズミ科の分布状況を明らかにするために追加で調査を行った。なお、調査期間は動物調査における調査に加え、交尾期から幼獣が巣穴から出る時期にあたる12月～4月に、継続して実施した。

第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

7 調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由

表 7.4.10(2) 調査、予測及び評価の手法（動物）

	項 目		調査、予測及び評価の手法
	環境要素の区分	影響要因の区分	
300	重要な種及び注目すべき生息地 (続き)	<工事の実施> 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工	調査期間等 (1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 ・哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季に各1回 ・鳥類：春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季に各1回 ・猛禽類：1 営巣期目：3～7月に各月2日 2 営巣期目：1～7月に各月2日 ^{※1} ・昆虫類：春季、夏季、秋季に各1回 ・両生類、爬虫類：早春季、春季、夏季、秋季に各1回 ・魚類：春季、夏季、秋季に各1回 ・底生動物：早春季、夏季、冬季に各1回 ・クモ類：夏季、秋季、冬季に各1回 ・陸産貝類：初夏季、冬季に各1回 ・ホンドキツネ：12月～8月に各1回 ^{※2}
		<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在 (続き)	予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、隣接する木曾川沿いの河畔林を含む範囲 なお、行動範囲の広い種については生態的特性を考慮し、適切な予測地域を設定した。 ^{※1、※2}	予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法 工事の実施及び施設の存在による動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。	

※1 現地踏査において希少猛禽類であるオオタカが事業実施区域周辺で確認されたことから、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年 環境省）を踏まえ、有識者に調査内容を確認した上で調査を追加した。
 ※2 現地調査において、事業実施区域周辺の生態系における上位種に位置するホンドキツネが事業実施区域内で営巣していることが確認されたことから、生息環境、行動範囲及び主要な餌動物であるネズミ科の分布状況を明らかにするために追加で調査を行った。なお、調査期間は動物調査における調査に加え、交尾期から幼獣が分散する時期にあたる12月～8月に、継続して実施した。

7 調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由

304

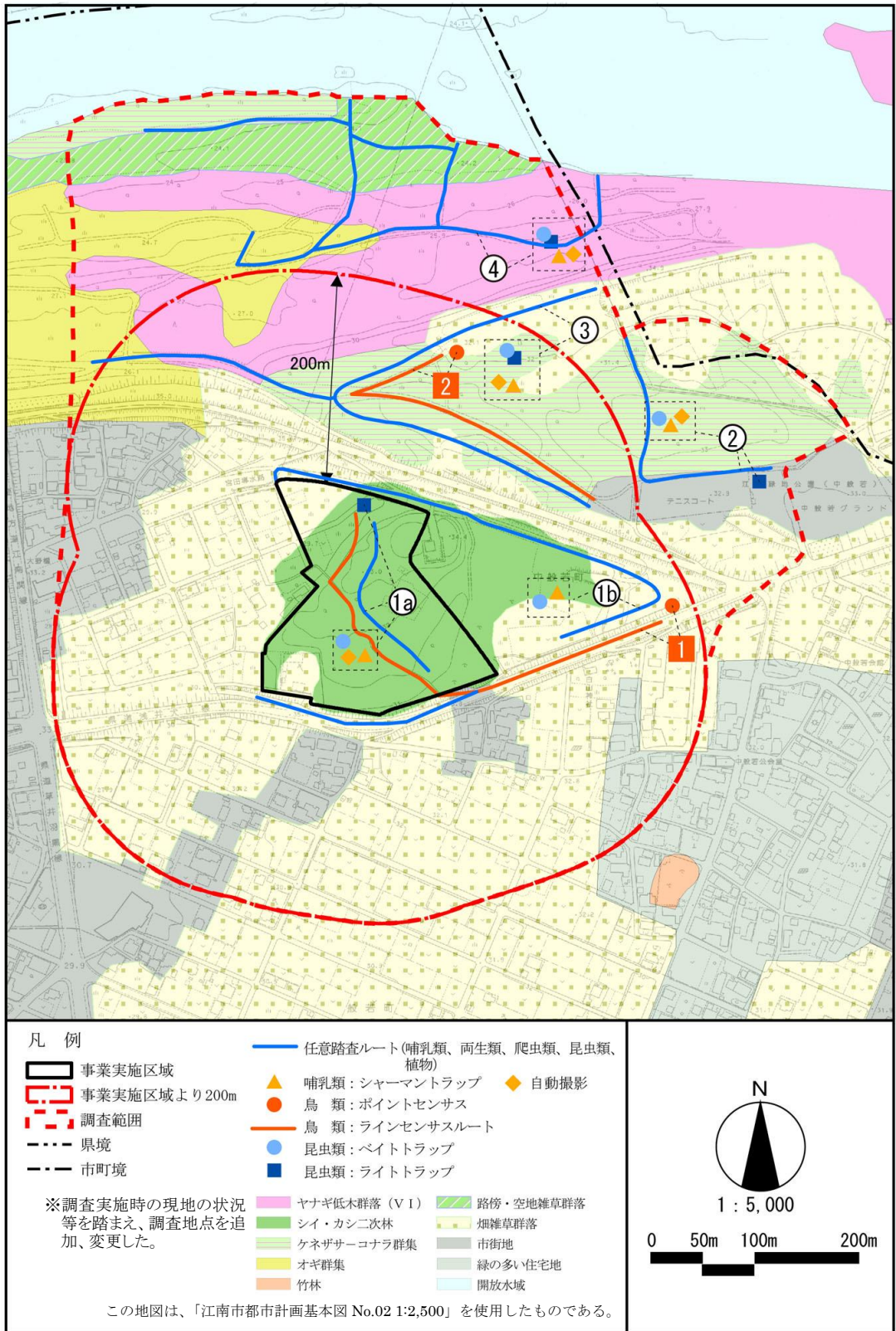


図 7.4.9 動植物の調査地域

7 調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由

304

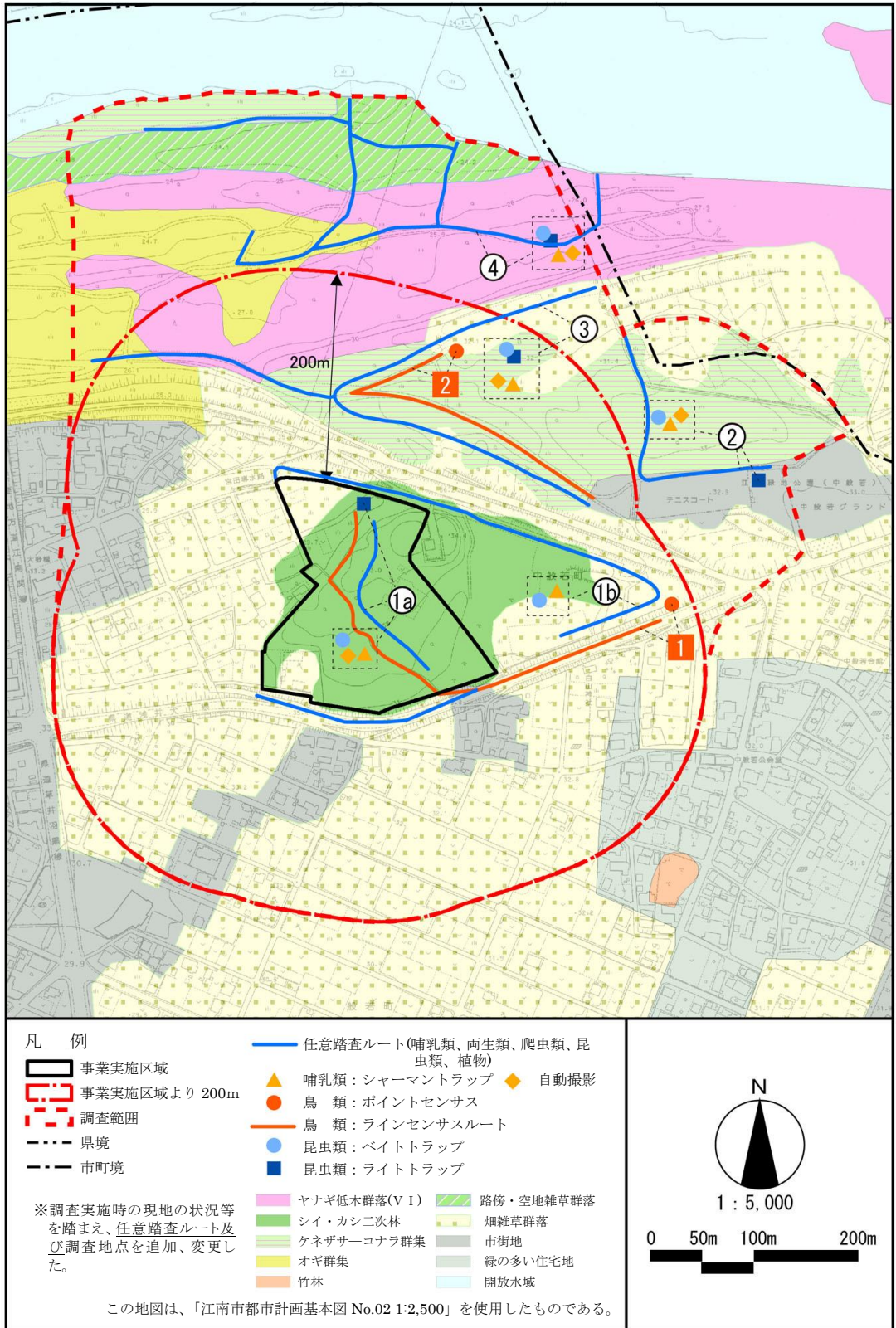


図 7.4.9 動植物の調査地域

第 8 章 環境影響の調査、予測及び評価

8.1 大気質

373	<p>表8.1.46 建設機械の年間稼働台数及び汚染物質排出量（年平均値）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:30%;">名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">年間</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">窒素酸化物</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">浮遊粒子状物質</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">稼働台数</th> <th style="text-align: center;">排出原単位</th> <th style="text-align: center;">年間排出量</th> <th style="text-align: center;">排出原単位</th> <th style="text-align: center;">年間排出量</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">台/年</th> <th style="text-align: center;">m³/台</th> <th style="text-align: center;">m³/年</th> <th style="text-align: center;">kg/台</th> <th style="text-align: center;">kg/年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	年間		窒素酸化物		浮遊粒子状物質		稼働台数	排出原単位	年間排出量	排出原単位	年間排出量	台/年	m ³ /台	m ³ /年	kg/台	kg/年						
名称	年間		窒素酸化物		浮遊粒子状物質																			
	稼働台数		排出原単位	年間排出量	排出原単位	年間排出量																		
	台/年	m ³ /台	m ³ /年	kg/台	kg/年																			

428	<p>表8.1.87 環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">環境保全に関する措置</th> <th style="width:10%;">事業主体</th> <th style="width:20%;">効果及び措置による環境の変化</th> <th style="width:10%;">不確実性の程度</th> <th style="width:30%;">措置に伴い生ずるおそれのある影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両の台数を抑えるよう努める。</td> <td>事業者</td> <td>大気質への影響の低減が期待できる。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。</td> <td>事業者</td> <td>大気質への影響の低減が期待できる。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。</td> <td>事業者</td> <td>大気質への影響の低減が期待できる。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。</td> <td>事業者</td> <td>大気質への影響の低減が期待できる。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。</td> <td>事業者</td> <td>大気質への影響の低減が期待できる。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響	朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両の台数を抑えるよう努める。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。	廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。	廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。	廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。	廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響																											
朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両の台数を抑えるよう努める。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。																											
廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。																											
廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。																											
廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。																											
廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。																											

429	<p>② 建設機械の稼働等</p> <p>a) 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働等に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が 0.00141ppm、浮遊粒子状物質が 0.00051mg/m³、1時間値で二酸化窒素が 0.18582ppm、浮遊粒子状物質が 0.06719mg/m³と小さい。</p>
-----	---

8.2 騒音及び超低周波音

447	<p>【等価騒音レベル算出式】</p> $L_{Aeq,1} = L_{AE} + 10 \log N - 35.6$ <p>[記号]</p> <p>$L_{Aeq,1}$: 車線別、車種別の等価騒音レベル (デシベル)</p> <p>L_{AE} : 1台の自動車を対象とする道路の全延長を通過する間の予測点における単発騒音暴露レベル (デシベル)</p> <p>N : 算出対象時間区分別の平均時間交通量 (台/時)</p>
-----	---

第8章 環境影響の調査、予測及び評価

8.1 大気質

373	<p>表8.1.46 建設機械の年間稼働台数及び汚染物質排出量（年平均値）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:30%;">名称</th> <th style="width:10%;">年間</th> <th colspan="2" style="width:30%;">窒素酸化物</th> <th colspan="2" style="width:30%;">浮遊粒子状物質</th> </tr> <tr> <th>稼働台数</th> <th>排出原単位</th> <th>年間排出量</th> <th>排出原単位</th> <th>年間排出量</th> </tr> <tr> <th>台/年</th> <th>m³_N/台・日</th> <th>m³_N/年</th> <th>kg/台・日</th> <th>kg/年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	年間	窒素酸化物		浮遊粒子状物質		稼働台数	排出原単位	年間排出量	排出原単位	年間排出量	台/年	m ³ _N /台・日	m ³ _N /年	kg/台・日	kg/年						
名称	年間		窒素酸化物		浮遊粒子状物質																		
	稼働台数		排出原単位	年間排出量	排出原単位	年間排出量																	
	台/年	m ³ _N /台・日	m ³ _N /年	kg/台・日	kg/年																		

428	<p>表8.1.87 環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">環境保全に関する措置</th> <th style="width:10%;">事業主体</th> <th style="width:20%;">効果及び措置による環境の変化</th> <th style="width:10%;">不確実性の程度</th> <th style="width:30%;">措置に伴い生ずるおそれのある影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両の台数を抑えるよう努める。</td> <td>事業者</td> <td>大気質への影響の低減が期待できる。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。</td> <td>事業者</td> <td>大気質への影響の低減が期待できる。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。</td> <td>事業者</td> <td>大気質への影響の低減が期待できる。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。</td> <td>事業者</td> <td>大気質への影響の低減が期待できる。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。</td> <td>事業者</td> <td>大気質への影響の低減が期待できる。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>組合から2市2町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。</td> <td>事業者</td> <td>大気質への影響の低減が期待できる。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響	朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両の台数を抑えるよう努める。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。	廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。	廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。	廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。	廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。	組合から2市2町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響																																
朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両の台数を抑えるよう努める。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。																																
廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。																																
廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。																																
廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。																																
廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。																																
組合から2市2町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。																																

429	<p>② 建設機械の稼働等</p> <p>a) 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働等に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.00141ppm、浮遊粒子状物質が0.00051mg/m³、1時間値で二酸化窒素が0.18582ppm、浮遊粒子状物質が0.06719mg/m³となり、<u>1時間値の二酸化窒素については付加濃度が他の項目に比べ高い傾向がみられるものの、その他の項目は小さい。</u></p>
-----	--

8.2 騒音及び超低周波音

447	<p>【等価騒音レベル算出式】</p> <p>$L_{Aeq,1} = L_{AE} + 10 \log (N/T)$、$T=3,600$ (秒)</p> <p>[記号]</p> <p>$L_{Aeq,1}$: 車線別、車種別の等価騒音レベル (デシベル)</p> <p>L_{AE} : 1台の自動車を対象とする道路の全延長を通過する間の予測点における単発騒音暴露レベル (デシベル)</p> <p>N : 算出対象時間区分別の平均時間交通量 (台/時)</p>
-----	---

8.2 騒音及び超低周波音

448 iii. 道路条件、音源位置
予測地点の道路条件、音源位置は、図 8.2.6 に示すとおりである。音源高さは路面上とし、予測位置は道路端の地上 1.2m とした。

表8.2.36 環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。	事業者	騒音への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。	事業者	騒音への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。	事業者	騒音への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。	事業者	騒音への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。	事業者	騒音への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。

8.3 振動

表8.3.29 環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。	事業者	振動への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。	事業者	振動への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。	事業者	振動への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。	事業者	振動への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。	事業者	振動への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。

8.2 騒音及び超低周波音

448 iii. 道路条件、音源位置
 予測地点の道路条件、音源位置は、図 8.2.6 に示すとおりである。音源高さは路面上とし、予測位置は道路端の地上 1.2m とした。また、舗装種別はアスファルト舗装（密粒舗装）とした。

表 8.2.36 環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。	事業者	騒音への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。	事業者	騒音への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。	事業者	騒音への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。	事業者	騒音への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。	事業者	騒音への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
組合から 2 市 2 町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。	事業者	騒音への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。

8.3 振動

表 8.3.29 環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。	事業者	振動への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。	事業者	振動への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。	事業者	振動への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。	事業者	振動への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。	事業者	振動への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
組合から 2 市 2 町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。	事業者	振動への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。

準備書頁	準備書
8.5 水質	
546	<p>② 予測結果</p> <p>a) 水素イオン濃度 <u>コンクリート</u>工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。<u>なお、自主的に設定する基準値については、河川の環境基準等を参考に、民間事業者（工事施工者）決定後に設定する。</u></p> <p>b) 水の濁り <u>工事中の排水</u>は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。 <u>なお、仮設沈砂池については、今後詳細な工事計画において、排出濃度が水質（降雨時）調査の浮遊物質量の最大値（390mg/L）を超えない程度の十分な容量を沈降試験結果等を踏まえて確保していくものとする。</u></p>
547	<p><u>8.5.3.2 環境保全措置</u></p> <p>(1) 工事の実施</p> <p>① 掘削・盛土等の土工 事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・<u>コンクリート</u>工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、<u>河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。</u>

評価書頁	評価書
8.5 水質	
546	<p>② 予測結果</p> <p>a) 水素イオン濃度 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (pH: 5.8～8.6) 内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。</p> <p>b) 水の濁り 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (SS: 200 mg/L) 内になることを確認した上で既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。</p>
547	<p>8.5.3.2 環境保全措置</p> <p>(1) 工事の実施</p> <p>① 掘削・盛土等の土工 事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・工事による排水については、<u>仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (pH=5.8～8.6、SS=200 mg/L)内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。</u>

準備書頁	準備書
8.5 水質	
548	<p>(1) 工事の実施</p> <p>① 掘削・盛土等の土工</p> <p>a) 水素イオン濃度</p> <p>ア. 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p><u>コンクリート</u>工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、<u>河川</u>の環境基準等を参考自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>イ. 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p><u>コンクリート</u>工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、<u>河川</u>の環境基準等を参考自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。</p> <p>b) 水の濁り</p> <p>ア. 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p><u>工事中の排水</u>は、仮設沈砂池等を設け、<u>適正に処理を行ったのち</u>、既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さく、環境への影響は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

評価書頁	評価書
8.5 水質	
548	<p>(1) 工事の実施</p> <p>① 掘削・盛土等の土工</p> <p>a) 水素イオン濃度</p> <p>ア. 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (pH=5.8～8.6) 内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>イ. 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (pH=5.8～8.6) 内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。</p> <p>b) 水の濁り</p> <p>ア. 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (SS=200 mg/L) 内になることを確認した上で既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さく、環境への影響は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

8.6 地盤・土壌

550	<p>表8.6.3 土壌環境の調査地点</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">調査地点</th> <th style="width: 80%;">設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地点1</td> <td>過去の土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地点2</td> <td>事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の地点として設定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地点3</td> <td>土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	設定理由	地点1	過去の土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定	地点2	事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の地点として設定	地点3	土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定
調査地点	設定理由								
地点1	過去の土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定								
地点2	事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の地点として設定								
地点3	土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定								

8.7 地下水の状況及び地下水質

562	<p>表8.7.7 地下水位の調査結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">時期</th> <th style="width: 80%;">地盤面からの深さ (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">春季</td> <td style="text-align: center;">9.11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夏季</td> <td style="text-align: center;">6.64</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">秋季</td> <td style="text-align: center;">7.47</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">冬季</td> <td style="text-align: center;">8.77</td> </tr> </tbody> </table>	時期	地盤面からの深さ (m)	春季	9.11	夏季	6.64	秋季	7.47	冬季	8.77
時期	地盤面からの深さ (m)										
春季	9.11										
夏季	6.64										
秋季	7.47										
冬季	8.77										

8.6 地盤・土壌

550	<p>表8.6.3 土壌環境の調査地点</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">調査地点</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地点 1</td> <td>過去の土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地点 2</td> <td>事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の地点として設定 (地下水位、地下水質の調査地点と同一地点)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地点 3</td> <td>土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	設定理由	地点 1	過去の土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定	地点 2	事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の地点として設定 (地下水位、地下水質の調査地点と同一地点)	地点 3	土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定
調査地点	設定理由								
地点 1	過去の土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定								
地点 2	事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の地点として設定 (地下水位、地下水質の調査地点と同一地点)								
地点 3	土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定								

8.7 地下水の状況及び地下水質

562	<p>表8.7.7 地下水位の調査結果</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">時期</th> <th style="width:20%;">地盤面からの深さ (m)</th> <th style="width:30%;">参考：犬山観測所 (愛知県犬山市栗栖) の木曾川の水位 (m) <small>注)</small></th> <th style="width:30%;">参考：川島大橋観測所 (岐阜県各務原市川島笠田) の木曾川の水位 (m) <small>注)</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">春季</td> <td style="text-align: center;">9.11</td> <td style="text-align: center;"><u>1.92</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-5.98</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夏季</td> <td style="text-align: center;">6.64</td> <td style="text-align: center;"><u>2.07</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-5.52</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">秋季</td> <td style="text-align: center;">7.47</td> <td style="text-align: center;"><u>1.80</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-6.10</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">冬季</td> <td style="text-align: center;">8.77</td> <td style="text-align: center;"><u>1.74</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-6.15</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>注) 「水文水質データベース」(国土交通省ホームページ) より引用</small></p>	時期	地盤面からの深さ (m)	参考：犬山観測所 (愛知県犬山市栗栖) の木曾川の水位 (m) <small>注)</small>	参考：川島大橋観測所 (岐阜県各務原市川島笠田) の木曾川の水位 (m) <small>注)</small>	春季	9.11	<u>1.92</u>	<u>-5.98</u>	夏季	6.64	<u>2.07</u>	<u>-5.52</u>	秋季	7.47	<u>1.80</u>	<u>-6.10</u>	冬季	8.77	<u>1.74</u>	<u>-6.15</u>
時期	地盤面からの深さ (m)	参考：犬山観測所 (愛知県犬山市栗栖) の木曾川の水位 (m) <small>注)</small>	参考：川島大橋観測所 (岐阜県各務原市川島笠田) の木曾川の水位 (m) <small>注)</small>																		
春季	9.11	<u>1.92</u>	<u>-5.98</u>																		
夏季	6.64	<u>2.07</u>	<u>-5.52</u>																		
秋季	7.47	<u>1.80</u>	<u>-6.10</u>																		
冬季	8.77	<u>1.74</u>	<u>-6.15</u>																		

8.9 動物

580	<p>表 8.9.2 調査期間</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width:15%;">調査対象</th> <th style="width:15%;">調査期間</th> <th style="width:70%;">調査実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">ホンドキツネ^{注1)}</td> <td></td> <td>令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和2年1月27日(月)～31日(金) 令和2年2月1日(土)、18日(火)～20日(木) 令和2年3月21日(土)～24日(火) 令和2年4月19日(日)～21日(火)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">猛禽類^{注2)}</td> <td style="vertical-align: top;">1 営巣期</td> <td>平成31年3月1日(金) 平成31年4月2日(火)、4月3日(水) 令和元年5月5日(日)、5月6日(月) 令和元年6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年7月6日(土)、7月7日(日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">繁殖状況調査</td> <td>令和元年6月16日(日) 令和元年7月7日(日)</td> </tr> </tbody> </table>	調査対象	調査期間	調査実施日	ホンドキツネ ^{注1)}		令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和2年1月27日(月)～31日(金) 令和2年2月1日(土)、18日(火)～20日(木) 令和2年3月21日(土)～24日(火) 令和2年4月19日(日)～21日(火)	猛禽類 ^{注2)}	1 営巣期	平成31年3月1日(金) 平成31年4月2日(火)、4月3日(水) 令和元年5月5日(日)、5月6日(月) 令和元年6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年7月6日(土)、7月7日(日)		繁殖状況調査	令和元年6月16日(日) 令和元年7月7日(日)
調査対象	調査期間	調査実施日											
ホンドキツネ ^{注1)}		令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和2年1月27日(月)～31日(金) 令和2年2月1日(土)、18日(火)～20日(木) 令和2年3月21日(土)～24日(火) 令和2年4月19日(日)～21日(火)											
猛禽類 ^{注2)}	1 営巣期	平成31年3月1日(金) 平成31年4月2日(火)、4月3日(水) 令和元年5月5日(日)、5月6日(月) 令和元年6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年7月6日(土)、7月7日(日)											
	繁殖状況調査	令和元年6月16日(日) 令和元年7月7日(日)											

581	<p>表 8.9.3 調査時期の選定根拠</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width:15%;">調査時期</th> <th style="width:15%;">調査対象</th> <th style="width:70%;">根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">その他</td> <td style="vertical-align: top;">3月～7月</td> <td>猛禽類 一般に、造巣は3月から始まり、孵化した幼鳥は7月頃に巣立つことから、繁殖の有無を確認することができる時期である。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">12月～8月</td> <td>ホンドキツネ 一般に、繁殖期(交尾期から巣穴依存期)は12月～5月であり、交尾期から幼獣が巣穴を出る時期にあたる時期である。</td> </tr> </tbody> </table>	調査時期	調査対象	根拠	その他	3月～7月	猛禽類 一般に、造巣は3月から始まり、孵化した幼鳥は7月頃に巣立つことから、繁殖の有無を確認することができる時期である。	12月～8月	ホンドキツネ 一般に、繁殖期(交尾期から巣穴依存期)は12月～5月であり、交尾期から幼獣が巣穴を出る時期にあたる時期である。
調査時期	調査対象	根拠							
その他	3月～7月	猛禽類 一般に、造巣は3月から始まり、孵化した幼鳥は7月頃に巣立つことから、繁殖の有無を確認することができる時期である。							
	12月～8月	ホンドキツネ 一般に、繁殖期(交尾期から巣穴依存期)は12月～5月であり、交尾期から幼獣が巣穴を出る時期にあたる時期である。							

591	<p>b) 鳥類</p> <p>ア. 鳥類 (一般鳥類及び猛禽類)</p> <p>現地調査での確認種一覧は、表 8.9.7(1)、(2)に示すとおりである。</p> <p>現地調査では、15目 <u>35科</u> <u>74種</u>の鳥類が確認された。</p>
-----	--

8.9 動物

580	<p>表 8.9.2 (1) 調査期間</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">調査対象</th> <th style="width:20%;">調査期間</th> <th style="width:65%;">調査実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホンド キツネ^{注1)}</td> <td></td> <td>平成31年 4月27日 (土)、令和元年 5月 5日 (日) 令和元年 7月25日 (木)、7月31日 (水) 令和元年 9月25日 (木)、9月30日 (月) 令和元年12月24日 (火)、25日 (水) 令和 2年 1月 27日 (月)～31日 (金) 令和 2年 2月 1日 (土)、18日 (火)～20日 (木) 令和 2年 3月 21日 (土)～24日 (火) 令和 2年 4月 19日 (日)～21日 (火) 令和 2年 5月 20日 (水)、21日 (木) 令和 2年 6月 24日 (水)～26日 (金) 令和 2年 7月 18日 (土)～22日 (水) 令和 2年 8月18日 (火)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">猛禽類^{注2)}</td> <td>1 営巣期</td> <td>平成31年 3月 1日 (金) 平成31年 4月 2日 (火)、4月 3日 (水) 令和元年 5月 5日 (日)、5月 6日 (月) 令和元年 6月11日 (火)、6月12日 (水) 令和元年 7月 6日 (土)、7月 7日 (日)</td> </tr> <tr> <td>2 営巣期</td> <td>令和 2年 1月 30日 (木)～31日 (金) 令和 2年 2月 24日 (月)～25日 (火) 令和 2年 3月 19日 (木)～20日 (金) 令和 2年 4月 16日 (木)～17日 (金) 令和 2年 5月 15日 (金)～16日 (土) 令和 2年 6月 21日 (日)～22日 (月) 令和 2年 7月 16日 (木)～17日 (金)</td> </tr> <tr> <td>繁殖状況 調査</td> <td>令和元年 6月16日 (日) 令和元年 7月 7日 (日) 令和 2年 6月27日 (土) 令和 2年 7月21日 (火)</td> </tr> </tbody> </table>	調査対象	調査期間	調査実施日	ホンド キツネ ^{注1)}		平成31年 4月27日 (土)、令和元年 5月 5日 (日) 令和元年 7月25日 (木)、7月31日 (水) 令和元年 9月25日 (木)、9月30日 (月) 令和元年12月24日 (火)、25日 (水) 令和 2年 1月 27日 (月)～31日 (金) 令和 2年 2月 1日 (土)、18日 (火)～20日 (木) 令和 2年 3月 21日 (土)～24日 (火) 令和 2年 4月 19日 (日)～21日 (火) 令和 2年 5月 20日 (水)、21日 (木) 令和 2年 6月 24日 (水)～26日 (金) 令和 2年 7月 18日 (土)～22日 (水) 令和 2年 8月18日 (火)	猛禽類 ^{注2)}	1 営巣期	平成31年 3月 1日 (金) 平成31年 4月 2日 (火)、4月 3日 (水) 令和元年 5月 5日 (日)、5月 6日 (月) 令和元年 6月11日 (火)、6月12日 (水) 令和元年 7月 6日 (土)、7月 7日 (日)	2 営巣期	令和 2年 1月 30日 (木)～31日 (金) 令和 2年 2月 24日 (月)～25日 (火) 令和 2年 3月 19日 (木)～20日 (金) 令和 2年 4月 16日 (木)～17日 (金) 令和 2年 5月 15日 (金)～16日 (土) 令和 2年 6月 21日 (日)～22日 (月) 令和 2年 7月 16日 (木)～17日 (金)	繁殖状況 調査	令和元年 6月16日 (日) 令和元年 7月 7日 (日) 令和 2年 6月27日 (土) 令和 2年 7月21日 (火)
調査対象	調査期間	調査実施日												
ホンド キツネ ^{注1)}		平成31年 4月27日 (土)、令和元年 5月 5日 (日) 令和元年 7月25日 (木)、7月31日 (水) 令和元年 9月25日 (木)、9月30日 (月) 令和元年12月24日 (火)、25日 (水) 令和 2年 1月 27日 (月)～31日 (金) 令和 2年 2月 1日 (土)、18日 (火)～20日 (木) 令和 2年 3月 21日 (土)～24日 (火) 令和 2年 4月 19日 (日)～21日 (火) 令和 2年 5月 20日 (水)、21日 (木) 令和 2年 6月 24日 (水)～26日 (金) 令和 2年 7月 18日 (土)～22日 (水) 令和 2年 8月18日 (火)												
猛禽類 ^{注2)}	1 営巣期	平成31年 3月 1日 (金) 平成31年 4月 2日 (火)、4月 3日 (水) 令和元年 5月 5日 (日)、5月 6日 (月) 令和元年 6月11日 (火)、6月12日 (水) 令和元年 7月 6日 (土)、7月 7日 (日)												
	2 営巣期	令和 2年 1月 30日 (木)～31日 (金) 令和 2年 2月 24日 (月)～25日 (火) 令和 2年 3月 19日 (木)～20日 (金) 令和 2年 4月 16日 (木)～17日 (金) 令和 2年 5月 15日 (金)～16日 (土) 令和 2年 6月 21日 (日)～22日 (月) 令和 2年 7月 16日 (木)～17日 (金)												
	繁殖状況 調査	令和元年 6月16日 (日) 令和元年 7月 7日 (日) 令和 2年 6月27日 (土) 令和 2年 7月21日 (火)												

582	<p>表 8.9.3 (2) 調査時期の選定根拠</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">調査時期</th> <th style="width:20%;">調査対象</th> <th style="width:65%;">根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>3月 ～7月</td> <td>猛禽類 一般に、造巣は3月から始まり、孵化した幼鳥は7月頃に巣立つことから、繁殖の有無を確認することができる時期である。</td> </tr> <tr> <td>12月 ～8月</td> <td>ホンドキツネ 一般に、繁殖期(交尾期から巣穴依存期)は12月～5月であり、その後幼獣が分散する時期である。</td> </tr> </tbody> </table>	調査時期	調査対象	根拠	その他	3月 ～7月	猛禽類 一般に、造巣は3月から始まり、孵化した幼鳥は7月頃に巣立つことから、繁殖の有無を確認することができる時期である。	12月 ～8月	ホンドキツネ 一般に、繁殖期(交尾期から巣穴依存期)は12月～5月であり、その後幼獣が分散する時期である。
調査時期	調査対象	根拠							
その他	3月 ～7月	猛禽類 一般に、造巣は3月から始まり、孵化した幼鳥は7月頃に巣立つことから、繁殖の有無を確認することができる時期である。							
	12月 ～8月	ホンドキツネ 一般に、繁殖期(交尾期から巣穴依存期)は12月～5月であり、その後幼獣が分散する時期である。							

592	<p>b) 鳥類</p> <p>ア. 鳥類 (一般鳥類及び猛禽類)</p> <p>現地調査での確認種一覧は、表 8.9.7(1)、(2)に示すとおりである。</p> <p>現地調査では、15目 36科 82種の鳥類が確認された。</p>
-----	--

8.9 動物

表 8.9.7 (1) 鳥類確認種一覧

591

No.	目名	科名	種名	学名	事業実施区域		調査時期					その他調査	猛禽類調査
					内	外	春季	繁殖期	夏季	秋季	冬季		
1	キジ目	キジ科	コジュケイ	<i>Bambusicola thoracicus thoracicus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2			キジ	<i>Phasianus colchicus robustipes</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カモ目	カモ科	マガモ	<i>Anas platyrhynchos platyrhynchos</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4			カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5			コガモ	<i>Anas crecca crecca</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6			ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7			キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8			ミコアイサ	<i>Mergellus albellus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9	カワアイサ	<i>Mergus merganser merganser</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
10	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis poggei</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11			カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus cristatus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12	ハト目	ハト科	キジバト	<i>Streptopelia orientalis orientalis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13			ドバト	<i>Columba livia</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14	カツオドリ目	ウ科	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo hanedae</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax nycticorax</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16			アオサギ	<i>Ardea cinerea jouyi</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
17			ダイサギ	<i>Ardea alba alba</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18	ツル目	クイナ科	オオバン	<i>Fulica atra atra</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
19	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	<i>Cuculus poliocephalus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
20	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	<i>Apus pacificus kurodae</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
21			ヒメアマツバメ	<i>Apus nipalensis kuntzi</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●
22	チドリ目	チドリ科	ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
23			コチドリ	<i>Charadrius dubius curonicus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
24		シギ科	ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
25			クサシギ	<i>Tringa ochropus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
26		カモメ科	ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
27			セグロカモメ	<i>Larus argentatus vegae</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
28	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus haliaetus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
29		タカ科	トビ	<i>Milvus migrans lineatus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
30			ハイタカ	<i>Accipiter nisus nisosimilis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
31			オオタカ	<i>Accipiter gentilis fujiyamae</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
32			サシバ	<i>Butastur indicus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
33	ノスリ	<i>Buteo buteo japonicus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

8.9 動物

表 8.9.7 (1) 鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	学名	事業実施区域		調査時期				その他調査	猛禽類調査	
					内	外	春季	繁殖期	夏季	秋季			冬季
1	キジ目	キジ科	コジュケイ	<i>Bambusicola thoracicus thoracicus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
2			キジ	<i>Phasianus colchicus robustipes</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	カモ目	カモ科	マガモ	<i>Anas platyrhynchos platyrhynchos</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
4			カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
5			コガモ	<i>Anas crecca crecca</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
6			ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
7			キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
8			ミコアイサ	<i>Mergellus albellus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
9			カワアイサ	<i>Mergus merganser merganser</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
10			カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis poggei</i>	●	●	●	●	●	●	●
11					カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus cristatus</i>	●	●	●	●	●	●	●
12	ハト目	ハト科	キジバト	<i>Streptopelia orientalis orientalis</i>	●	●	●	●	●	●	●		
13			ドバト	<i>Columba livia</i>	●	●	●	●	●	●	●		
14	カツオドリ目	ウ科	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo hanedae</i>	●	●	●	●	●	●	●		
15	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax nycticorax</i>	●	●	●	●	●	●	●		
16			アオサギ	<i>Ardea cinerea jouyi</i>	●	●	●	●	●	●	●		
17			ダイサギ	<i>Ardea alba alba</i>	●	●	●	●	●	●	●		
18			チュウサギ	<i>Egretta intermedia intermedia</i>	●	●	●	●	●	●	●		
19	ツル目	クイナ科	オオバン	<i>Fulica atra atra</i>	●	●	●	●	●	●	●		
20	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	<i>Cuculus poliocephalus</i>	●	●	●	●	●	●	●		
21			ツツドリ	<i>Cuculus optatus</i>	●	●	●	●	●	●	●		
22	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	<i>Apus pacificus kurodae</i>	●	●	●	●	●	●	●		
23			ヒメアマツバメ	<i>Apus nipalensis kuntzi</i>	●	●	●	●	●	●	●		
24	チドリ目	チドリ科	ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>	●	●	●	●	●	●	●		
25			イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>	●	●	●	●	●	●	●		
26			コチドリ	<i>Charadrius dubius curonicus</i>	●	●	●	●	●	●	●		
27		シギ科	ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>	●	●	●	●	●	●	●		
28			クサシギ	<i>Tringa ochropus</i>	●	●	●	●	●	●	●		
29			イソシギ	<i>Actitis hypoleucos</i>	●	●	●	●	●	●	●		
30		カモメ科	ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>	●	●	●	●	●	●	●		
31			セグロカモメ	<i>Larus argentatus vegae</i>	●	●	●	●	●	●	●		
32		タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus haliaetus</i>	●	●	●	●	●	●	●	
33	タカ科		トビ	<i>Milvus migrans lineatus</i>	●	●	●	●	●	●	●		
34			ハイタカ	<i>Accipiter nisus nisosimilis</i>	●	●	●	●	●	●	●		
35			オオタカ	<i>Accipiter gentilis fujiyamae</i>	●	●	●	●	●	●	●		
36			サシバ	<i>Butastur indicus</i>	●	●	●	●	●	●	●		
37			ノスリ	<i>Buteo buteo japonicus</i>	●	●	●	●	●	●			

592

8.9 動物

表 8.9.7(2) 鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	学名	事業実施区域		調査時期				その他調査	猛禽類調査	
					内	外	春季	繁殖期	夏季	秋季			冬季
34	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	<i>Alcedo atthis bengalensis</i>	●	●	●					●	
35	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	<i>Dendrocopos kizuki nippon</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
36			アオゲラ	<i>Picus awokera awokera</i>	●	●			●			●	
37	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus interstinctus</i>		●	●					●	
38			ハヤブサ	<i>Falco peregrinus japonensis</i>		●						●	
39	スズメ目	モズ科	モズ	<i>Lanius bucephalus bucephalus</i>	●	●	●		●	●	●	●	
40		カラス科	カケス	<i>Garrulus glandarius japonicus</i>	●	●			●	●			
41			ハシボソガラス	<i>Corvus corone orientalis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
42			ハシトガラス	<i>Corvus macrorhynchos japonensis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
43		シジュウカラ科	ヤマガラ	<i>Poecile varius varius</i>	●	●					●	●	
44			シジュウカラ	<i>Parus minor minor</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
45		ヒバリ科	ヒバリ	<i>Alauda arvensis japonica</i>	●	●	●	●	●			●	
46		ツバメ科	ツバメ	<i>Hirundo rustica gutturalis</i>	●	●			●	●		●	
47			イワツバメ	<i>Delichon dasypus dasypus</i>	●	●						●	
48		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis amaurotis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
49		ウグイス科	ウグイス	<i>Cettia diphone cantans</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
50		エナガ科	エナガ	<i>Aegithalos caudatus trivirgatus</i>	●	●	●			●	●	●	
51		ムシクイ科	エゾムシクイ	<i>Phylloscopus borealoides</i>	●	●	●					●	
52			センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>	●	●	●					●	
53		メジロ科	メジロ	<i>Zosterops japonicus japonicus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
54		ヨシキリ科	オオヨシキリ	<i>Acrocephalus orientalis</i>		●	●					●	
55		レンジャク科	ヒレンジャク	<i>Bombycilla japonica</i>		●						●	
56		ムクドリ科	ムクドリ	<i>Spodiopsar cineraceus</i>	●	●	●	●				●	
57		ヒタキ科	シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>	●	●					●	●	
58			アカハラ	<i>Turdus chrysolaus chrysolaus</i>	●	●						●	
59			ツグミ	<i>Turdus naumanni eunomus</i>	●	●	●				●	●	
60			ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus aureus</i>	●	●					●	●	
61			コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica dauurica</i>		●				●			
62			キビタキ	<i>Ficedula narcissina narcissina</i>	●	●	●	●		●		●	
63		スズメ科	スズメ	<i>Passer montanus saturatus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
64		セキレイ科	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea cinerea</i>	●	●	●	●				●	
65			ハクセキレイ	<i>Motacilla alba lugens</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
66			セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
67			タヒバリ	<i>Anthus rubescens japonicus</i>		●						●	
68		アトリ科	カワラヒワ	<i>Chloris sinica minor</i>	●	●	●	●			●	●	
69			ベニマシコ	<i>Uragus sibiricus sanguinolentus</i>		●						●	
70			ウソ	<i>Pyrrhula pyrrhula griseiventris</i>		●						●	
71			シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes japonicus</i>	●	●						●	
72		ホオジロ科	ホオジロ	<i>Emberiza cioides ciopsis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	
73			カシラダカ	<i>Emberiza rustica latifascia</i>	●	●					●	●	
74			アオジ	<i>Emberiza spodocephala personata</i>	●	●	●				●	●	
計	15 目	35 科		74 種	52 種	70 種	32 種	25 種	25 種	27 種	34 種	60 種	54 種

592

8.9 動物

表 8.9.7 (2) 鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	学名	事業実施区域		調査時期				その他調査	猛禽類調査		
					内	外	春季	繁殖期	夏季	秋季			冬季	
38	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	<i>Alcedo atthis bengalensis</i>	●	●	●		●			●		
39	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	<i>Dendrocopos kizuki nippon</i>	●	●	●	●	●	●	●	●		
40			アカゲラ	<i>Dendrocopos major hondoensis</i>		●							●	
41			アオゲラ	<i>Picus awokera awokera</i>	●	●					●		●	
42	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus interstinctus</i>	●	●	●			●		●		
43			ハヤブサ	<i>Falco peregrinus japonensis</i>		●							●	
44	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus divaricatus</i>		●						●		
45		モズ科	モズ	<i>Lanius bucephalus bucephalus</i>	●	●	●		●	●	●	●		
46	カラス科	カケス	カケス	<i>Garrulus glandarius japonicus</i>	●	●			●	●		●		
47			ハシボソガラス	<i>Corvus corone orientalis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48			ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos japonensis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
49	シジュウカラ科	ヤマガラ	ヤマガラ	<i>Poecile varius varius</i>	●	●					●	●		
50			シジュウカラ	<i>Parus minor minor</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
51	ヒバリ科	ヒバリ	<i>Alauda arvensis japonica</i>	●	●	●	●	●				●		
52	ツバメ科	ツバメ	ツバメ	<i>Hirundo rustica gutturalis</i>	●	●	●	●	●	●		●		
53			イワツバメ	<i>Delichon dasypus dasypus</i>	●	●							●	
54	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis amaurotis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
55	ウグイス科	ウグイス	ウグイス	<i>Cettia diphone cantans</i>	●	●	●	●	●	●	●	●		
56			ヤブサメ	<i>Urosphena squameiceps</i>		●							●	
57	エナガ科	エナガ	<i>Aegithalos caudatus trivirgatus</i>	●	●	●			●	●	●	●		
58	ムシクイ科	エゾムシクイ	エゾムシクイ	<i>Phylloscopus borealoides</i>	●	●	●					●		
59			センダイムシク	<i>Phylloscopus coronatus</i>	●	●	●						●	
60	メジロ科	メジロ	<i>Zosterops japonicus japonicus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
61	ヨシキリ科	オオヨシキリ	<i>Acrocephalus orientalis</i>		●	●						●		
62	レンジャク科	ヒレンジャク	<i>Bombycilla japonica</i>	●	●							●		
63	ムクドリ科	ムクドリ	<i>Spodiopsar cineraceus</i>	●	●		●	●				●		
64	ヒタキ科	シロハラ	シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>	●	●					●	●		
65			アカハラ	<i>Turdus chrysolaus chrysolaus</i>	●	●							●	
66			ツグミ	<i>Turdus naumanni eunomus</i>	●	●	●					●	●	
67			ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus aureus</i>	●	●						●	●	
68			イソヒヨドリ	<i>Monticola solitarius philippensis</i>		●								●
69			コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica dauurica</i>		●					●			●
70			キビタキ	<i>Ficedula narcissina narcissina</i>	●	●	●	●			●			●
71	スズメ科	スズメ	<i>Passer montanus saturatus</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
72	セキレイ科	キセキレイ	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea cinerea</i>	●	●		●				●		
73			ハクセキレイ	<i>Motacilla alba lugens</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
74			セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
75			タヒバリ	<i>Anthus rubescens japonicus</i>		●								●
76	アトリ科	カワラヒワ	カワラヒワ	<i>Chloris sinica minor</i>	●	●	●	●	●		●	●		
77			ベニマシコ	<i>Uragus sibiricus sanguinolentus</i>		●							●	
78			ウソ	<i>Pyrrhula pyrrhula griseiventris</i>		●							●	
79			シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes japonicus</i>	●	●						●	●	
80	ホオジロ科	ホオジロ	ホオジロ	<i>Emberiza cioides ciopsis</i>	●	●	●	●	●	●	●	●		
81			カシラダカ	<i>Emberiza rustica latifascia</i>	●	●					●		●	
82			アオジ	<i>Emberiza spodocephala personata</i>	●	●	●					●	●	
計	15 目	36 科	82 種		57 種	79 種	32 種	25 種	33 種	27 種	34 種	46 種	78 種	

593

準備書頁	準備書																
8.9 動物																	
593	<p>イ. 猛禽類</p> <p>猛禽類調査（営巣場所調査及び繁殖状況調査）により確認された猛禽類は<u>2目3科6種</u>である。確認例数が最も多かった猛禽類はオオタカであり、オオタカは営巣地及び<u>2羽の巣立ち</u>が確認された。</p>																
—	—																
594	<p>c) 昆虫類</p> <p>事業実施区域内では 829 種、事業実施区域外では <u>1,879</u> 種が確認された（詳細は、資料編「資料 7-1 昆虫類確認種一覧」参照）。</p> <p style="text-align: center;">表 8.9.9 昆虫類確認種概要</p> <table border="1" data-bbox="448 1312 1321 1552"> <thead> <tr> <th>目</th> <th>科</th> <th>種</th> <th>主な確認種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トビムシ</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>ムラサキトビムシ、キボシマルトビムシ 等</td> </tr> <tr> <td>トンボ</td> <td>7</td> <td><u>18</u></td> <td>アサヒナカワトンボ、ホンサナエ、ハグロトンボ、ヤブヤンマ、アキアカネ 等</td> </tr> <tr> <td>コウチュウ</td> <td>47</td> <td><u>447</u></td> <td>チビゲンゴロウ、アオゴミムシ、ズグロアカヒメハネカクシ、クルミハムシ、カメノコテントウ、カブトムシ、クヌギシギゾウムシ、ヤマトタムシ 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>一部、省略</p>	目	科	種	主な確認種	トビムシ	4	10	ムラサキトビムシ、キボシマルトビムシ 等	トンボ	7	<u>18</u>	アサヒナカワトンボ、ホンサナエ、ハグロトンボ、ヤブヤンマ、アキアカネ 等	コウチュウ	47	<u>447</u>	チビゲンゴロウ、アオゴミムシ、ズグロアカヒメハネカクシ、クルミハムシ、カメノコテントウ、カブトムシ、クヌギシギゾウムシ、ヤマトタムシ 等
目	科	種	主な確認種														
トビムシ	4	10	ムラサキトビムシ、キボシマルトビムシ 等														
トンボ	7	<u>18</u>	アサヒナカワトンボ、ホンサナエ、ハグロトンボ、ヤブヤンマ、アキアカネ 等														
コウチュウ	47	<u>447</u>	チビゲンゴロウ、アオゴミムシ、ズグロアカヒメハネカクシ、クルミハムシ、カメノコテントウ、カブトムシ、クヌギシギゾウムシ、ヤマトタムシ 等														

8.9 動物

594 イ. 猛禽類
 猛禽類調査（営巣場所調査及び繁殖状況調査）により確認された猛禽類は表 8.9.8 (1)、(2)に示すとおり、2目3科7種である。確認例数が最も多かった猛禽類はオオタカであり、営巣地及び5羽の巣立ち（平成 31 年・令和元年：2羽、令和 2 年：3羽）が確認された。

表 8.9.8 (2) 猛禽類の確認例数（令和 2 年）

No	目 名	科 名	種 名	選定基準					2020 年						
				①	②	③	④	⑤	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
1	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	繁：VU		2	1	2	1			
2		タカ	ハイタカ			NT		準	9	8	7	3			
3			オオタカ			NT	繁：NT/越：NT	準	9	29	22	8	11	31	31
4			サシバ			VU	繁：EN/通：NT	準			1	4	3		
5			ノスリ						6	3	2				1
6	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ								2	2			
7			ハヤブサ		国内	VU	繁：VU/越：NT	準	2			5			2
計	2 目	3 科	7 種		1 種	5 種	4 種	4 種	5 種	4 種	6 種	6 種	2 種	1 種	3 種

注）種名及び配列は「日本鳥類目録第 7 版」（平成 24 年 日本鳥学会）に従った。

595 c) 昆虫類
 事業実施区域内では 829 種、事業実施区域外では 1,880 種が確認された（詳細は、資料編「資料 7 - 1 昆虫類確認種一覧」参照）。

表 8.9.9 昆虫類確認種概要

目	科	種	主な確認種
トビムシ	4	10	フクロムラサキトビムシ、キボシマルトビムシ 等
トンボ	7	19	アサヒナカワトンボ、ホンサナエ、ハグロトンボ、ヤブヤンマ、アキアカネ 等
コウチュウ	47	446	チビゲンゴロウ、アオゴミムシ、ズグロアカヒメハネカクシ、クルマハマシ、カメノコテントウ、カブトムシ、クヌギシギゾウムシ、ヤマトタマムシ 等

一部、省略

8.9 動物

鳥類は、オオタカ、ハヤブサ、センダイムシクイ、コサメビタキ等の 12種が確認された。

表8.9.18 重要な種一覧（鳥類）

No.	目名	科目	種名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			
1	カモ目	カモ科	カワアイサ				越：NT					●	
2	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ					準				●	
3	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD						●	
4		シギ科	ヤマシギ				越：NT					●	
5	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	繁：NT					●	
6		タカ科	ハイタカ			NT		準				●	
7			オオタカ			NT	繁：NT/越：NT	準			●	●	
8			サシバ			VU	繁：EN/通：NT	準			●	●	
9	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	繁：VU/越：NT	準				●	
10	スズメ目	ムシクイ科	センダイムシクイ					準				●	●
11		ヒタキ科	アカハラ				繁：CR					●	●
12			コサメビタキ				繁：NT	準					●
計	6目	9科	12種	0種	1種	6種	8種	7種	0種	0種	4種	12種	

注1) 選定基準の①～⑦は表8.9.16の番号と対応し、当該法令・文献における指定状況を示している。
 注2) 種名及び配列は「日本鳥類目録第7版」(平成24年 日本鳥学会)に従った。

607

昆虫類は、表 8.9.19 に示すとおりノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、ヤマトアシナガバチを含む 10種が確認された。

表8.9.19 重要な種一覧（昆虫類）

No.	目名	科目	種名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			
1	トンボ	トンボ	ノシメトンボ				NT					●	●
計	5目	8科	10種	0種	0種	8種	3種	1種	0種	0種	5種	10種	

一部、省略

8.9 動物

鳥類は、表 8.9.18 に示すとおりオオタカ、ハヤブサ、センダイムシクイ、コサメビタキ等の 16種が確認された。

表 8.9.18 重要な種一覧（鳥類）

No.	目名	科目	種名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	カモ目	カモ科	カワアイサ				越：NT					●
2	カイツブリ	カイツブリ科	カイツブリ					準				●
3	ペリカン目	サギ科	チュウサギ			NT						●
4	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				繁：VU/通：NT					●
5	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD						●
6			イカルチドリ				繁：VU/越：NT					●
7		シギ科	ヤマシギ				越：NT					●
8	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	繁：NT					●
9		タカ科	ハイタカ			NT		準				●
10			オオタカ			NT	繁：NT/越：NT	準			●	●
11			サシバ			VU	繁：EN/通：NT	準			●	●
12	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	繁：VU/越：NT	準				●
13	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU		準				●
14		ムシクイ科	センダイムシクイ					準			●	●
15		ヒタキ科	アカハラ				繁：CR				●	●
16			コサメビタキ				繁：NT	準				●
計	8目	12科	16種	0種	1種	8種	10種	8種	0種	0種	4種	16種

注1) 選定基準の①～⑦は表8.9.16の番号と対応し、当該法令・文献における指定状況を示している。

注2) 種名及び配列は「日本鳥類目録第7版」(平成24年 日本鳥学会)に従った。

608

昆虫類は、表 8.9.19 に示すとおりノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、ヤマトアシナガバチを含む 11種が確認された。

表 8.9.19 重要な種一覧（昆虫類）

No.	目名	科目	種名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	トンボ	モノサシトンボ	グンバイトンボ			NT	EN	準				●
2		トンボ	ノシメトンボ				NT				●	●
計	5目	9科	11種	0種	0種	9種	4種	2種	0種	0種	5種	11種

一部、省略

準備書頁	準備書									
8.9 動物										
610	<p>② 鳥類 なお、事業実施区域外のみで確認された7種の重要種のうち、ヤマシギは冬季に、コサメビタキは秋季の渡りの時期に確認されており、いずれも事業実施区域内の樹林地を利用している可能性はある（詳細は資料編「資料7-2 注目すべき種の概要」参照）。</p>									
611	<p>③ 昆虫類 事業実施区域外のみで確認された4種の重要種のうち、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチはいずれも落葉広葉樹の樹林地を好むことから、事業実施区域内を利用する可能性はある（詳細は資料編「資料7-2 注目すべき種の概要」参照）。</p>									
614	<p style="text-align: center;">表8.9.29 予測対象種</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 857 520 898">区分</th> <th data-bbox="520 857 708 898">種数</th> <th data-bbox="708 857 1366 898">現地で確認された重要な種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 898 520 1003">鳥類</td> <td data-bbox="520 898 708 1003">6目9科12種</td> <td data-bbox="708 898 1366 1003">カワアイサ、カイツブリ、ケリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1003 520 1140">昆虫類</td> <td data-bbox="520 1003 708 1140">5目8科10種</td> <td data-bbox="708 1003 1366 1140">ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種数	現地で確認された重要な種	鳥類	6目9科12種	カワアイサ、カイツブリ、ケリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ	昆虫類	5目8科10種	ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ
区分	種数	現地で確認された重要な種								
鳥類	6目9科12種	カワアイサ、カイツブリ、ケリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ								
昆虫類	5目8科10種	ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ								
615	<p>④ 予測方法 予測方法は、重要な種及び注目すべき生息地について、事業計画における環境配慮事項を踏まえた上で定性的に予測した。</p>									

評価書頁	評価書									
8.9 動物										
611	<p>② 鳥類</p> <p>なお、事業実施区域外のみで確認された <u>12</u> 種の重要種のうち、ヤマシギは冬季に、コサメビタキは秋季の渡りの時期に確認されており、いずれも事業実施区域内の樹林地を利用している可能性はある（詳細は資料編「資料7-2 注目すべき種の概要」参照）。</p>									
612	<p>③ 昆虫類</p> <p>事業実施区域外のみで確認された <u>5</u> 種の重要種のうち、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチはいずれも落葉広葉樹の樹林地を好むことから、事業実施区域内を利用する可能性はある（詳細は資料編「資料7-2 注目すべき種の概要」参照）。</p>									
615	<p style="text-align: center;">表 8.9.29 予測対象種</p> <table border="1" data-bbox="424 837 1347 1158"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 837 523 887">区分</th> <th data-bbox="523 837 699 887">種数</th> <th data-bbox="699 837 1347 887">現地で確認された重要な種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 887 523 1021">鳥類</td> <td data-bbox="523 887 699 1021"><u>8</u> 目 <u>12</u> 科 <u>16</u> 種</td> <td data-bbox="699 887 1347 1021">カワアイサ、カイツブリ、<u>チュウサギ</u>、<u>ツツドリ</u>、ケリ、<u>イカルチドリ</u>、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、<u>サンショウクイ</u>、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1021 523 1158">昆虫類</td> <td data-bbox="523 1021 699 1158"><u>5</u> 目 <u>9</u> 科 <u>11</u> 種</td> <td data-bbox="699 1021 1347 1158">グンバイトンボ、ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、<u>チョウセンゴモクムシ</u>、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種数	現地で確認された重要な種	鳥類	<u>8</u> 目 <u>12</u> 科 <u>16</u> 種	カワアイサ、カイツブリ、 <u>チュウサギ</u> 、 <u>ツツドリ</u> 、ケリ、 <u>イカルチドリ</u> 、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、 <u>サンショウクイ</u> 、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ	昆虫類	<u>5</u> 目 <u>9</u> 科 <u>11</u> 種	グンバイトンボ、ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、 <u>チョウセンゴモクムシ</u> 、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ
区分	種数	現地で確認された重要な種								
鳥類	<u>8</u> 目 <u>12</u> 科 <u>16</u> 種	カワアイサ、カイツブリ、 <u>チュウサギ</u> 、 <u>ツツドリ</u> 、ケリ、 <u>イカルチドリ</u> 、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、 <u>サンショウクイ</u> 、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ								
昆虫類	<u>5</u> 目 <u>9</u> 科 <u>11</u> 種	グンバイトンボ、ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、 <u>チョウセンゴモクムシ</u> 、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ								
616	<p>④ 予測方法</p> <p>予測方法は、重要な種及び注目すべき生息地について、事業計画における環境配慮事項を踏まえた上で定性的に予測した。</p> <p>なお、<u>事業実施区域の東側、西側には、隣接して開発事業が計画（「第7章 7.3 事業実施区域周辺において計画が進められている事業」参照）されていることから、将来の土地利用は未定であるものの、必要に応じて予測に含めることとし、土地が改変されるという想定で予測を行った。</u></p>									

8.9 動物

(2) 予測結果
① 哺乳類

カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、工事にあたっては環境配慮に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。

表8.9.31 確認された重要種の生息状況及び予測結果（哺乳類）

種名	生息状況	予測結果
カヤネズミ	夏季に、事業実施区域外北側の荒れ地に生育する小規模なススキ草地や、河川敷に成立するオギ群落で球巣が確認された。	カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、工事にあたっては施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避けるとともに、低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。

表8.9.32 行動圏解析結果（1営巣期分）

項目	面積等
高利用域の面積	820.2ha
うち、事業実施区域の面積	約3ha
主要な採食地面積	687.0ha
営巣中心域の面積	4.5ha
事業による高利用域の改変率	0.37%

② 鳥類

ケリ、カワアイサ、カイツブリについては、生息環境は事業による改変はなく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施することから、生息環境への影響はないと予測する。

表 8.9.33(1) 確認された重要種の生息状況及び予測結果（鳥類）

種名	生息状況	予測結果
オオタカ	猛禽類調査等で、ほぼ1年をとおして確認された。事業実施区域周辺の樹林地において、営巣が確認された。事業実施区域は行動圏（高利用域）に含まれるが、営巣中心域には該当しない。	事業により行動圏の一部は改変されるものの、営巣中心域は改変されない。採餌環境の一部は改変されるが、行動圏解析の結果、事業により改変される面積は高利用域の0.44%と小さい。さらに、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は小さいと予測する。

8.9 動物

616	<p>(2) 予測結果</p> <p>① 哺乳類</p> <p>カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、工事にあたっては環境配慮に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は<u>極めて小さい</u>と予測する。</p> <p style="text-align: center;">表 8.9.31 確認された重要種の生息状況及び予測結果（哺乳類）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width:15%;">種名</th> <th style="width:35%;">生息状況</th> <th style="width:50%;">予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カヤネズミ</td> <td>夏季に、事業実施区域外北側の荒れ地に生育する小規模なススキ草地や、河川敷に成立するオギ群落で球巣が確認された。</td> <td>カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、工事にあたっては施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避けるとともに、低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は<u>極めて小さい</u>と予測する。</td> </tr> </tbody> </table>	種名	生息状況	予測結果	カヤネズミ	夏季に、事業実施区域外北側の荒れ地に生育する小規模なススキ草地や、河川敷に成立するオギ群落で球巣が確認された。	カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、工事にあたっては施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避けるとともに、低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>極めて小さい</u> と予測する。
種名	生息状況	予測結果					
カヤネズミ	夏季に、事業実施区域外北側の荒れ地に生育する小規模なススキ草地や、河川敷に成立するオギ群落で球巣が確認された。	カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、工事にあたっては施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避けるとともに、低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>極めて小さい</u> と予測する。					

616	<p style="text-align: center;">表 8.9.32 行動圏解析結果</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width:60%;">項目</th> <th style="width:40%;">面積等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高利用域の面積</td> <td style="text-align: center;">820.2ha</td> </tr> <tr> <td>うち、事業実施区域の面積</td> <td style="text-align: center;">約3ha</td> </tr> <tr> <td>主要な採食地面積</td> <td style="text-align: center;">687.0ha</td> </tr> <tr> <td>営巣中心域の面積</td> <td style="text-align: center;">4.5ha</td> </tr> <tr> <td>事業による高利用域の改変率</td> <td style="text-align: center;">0.37%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	面積等	高利用域の面積	820.2ha	うち、事業実施区域の面積	約3ha	主要な採食地面積	687.0ha	営巣中心域の面積	4.5ha	事業による高利用域の改変率	0.37%
項目	面積等												
高利用域の面積	820.2ha												
うち、事業実施区域の面積	約3ha												
主要な採食地面積	687.0ha												
営巣中心域の面積	4.5ha												
事業による高利用域の改変率	0.37%												

617	<p>② 鳥類</p> <p>カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、ケリ、イカルチドリ、サンショウクイについては、生息環境は事業による改変はなく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施することから、生息環境への影響は<u>極めて小さい</u>と予測する。</p> <p style="text-align: center;">表 8.9.33(1) 確認された重要種の生息状況及び予測結果（鳥類）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width:15%;">種名</th> <th style="width:35%;">生息状況</th> <th style="width:50%;">予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オオタカ</td> <td>猛禽類調査等で、ほぼ1年をとおして確認された。事業実施区域周辺の樹林地において、営巣が確認された。事業実施区域は行動圏（高利用域）に含まれるが、営巣中心域には該当しない。</td> <td>事業により行動圏の一部は改変されるものの、営巣中心域は改変されない。採餌環境の一部は改変されるが、行動圏解析の結果、事業により改変される面積は高利用域の0.37%と小さい。さらに、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は<u>極めて小さい</u>と予測する。</td> </tr> </tbody> </table>	種名	生息状況	予測結果	オオタカ	猛禽類調査等で、ほぼ1年をとおして確認された。事業実施区域周辺の樹林地において、営巣が確認された。事業実施区域は行動圏（高利用域）に含まれるが、営巣中心域には該当しない。	事業により行動圏の一部は改変されるものの、営巣中心域は改変されない。採餌環境の一部は改変されるが、行動圏解析の結果、事業により改変される面積は高利用域の0.37%と小さい。さらに、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>極めて小さい</u> と予測する。
種名	生息状況	予測結果					
オオタカ	猛禽類調査等で、ほぼ1年をとおして確認された。事業実施区域周辺の樹林地において、営巣が確認された。事業実施区域は行動圏（高利用域）に含まれるが、営巣中心域には該当しない。	事業により行動圏の一部は改変されるものの、営巣中心域は改変されない。採餌環境の一部は改変されるが、行動圏解析の結果、事業により改変される面積は高利用域の0.37%と小さい。さらに、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>極めて小さい</u> と予測する。					

8.9 動物

617	<p>表 8.9.33(2) 確認された重要種の生息状況及び予測結果（鳥類）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種名</th> <th style="width:30%;">生息状況</th> <th style="width:50%;">予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カワアイサ カイツブリ</td> <td>カワアイサは冬季から春季に、カイツブリはほぼ周年、木曽川で確認された。</td> <td>カワアイサは調査地域周辺を越冬利用しており、湖沼、河川、海岸等に生息し、カイツブリは留鳥として湖沼、河川、湿地等で水草、ヨシ、杭等に浮巣をつくり繁殖する。いずれも潜水して魚類を捕食する。 事業により主要な生息環境と考えられる木曽川及び河川敷直近は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施することから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は<u>ない</u>と予測する。</td> </tr> </tbody> </table>	種名	生息状況	予測結果	カワアイサ カイツブリ	カワアイサは冬季から春季に、カイツブリはほぼ周年、木曽川で確認された。	カワアイサは調査地域周辺を越冬利用しており、湖沼、河川、海岸等に生息し、カイツブリは留鳥として湖沼、河川、湿地等で水草、ヨシ、杭等に浮巣をつくり繁殖する。いずれも潜水して魚類を捕食する。 事業により主要な生息環境と考えられる木曽川及び河川敷直近は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施することから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>ない</u> と予測する。
種名	生息状況	予測結果					
カワアイサ カイツブリ	カワアイサは冬季から春季に、カイツブリはほぼ周年、木曽川で確認された。	カワアイサは調査地域周辺を越冬利用しており、湖沼、河川、海岸等に生息し、カイツブリは留鳥として湖沼、河川、湿地等で水草、ヨシ、杭等に浮巣をつくり繁殖する。いずれも潜水して魚類を捕食する。 事業により主要な生息環境と考えられる木曽川及び河川敷直近は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施することから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>ない</u> と予測する。					

617	<p>③ 昆虫類</p> <p>事業実施区域外で確認されているチョウセンゴモクムシは生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は<u>ない</u>と予測する。</p>
-----	--

618	<p>表 8.9.34 確認された重要種の生息状況及び予測結果（昆虫類）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種名</th> <th style="width:30%;">生息状況</th> <th style="width:50%;">予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チョウセンゴモクムシ</td> <td>チョウセンゴモクムシは河川敷の砂地で確認された。</td> <td>湿潤な砂地を好み、事業により主要な生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は<u>ない</u>と予測する。</td> </tr> </tbody> </table>	種名	生息状況	予測結果	チョウセンゴモクムシ	チョウセンゴモクムシは河川敷の砂地で確認された。	湿潤な砂地を好み、事業により主要な生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>ない</u> と予測する。
種名	生息状況	予測結果					
チョウセンゴモクムシ	チョウセンゴモクムシは河川敷の砂地で確認された。	湿潤な砂地を好み、事業により主要な生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>ない</u> と予測する。					

618	<p>④ 両生類</p> <p>トノサマガエルの生息地は事業により改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は<u>ない</u>と予測する。</p>
-----	--

619	<p>表 8.9.35 確認された重要種の生息状況及び予測結果（両生類）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種名</th> <th style="width:30%;">生息状況</th> <th style="width:50%;">予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トノサマガエル</td> <td>夏季から秋季に木曽川河岸や河畔林内で確認された他、秋季には乾燥した畑地内の水桶内で確認された。</td> <td>事業実施区域内での確認例はなく、また、確認地点の水域と事業実施区域は連続していないことから事業による影響は<u>ない</u>と予測する。</td> </tr> </tbody> </table>	種名	生息状況	予測結果	トノサマガエル	夏季から秋季に木曽川河岸や河畔林内で確認された他、秋季には乾燥した畑地内の水桶内で確認された。	事業実施区域内での確認例はなく、また、確認地点の水域と事業実施区域は連続していないことから事業による影響は <u>ない</u> と予測する。
種名	生息状況	予測結果					
トノサマガエル	夏季から秋季に木曽川河岸や河畔林内で確認された他、秋季には乾燥した畑地内の水桶内で確認された。	事業実施区域内での確認例はなく、また、確認地点の水域と事業実施区域は連続していないことから事業による影響は <u>ない</u> と予測する。					

8.9 動物

表 8.9.33 (2) 確認された重要種の生息状況及び予測結果（鳥類）

種名	生息状況	予測結果
カワアイサ カイツブリ	カワアイサは冬季から春季に、カイツブリはほぼ周年、木曽川で確認された。	カワアイサは調査地域周辺を越冬利用しており、湖沼、河川、海岸等に生息し、カイツブリは留鳥として湖沼、河川、湿地等で水草、ヨシ、杭等に浮巣をつくり繁殖する。いずれも潜水して魚類を捕食する。 事業により主要な生息環境と考えられる木曽川及び河川敷直近は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施することから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
チュウサギ ツツドリ イカルチドリ サンショウクイ	猛禽類調査時に、岐阜県側の上空や伊木山付近、木曽川で確認された。	ツツドリやサンショウクイは樹林地や山地等に、チュウサギやイカルチドリは水田や湿地等の水辺に生息する種である。 これらはいずれも事業により主要な生息環境は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施することから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

618

③ 昆虫類
事業実施区域外で確認されているグンバイトンボ及びチョウセンゴモクムシは生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

表 8.9.34 確認された重要種の生息状況及び予測結果（昆虫類）

種名	生息状況	予測結果
グンバイトンボ チョウセンゴモクムシ	グンバイトンボは河川敷の水際で、チョウセンゴモクムシは河川敷の砂地で確認された。	グンバイトンボは水際で流れが緩やかな場所を、チョウセンゴモクムシは湿潤な砂地を好み、事業により主要な生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>極めて小さい</u> と予測する。

620

④ 両生類
トノサマガエルの生息地は事業により改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

表 8.9.35 確認された重要種の生息状況及び予測結果（両生類）

種名	生息状況	予測結果
トノサマガエル	夏季から秋季に木曽川河岸や河畔林内で確認された他、秋季には乾燥した畑地内の水桶内で確認された。	事業実施区域内での確認例はなく、また、確認地点の水域と事業実施区域は連続していないことから事業による影響は <u>極めて小さい</u> と予測する。

8.9 動物

620

⑥ 陸産貝類
 ウメムラシタラガイとピロウドマイマイの確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。

表 8.9.37 確認された重要種の生息状況及び予測結果（陸産貝類）

種名	生息状況	予測結果
ウメムラシタラガイ	夏季に事業実施区域外の落葉広葉樹林で3個体、冬季に事業実施区域外の草地縁や落葉広葉樹林で5個体、落葉広葉樹の残る篠地で1個体が確認された。いずれも湿度が保たれた樹林地及びその付近の林床で確認された。	確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>ない</u> と予測する。
ピロウドマイマイ	夏季に事業実施区域外の落葉広葉樹林で4個体、冬季に事業実施区域外のクズ群落で1個体、落葉広葉樹の残る篠地で1個体が確認された。いずれも湿度が保たれた樹林地及びその付近の林床で確認された。	確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>ない</u> と予測する。

622

表 8.9.40 施設の存在に伴う鳥類への影響に係る予測結果

分類群	予測結果
鳥類	カワアイサ、カイツブリは、生息環境が事業実施区域から離れており、事業による改変はないことから、施設の存在による生息地の減少、分断は <u>ない</u> と予測する。

622

表 8.9.41 施設の存在に伴う昆虫類への影響に係る予測結果

分類群	予測結果
昆虫類	チョウセンゴモクムシは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は <u>ない</u> と予測する。

8.9 動物

621

⑥ 陸産貝類

ウメムラシタラガイとピロウドマイマイの確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

表 8.9.37 確認された重要種の生息状況及び予測結果（陸産貝類）

種名	生息状況	予測結果
ウメムラシタラガイ	夏季に事業実施区域外の落葉広葉樹林で3個体、冬季に事業実施区域外の草地縁や落葉広葉樹林で5個体、落葉広葉樹の残る篠地で1個体が確認された。いずれも湿度が保たれた樹林地及びその付近の林床で確認された。	確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>極めて小さい</u> と予測する。
ピロウドマイマイ	夏季に事業実施区域外の落葉広葉樹林で4個体、冬季に事業実施区域外のクズ群落で1個体、落葉広葉樹の残る篠地で1個体が確認された。いずれも湿度が保たれた樹林地及びその付近の林床で確認された。	確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は <u>極めて小さい</u> と予測する。

623

表 8.9.40 施設の存在に伴う鳥類への影響に係る予測結果

分類群	予測結果
鳥類	カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、イカルチドリ、サンショウクイは、生息環境が事業実施区域から離れており、事業による改変はないことから、施設の存在による生息地の減少、分断はないと予測する。

623

表 8.9.41 施設の存在に伴う昆虫類への影響に係る予測結果

分類群	予測結果
昆虫類	ゲンバイトンボやチョウセンゴモクムシは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は <u>極めて小さい</u> と予測する。

8.9 動物	
--------	--

622	<p style="text-align: center;">表 8.9.42 施設の存在に伴う両生類への影響に係る予測結果</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%; padding: 5px;">分類群</th> <th style="padding: 5px;">予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">両生類</td> <td style="padding: 5px;">トノサマガエルは、事業により生息環境は改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による生息環境への影響はないと予測する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類群	予測結果	両生類	トノサマガエルは、事業により生息環境は改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による生息環境への影響はないと予測する。
分類群	予測結果				
両生類	トノサマガエルは、事業により生息環境は改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による生息環境への影響はないと予測する。				

623	<p style="text-align: center;">表 8.9.44 施設の存在に伴う陸産貝類への影響に係る予測結果</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%; padding: 5px;">分類群</th> <th style="padding: 5px;">予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">陸産貝類</td> <td style="padding: 5px;">ウメムラシタラガイとピロウドマイマイは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響はないと予測する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類群	予測結果	陸産貝類	ウメムラシタラガイとピロウドマイマイは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響はないと予測する。
分類群	予測結果				
陸産貝類	ウメムラシタラガイとピロウドマイマイは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響はないと予測する。				

624	<p>8.9.3.2 環境保全措置</p> <p>(1) 工事の実施</p> <p>① 建設機械の稼働等</p> <p>事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 建設機械は、<u>可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用する。</u> ・ 仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する。
-----	---

625	<p>② 掘削・盛土等の土工</p> <p>事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・ <u>コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、<u>河川</u>の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。</u>
-----	--

評価書頁	評価書				
8.9 動物					
623	<p style="text-align: center;">表 8.9.42 施設の存在に伴う両生類への影響に係る予測結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">分類群</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両生類</td> <td>トノサマガエルは、事業により生息環境は改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類群	予測結果	両生類	トノサマガエルは、事業により生息環境は改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
分類群	予測結果				
両生類	トノサマガエルは、事業により生息環境は改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。				
624	<p style="text-align: center;">表 8.9.44 施設の存在に伴う陸産貝類への影響に係る予測結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">分類群</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>ウメムラシタラガイとピロウドマイマイは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類群	予測結果	陸産貝類	ウメムラシタラガイとピロウドマイマイは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。
分類群	予測結果				
陸産貝類	ウメムラシタラガイとピロウドマイマイは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。				
625	<p>8.9.3.2 環境保全措置</p> <p>(1) 工事の実施</p> <p>① 建設機械の稼働等</p> <p>事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 建設機械は、<u>低騒音型の建設機械を使用することを基本とし、低振動型の建設機械についても可能な限り使用する。</u> ・ 仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する。 				
626	<p>② 掘削・盛土等の土工</p> <p>事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・ 工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (<u>pH=5.8~8.6、SS=200 mg/L</u>) 内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。 				

8.9 動物	
--------	--

626	<p style="text-align: center;">表 8.9.47 環境保全措置（施設の存在）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="width:30%; padding: 5px;">環境保全に関する措置</th> <th style="width:15%; padding: 5px;">事業主体</th> <th style="width:20%; padding: 5px;">効果及び措置による環境の変化</th> <th style="width:15%; padding: 5px;">不確実性の程度</th> <th style="width:20%; padding: 5px;">措置に伴い生ずるおそれのある影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の設置等の対策により、夜行性動物類の活動や生態系の攪乱防止に努める。</td> <td style="padding: 5px;">事業者</td> <td style="padding: 5px;">動物全般への影響の低減が期待される。</td> <td style="padding: 5px;">小さいと考える。</td> <td style="padding: 5px;">特になし。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響	施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の設置等の対策により、夜行性動物類の活動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	動物全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。
環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響							
施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の設置等の対策により、夜行性動物類の活動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	動物全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。							

627	<p>8.9.3.3 評価結果</p> <p>(1) 工事の実施 オオタカ以外の重要な動物については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さい、<u>または影響はない</u>と判断する。</p> <p>(2) 施設の存在 オオタカ以外の重要な動物等については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、施設の上空または周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、地形改変並びに施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さい、<u>またはない</u>と判断する。</p>
-----	---

8.10 植物	
---------	--

654	<p>④ 予測方法 予測方法は、重要な種及び群落について、事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測とした。</p>
-----	--

8.9 動物

627	<p>表 8.9.47 環境保全措置（施設の存在）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">環境保全に関する措置</th> <th style="width:10%;">事業主体</th> <th style="width:20%;">効果及び措置による環境の変化</th> <th style="width:15%;">不確実性の程度</th> <th style="width:25%;">措置に伴い生ずるおそれのある影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。</td> <td style="text-align: center;">事業者</td> <td>動物全般への影響の低減が期待される。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響	施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	動物全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。
環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響							
施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	動物全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。							

628	<p>8.9.3.3 評価結果</p> <p>(1) 工事の実施 オオタカ以外の重要な動物については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、<u>影響は極めて小さい</u>と判断する。</p> <p>(2) 施設の存在 オオタカ以外の重要な動物等については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、施設の上空または周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、地形改変並びに施設の存在による生息地の減少、分断による影響は<u>極めて小さい</u>と判断する。</p>
-----	--

8.10 植物

654	<p>④ 予測方法 予測方法は、重要な種及び群落について、事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測とした。<u>なお、事業実施区域の東側、西側には、隣接して開発事業が計画（「第7章7.3 事業実施区域周辺において計画が進められている事業」参照）されていることから、将来の土地利用は未定であるものの、可能な範囲で予測に含めることとし、土地が改変されるという想定で予測を行った。</u></p>
-----	--

8.11 生態系

678	<p style="text-align: center;">表 8.11.7 調査期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">注目種</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">現地調査期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">上位性</td> <td style="text-align: center;">ホンドキツネ</td> <td colspan="2"> 平成31年 4月27日(土)、令和元年 5月 5日(日) 令和元年 7月25日(木)、7月31日(水) 令和元年 9月25日(木)、9月30日(月) 令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和 2年 1月 27日(月)～31日(金) 令和 2年 2月 1日(土)、18日(火)～20日(木) 令和 2年 3月 21日(土)～24日(火) 令和 2年 4月 19日(日)～21日(火) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オオタカ</td> <td style="text-align: center;">1 営巣期</td> <td> 平成31年 3月 1日(金) 平成31年 4月 2日(火)、4月 3日(水) 令和元年 5月 5日(日)、5月 6日(月) 令和元年 6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年 7月 6日(土)、7月 7日(日) </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">繁殖状況調査</td> <td> 令和元年 6月16日(日) 令和元年 7月 7日(日) </td> </tr> </tbody> </table>	区分	注目種	現地調査期間		上位性	ホンドキツネ	平成31年 4月27日(土)、令和元年 5月 5日(日) 令和元年 7月25日(木)、7月31日(水) 令和元年 9月25日(木)、9月30日(月) 令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和 2年 1月 27日(月)～31日(金) 令和 2年 2月 1日(土)、18日(火)～20日(木) 令和 2年 3月 21日(土)～24日(火) 令和 2年 4月 19日(日)～21日(火)		オオタカ	1 営巣期	平成31年 3月 1日(金) 平成31年 4月 2日(火)、4月 3日(水) 令和元年 5月 5日(日)、5月 6日(月) 令和元年 6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年 7月 6日(土)、7月 7日(日)			繁殖状況調査	令和元年 6月16日(日) 令和元年 7月 7日(日)
区分	注目種	現地調査期間														
上位性	ホンドキツネ	平成31年 4月27日(土)、令和元年 5月 5日(日) 令和元年 7月25日(木)、7月31日(水) 令和元年 9月25日(木)、9月30日(月) 令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和 2年 1月 27日(月)～31日(金) 令和 2年 2月 1日(土)、18日(火)～20日(木) 令和 2年 3月 21日(土)～24日(火) 令和 2年 4月 19日(日)～21日(火)														
	オオタカ	1 営巣期	平成31年 3月 1日(金) 平成31年 4月 2日(火)、4月 3日(水) 令和元年 5月 5日(日)、5月 6日(月) 令和元年 6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年 7月 6日(土)、7月 7日(日)													
		繁殖状況調査	令和元年 6月16日(日) 令和元年 7月 7日(日)													

679	<p style="text-align: center;">表 8.11.8 注目種の生態等と生息・生育状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">種名</th> <th style="width: 45%;">生態</th> <th style="width: 30%;">生息・生育状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">上位性</td> <td style="text-align: center;">オオタカ</td> <td> 全長は、雄で約50cm、雌では約56cmであるが、 個体差が目立つ。成鳥では上面が灰褐色、下面 が白色で褐色の横斑がある。雌は褐色味が強く、 雄は青味があることが多い。 留鳥として九州以北に分布するが、四国・九州 では少ない。平地から山地の樹林地に生息し、 主として鳥類を捕食する。針葉樹の大径高木に 多く営巣し、外敵が接近すると、ケッケツ…キ ョッキョッキョツ…と警戒声を発する。 </td> <td> 猛禽類調査等で、ほぼ周年確認さ れ、事業実施区域周辺の樹林地で 営巣が確認されて、繁殖に成功 し、<u>2羽</u>の幼鳥の巣立ちを確認し た。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	種名	生態	生息・生育状況	上位性	オオタカ	全長は、雄で約50cm、雌では約56cmであるが、 個体差が目立つ。成鳥では上面が灰褐色、下面 が白色で褐色の横斑がある。雌は褐色味が強く、 雄は青味があることが多い。 留鳥として九州以北に分布するが、四国・九州 では少ない。平地から山地の樹林地に生息し、 主として鳥類を捕食する。針葉樹の大径高木に 多く営巣し、外敵が接近すると、ケッケツ…キ ョッキョッキョツ…と警戒声を発する。	猛禽類調査等で、ほぼ周年確認さ れ、事業実施区域周辺の樹林地で 営巣が確認されて、繁殖に成功 し、 <u>2羽</u> の幼鳥の巣立ちを確認し た。
区分	種名	生態	生息・生育状況						
上位性	オオタカ	全長は、雄で約50cm、雌では約56cmであるが、 個体差が目立つ。成鳥では上面が灰褐色、下面 が白色で褐色の横斑がある。雌は褐色味が強く、 雄は青味があることが多い。 留鳥として九州以北に分布するが、四国・九州 では少ない。平地から山地の樹林地に生息し、 主として鳥類を捕食する。針葉樹の大径高木に 多く営巣し、外敵が接近すると、ケッケツ…キ ョッキョッキョツ…と警戒声を発する。	猛禽類調査等で、ほぼ周年確認さ れ、事業実施区域周辺の樹林地で 営巣が確認されて、繁殖に成功 し、 <u>2羽</u> の幼鳥の巣立ちを確認し た。						

8.11 生態系

678	<p>表 8.11.7 調査期間</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:20%;">注目種</th> <th style="width:70%;">現地調査期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">上位性</td> <td style="vertical-align: top;">ホンドキツネ</td> <td>平成31年4月27日(土)、令和元年5月5日(日) 令和元年7月25日(木)、7月31日(水) 令和元年9月25日(木)、9月30日(月) 令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和2年1月27日(月)～31日(金) 令和2年2月1日(土)、18日(火)～20日(木) 令和2年3月21日(土)～24日(火) 令和2年4月19日(日)～21日(火) 令和2年5月20日(水)、21日(木) 令和2年6月24日(水)～26日(金) 令和2年7月18日(土)～22日(水) 令和2年8月18日(火)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">オオタカ</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">1 営巣期</td> <td>平成31年3月1日(金) 平成31年4月2日(火)、4月3日(水) 令和元年5月5日(日)、5月6日(月) 令和元年6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年7月6日(土)、7月7日(日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 営巣期</td> <td>令和2年1月30日(木)～31日(金) 令和2年2月24日(月)～25日(火) 令和2年3月19日(木)～20日(金) 令和2年4月16日(木)～17日(金) 令和2年5月15日(金)～16日(土) 令和2年6月21日(日)～22日(月) 令和2年7月16日(木)～17日(金)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繁殖状況調査</td> <td>令和元年6月16日(日) 令和元年7月7日(日) 令和2年6月27日(土) 令和2年7月21日(火)</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	注目種	現地調査期間	上位性	ホンドキツネ	平成31年4月27日(土)、令和元年5月5日(日) 令和元年7月25日(木)、7月31日(水) 令和元年9月25日(木)、9月30日(月) 令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和2年1月27日(月)～31日(金) 令和2年2月1日(土)、18日(火)～20日(木) 令和2年3月21日(土)～24日(火) 令和2年4月19日(日)～21日(火) 令和2年5月20日(水)、21日(木) 令和2年6月24日(水)～26日(金) 令和2年7月18日(土)～22日(水) 令和2年8月18日(火)	オオタカ	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">1 営巣期</td> <td>平成31年3月1日(金) 平成31年4月2日(火)、4月3日(水) 令和元年5月5日(日)、5月6日(月) 令和元年6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年7月6日(土)、7月7日(日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 営巣期</td> <td>令和2年1月30日(木)～31日(金) 令和2年2月24日(月)～25日(火) 令和2年3月19日(木)～20日(金) 令和2年4月16日(木)～17日(金) 令和2年5月15日(金)～16日(土) 令和2年6月21日(日)～22日(月) 令和2年7月16日(木)～17日(金)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繁殖状況調査</td> <td>令和元年6月16日(日) 令和元年7月7日(日) 令和2年6月27日(土) 令和2年7月21日(火)</td> </tr> </table>	1 営巣期	平成31年3月1日(金) 平成31年4月2日(火)、4月3日(水) 令和元年5月5日(日)、5月6日(月) 令和元年6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年7月6日(土)、7月7日(日)	2 営巣期	令和2年1月30日(木)～31日(金) 令和2年2月24日(月)～25日(火) 令和2年3月19日(木)～20日(金) 令和2年4月16日(木)～17日(金) 令和2年5月15日(金)～16日(土) 令和2年6月21日(日)～22日(月) 令和2年7月16日(木)～17日(金)	繁殖状況調査	令和元年6月16日(日) 令和元年7月7日(日) 令和2年6月27日(土) 令和2年7月21日(火)
区分	注目種	現地調査期間													
上位性	ホンドキツネ	平成31年4月27日(土)、令和元年5月5日(日) 令和元年7月25日(木)、7月31日(水) 令和元年9月25日(木)、9月30日(月) 令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和2年1月27日(月)～31日(金) 令和2年2月1日(土)、18日(火)～20日(木) 令和2年3月21日(土)～24日(火) 令和2年4月19日(日)～21日(火) 令和2年5月20日(水)、21日(木) 令和2年6月24日(水)～26日(金) 令和2年7月18日(土)～22日(水) 令和2年8月18日(火)													
	オオタカ	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">1 営巣期</td> <td>平成31年3月1日(金) 平成31年4月2日(火)、4月3日(水) 令和元年5月5日(日)、5月6日(月) 令和元年6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年7月6日(土)、7月7日(日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 営巣期</td> <td>令和2年1月30日(木)～31日(金) 令和2年2月24日(月)～25日(火) 令和2年3月19日(木)～20日(金) 令和2年4月16日(木)～17日(金) 令和2年5月15日(金)～16日(土) 令和2年6月21日(日)～22日(月) 令和2年7月16日(木)～17日(金)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繁殖状況調査</td> <td>令和元年6月16日(日) 令和元年7月7日(日) 令和2年6月27日(土) 令和2年7月21日(火)</td> </tr> </table>	1 営巣期	平成31年3月1日(金) 平成31年4月2日(火)、4月3日(水) 令和元年5月5日(日)、5月6日(月) 令和元年6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年7月6日(土)、7月7日(日)	2 営巣期	令和2年1月30日(木)～31日(金) 令和2年2月24日(月)～25日(火) 令和2年3月19日(木)～20日(金) 令和2年4月16日(木)～17日(金) 令和2年5月15日(金)～16日(土) 令和2年6月21日(日)～22日(月) 令和2年7月16日(木)～17日(金)	繁殖状況調査	令和元年6月16日(日) 令和元年7月7日(日) 令和2年6月27日(土) 令和2年7月21日(火)							
1 営巣期	平成31年3月1日(金) 平成31年4月2日(火)、4月3日(水) 令和元年5月5日(日)、5月6日(月) 令和元年6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年7月6日(土)、7月7日(日)														
2 営巣期	令和2年1月30日(木)～31日(金) 令和2年2月24日(月)～25日(火) 令和2年3月19日(木)～20日(金) 令和2年4月16日(木)～17日(金) 令和2年5月15日(金)～16日(土) 令和2年6月21日(日)～22日(月) 令和2年7月16日(木)～17日(金)														
繁殖状況調査	令和元年6月16日(日) 令和元年7月7日(日) 令和2年6月27日(土) 令和2年7月21日(火)														

679	<p>表 8.11.8 注目種の生態等と生息・生育状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:15%;">種名</th> <th style="width:45%;">生態</th> <th style="width:30%;">生息・生育状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">上位性</td> <td style="vertical-align: top;">オオタカ</td> <td>全長は、雄で約50cm、雌では約56cmであるが、 個体差が目立つ。成鳥では上面が灰褐色、下面 が白色で褐色の横斑がある。雌は褐色味が強く、 雄は青味があることが多い。 留鳥として九州以北に分布するが、四国・九州 では少ない。平地から山地の樹林地に生息し、 主として鳥類を捕食する。針葉樹の大径高木に 多く営巣し、外敵が接近すると、ケツケツ…キ ョッキョッキョツ…と警戒声を発する。</td> <td>猛禽類調査等で、ほぼ周年確認さ れ、事業実施区域周辺の樹林地で営 巣が確認されて、繁殖に成功し、<u>5</u> <u>羽</u>(平成31年・令和元年：2羽、 令和2年：3羽)の幼鳥の巣立ちを 確認した。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種名	生態	生息・生育状況	上位性	オオタカ	全長は、雄で約50cm、雌では約56cmであるが、 個体差が目立つ。成鳥では上面が灰褐色、下面 が白色で褐色の横斑がある。雌は褐色味が強く、 雄は青味があることが多い。 留鳥として九州以北に分布するが、四国・九州 では少ない。平地から山地の樹林地に生息し、 主として鳥類を捕食する。針葉樹の大径高木に 多く営巣し、外敵が接近すると、ケツケツ…キ ョッキョッキョツ…と警戒声を発する。	猛禽類調査等で、ほぼ周年確認さ れ、事業実施区域周辺の樹林地で営 巣が確認されて、繁殖に成功し、 <u>5</u> <u>羽</u> (平成31年・令和元年：2羽、 令和2年：3羽)の幼鳥の巣立ちを 確認した。
区分	種名	生態	生息・生育状況						
上位性	オオタカ	全長は、雄で約50cm、雌では約56cmであるが、 個体差が目立つ。成鳥では上面が灰褐色、下面 が白色で褐色の横斑がある。雌は褐色味が強く、 雄は青味があることが多い。 留鳥として九州以北に分布するが、四国・九州 では少ない。平地から山地の樹林地に生息し、 主として鳥類を捕食する。針葉樹の大径高木に 多く営巣し、外敵が接近すると、ケツケツ…キ ョッキョッキョツ…と警戒声を発する。	猛禽類調査等で、ほぼ周年確認さ れ、事業実施区域周辺の樹林地で営 巣が確認されて、繁殖に成功し、 <u>5</u> <u>羽</u> (平成31年・令和元年：2羽、 令和2年：3羽)の幼鳥の巣立ちを 確認した。						

8.11 生態系

684

表 8.11.11 ホンドキツネ（自動撮影法）の調査日数

調査期間 地点番号	平成 31 年	令和元年				令和 2 年		
	4 月 27 日 ～5 月 5 日	7 月 25 日 ～7 月 31 日	9 月 25 日 ～9 月 30 日	12 月 24 日 ～1 月 27 日	1 月 28 日 ～2 月 18 日	2 月 19 日 ～3 月 21 日	3 月 22 日 ～4 月 19 日	
1	9	7	6	34	22	32	29	
2	9	7	6	—	9	—	—	
3	9	7	6	—	9	—	—	
4	9	7	6	34	22	32	29	
5	—	—	—	—	22	32	29	
6	—	—	—	—	22	31	注 2	
7	—	—	—	—	22	32	29	
8	—	—	—	—	22	32	29	
9	—	—	—	—	22	32	注 1	
10	—	—	—	34	22	32	29	
11	—	—	—	34	注 2	32	注 2	
12	—	—	—	34	22	32	29	

注 1) 機器不良のため記録なし

注 2) 機器水没、設置箇所状況により記録なし

685

イ. 餌動物の行動範囲

営巣地の巣穴近くには、キュウシュウノウサギやノネコ（子猫を含む）の頭蓋骨等が見られた。いずれも、自動撮影法では複数回撮影されており、キュウシュウノウサギは事業実施区域に隣接する耕作地で足跡が確認された他は河川敷での確認であった。

8.11 生態系

表 8.11.11(1) ホンドキツネ（自動撮影法）の調査日数

調査期間 地点番号	平成 31 年	令和元年		
	4月27日 ～5月5日	7月25日 ～7月31日	9月25日 ～9月30日	12月24日 ～1月27日
1	9	7	6	34
2 注1)	9	7	6	—
3 注1)	9	7	6	—
4	9	7	6	34
5	—	—	—	—
6	—	—	—	—
7	—	—	—	—
8	—	—	—	—
9	—	—	—	—
10	—	—	—	34
11	—	—	—	34
12	—	—	—	34

685

表 8.11.11(2) ホンドキツネ（自動撮影法）の調査日数

調査期間 地点番号	令和2年						
	1月28日 ～2月18日	2月19日 ～3月21日	3月22日 ～4月19日	4月19日 ～5月20日	5月20日 ～6月26日	6月26日 ～7月18日	7月18日 ～8月18日
1	22	32	29	31	37	23	30
2 注1)	9	—	—	—	—	—	—
3 注1)	9	—	—	—	—	—	—
4	22	32	29	0	35	2	31
5	22	32	29	31	37	35	31
6 注2)	22	31	—	—	—	—	—
7	22	32	29	31	37	0	31
8	22	32	29	0	37	1	31
9	22	32	注3	31	37	0	31
10	22	32	29	0	37	3	31
11	注2	32	注4	0	37	3	31
12	22	32	29	0	37	5	31

注1) 動物四季調査での調査地点であり、ホンドキツネの行動範囲を把握するための地点としては十分な情報が取得できたことから、追加調査では調査対象外とした。

注2) 設置箇所状況の変化等により、追加調査では調査対象外とした。

注3) 機器不良のため記録なし

注4) 機器水没、設置箇所状況により記録なし

686

イ. 餌動物の行動範囲

営巣地の巣穴近くには、キュウシュウノウサギやノネコ（子猫を含む）の頭蓋骨等が見られた。いずれも、自動撮影法では複数回撮影されており、キュウシュウノウサギは事業実施区域に隣接する耕作地で足跡が確認された他は河川敷での確認であったことから、ホンドキツネの餌動物の行動範囲は事業実施区域及びその周辺のホンドキツネの行動範囲全体に広がっていると考えられる。

8.11 生態系

686

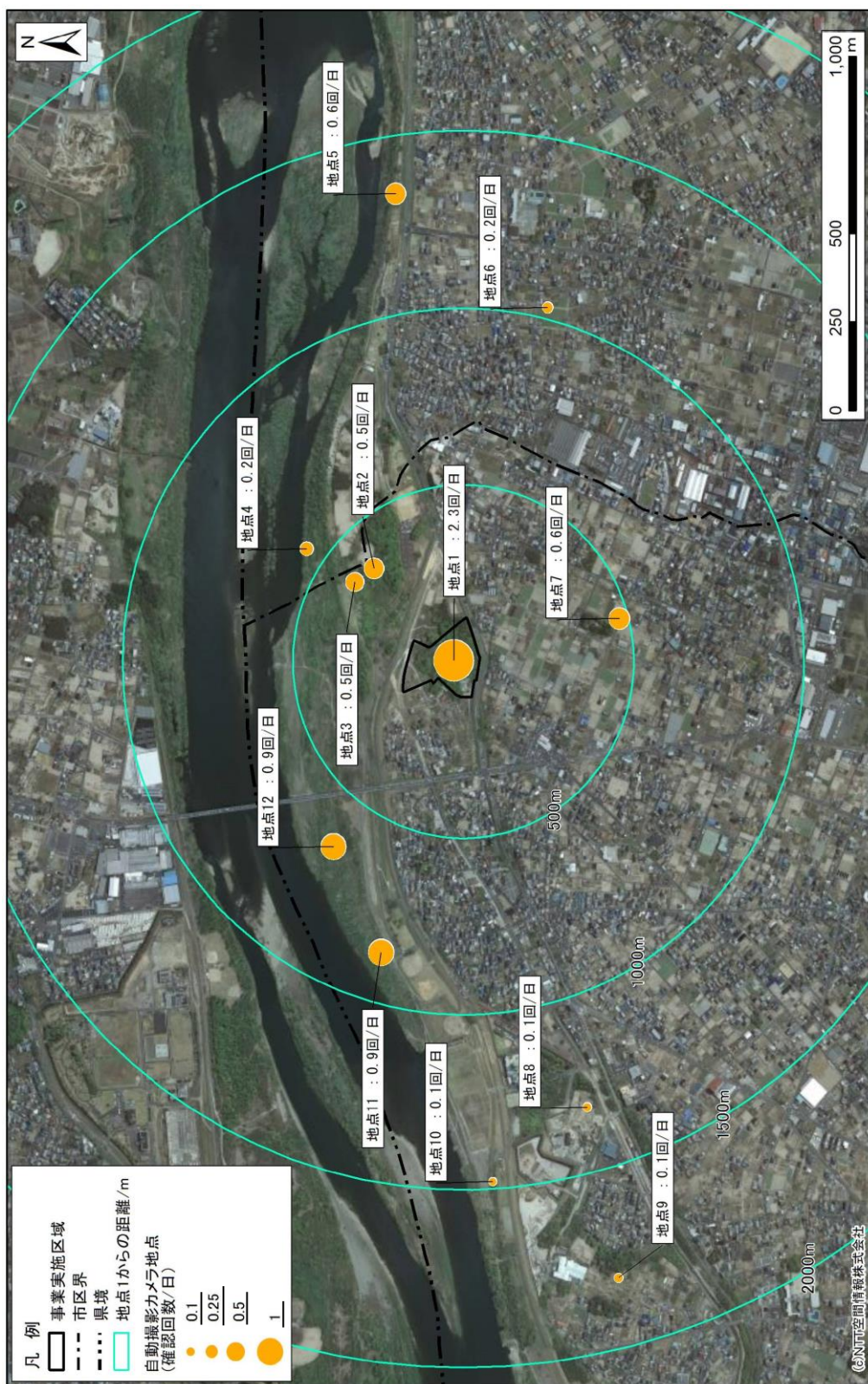


図 8.11.7 自動撮影法による上位性（ホンドキツネ）の確認状況（観察日数換算値）

8.11 生態系

687

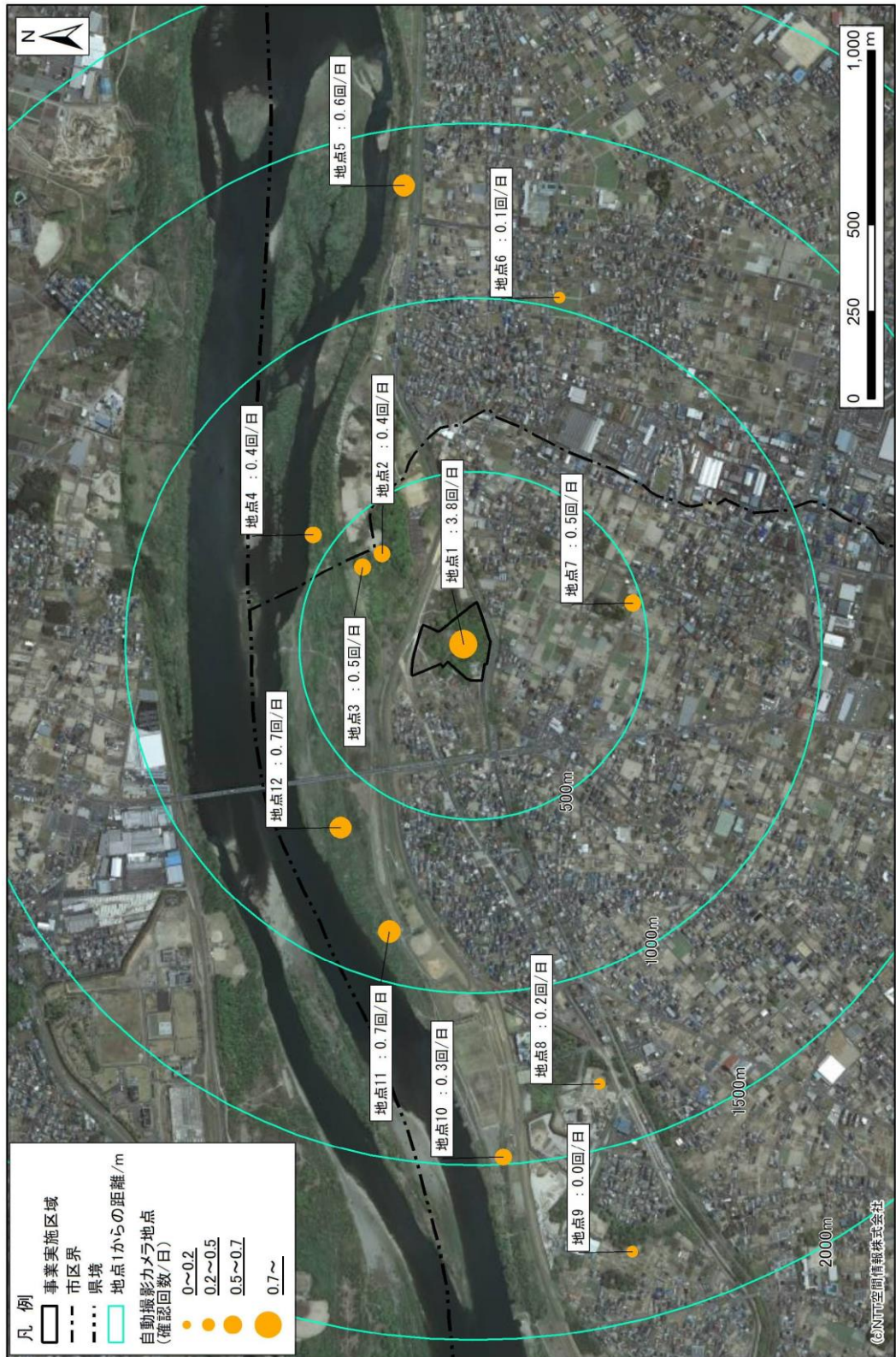


図 8.11.7 自動撮影法による上位性（ホンドキツネ）の確認状況（観察日数換算値）

8.11 生態系	
----------	--

687	<p>④ 予測方法</p> <p>なお、ホンドキツネについては、有識者に聞き取りを行い、その内容を踏まえた予測を行った。有識者への聞き取り結果は表 8.11.13 に示すとおりである。</p>
-----	--

	<p>表 8.11.13 有識者への聞き取り結果概要</p>				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">専門分野 (聞き取り実施日)</th> <th style="width: 75%;">結果概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>ホンドキツネ (令和2年6月19日)</p> </td> <td> <p>【対象者：大学講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域周辺においてホンドキツネの営巣場所は、現在確認されている事業実施区域内の1地点のみであり、この場所以外に巣立ちした子ギツネや他の個体の巣穴は発見されていないことから、ホンドキツネにとって事業実施区域内よりも巣穴に適した場所はないと考えられる。 ・数年前から繁殖していることから事業実施区域周辺地域一帯を、複数の個体が広く利用している可能性も考えられる。 ・営巣地については、ホンドキツネの行動圏の中心として営巣地になったのではなく、営巣に適した場所が事業実施区域内だったと考えられる。 ・市街地周辺に生息していることから、今後ホンドキツネの習性が周辺環境に応じて変化する可能性もある。また近年、タヌキやハクビシンが市街地にも生息している例があることから、ホンドキツネも同様に市街地に生息することもあると考えられ、市街地内の地点7で確認されたことは例外ではない。 ・現段階では、事業による影響を断言することは難しい。 ・ホンドキツネは、群れで生活はしないことから、事業によって現在の営巣地を失った場合、他の生息地を見つけることができず、事業実施区域周辺に戻ってくる可能性も考えられる。また、現在営巣している個体でなくとも、別のホンドキツネの個体やってくる可能性も考えられる。 ・事後調査を実施し、生息範囲や行動範囲を明確にした段階でなければ事業による確かな影響は把握できない。 ・環境保全措置について、以下の点に留意すること。 <p>①現在営巣しているホンドキツネに対して環境保全措置を実施するのでなく、事業実施区域周辺地域一帯の地域個体群に対して、事業実施区域周辺を繁殖や生息が可能な環境(営巣・生活価値が高まるような環境)に整備していくといった環境保全措置を実施することが望ましい。</p> <p>②繁殖や生息が可能な環境とは、餌となるネズミ類等が生息可能な緑地が存在する環境や人の出入りが少なく、ホンドキツネに対して脅威を感じさせない環境等である。そのような場所が確保できるような働きかけが環境保全措置となる。(ノウサギが生活している環境であるため、河川敷が餌の狩場としても有望であると考える。)</p> <p>③ホンドキツネの生息地を整備するといった土木工事等が伴う環境保全措置を講じても必ずしも移住するとは限らず、そのような環境保全措置を実施すれば影響がないとは言い切れない。</p> <p>④ホンドキツネも含む、事業実施区域周辺地域一帯の自然環境を保全していくための環境保全措置を実施することが良いのではないかと。具体的な環境保全措置の内容としては、ホンドキツネの生息地となりそうな場所に、環境意識を向上させるような看板などを設置する、小中学校や幼稚園等に対して環境教育を実施するなどの地域の人々の環境意識を向上させる取り組みの実施などが考えられる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	専門分野 (聞き取り実施日)	結果概要	<p>ホンドキツネ (令和2年6月19日)</p>	<p>【対象者：大学講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域周辺においてホンドキツネの営巣場所は、現在確認されている事業実施区域内の1地点のみであり、この場所以外に巣立ちした子ギツネや他の個体の巣穴は発見されていないことから、ホンドキツネにとって事業実施区域内よりも巣穴に適した場所はないと考えられる。 ・数年前から繁殖していることから事業実施区域周辺地域一帯を、複数の個体が広く利用している可能性も考えられる。 ・営巣地については、ホンドキツネの行動圏の中心として営巣地になったのではなく、営巣に適した場所が事業実施区域内だったと考えられる。 ・市街地周辺に生息していることから、今後ホンドキツネの習性が周辺環境に応じて変化する可能性もある。また近年、タヌキやハクビシンが市街地にも生息している例があることから、ホンドキツネも同様に市街地に生息することもあると考えられ、市街地内の地点7で確認されたことは例外ではない。 ・現段階では、事業による影響を断言することは難しい。 ・ホンドキツネは、群れで生活はしないことから、事業によって現在の営巣地を失った場合、他の生息地を見つけることができず、事業実施区域周辺に戻ってくる可能性も考えられる。また、現在営巣している個体でなくとも、別のホンドキツネの個体やってくる可能性も考えられる。 ・事後調査を実施し、生息範囲や行動範囲を明確にした段階でなければ事業による確かな影響は把握できない。 ・環境保全措置について、以下の点に留意すること。 <p>①現在営巣しているホンドキツネに対して環境保全措置を実施するのでなく、事業実施区域周辺地域一帯の地域個体群に対して、事業実施区域周辺を繁殖や生息が可能な環境(営巣・生活価値が高まるような環境)に整備していくといった環境保全措置を実施することが望ましい。</p> <p>②繁殖や生息が可能な環境とは、餌となるネズミ類等が生息可能な緑地が存在する環境や人の出入りが少なく、ホンドキツネに対して脅威を感じさせない環境等である。そのような場所が確保できるような働きかけが環境保全措置となる。(ノウサギが生活している環境であるため、河川敷が餌の狩場としても有望であると考える。)</p> <p>③ホンドキツネの生息地を整備するといった土木工事等が伴う環境保全措置を講じても必ずしも移住するとは限らず、そのような環境保全措置を実施すれば影響がないとは言い切れない。</p> <p>④ホンドキツネも含む、事業実施区域周辺地域一帯の自然環境を保全していくための環境保全措置を実施することが良いのではないかと。具体的な環境保全措置の内容としては、ホンドキツネの生息地となりそうな場所に、環境意識を向上させるような看板などを設置する、小中学校や幼稚園等に対して環境教育を実施するなどの地域の人々の環境意識を向上させる取り組みの実施などが考えられる。</p>
専門分野 (聞き取り実施日)	結果概要				
<p>ホンドキツネ (令和2年6月19日)</p>	<p>【対象者：大学講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域周辺においてホンドキツネの営巣場所は、現在確認されている事業実施区域内の1地点のみであり、この場所以外に巣立ちした子ギツネや他の個体の巣穴は発見されていないことから、ホンドキツネにとって事業実施区域内よりも巣穴に適した場所はないと考えられる。 ・数年前から繁殖していることから事業実施区域周辺地域一帯を、複数の個体が広く利用している可能性も考えられる。 ・営巣地については、ホンドキツネの行動圏の中心として営巣地になったのではなく、営巣に適した場所が事業実施区域内だったと考えられる。 ・市街地周辺に生息していることから、今後ホンドキツネの習性が周辺環境に応じて変化する可能性もある。また近年、タヌキやハクビシンが市街地にも生息している例があることから、ホンドキツネも同様に市街地に生息することもあると考えられ、市街地内の地点7で確認されたことは例外ではない。 ・現段階では、事業による影響を断言することは難しい。 ・ホンドキツネは、群れで生活はしないことから、事業によって現在の営巣地を失った場合、他の生息地を見つけることができず、事業実施区域周辺に戻ってくる可能性も考えられる。また、現在営巣している個体でなくとも、別のホンドキツネの個体やってくる可能性も考えられる。 ・事後調査を実施し、生息範囲や行動範囲を明確にした段階でなければ事業による確かな影響は把握できない。 ・環境保全措置について、以下の点に留意すること。 <p>①現在営巣しているホンドキツネに対して環境保全措置を実施するのでなく、事業実施区域周辺地域一帯の地域個体群に対して、事業実施区域周辺を繁殖や生息が可能な環境(営巣・生活価値が高まるような環境)に整備していくといった環境保全措置を実施することが望ましい。</p> <p>②繁殖や生息が可能な環境とは、餌となるネズミ類等が生息可能な緑地が存在する環境や人の出入りが少なく、ホンドキツネに対して脅威を感じさせない環境等である。そのような場所が確保できるような働きかけが環境保全措置となる。(ノウサギが生活している環境であるため、河川敷が餌の狩場としても有望であると考える。)</p> <p>③ホンドキツネの生息地を整備するといった土木工事等が伴う環境保全措置を講じても必ずしも移住するとは限らず、そのような環境保全措置を実施すれば影響がないとは言い切れない。</p> <p>④ホンドキツネも含む、事業実施区域周辺地域一帯の自然環境を保全していくための環境保全措置を実施することが良いのではないかと。具体的な環境保全措置の内容としては、ホンドキツネの生息地となりそうな場所に、環境意識を向上させるような看板などを設置する、小中学校や幼稚園等に対して環境教育を実施するなどの地域の人々の環境意識を向上させる取り組みの実施などが考えられる。</p>				
688					

評価書頁	評価書
------	-----

8.11 生態系

688

④ 予測方法
 なお、ホンドキツネについては、有識者に聞き取りを行い、その内容を踏まえた予測を行った。有識者への聞き取り結果は表 8.11.13 に示すとおりである。
 また、事業実施区域の東側、西側には、隣接して開発事業が計画（「第7章 7.3 事業実施区域周辺において計画が進められている事業」参照）されていることから、将来の土地利用は未定であるものの、必要に応じて予測に含めることとし、土地が改変されるという想定で予測を行った。

表 8.11.13 有識者への聞き取り結果概要（予測方法）

専門分野 (聞き取り実施日)	結果概要
ホンドキツネ (令和2年6月19日)	<p>【対象者：大学講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域周辺においてホンドキツネの営巣場所は、現在確認されている事業実施区域内の1地点のみであり、この場所以外に巣立ちした子ギツネや他の個体の巣穴は発見されていないことから、ホンドキツネにとって事業実施区域内よりも巣穴に適した場所はないと考えられる。 ・数年前から繁殖していることから事業実施区域周辺地域一帯を、複数の個体が広く利用している可能性も考えられる。 ・営巣地については、ホンドキツネの行動圏の中心として営巣地になったのではなく、営巣に適した場所が事業実施区域内だったと考えられる。 ・市街地周辺に生息していることから、今後ホンドキツネの習性が周辺環境に応じて変化する可能性もある。また近年、タヌキやハクビシンが市街地にも生息している例があることから、ホンドキツネも同様に市街地に生息することもあると考えられ、市街地内の地点7で確認されたことは例外ではない。 ・現段階では、事業による影響を断言することは難しい。 ・ホンドキツネは、群れで生活はしないことから、事業によって現在の営巣地を失った場合、他の生息地を見つけることができず、事業実施区域周辺に戻ってくる可能性も考えられる。また、現在営巣している個体でなくとも、別のホンドキツネの個体がやってくる可能性も考えられる。 ・事後調査を実施し、生息範囲や行動範囲を明確にした段階でなければ事業による確かな影響は把握できない。

689

8.11 生態系

(2) 予測結果

① 上位性 (ホンドキツネ)

候補地点は耕作地である地点 6、7 を除いた表 8.11.14 に示すとおりとした。

環境条件を多く満たす場所は事業実施区域の北東側に位置する河川敷 (地点 4) が該当し、次点としては、地点 4 以外の河川敷の地点 (地点 10、地点 12) が挙げられる (地点 11 は調査中に水没が複数回確認されたため不可とした)。地点 10、地点 12 は、営巣地から距離が遠くなることから、実現性は下がるものの、行動圏の一部であることは確認されている。

表 8.11.14 候補地点の環境条件

番号/条件	1	2	3	4	備考
地点 1	○	○	○	○	—
地点 2	×	△	○	×	アズマネザサが繁茂しており、除草、伐根が必要となる。人が利用する場所に近接している。
地点 3	×	△	○	×	下層草本が繁茂しており、除草、伐根が必要となる。人が利用する場所に近接している。
地点 4	○	○	○	×	休日等にサバイバルゲームの利用者が活動する。
地点 5	×	○	×	△	河川堤防沿いで見晴らしが良い。樹林環境ではない。
地点 8	×	△	×	△	人為的影響が大きく、営巣地から離隔が大きい。
地点 9	○	○	×	△	樹林地の面積が狭く、営巣地から離隔が大きい。
地点 10	○	○	×	△	営巣地から離隔が大きい。クロスバイクの利用者が見られる。
地点 11	○	×	△	○	増水時に水没する。
地点 12	○	△	△	△	営巣地から離隔がやや大きい。クロスバイクの利用者が見られる。

○：条件に合致する、△：条件に完全に合致はしない、×：条件に合致しない

689

8.11 生態系

690

(2) 予測結果

① 上位性 (ホンドキツネ)

候補地点は耕作地である地点 6、7 を除いた表 8.11.14 に示すとおりとした。

環境条件を多く満たす場所は事業実施区域の北東側に位置する河川敷 (地点 4) が該当する。

また、地点 9 についても候補地点の上位として考えられるが、行動圏の一部であることは確認されているものの、営巣地から距離が遠く、確認回数は極めて少ないことから候補地としての実現性は下がると考えられる。

表 8.11.14 候補地点の環境条件

番号/条件	1	2	3	4	備考
地点 1	○	○	○	○	—
地点 2	×	△	○	×	アズマネザサが繁茂しており、除草、伐根が必要となる。人が利用する場所に近接している。
地点 3	×	△	○	×	下層草本が繁茂しており、除草、伐根が必要となる。人が利用する場所に近接している。
地点 4	○	△	○	×	休日等に遊興使用する団体の利用者が活動する。7月の増水時に水没した。
地点 5	×	○	×	△	河川堤防沿いで見晴らしが良い。樹林環境ではない。
地点 8	×	△	×	△	人為的影響が大きく、営巣地から離隔が大きい。
地点 9	○	○	×	△	樹林地の面積が狭く、営巣地から離隔が大きい。
地点 10	○	△	×	△	営巣地から離隔が大きい。オフロード仕様の車両、単車の利用者が見られる。7月の増水時に水没した。
地点 11	○	×	△	○	6、7月の増水時に水没した。
地点 12	○	△	△	△	営巣地から離隔がやや大きい。オフロード仕様の車両、単車の利用者が見られる。7月の増水時に水没した。

○：条件に合致する、△：条件に完全に合致はしない、×：条件に合致しない

準備書頁	準備書
8.11 生態系	
690	<p>① 上位性（ホンドキツネ） （中略） 採餌環境としては、事業実施区域内は消失するが、事業実施区域周辺には餌資源であるネズミ科の小型哺乳類やキュウシュウノウサギの生息環境が耕作地、樹林地、河川敷の草地等に分布しており、これらは改変されない。</p>
691	<p>③ 典型性（ヒガシキリギリス、カナブン） （中略） 事業実施区域内の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p>
693	<p>③ 典型性（ヒガシキリギリス、カナブン） （中略） 事業実施区域内の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に点在しており、これらは改変されず、施設の周辺を飛翔することにより、生息環境への移動を妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p>
693	<p>⑤ 特殊性（カヤネズミ） （中略） さらに、施設の存在により事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、生息環境・採餌環境は改変されないことから、施設の存在による生息環境への影響はないと予測する。</p>
694	<p>8.11.3.2 環境保全措置 (1) 工事の実施 ① 建設機械の稼働等 事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。 ・ 施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用する。</p>

評価書頁	評価書
8.11 生態系	
691	<p>① 上位性（ホンドキツネ） （中略） 採餌環境としては、事業実施区域内は消失し直接改変されるが、事業実施区域周辺には餌資源であるネズミ科の小型哺乳類やキュウシュウノウサギの生息環境が耕作地、樹林地、河川敷の草地等に分布しており、これらは改変されない。</p>
692	<p>③ 典型性（ヒガシキリギリス、カナブン） （中略） 事業実施区域内及び<u>その他事業区域</u>の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p>
694	<p>③ 典型性（ヒガシキリギリス、カナブン） （中略） 事業実施区域内及び<u>その他事業区域</u>の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に点在しており、これらは改変されず、施設の周辺を飛翔することにより、生息環境への移動を妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p>
694	<p>⑤ 特殊性（カヤネズミ） （中略） さらに、施設の存在により事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、生息環境・採餌環境は改変されないことから、施設の存在による生息環境への影響は<u>極めて小さい</u>と予測する。</p>
695	<p>8.11.3.2 環境保全措置 (1) 工事の実施 ① 建設機械の稼働等 事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、<u>低騒音型の建設機械を使用することを基本とし、低振動型の建設機械についても可能な限り使用する。</u></p>

8.11 生態系

695

② 掘削・盛土等の土工
 事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。

- ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。
- ・コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。

また、工事の実施に伴う注目種への環境影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために実施する環境保全措置は、表 8.11.18 に示すとおりである。

なお、今後注目種の環境保全措置を検討する必要がある場合には、専門家等の助言を得ることとする。

695

表 8.11.18 環境保全措置（掘削、盛土等の土工）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるような環境整備に向けた関係機関との調整を行う。	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。
ホンドキツネの生息環境保全に繋がるような看板の設置や学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。

8.11 生態系

696

② 掘削・盛土等の土工
 事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。
 ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。
 ・工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 (pH=5.8~8.6、SS=200 mg/L) 内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。
 また、工事の実施に伴う注目種への環境影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために実施する環境保全措置は、表 8.11.18 に示すとおりである。
 なお、ホンドキツネに関する環境保全措置等の内容については、有識者に聞き取りを行った。有識者への聞き取り結果は表 8.11.20 に示すとおりである。今後も注目種の環境保全措置を検討する必要がある場合には、専門家等の助言を得ることとする。

表 8.11.18 環境保全措置（掘削、盛土等の土工）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう関係機関等（漁協や河川管理者（国土交通省）、営巣候補地の地権者等）との調整を行い、下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等の環境整備を実施する。（表 8.11.19 参照）	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。
ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促す、学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。（表 8.11.19 参照）	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。
工事着手時期はホンドキツネの繁殖等へ影響を及ぼさない時期となるよう配慮する。	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	小さいと考える。	特になし。
事業実施区域内の北東側は、まともった緑地として現況を維持し、実行可能な範囲内で、下層植生の管理等を行うほか、工事関係者は原則として立ち入らない等の取組を実施する。	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	小さいと考える。	特になし。

696

準備書頁	準備書
8.11	生態系
—	—

8.11 生態系

表 8.11.19 (1) ホンドキツネの環境保全措置の概要

ホンドキツネの営巣地となる環境条件は表 8.11.9 に示したホンドキツネの生態を踏まえ、「冠水リスクが低いこと」「人の出入りがすくないこと」「下層植生が疎であること」の3つの条件が挙げられ、現地調査や文献調査により抽出した事業実施区域周辺における上記の環境条件を多く満たす場所（以下、営巣候補地という。）の特性は下表に、位置は下図に示すとおりである。

表 営巣候補地の特性

候補地	冠水リスク	人の出入り	下層植生
候補地A	河川面と比べると標高が約5m高くなっており、候補地周辺で定期的な浸水被害があるといった事例もないことから冠水リスクは低い	河川敷近くには釣り人が来るほか、一部が遊興利用する団体の利用地となっているが周辺の公園と比べると人の出入りは少ない	下層植生は疎であり、開けた環境であることからホンドキツネ及び餌生物となるネズミ類の生息環境に適した環境となっている
候補地B			アズマネザサが繁茂し、下層植生が密な状態となっている。
候補地C	河川敷から距離が離れており、標高も高くなっていることから冠水リスクは極めて低い	利用中の耕作地や公園があり、これらの場所では人の出入りは多い 公園や耕作中の畑に隣接する樹林地については、林内の一部にはごみの不法投棄が見られるほか、ノネコへの餌やりが見られるが、周辺の公園と比べると人の出入りはやや少ない	アズマネザサが繁茂し、下層植生が密な状態となっているほか、放置された竹林や倒壊した竹が下層を覆っている 不法投棄されたごみ等も見受けられる

697



図 候補地位置図

準備書頁	準備書
8.11 生態系	
—	—

8.11 生態系

表 8.11.19(2) ホンドキツネの環境保全措置の概要

<p>抽出した3つの営巣候補地で実施を予定している環境保全措置の内容は下記に示すとおりである。環境保全措置の実施内容については、事後調査において事業実施区域の改変に伴う行動圏の変化等を把握しながら、必要に応じて、整備した営巣候補地にホンドキツネが移動し、新たな営巣場所として定着するために必要な追加的な措置を講じることとする。</p> <p>なお、環境保全措置、事後調査及び追加的な環境保全措置の検討に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら実施することとする。</p>	
候補地A	：下層植生が繁茂していない場所であることから、今後も営巣可能な環境として保全していくため河川管理者に現状環境の維持を要請する。
候補地B	：アズマネザサが繁茂し、下層植生が密な状態となっていることから、営巣場所としての利用が難しい環境であるため、アズマネザサを除去（伐根）し、営巣可能な環境に整備する。なお、範囲の一部（候補地範囲の東側）が国土交通省による樹木伐採範囲となっており、今後樹木伐採が実施される予定であるため、樹木伐採後の環境改変に応じた整備を実施する。
候補地A、B	：周辺河川敷を利用している主な団体と協議し、ホンドキツネの定着状況を踏まえた利用制限について理解を得ている。このため、工事の進捗や事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて、当該団体に対して、継続的に利用制限の要請を行う。その他の利用者については、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促すことで、ホンドキツネにとっての生息環境を保全する。
候補地C	：江南緑地公園（中般若）北樹林地のアズマネザサ、竹を除去（伐根）し、営巣可能な環境に整備する。あわせて、不法投棄されたごみを撤去するほか、ノネコへの餌やり禁止について注意喚起することで、周辺環境を保全する。

表 8.11.20 有識者への聞き取り結果概要（環境保全措置等）

	専門分野 (聞き取り実施日)	結果概要
698	ホンドキツネ (令和2年6月19日)	<p>【環境保全措置について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在営巣しているホンドキツネに対して環境保全措置を実施するのではなく、事業実施区域周辺地域一帯の地域個体群に対して、事業実施区域周辺を繁殖や生息が可能な環境（営巣・生活価値が高まるような環境）に整備していくといった環境保全措置を実施することが望ましい。 ・繁殖や生息が可能な環境とは、餌となるネズミ類等が生息可能な緑地が存在する環境や人の出入りが少なく、ホンドキツネに対して脅威を感じさせない環境等である。そのような場所が確保できるような働きかけが環境保全措置となる。（ノウサギが生活している環境であるため、河川敷が餌の狩場としても有望であると考える。） ・ホンドキツネの生息地を整備するといった土木工事等が伴う環境保全措置を講じていても必ずしも移住するとは限らず、そのような環境保全措置を実施すれば影響がないとは言いきれない。 ・ホンドキツネも含む、事業実施区域周辺地域一帯の自然環境を保全していくための環境保全措置を実施することが良いのではないかと。具体的な環境保全措置の内容としては、ホンドキツネの生息地となりそうな場所に、環境意識を向上させるような看板などを設置する、小中学校や幼稚園等に対して環境教育を実施するなどの地域の人の環境意識を向上させる取り組みの実施などが考えられる。
	ホンドキツネ (令和3年2月19日)	<p>【環境保全措置について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置の実施に当たっては、新たに整備する営巣候補地に確実に巣穴を誘導することは難しいことから、事業実施区域周辺をホンドキツネの生活圏として環境を維持していくことを目的とするとよい。 ・ホンドキツネの個体及び個体群への工事による直接影響を避けるために、工事計画を繁殖期やホンドキツネが巣穴を使用する時期（子育て期）に配慮することが重要である。 ・ホンドキツネについて一般の人に認知してもらうことも大事ではあるが、餌やりを行うことで人に慣れ、エキノコックス等の病気を媒介する等の被害につながる可能性もあることから、野生動物と適切な距離をとるような普及啓発を行うとよい。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事着手後にホンドキツネの行動範囲等が変わる可能性があることから、定着状況とあわせて状況把握を行うことが重要である。そのため、行動範囲の変化に伴い、事後調査地点についても適宜変更するなど柔軟な対応をとること。

8.11 生態系

696	<p>表 8.11.19 環境保全措置（地形改変並びに施設の存在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">環境保全に関する措置</th> <th style="width: 10%;">事業主体</th> <th style="width: 20%;">効果及び措置による環境の変化</th> <th style="width: 15%;">不確実性の程度</th> <th style="width: 25%;">措置に伴い生ずるおそれのある影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の設置等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。</td> <td style="text-align: center;">事業者</td> <td>注目種全般への影響の低減が期待される。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるような環境整備に向けた関係機関との調整を行う。</td> <td style="text-align: center;">事業者</td> <td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td> <td>ある。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>ホンドキツネの生息環境保全に繋がるような看板の設置や学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。</td> <td style="text-align: center;">事業者</td> <td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td> <td>ある。</td> <td>特になし。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響	施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の設置等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	注目種全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。	ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるような環境整備に向けた関係機関との調整を行う。	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。	ホンドキツネの生息環境保全に繋がるような看板の設置や学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。
環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響																	
施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の設置等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	注目種全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。																	
ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるような環境整備に向けた関係機関との調整を行う。	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。																	
ホンドキツネの生息環境保全に繋がるような看板の設置や学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。																	

696	<p>8.11.3.3 評価結果</p> <p>工事の実施及び施設の存在に伴う注目種への環境影響について、事業実施区域内で確認された注目種であるホンドキツネについては営巣場所が改変されることから、影響はあると判断される。</p>
-----	---

8.11 生態系

699	<p>表 8.11.21 環境保全措置（地形改変並びに施設の存在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">環境保全に関する措置</th> <th style="width: 10%;">事業主体</th> <th style="width: 20%;">効果及び措置による環境の変化</th> <th style="width: 15%;">不確実性の程度</th> <th style="width: 20%;">措置に伴い生ずるおそれのある影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。</td> <td style="text-align: center;">事業者</td> <td>注目種全般への影響の低減が期待される。</td> <td>小さいと考える。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう関係機関等（漁協や河川管理者（国土交通省）、営巣候補地の地権者等）との調整を行い、下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等の環境整備を実施する。（表8.11.19参照）</td> <td style="text-align: center;">事業者</td> <td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td> <td>ある。</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促す、学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。（表8.11.19参照）</td> <td style="text-align: center;">事業者</td> <td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td> <td>ある。</td> <td>特になし。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響	施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	注目種全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。	ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう関係機関等（漁協や河川管理者（国土交通省）、営巣候補地の地権者等）との調整を行い、下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等の環境整備を実施する。（表8.11.19参照）	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。	ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促す、学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。（表8.11.19参照）	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。
環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響																	
施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。	事業者	注目種全般への影響の低減が期待される。	小さいと考える。	特になし。																	
ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう関係機関等（漁協や河川管理者（国土交通省）、営巣候補地の地権者等）との調整を行い、下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等の環境整備を実施する。（表8.11.19参照）	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。																	
ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促す、学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。（表8.11.19参照）	事業者	ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。	ある。	特になし。																	

700	<p>8.11.3.3 評価結果</p> <p>工事の実施及び施設の存在に伴う注目種への環境影響について、事業実施区域内で確認された注目種であるホンドキツネについては<u>営巣場所及び採餌環境が改変されることから、影響はあると判断される。</u></p>
-----	--

準備書頁	準備書
------	-----

第 10 章 事後調査計画

819 上記を踏まえた事後調査計画は、表 10.1 に示すとおりである。現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから、生息地の定着状況を事後調査により把握する。

819

表10.1 事後調査計画

調査項目		調査方法	調査地点	調査回数
動物	ホンドキツネの生息地の定着状況の把握	現地踏査及び自動撮影法による現地調査	事業実施区域周辺	繁殖期間中の各月 1 回程度

注) 1 回目の調査結果や有識者へのヒアリングを踏まえ、調査回数や 2 年目以降の調査の実施について検討する。

820

表10.2 モニタリング計画（供用時）

モニタリング項目		モニタリングの手法等		
		調査方法	調査地点	調査期間
大気質	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	煙突	施設供用後に毎年 1 回以上
騒音	騒音レベル	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく現地調査	最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の 2 地点	施設供用後に毎年 1 回
振動	振動レベル	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく現地調査	最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の 2 地点	施設供用後に毎年 1 回
悪臭	臭気指数	三点比較式臭袋法による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の 2 地点 ・脱臭装置排出口 ・排水 	施設供用後に毎年 1 回

第 11 章 準備書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

821

名 称 : 八千代エンジニアリング株式会社 名古屋支店
 代 表 者 : 執行役員支店長 眞間 修一
 所 在 地 : 愛知県名古屋市中区新栄町 2-9

評価書頁	評価書
------	-----

第 13 章 事後調査計画

955 上記を踏まえた事後調査計画は、表 13.1 に示すとおりである。現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから、行動圏の変化及び生息地の定着状況を事後調査により把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加について検討する。追加する環境保全措置は、有識者へのヒアリングの上、事業者が実行可能な内容とする。なお、詳細な事後調査の内容については事業の実施前に事後調査計画書を作成し、公表することとする。

表 13.1 事後調査計画

調査項目		調査方法	調査地点	調査回数
動物	ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握	現地踏査及び自動撮影法による現地調査	事業実施区域及びその周辺。 自動撮影法は事業実施区域内の緑地等及び、環境影響調査において事業実施区域周辺に設置した自動撮影カメラの位置を基本として設置するが、行動圏の変化に応じて適宜見直しを図るものとする。	12月～8月(現地踏査については、月1回程度)

表 13.2 モニタリング計画（供用時）

モニタリング項目		モニタリングの手法等		
		調査方法	調査地点	調査期間
大気質	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	煙突	施設供用後に1年に1回以上
騒音	騒音レベル	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく現地調査	最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の2地点	施設供用後に1年に1回
振動	振動レベル	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく現地調査	最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の2地点	施設供用後に1年に1回
悪臭	臭気指数	三点比較式臭袋法による調査	・最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の2地点 ・脱臭装置排出口 ・排水	施設供用後に1年に1回

第 14 章 評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

957 名称：八千代エンジニアリング株式会社 名古屋支店
 代表者：執行役員支店長 津田 光則
 所在地：愛知県名古屋市中区新栄町 2-9

用語解説

—

—

資料編

334

表 2-8-1 建設機械諸元一覧

名称	規格	稼働時間	運転時間	運転日数	出力 P	原動機燃料消費量	Br	b	NOx	SPM	q _{NOx}	q _{SPM}	Nox 排出量	SPM 排出量	1台あたり Nox 排出量	1台あたり SPM 排出量
		h	h	日	kW	l/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	(g/h)	(g/h)	m ³ /h	kg/h	m ³ /台	kg/台
バックホウ	0.25~1.4m ³	6.3	690	110	104	0.153	127.50	234	5.4	0.22	306.0	12.5	0.1490	0.0125	0.9388	0.0785
杭打機	35t	5.9	590	100	200	0.103	85.83	237	14.0	0.41	1014.1	29.7	0.4938	0.0297	2.9135	0.1752
クローラクレーン	100~200t	5.8	700	120	184	0.076	63.33	229	5.3	0.15	269.7	7.6	0.1313	0.0076	0.7617	0.0443
ラフタークレーン	16~80t	6.0	720	120	257	0.088	73.33	229	5.3	0.15	436.2	12.3	0.2124	0.0123	1.2744	0.0741
ブルドーザ	24~26t	6.5	720	110	152	0.153	127.50	229	5.3	0.15	448.5	12.7	0.2184	0.0127	1.4197	0.0825
フォワーダ	10t	6.5	520	80	185	0.134	111.67	229	5.3	0.15	478.1	13.5	0.2328	0.0135	1.5133	0.0880
タブグラインダー	10t	2.0	380	70	141	0.185	154.17	237	14.0	0.41	1284.1	37.6	0.6253	0.0376	1.2506	0.0752
コンクリートポンプ車	40~45m ³ /h	6.9	960	140	118	0.078	65.00	239	13.9	0.45	446.1	14.4	0.2172	0.0144	1.4988	0.0996
コンクリートミキサー車	3.0~3.2m ³	4.9	780	160	162	0.059	49.17	237	14.0	0.41	470.5	13.8	0.2291	0.0138	1.1227	0.0675
コンパインドローラー	0.8~8t	4.0	400	100	56	0.160	133.33	238	6.1	0.27	191.4	8.5	0.0932	0.0085	0.3728	0.0339
モーターグレーダー	2.8~3.7m	5.4	380	70	101	0.108	90.00	234	5.4	0.22	209.8	8.5	0.1021	0.0085	0.5516	0.0461
アスファルトフィニッシャー	1.4~6m	5.0	400	80	70	0.147	122.50	234	5.4	0.22	197.9	8.1	0.0964	0.0081	0.4818	0.0403

注1)出力及び原動機燃料消費量は、「令和元年度版 建設機械等損料表」(令和元年5月6日、一般社団法人 日本建設機械施工協会)より設定した。
 注2)燃料(軽油)の密度は、1/1.2kg/lとした。
 注3)排出係数原単位は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所)の値を用いた。
 注4)稼働時間は、「令和元年度版 建設機械等損料表」の年間標準運転時間を年間標準運転日数で除して求めた。

410

表 7-1-1(1) 昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
1	トビムシ	ムラサキトビムシ	ムラサキトビムシ	<i>Hypogastrura communis</i>	●	●		●	

418

表 7-1-1(9) 昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
620			マルムネジョウカイ	<i>Prothemus ciusianus</i>	●				

419

表 7-1-1(10) 昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
704			ホンドクロオオクチキムシ	<i>Vpinella fuliginosa</i>		●	●		
705			サトウナミクチキムシ	<i>Vpinella hirokii</i>			●		
706			ナミクチキムシ	<i>Vpinella melanaria</i>			●		

420

表 7-1-1(11) 昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
795			ヒメキバネサルハムシ	<i>Ceratophysella communis</i>	●	●			

用語解説

964 **・ 指針**
 本評価書で示している指針とは、「環境影響評価指針」（平成11年 愛知県告示第445号）のことを指しており、「環境影響評価指針」とは、様々な事業種、様々な環境要素に対応するため、環境影響評価の技術上の基本的な考え方を定めるものである。

973 **・ 評価書**
 準備書（評価書案）の公告、縦覧後、住民等の意見を取り入れ、最終的に環境アセスメントの結果を記した報告書のこと。環境影響評価書ともいう。

資料編

表 2-8-1 建設機械諸元一覧

名称	規格	稼働時間	運転時間	運転日数	出力 P	原動機燃料消費量	Br	b	NOx	SPM	q _{nox}	q _{spm}	Nox 排出量	SPM 排出量	1台あたり Nox 排出量	1台あたり SPM 排出量
		h	h	日	kW	l/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	(g/h)	(g/h)	m ³ /h	kg/h	m ³ /台・日	kg/台・日
バックホウ	0.25~1.4m ³	6.3	690	110	104	0.153	127.50	234	5.4	0.22	306.0	12.5	0.1490	0.0125	0.9388	0.0785
杭打機	35t	5.9	590	100	200	0.103	85.83	237	14.0	0.41	1014.1	29.7	0.4938	0.0297	2.9135	0.1752
クローラークレーン	100~200t	5.8	700	120	184	0.076	63.33	229	5.3	0.15	269.7	7.6	0.1313	0.0076	0.7617	0.0443
ラフタークレーン	16~80t	6.0	720	120	257	0.088	73.33	229	5.3	0.15	436.2	12.3	0.2124	0.0123	1.2744	0.0741
ブルドーザ	24~26t	6.5	720	110	152	0.153	127.50	229	5.3	0.15	448.5	12.7	0.2184	0.0127	1.4197	0.0825
フォワーダ	10t	6.5	520	80	185	0.134	111.67	229	5.3	0.15	478.1	13.5	0.2328	0.0135	1.5133	0.0880
タグラインダ	10t	2.0	380	70	141	0.185	154.17	237	14.0	0.41	1284.1	37.6	0.6253	0.0376	1.2506	0.0752
コンクリートポンプ車	40~45m ³ /h	6.9	960	140	118	0.078	65.00	239	13.9	0.45	446.1	14.4	0.2172	0.0144	1.4988	0.0996
コンクリートミキサー車	3.0~3.2m ³	4.9	780	160	162	0.059	49.17	237	14.0	0.41	470.5	13.8	0.2291	0.0138	1.1227	0.0675
コンバインドローラー	0.8~8t	4.0	400	100	56	0.160	133.33	238	6.1	0.27	191.4	8.5	0.0932	0.0085	0.3728	0.0339
モーターグレーダ	2.8~3.7m	5.4	380	70	101	0.108	90.00	234	5.4	0.22	209.8	8.5	0.1021	0.0085	0.5516	0.0461
アスファルトフィニッシャー	1.4~6m	5.0	400	80	70	0.147	122.50	234	5.4	0.22	197.9	8.1	0.0964	0.0081	0.4818	0.0403

注1) 出力及び原動機燃料消費量は、「令和元年度版 建設機械等損料表」（令和元年5月6日、一般社団法人 日本建設機械施工協会）より設定した。
 注2) 燃料（軽油）の密度は、1/1.2kg/lとした。
 注3) 排出係数原単位は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所）の値を用いた。
 注4) 稼働時間は、「令和元年度版 建設機械等損料表」の年間標準運転時間を年間標準運転日数で除して求めた。

表 7-1-1(1) 昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
1	トビムシ	ムラサキトビムシ	フクロムラサキトビムシ	<i>Ceratophysella communis</i>	●	●		●	
49			ゲンバイトンボ	<i>Platycnemis foliacea</i>					●

表 7-1-1(9) 昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
621			ヒガシマルムネジヨウカイ	<i>Prothemus reinii</i>	●				

表 7-1-1(10) 昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
705			ホンドクロオオクチキムシ	<i>Uvinella fuliginosa</i>		●	●		
706			ナミクチキムシ	<i>Uvinella melanaria</i>			●		

表 7-1-1(12) 昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
795			マルキバネサルハムシ	<i>Pagria ussuriensis</i>	●	●			

資料編	
-----	--

437	表 7-1-1 (28) 昆虫類確認種一覧													
	No.	目	科名	種名	学名	調査時期								
	-	20 目	269 科	2047 種		春季	夏季	秋季	冬季	その他	961	951	778	51

439	表 7-2-3 注目すべき種 (鳥類)													
	No.	目 名	科 目	種 名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外	
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			
	1	カモ目	カモ科	カワアイサ				越：NT					●	
	2	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ					準					●
	3	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD						●	
	4		シギ科	ヤマシギ				越：NT					●	
	5	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	繁：NT					●	
	6		タカ科	ハイタカ			NT		準				●	
	7			オオタカ			NT	繁：NT/越：NT	準			●	●	
	8			サシバ			VU	繁：EN/通：NT	準			●	●	
	9	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	繁：VU/越：NT	準				●	
	10	スズメ目	ムシクイ科	センダイムシクイ					準			●	●	
11	ヒタキ科		アカハラ				繁：CR				●	●		
12			コサメビタキ				繁：NT	準				●		
計	6 目	9 科	12 種	0 種	1 種	6 種	8 種	7 種	0 種	0 種	4 種	12 種		

評価頁	評価書
-----	-----

資料編

437	表 7-1-1 (28) 昆虫類確認種一覧										
	No	目	科名	種名	学名	調査時期					その他
						春季	夏季	秋季	冬季		
-	20 目	269 科	2047 種			961	951	777	51	232	







439	表 7-2-3 注目すべき種 (鳥類)													
	No	目 名	科 目	種 名	選定基準							事業 実施 区域 内	事業 実施 区域 外	
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			
	1	カモ目	カモ科	カワアイサ				越：NT						●
	2	カイツブリ	カイツブリ科	カイツブリ					準					●
	3	ペリカン目	サギ科	チュウサギ			NT							●
	4	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				繁：VU/通：NT						●
	5	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD							●
	6			イカルチドリ				繁：VU/越：NT						●
	7		シギ科	ヤマシギ				越：NT						●
	8	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	繁：NT						●
	9		タカ科	ハイタカ			NT		準					●
	10			オオタカ			NT	繁：NT/越：NT	準			●	●	
	11			サシバ			VU	繁：EN/通：NT	準			●	●	
	12	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	繁：VU/越：NT	準					●
	13	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU		準					●
	14		ムシクイ科	センダイムシクイ					準			●	●	
	15		ヒタキ科	アカハラ				繁：CR				●	●	
	16			コサメビタキ				繁：NT	準					●
	計	8 目	12 科	16 種	0 種	1 種	8 種	10 種	8 種	0 種	0 種	4 種	16 種	

準備書頁	準備書
資料編	
—	—

表 7-2-4(2) 注目すべき種の概要 (鳥類)	
種名	チュウサギ <i>Egretta intermedia intermedia</i> ペリカン目/サギ科
選定基準	環境省 RL:NT
一般生態	
<p>【特徴】全長約 68 cm、翼開長約 114 cm。雌雄同色で繁殖期には胸と肩羽に飾り羽が生じる。嘴はやや短めで、繁殖期には黒色で目先は鮮黄色。脚は長く黒色。</p> <p>【生態】本州から九州にかけての水田や湿地で生活し、川の流れの中や干潟に出ることは少ない。集団でねぐらを形成する。水辺の草むらや水田でもおもに昆虫類、両生類、爬虫類、魚類などを食べる。</p> <p>【確認状況】猛禽類調査時、岐阜県側の上空を飛行しているところ確認された。</p> <p>【予測結果】事業により主要な生息環境と考えられる木曾川及び河川敷は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂地等の設置による濁水対策を実施することから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の有無による生息地の減少、分断はないと予測する。</p>	
写真	備考
	原色日本野鳥生態図鑑<陸鳥編>/保育社 確認地点 重要種保護の観点から 確認地点非公開
種名	ツツドリ <i>Cuculus optatus</i> カッコウ目/カッコウ科
選定基準	愛知県 RL：繁:VU/通:NT
一般生態	
<p>【特徴】翼長約 200mm、尾長約 160mm。カッコウによく似ているが、やや小型で、胸腹部の黒い横斑は巾が広く、羽縁に横斑がない。雌には赤色型があり、カッコウの場合と同じ羽色となる。</p> <p>【生態】北海道、本州、四国の低山帯の落葉広葉樹林や、亜高山帯の針葉樹林に生息。単独で森林中に生活。主にムシクイ類に托卵する。</p> <p>【確認状況】猛禽類調査時に、伊木山付近で鳴き声が確認された。5月に1度確認されたのみであり、渡りの途中の個体であると考えられた。</p> <p>【予測結果】事業により主要な生息環境と考えられる伊木山付近の樹林地は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の有無による生息地の減少、分断はないと予測する。</p>	
写真	備考
	原色日本野鳥生態図鑑<陸鳥編>/保育社 確認地点 重要種保護の観点から 確認地点非公開

441

準備書頁	準備書
資料編	
—	—
—	—

評価頁	評価書																
資料編																	
442	<p style="text-align: center;">表 7-2-4(3) 注目すべき種の概要（鳥類）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">種名</td> <td style="text-align: center;">イカルチドリ <i>Vanellus cinereus</i> チドリ目/チドリ科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選定基準</td> <td style="text-align: center;">愛知県 RL: 繁: VU/越: NT</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一般生態</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>【特徴】 全長約 21 cm。雌雄ほぼ同色。成鳥の額は白く、頭は暗灰色。前頭と過眼線は黒いが、コチドリより淡色。上面は灰褐色で、体下面は白い。</p> <p>【生態】 日本では留鳥として本州、四国、九州で繁殖する。繁殖期には番で、非繁殖期には数羽～十数羽の小群で、中洲、河原、湖岸、水田などにすむ。主に中流より上の河原に生息し、降雪地帯の上～中流域の河原にも留まり越冬する。海浜や干潟にはほとんど出ない。</p> <p>【確認状況】 猛禽類調査時、河川敷上空を飛翔しているのが確認された。</p> <p>【予測結果】 事業により主要な生息環境と考えられる木曾川河岸は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂地等の設置による濁水対策を実施することから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の使用による生息地の減少、分断はないと予測する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">写真</td> <td style="text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">原色日本野鳥生態図鑑<水鳥編>/保育社</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">確認地点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">重要種保護の観点から 確認地点非公開</td> </tr> </table>	種名	イカルチドリ <i>Vanellus cinereus</i> チドリ目/チドリ科	選定基準	愛知県 RL: 繁: VU/越: NT	一般生態		<p>【特徴】 全長約 21 cm。雌雄ほぼ同色。成鳥の額は白く、頭は暗灰色。前頭と過眼線は黒いが、コチドリより淡色。上面は灰褐色で、体下面は白い。</p> <p>【生態】 日本では留鳥として本州、四国、九州で繁殖する。繁殖期には番で、非繁殖期には数羽～十数羽の小群で、中洲、河原、湖岸、水田などにすむ。主に中流より上の河原に生息し、降雪地帯の上～中流域の河原にも留まり越冬する。海浜や干潟にはほとんど出ない。</p> <p>【確認状況】 猛禽類調査時、河川敷上空を飛翔しているのが確認された。</p> <p>【予測結果】 事業により主要な生息環境と考えられる木曾川河岸は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂地等の設置による濁水対策を実施することから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の使用による生息地の減少、分断はないと予測する。</p>		写真	備考		原色日本野鳥生態図鑑<水鳥編>/保育社	確認地点		重要種保護の観点から 確認地点非公開	
種名	イカルチドリ <i>Vanellus cinereus</i> チドリ目/チドリ科																
選定基準	愛知県 RL: 繁: VU/越: NT																
一般生態																	
<p>【特徴】 全長約 21 cm。雌雄ほぼ同色。成鳥の額は白く、頭は暗灰色。前頭と過眼線は黒いが、コチドリより淡色。上面は灰褐色で、体下面は白い。</p> <p>【生態】 日本では留鳥として本州、四国、九州で繁殖する。繁殖期には番で、非繁殖期には数羽～十数羽の小群で、中洲、河原、湖岸、水田などにすむ。主に中流より上の河原に生息し、降雪地帯の上～中流域の河原にも留まり越冬する。海浜や干潟にはほとんど出ない。</p> <p>【確認状況】 猛禽類調査時、河川敷上空を飛翔しているのが確認された。</p> <p>【予測結果】 事業により主要な生息環境と考えられる木曾川河岸は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂地等の設置による濁水対策を実施することから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の使用による生息地の減少、分断はないと予測する。</p>																	
写真	備考																
	原色日本野鳥生態図鑑<水鳥編>/保育社																
確認地点																	
重要種保護の観点から 確認地点非公開																	
446	<p style="text-align: center;">表 7-2-4(7) 注目すべき種の概要（鳥類）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">種名</td> <td style="text-align: center;">サンショウクイ <i>Pericrocotus divaricatus divaricatus</i> スズメ目/サンショウクイ科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選定基準</td> <td style="text-align: center;">環境省 RL: VU、岐阜県 RL: 準</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一般生態</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>【特徴】 全長 28 cm。体は細く、尾羽は長め、雄の額から頭部は白く、後頭、後頸、過眼線は黒い。雌は後頭から頸が灰色。</p> <p>【生態】 本州以南に夏鳥として飛来し平地から山地で繁殖する。繁殖分布は局地的であり、現在の繁殖地は次第に減少している。樹上で昆虫などを探し、高い枯れ枝や梢に直立した姿勢でとまり、低い枝や地上にはほとんどとまらない。</p> <p>【確認状況】 猛禽類調査時に、伊木山付近で確認された。6月に2個体で飛んでおり、囀りも盛んで、斜面林の一ヶ所から出入りがあったことから、繁殖していた可能性があると考えられた。</p> <p>【予測結果】 事業実施区域内での確認例はなく、事業により主要な生息環境と考えられる山地の樹林地や木曾川河岸は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の使用による生息地の減少、分断はないと予測する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">写真</td> <td style="text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">日本の野鳥/榊山と溪谷社</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">確認地点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">重要種保護の観点から 確認地点非公開</td> </tr> </table>	種名	サンショウクイ <i>Pericrocotus divaricatus divaricatus</i> スズメ目/サンショウクイ科	選定基準	環境省 RL: VU、岐阜県 RL: 準	一般生態		<p>【特徴】 全長 28 cm。体は細く、尾羽は長め、雄の額から頭部は白く、後頭、後頸、過眼線は黒い。雌は後頭から頸が灰色。</p> <p>【生態】 本州以南に夏鳥として飛来し平地から山地で繁殖する。繁殖分布は局地的であり、現在の繁殖地は次第に減少している。樹上で昆虫などを探し、高い枯れ枝や梢に直立した姿勢でとまり、低い枝や地上にはほとんどとまらない。</p> <p>【確認状況】 猛禽類調査時に、伊木山付近で確認された。6月に2個体で飛んでおり、囀りも盛んで、斜面林の一ヶ所から出入りがあったことから、繁殖していた可能性があると考えられた。</p> <p>【予測結果】 事業実施区域内での確認例はなく、事業により主要な生息環境と考えられる山地の樹林地や木曾川河岸は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の使用による生息地の減少、分断はないと予測する。</p>		写真	備考		日本の野鳥/榊山と溪谷社	確認地点		重要種保護の観点から 確認地点非公開	
種名	サンショウクイ <i>Pericrocotus divaricatus divaricatus</i> スズメ目/サンショウクイ科																
選定基準	環境省 RL: VU、岐阜県 RL: 準																
一般生態																	
<p>【特徴】 全長 28 cm。体は細く、尾羽は長め、雄の額から頭部は白く、後頭、後頸、過眼線は黒い。雌は後頭から頸が灰色。</p> <p>【生態】 本州以南に夏鳥として飛来し平地から山地で繁殖する。繁殖分布は局地的であり、現在の繁殖地は次第に減少している。樹上で昆虫などを探し、高い枯れ枝や梢に直立した姿勢でとまり、低い枝や地上にはほとんどとまらない。</p> <p>【確認状況】 猛禽類調査時に、伊木山付近で確認された。6月に2個体で飛んでおり、囀りも盛んで、斜面林の一ヶ所から出入りがあったことから、繁殖していた可能性があると考えられた。</p> <p>【予測結果】 事業実施区域内での確認例はなく、事業により主要な生息環境と考えられる山地の樹林地や木曾川河岸は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の使用による生息地の減少、分断はないと予測する。</p>																	
写真	備考																
	日本の野鳥/榊山と溪谷社																
確認地点																	
重要種保護の観点から 確認地点非公開																	

446	<p>表7-2-5 注目すべき種（昆虫類）</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">目 名</th> <th rowspan="2">科 目</th> <th rowspan="2">種 名</th> <th colspan="7">選定基準</th> <th rowspan="2">事業実施区域内</th> <th rowspan="2">事業実施区域外</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>トンボ</td> <td>トンボ</td> <td>ノシメトンボ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>NT</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5目</td> <td>8科</td> <td>10種</td> <td>0種</td> <td>0種</td> <td>8種</td> <td>3種</td> <td>1種</td> <td>0種</td> <td>0種</td> <td>5種</td> <td>9種</td> </tr> </tbody> </table> <p>一部、省略</p>	No	目 名	科 目	種 名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	1	トンボ	トンボ	ノシメトンボ				NT					●		計	5目	8科	10種	0種	0種	8種	3種	1種	0種	0種	5種	9種
No	目 名					科 目	種 名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外																																
		①	②	③	④			⑤	⑥	⑦																																						
1	トンボ	トンボ	ノシメトンボ				NT					●																																				
計	5目	8科	10種	0種	0種	8種	3種	1種	0種	0種	5種	9種																																				

—	—
---	---

448


表7-2-5 注目すべき種（昆虫類）

No	目 名	科 目	種 名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			
1	トンボ	モノサシトンボ	ゲンバイトンボ			NT	EN	準					●
2		トンボ	ノシメトンボ				NT					●	●
計	5目	9科	11種	0種	0種	9種	4種	2種	0種	0種	5種	11種	

一部、省略

449

表 7-2-6(1) 注目すべき種の概要（昆虫類）

種 名	ゲンバイトンボ <i>Platynemis foliacea</i> トンボ目/モノサシトンボ科
選定基準	環境省 RL：NT、愛知県 RL：EN、岐阜県 RL：準
一般生態	
<p>【特徴】全長約 37～41 mm。体色は地色が黒色で明るい青緑色から空色の縞模様が複雑に入る。雄の中脚、後脚の脛節は白色で軍配状に広がる特異な形をしている特徴がある。雌はモノサシトンボに似るが、頭部に後頭条があることなどで区別できる。</p> <p>【生態】平地から丘陵地の周囲に樹林がある抽水植物や沈水植物が豊富で、水質の良好な河川中流域、湧水や細流に生息する。</p> <p>【確認状況】その他調査時に河川敷の水際で確認された。</p> <p>【予測結果】水際で流れが緩やかになった場所に生育する抽水植物部分が発生地になっていると考えられる。事業実施区域内には安定した水域はないため、事業により主要な生息環境は改変されないことから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の存在による生息地の減少、分断はないと予測する。</p>	
写真	備考
	令和 2 年 6 月 25 日撮影
	確認地点
重要種保護の観点から 確認地点非公開	

第12章 事後調査計画

事後調査の実施については、指針の第26に以下の場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは事後調査を行うものとされている。

- ・ 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
- ・ 工事の実施中及び土地又は施設の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ・ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- ・ 環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合
- ・ 環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合
- ・ 環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合

上記を踏まえた事後調査計画は、表12.1に示すとおりである。現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから、行動圏の変化及び生息地の定着状況を事後調査により把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加について検討する。追加する環境保全措置は、有識者へのヒアリングの上、事業者が実行可能な内容とする。なお、詳細な事後調査の内容については事業の実施前に事後調査計画書を作成し、公表することとする。

表12.1 事後調査計画

調査項目		調査方法	調査地点	調査回数
動物	ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握	現地踏査及び自動撮影法による現地調査	事業実施区域及びその周辺。 自動撮影法は事業実施区域内の緑地等及び、環境影響調査において事業実施区域周辺に設置した自動撮影カメラの位置を基本として設置するが、行動圏の変化に応じて適宜見直しを図るものとする。	12月～8月（現地踏査については、月1回程度）

その他の項目については、本事業による工事の実施、地形改変又は施設の存在及び供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避・低減されており、また、環境保全に関する基準等との整合が図られていると判断した。そのうえで、事後調査が必要か否かについて検討を行った結果、予測手法等については不確実性が伴うものではなく、また、環境保全措置についてはこれまでの実績から十分効果が確認されているものであることから、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと判断する。

また、事後調査とは別に事業者が行う監視として、表 12.2 に示すモニタリング調査についても実施する計画である。供用時について、大気汚染防止法等に基づく測定のほか、自主規制値を設けた騒音、振動及び悪臭について測定を実施する。

表12.2 モニタリング計画（供用時）

モニタリング項目		モニタリングの手法等		
		調査方法	調査地点	調査期間
大気質	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	自動測定によるモニタリング	煙突	施設供用後に連続監視
	硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素	大気汚染防止法に基づく測定	煙突	施設供用後に2ヵ月に1回以上
	水銀	大気汚染防止法に基づく測定	煙突	施設供用後に4ヵ月に1回以上
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	煙突	施設供用後に1年に1回以上
騒音	騒音レベル	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく現地調査	最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の2地点	施設供用後に1年に1回
振動	振動レベル	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく現地調査	最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の2地点	施設供用後に1年に1回
悪臭	臭気指数	三点比較式臭袋法による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の2地点 ・脱臭装置排出口 ・排水 	施設供用後に1年に1回

巻末資料

資料1 調査期間

調査項目		調査期間		
大気質	環境大気質	二酸化硫黄 窒素酸化物 (二酸化窒素、 一酸化窒素) 浮遊粒子状物質	通年	平成31年4月1日(月)～令和2年3月31日(火)
			春季	令和元年5月15日(水)～令和元年5月21日(火)
			夏季	令和元年8月5日(月)～令和元年8月11日(日)
			秋季	令和元年11月18日(月)～令和元年11月24日(日)
			冬季	令和2年2月3日(月)～令和2年2月9日(日)
		微小粒子状物質 有害物質 (塩化水素、水銀、 ダイオキシン類)	春季	令和元年5月15日(水)～令和元年5月21日(火)
			夏季	令和元年8月5日(月)～令和元年8月11日(日)
			秋季	令和元年11月18日(月)～令和元年11月24日(日)
			冬季	令和2年2月3日(月)～令和2年2月9日(日)
		降下ばいじん	春季	令和元年5月8日(水)～令和元年6月7日(金)
			夏季	令和元年7月29日(月)～令和元年8月29日(木)
			秋季	令和元年10月25日(金)～令和元年11月25日(月)
	冬季		令和2年1月10日(金)～令和2年2月10日(月)	
	沿道大気質	窒素酸化物 (二酸化窒素、 一酸化窒素) 浮遊粒子状物質	春季	令和元年5月15日(水)～令和元年5月21日(火)
			夏季	令和元年8月5日(月)～令和元年8月11日(日)
			秋季	令和元年11月18日(月)～令和元年11月24日(日)
			冬季	令和2年2月3日(月)～令和2年2月9日(日)
	交通量、走行速度	平日	令和元年11月5日(火)～令和元年11月6日(水)	
		休日	令和元年11月2日(土)～令和元年11月3日(日)	
	地上気象	通年	平成31年4月1日(月)～令和2年3月31日(火)	
春季		令和元年5月15日(水)～令和元年5月21日(火)		
夏季		令和元年8月5日(月)～令和元年8月11日(日)		
秋季		令和元年11月18日(月)～令和元年11月24日(日)		
冬季		令和2年2月3日(月)～令和2年2月9日(日)		
上層気象	春季	令和元年5月15日(水)～令和元年5月21日(火)		
	夏季	令和元年8月5日(月)～令和元年8月11日(日)		
	秋季	令和元年11月18日(月)～令和元年11月24日(日)		
	冬季	令和2年2月3日(月)～令和2年2月9日(日)		
騒音 低周波音 振動	環境騒音、環境振動	平日	令和元年11月5日(火)22時～11月6日(水)22時	
		休日	令和元年11月2日(土)22時～11月3日(日)22時	
	低周波音	—	令和元年11月5日(火)22時～11月6日(水)22時	
	道路交通騒音、道路交通振動	平日	令和元年11月6日(水)7時～11月6日(水)20時	
		休日	令和元年11月3日(日)7時～11月3日(日)20時	
地盤卓越振動数	—	令和元年11月5日(火)22時～11月6日(水)22時		
交通量等	平日	令和元年11月5日(火)22時～11月6日(水)22時		
	休日	令和元年11月2日(土)22時～11月3日(日)22時		
悪臭	臭気指数	梅雨期	令和元年6月21日(金)	
		夏季	令和元年8月8日(木)	
水質	水質	春季	令和元年5月16日(木)	
		夏季	令和元年8月7日(水)	
		秋季	令和元年11月24日(日)	
		冬季	令和2年2月12日(水)	
	水質(降雨時)	—	令和元年10月25日(金)	
土壌環境	有害物質	—	令和元年11月23日(土)	
地下水の 状況及び 地下水質	地下水位 地下水質	春季	令和元年5月16日(木)	
		夏季	令和元年8月7日(水)	
		秋季	令和元年11月24日(日)	
		冬季	令和2年2月10日(月)	

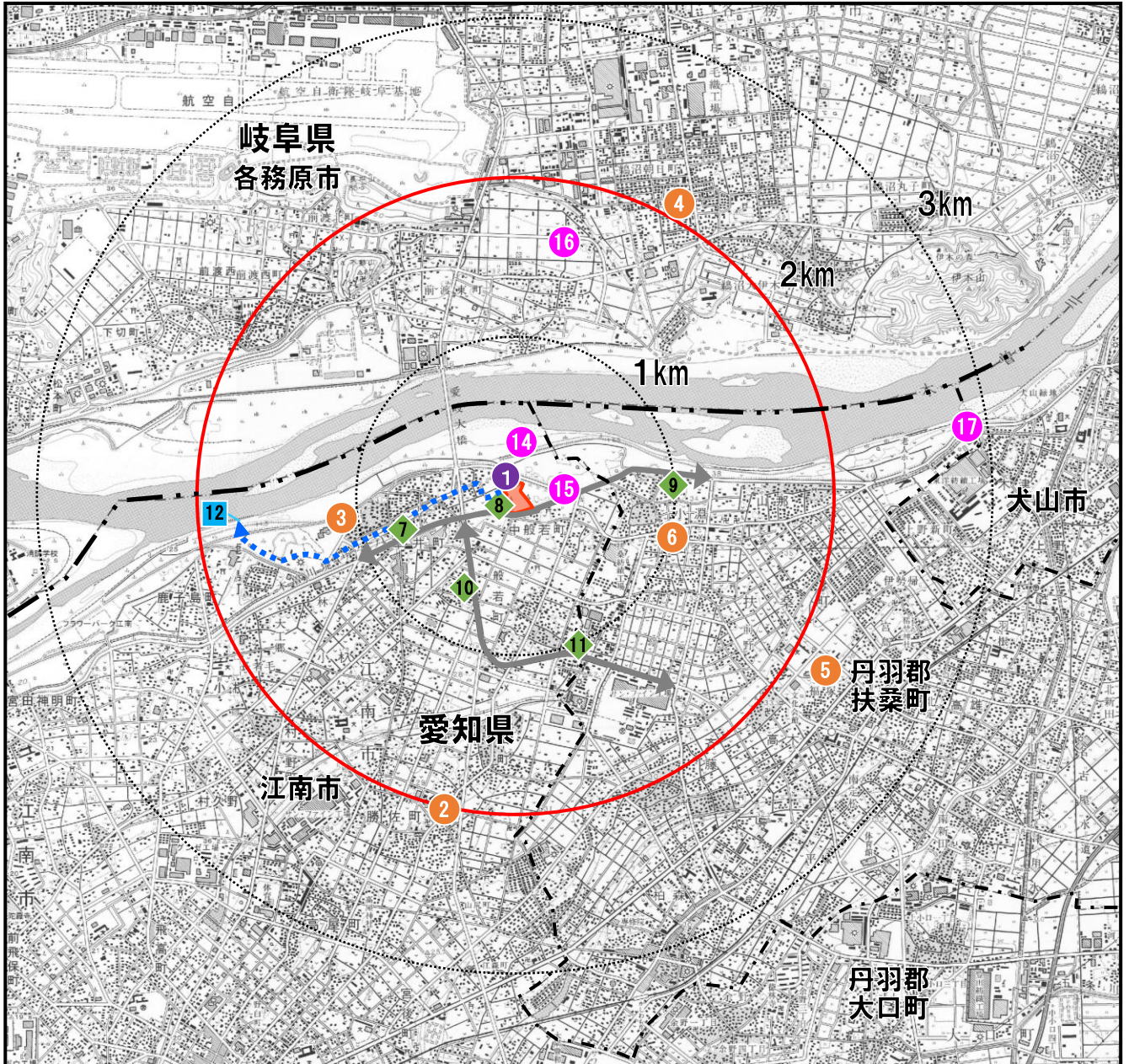
調査項目		調査期間		
動物	哺乳類	春季	平成31年4月27日(土)、4月29日(月)、 令和元年5月2日(木)、5月3日(金)、5月5日(日)	
		夏季	令和元年7月25日(木)、7月26日(金)、7月28日(日)～7月31日(水)	
		秋季	令和元年9月25日(水)、9月26日(木)、9月28日(土)～9月30日(月)、 10月1日(火)	
		冬季	令和2年1月27日(月)、1月28日(火)	
	ホンド キツネ	平成31年4月27日(土)、令和元年5月5日(日) 令和元年7月25日(木)、7月31日(水) 令和元年9月25日(木)、9月30日(月) 令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和2年1月27日(月)～31日(金) 令和2年2月1日(土)、18日(火)～20日(木) 令和2年3月21日(土)～24日(火) 令和2年4月19日(日)～21日(火) 令和2年5月20日(水)、21日(木) 令和2年6月24日(水)～26日(金) 令和2年7月18日(土)～22日(水) 令和2年8月18日(火)		
		春季	平成31年4月27日(土)、4月28日(日)	
		繁殖期	令和元年6月10日(月)、6月16日(日)	
		夏季	令和元年7月9日(火)	
		秋季	令和元年9月30日(月)	
		冬季	令和2年1月16日(木)、1月17日(金)	
		猛禽類	1 営巣期	平成31年3月1日(金) 平成31年4月2日(火)、4月3日(水) 令和元年5月5日(日)、5月6日(月) 令和元年6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年7月6日(土)、7月7日(日)
			2 営巣期	令和2年1月30日(木)～31日(金) 令和2年2月24日(月)～25日(火) 令和2年3月19日(木)～20日(金) 令和2年4月16日(木)～17日(金) 令和2年5月15日(金)～16日(土) 令和2年6月21日(日)～22日(月) 令和2年7月16日(木)～17日(金)
			繁殖状況調査	令和元年6月16日(日) 令和元年7月7日(日) 令和2年6月27日(土) 令和2年7月21日(火)
		昆虫類	春季	平成31年4月27日(土)、4月28日(日)、 令和元年5月2日(木)～5月4日(土)
			夏季	令和元年7月25日(木)、7月26日(金)、7月28日(日)～7月30日(火)
	秋季		令和元年9月25日(水)～9月28日(土)	
	両生類、 爬虫類	春季	平成31年4月27日(土)、4月29日(月)、 令和元年5月2日(木)、5月3日(金)	
		夏季	令和元年7月25日(木)、7月28日(日)～7月30日(火)	
		秋季	令和元年9月25日(水)、9月26日(木)、9月28日(土)、9月29日(日)、 10月1日(火)	
		早春季	令和2年3月25日(水)、3月26日(木)	
	魚類	春季	令和元年5月3日(金)	
		夏季	令和元年7月13日(土)	
		秋季	令和元年9月28日(土)	
	底生動物	夏季	令和元年7月13日(土)	
		冬季	令和2年2月2日(日)	
		早春季	令和2年3月27日(金)	
	クモ類	夏季	令和元年7月6日(土)、7月7日(日)	
秋季		令和元年9月24日(火)～9月30日(月)		
冬季		令和2年2月3日(月)～2月5日(水)		

調査項目		調査期間	
動物	陸産貝類	初夏季	令和元年6月18日(火)、6月19日(水)
		冬季	令和2年2月18日(火)、2月19日(水)
植物	植物相	春季	令和元年5月2日(木)～5月3日(金)
		夏季	令和元年7月12日(金)～7月13日(土)
		秋季	令和元年9月26日(木)～9月27日(金)
		早春季	令和2年3月28日(土)～3月29日(日)
		植生	秋季
	水生植物相	春季	令和元年5月3日(金)
		夏季	令和元年7月13日(土)
		秋季	令和元年9月28日(土)
景観	主要な眺望点の状況	繁茂季	令和元年5月11日(土)
	主要な眺望景観の状況	落葉季	令和2年2月11日(火)
人と自然との 触れ合いの 活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	休日	令和元年11月3日(日) 7時～17時
		平日	令和元年11月6日(水) 7時～17時

資料2 調査地点

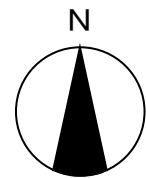
調査項目	参照図番号	図中記号	地点名
地上気象	図-1 図-2	●1	事業実施区域
上層気象	図-1 図-2	●1	事業実施区域
環境大気質	図-1 図-2	●1	事業実施区域
	図-1	●2	市立古知野北小学校
	図-1	●3	すいとぴあ江南
	図-1	●4	東ライフデザインセンター
	図-1	●5	扶桑町図書館
	図-1	●6	小淵地区神明社前
沿道大気質、 道路交通騒音・振動、 交通量等	図-1 図-3	◆7	江南関線
	図-1 図-3	◆8	浅井犬山線西側
	図-1 図-3	◆9	浅井犬山線東側
	図-1 図-3	◆10	草井羽黒線
	図-1 図-3	◆11	小淵江南線
環境騒音・振動、 低周波音、悪臭	図-2	■A	西側敷地境界
	図-2	■B	南側敷地境界
環境騒音・振動、悪臭	図-2	■C	西側最寄住宅地付近
	図-2	■D	南側最寄住宅地付近
水質	図-1	■12	排水路
土壌環境	図-2	●E	地点1
	図-2	●F	地点2
	図-2	●G	地点3
地下水位、地下水質	図-2	●F	事業実施区域

調査項目	参照図番号	図中記号	地点名
動物、植物、生態系	図-2		事業実施区域及び周囲約 200mを基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲
猛禽類	図-1	●14	St. 1
	図-1	●15	St. 2
	図-1	●16	St. 3
	図-1	●17	St. 4
ホンドキツネ	図-1	○	事業実施区域より概ね 2 km の範囲
魚類、底生動物	図-1	■12	排水路
景観	図-3	●1	西側住居付近
	図-3	●2	南側住居付近
	図-3	●3	東側交差点付近
	図-3	●4	サイクリングロード付近
	図-3	●5	木曽川扶桑緑地公園
	図-3	●6	般若公園
	図-3	●7	すいとぴあ江南（展望台）
	図-3	●8	愛岐大橋
	図-3	●9	木曽川対岸
	図-3	●10	西側最寄住居付近
人と自然との触れ合いの活動の場（人と自然との触れ合いの活動の場）	図-3	○1	木曽川沿川サイクリングロード
	図-3	○2	木曽川扶桑緑地公園
人と自然との触れ合いの活動の場（交通量）	図-1 図-3	◆7	江南関線
	図-1 図-3	◆8	浅井犬山線西側
	図-1 図-3	◆9	浅井犬山線東側
	図-1 図-3	◆10	草井羽黒線
	図-1 図-3	◆11	小渕江南線
	図-3	□	愛岐大橋南交差点



凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- 主な走行経路
- 排水ルート

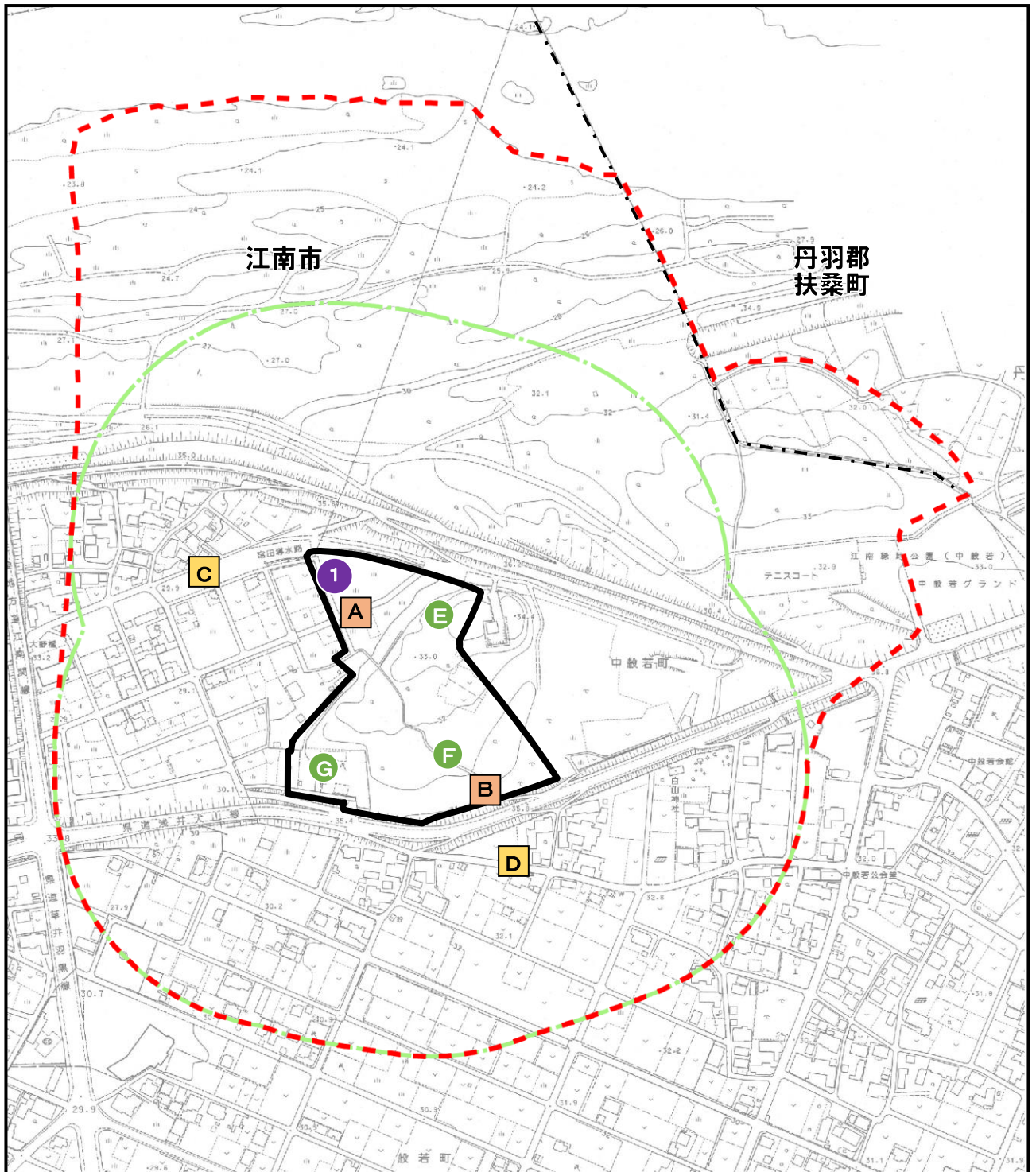


1 : 40,000

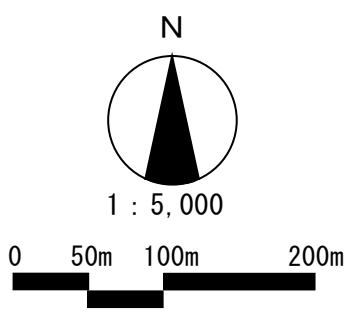


この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

図-1 調査地点位置(1)

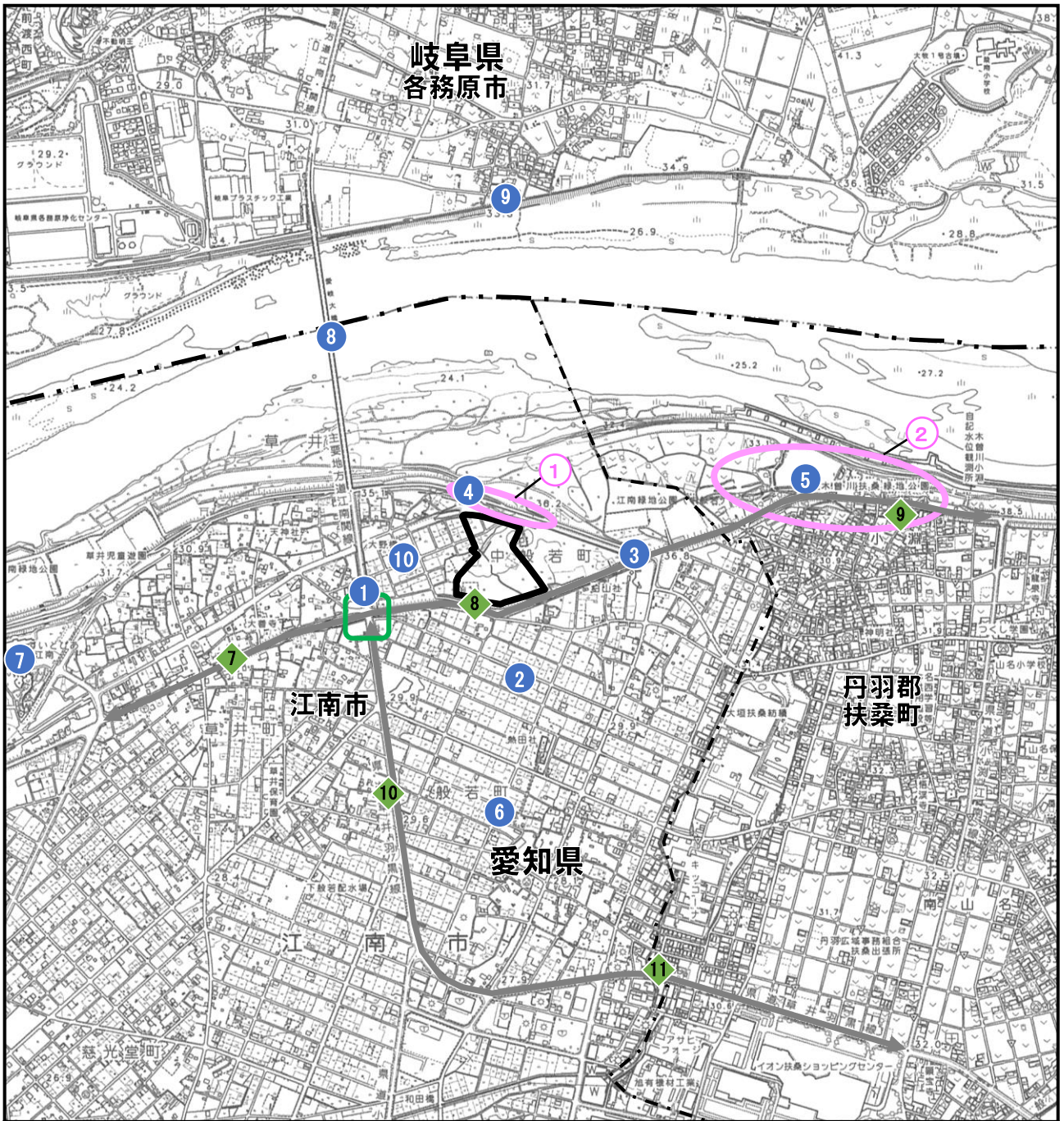


- 凡 例
- 事業実施区域
 - 市町境
 - 事業実施区域より 200m







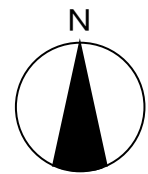
この地図は、「江南市都市計画基本図 No. 02 1:2,500」を使用したものである。

図-2 調査地点位置(2)



凡 例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境
-  主な走行経路



1 : 15,000



この地図は、各務原市発行「1 : 15,000 各務原市全図」を使用したものである。

図-3 調査地点位置(3)